

平成 28 年

小樽市議会会議録(2)

第 2 回 定 例 会

小 樽 市 議 会

平成28年
第2回定例会 会期及び会議日程
小樽市議会

会期 6月7日～7月8日（32日間）

月日（曜日）	本 会 議	委 員 会
6月 7日（火）	提案説明等	
8日（水）	休 会	
9日（木）	”	
10日（金）	”	
11日（土）	”	
12日（日）	”	
13日（月）	会派代表質問	議会運営委員会
14日（火）	会派代表質問	”
15日（水）	会派代表質問	”
16日（木）	休 会	”
17日（金）	”	”
18日（土）	”	
19日（日）	”	
20日（月）	”	議会運営委員会
21日（火）	”	”
22日（水）	会派代表質問、無所属議員 の質疑及び一般質問	”
23日（木）	一般質問等	”
24日（金）	一般質問	議会運営委員会、予算特別委員会（選挙）
25日（土）	休 会	
26日（日）	”	
27日（月）	”	予算特別委員会（総括質疑）
28日（火）	会期延長	議会運営委員会、予算特別委員会（総括質疑）
29日（水）	休 会	予算特別委員会（総括質疑）
30日（木）	”	予算特別委員会（総括質疑）
7月 1日（金）	”	総務・経済両常任委員会
2日（土）	”	
3日（日）	”	
4日（月）	”	厚生・建設両常任委員会

5日 (火)	〃	学校適正配置等調査特別委員会
6日 (水)	〃	
7日 (木)	〃	
8日 (金)	討論・採決等	議会運営委員会

平成28年
第2回定例会会議録目次
小樽市議会

○ 6月7日（火曜日） 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 会期の決定	3
1	日程第2 議案第1号ないし議案第20号	3
	○提案説明 市長（議1～議19）	3
	○提案説明 小貫議員（議20）	4
	採 決（議4）	5
1	日程第3 休会の決定	5
1	散 会	5

○ 6月13日（月曜日） 第2日目

1	出席議員	7
1	欠席議員	7
1	出席説明員	7
1	議事参与事務局職員	8
1	開 議	9
1	会議録署名議員の指名	9
1	日程第1 議案第1号ないし議案第3号及び議案第5号ないし議案第20号	9
	○会派代表質問 酒井（隆行）議員	9
	○議事進行について 安齋議員	33
	○会派代表質問 千葉議員	33
1	散 会	56

○ 6月14日（火曜日） 第3日目

1 出席議員	57
1 欠席議員	57
1 出席説明員	57
1 議事参与事務局職員	58
1 開 議	59
1 会議録署名議員の指名	59
1 日程第1 議案第1号ないし議案第3号及び議案第5号ないし議案第20号	59
○会派代表質問 高野議員	59
○会派代表質問 佐々木議員	80
○理事者から発言の申出	103
○会派代表質問 安齋議員	104
○議事進行について 高橋（龍）議員	122
1 散 会	123

○ 6月15日（水曜日） 第4日目

1 出席議員	125
1 欠席議員	125
1 出席説明員	125
1 議事参与事務局職員	126
1 開 議	127
1 会議録署名議員の指名	127
1 日程第1 議案第1号ないし議案第3号及び議案第5号ないし議案第20号	127
○会派代表質問 安齋議員	127
○議事進行について 秋元議員	145
1 散 会	145

○ 6月22日（水曜日） 第5日目

1 出席議員	147
1 欠席議員	147
1 出席説明員	147
1 議事参与事務局職員	148
1 開 議	149

1	会議録署名議員の指名	149
	○議長からの発言（6月15日の代表質問中断から本日までの経過について）	149
1	日程第1 議案第1号ないし議案第3号及び議案第5号ないし議案第20号	149
	○会派代表質問 安斎議員	149
	○市長から発言の申出	149
	○理事者から発言の申出	150
	どんな理由であれ公用車を私事に利用したのは事実であり、市民の税金を使って森井秀明氏個人の私的な利用は決して許されることではなく、森井市長は、しっかりと市民に説明するとともに、素直に市民に対して謝罪を求める動議 秋元議員	150
	○議事進行について 佐々木議員	151
	○討論 新谷議員	151
	○討論 千葉議員	152
	○討論 石田議員	152
	○討論 佐々木議員	152
	採決（動議）	153
	○市長から発言の申出	153
	○議事進行について 秋元議員	153
	公務の途中で立ち寄るの「立ち寄る」の言葉の定義の説明を求める動議 斉藤議員	154
	○討論 高野議員	154
	○討論 松田議員	154
	採決（動議）	154
	森井市長に、議会答弁における発言の重みを認識するとともに、昨年からの毎定例会で答弁を訂正、削除していることに対して市民にわかりやすく説明することを求める動議 松田議員	155
	○討論 川畑議員	155
	○討論 秋元議員	156
	採決（動議）	156
	市長は、答弁に整合性がなく、議会で虚偽答弁ともとられかねない発言があり、議会と真摯に向き合い、的確で誠実な答弁を心がけていれば、このような混乱は避けられたはずで、市長には、議会制民主主義に鑑み、円滑な議会議論を求める動議 千葉議員	157
	○討論 酒井（隆裕）議員	157
	○討論 斉藤議員	158
	○討論 石田議員	158
	採決（動議）	158
	先ほどの市長の発言の内容について、不正確な内容を述べていることに対する説明を求める動議 中村（吉宏）議員	159
	○討論 小貫議員	159
	○討論 酒井（隆行）議員	159

採 決 (動議)	160
市長の先ほどの発言について、謝罪の発言がなかったことへの説明を求める動議 山田議員	160
○討 論 小貫議員	160
○討 論 前田議員	161
○討 論 酒井 (隆裕) 議員	161
採 決 (動議)	161
公用車の使い方に関するより明確な見解を求める動議 濱本議員	162
○討 論 小貫議員	162
○討 論 鈴木議員	162
採 決 (動議)	163
市長から発言の申出	163
○無所属議員の質疑及び一般質問 石田議員	164
1 散 会	167

○ 6月23日 (木曜日) 第6日目

1 出席議員	169
1 欠席議員	169
1 出席説明員	169
1 議事参与事務局職員	170
1 開 議	171
1 会議録署名議員の指名	171
1 日程第1 議案第1号ないし議案第3号及び議案第5号ないし議案第20号	171
採 決 (議18)	171
○一般質問 高橋 (龍) 議員	171
○一般質問 新谷議員	180
○議事進行について 安齋議員	187
○一般質問 秋元議員	187
1 散 会	200

○ 6月24日 (金曜日) 第7日目

1 出席議員	203
1 欠席議員	203
1 出席説明員	203

1	議事参与事務局職員	204
1	開 議	205
1	会議録署名議員の指名	205
1	日程第1 議案第1号ないし議案第3号、議案第5号ないし議案第17号、議案第19号 及び議案第20号	205
	○一般質問 秋元議員	205
	森井市長に対し、答弁漏れがなぜ多数発生するのか弁明を求めるとともに、今後起こさないこ とを強く求める動議 山田議員	206
	○討 論 石田議員	206
	○討 論 中村（誠吾）議員	207
	○討 論 斉藤議員	207
	採 決（動議）	208
	○一般質問 中村（誠吾）議員	217
	○一般質問 川畑議員	226
	○一般質問 濱本議員	233
	予算特別委員会設置・付託	250
	常任委員会付託	250
1	日程第2 休会の決定	250
1	散 会	250

○ 6月28日（火曜日） 第8日目

1	出席議員	253
1	欠席議員	253
1	出席説明員	253
1	議事参与事務局職員	254
1	開 議	255
1	会議録署名議員の指名	255
	○市長から発言の申出	255
1	日程第1 会期の延長	255
1	日程第2 休会の決定	255
1	散 会	255

○ 7月8日（金曜日） 第9日目

1	出席議員	257
1	欠席議員	257
1	出席説明員	257
1	議事参与事務局職員	258
1	開 議	259
1	会議録署名議員の指名	259
1	日程第1 議案第9号の訂正	259
	○訂正理由説明 市長	259
	○採 決	259
1	日程第2 議案第1号ないし議案第3号、議案第5号ないし議案第17号、議案第19号 及び議案第20号並びに請願及び陳情並びに調査	259
	予算特別委員長報告	259
	○討 論 川畑議員	264
	採 決	264
	総務常任委員長報告	265
	○討 論 酒井（隆裕）議員	266
	○討 論 林下議員	267
	採 決	267
	経済常任委員長報告	268
	○討 論 小貫議員	269
	採 決	269
	厚生常任委員長報告	270
	○討 論 高野議員	271
	採 決	272
	建設常任委員長報告	272
	○討 論 前田議員	274
	○討 論 川畑議員	274
	○討 論 高橋（克幸）議員	275
	採 決	276
	学校適正配置等調査特別委員長報告	276
	○討 論 酒井（隆裕）議員	278
	採 決	278
1	日程第3 議案第21号	278
	○提案説明 市長	278
	採 決	279

1 日程第4 意見書案第1号ないし第7号	279
採 決	279
1 自然閉会	279

議事事件一覧表

議案

議案	案第1号	平成28年度小樽市一般会計補正予算
議案	案第2号	平成28年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算
議案	案第3号	平成28年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
議案	案第4号	小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案
議案	案第5号	小樽市山林基金条例の一部を改正する条例案
議案	案第6号	小樽市ふるさと応援基金条例案
議案	案第7号	小樽市税条例等の一部を改正する条例案
議案	案第8号	小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案
議案	案第9号	小樽市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
議案	案第10号	市立小樽図書館条例等の一部を改正する条例案
議案	案第11号	不動産の処分について [港町ふ頭]
議案	案第12号	動産の取得について [ロータリ除雪車]
議案	案第13号	動産の取得について [災害対応特殊消防ポンプ自動車]
議案	案第14号	動産の取得について [防火衣]
議案	案第15号	工事請負契約について [山手地区統合小学校新築工事]
議案	案第16号	工事請負契約について [山手地区統合小学校新築電気設備工事]
議案	案第17号	工事請負契約について [山手地区統合小学校新築機械設備工事]
議案	案第18号	工事請負契約について [手宮中央小学校外構・グラウンド整備工事]
議案	案第19号	工事請負契約について [北陵中学校大規模改造工事]
議案	案第20号	小樽市非核港湾条例案
議案	案第21号	小樽市職員懲戒審査委員会委員の任命について

意見書案

意見書案	案第1号	義務教育費国庫負担制度堅持等を求める意見書 (案)
意見書案	案第2号	地方財政の充実・強化を求める意見書 (案)
意見書案	案第3号	平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書 (案)
意見書案	案第4号	骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書 (案)
意見書案	案第5号	次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書 (案)
意見書案	案第6号	食品ロス削減に向けての取組を進めることを求める意見書 (案)
意見書案	案第7号	待機児童解消に向けて緊急的な対応を求める意見書 (案)

決議案

決議案	案第1号	森井秀明市長に対する問責決議 (案)
-----	------	--------------------

質 問 要 旨

○会派代表質問

酒井（隆行）議員（自由民主党）（6月13日1番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 市長公約の進捗と議案について
 - （1）AEDについて
 - （2）JR快速列車の停車について
 - （3）新・市民プール建設について
 - （4）周産期医療について
 - （5）議案第7号について
 - （6）補正予算に関連して
- 2 高速道路・新幹線と企業誘致等について
 - （1）高速道路について
 - （2）新幹線新駅策定会議について
 - （3）企業誘致等について
- 3 海水浴場と違法建築物について
 - （1）おたるドリームビーチについて
 - （2）海水浴場に関連して
 - （3）市街化調整区域の建物について
- 4 観光振興とスポーツ振興について
 - （1）観光振興について
 - （2）スポーツ振興について
- 5 公益通報等と政治姿勢について
 - （1）公益通報について
 - （2）職員のモチベーションについて
 - （3）政治姿勢について
- 6 その他

千葉議員（公明党）（6月13日2番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 「森井市政1年」を振り返ってと職員人事について
- 2 補正予算と決算見込みに関連して
- 3 人口減少対策について
 - （1）小樽の建物を生かした人口対策について
 - （2）「ふるさとテレワーク」について
 - （3）介護従事者を移住に結び付ける対策について
- 4 平成27年度の除排雪と今後の考え方について
- 5 おたるドリームビーチに関連して

- 6 周産期医療と高齢者対策について
 - (1) 安心して赤ちゃんを産むことができる環境整備について
 - (2) 高齢者の運転免許証自主返納について
 - (3) 高齢者が賃貸住宅を借りる場合の連帯保証人について
- 7 がん対策について
 - (1) がん検診受診率向上の取組について
 - (2) ピロリ菌の除菌対策について
 - (3) 学校における「がん教育」について
- 8 その他

高野議員（日本共産党）（6月14日1番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 市民生活について
 - (1) 国民健康保険について
 - (2) ふれあいパスについて
 - (3) 新市営室内水泳プールについて
- 2 子育て支援について
 - (1) 待機児童について
 - (2) 周産期医療について
 - (3) 市内で出産できる対策の確立を
- 3 中央・山手地区の中学校の統合について
- 4 地震対策について
- 5 市長の政治姿勢について
 - (1) 憲法「改正」の動きについて
 - (2) 市政運営について
- 6 その他

佐々木議員（民主党）（6月14日2番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 森井市政の1年を振り返って
- 2 銭函地区の海水浴場について
 - (1) おたるドリームビーチ海水浴場ルールについて
 - (2) サンセットビーチほか近隣私設ビーチについて
 - (3) 市長が示した銭函海岸の今後のビジョンについて
- 3 小樽公園の桜について
- 4 生活困窮者自立支援事業について
 - (1) 「たるさぼ」ここまでの活動
 - (2) 就労準備支援事業について
 - (3) 学習支援事業について
 - (4) 今後や課題について

- 5 教職員の超勤・多忙化解消について
- 6 その他

安斎議員（新風小樽）（6月14日3番目、6月15日、6月22日1番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 小樽市総合戦略について
 - (1) 将来の都市像「訪れる人を魅了し、暮らす人には優しい、市民幸福度の高いまち」について
 - (2) 基本目標Ⅰ「子育て世代をはじめ、全ての居住者に優しい、生活利便性の向上」について
 - (3) 基本目標Ⅱ「小樽の強みを活かした産業振興と、新たな人の流れの創出」について
- 2 市長の政治姿勢（開かれた市政）について
 - (1) 開かれた市政について
 - (2) 辻立ちについて
 - (3) 市長の公用車私的使用の疑いについて
- 3 除排雪について
 - (1) 平成27年度の除排雪作業の検証について
 - (2) 貸出ダンプ制度について
 - (3) 排雪作業について
 - ア 今後について
 - イ 参与の業務日誌にある市長の訓示などについて
 - (4) 除雪業務の入札制度変更の問題に関連して
 - ア 参加要件について
 - イ 原部が決めたことについて
 - ウ 除雪対策本部の指揮系統について
 - (5) 雪対策に係る基本計画について
- 4 周産期医療について
- 5 その他

○無所属議員の質疑及び一般質問

石田議員（6月22日2番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 地域総合除雪業務について
- 2 貸出ダンプ制度について
- 3 その他

○一般質問

高橋（龍）議員（新風小樽）（6月23日1番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 ICT化の推進及びオープンデータの活用について
- 2 家庭教育の支援とSNSの利用に関して
- 3 その他

新谷議員（日本共産党）（6月23日2番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 手話言語条例制定について
- 2 潮見ヶ丘の雇用促進住宅について
- 3 生活環境問題について
- 4 その他

秋元議員（公明党）（6月23日3番目、6月24日1番目）

答弁を求める理事者 市長、選挙管理委員会委員長及び関係理事者

- 1 職員人事について
 - （1）人事評価について
 - （2）小樽市職員人事評価実施要綱について
 - （3）能力評価、業績評価について
 - （4）人事に伴う適材適所とは
 - （5）人事の私物化について
 - （6）職員のモチベーション低下とケアについて
 - （7）総務部長について
 - （8）コンプライアンス委員会について
- 2 除雪問題について
 - （1）入札に関して
 - （2）今年度の除排雪計画について
 - （3）参与について
 - （4）昨年問題となった貸出ダンプ制度について
- 3 その他

中村（誠吾）議員（民主党）（6月24日2番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長、選挙管理委員会委員長及び関係理事者

- 1 熊本地震に学ぶ本市の防災体制について
- 2 周産期医療体制の今後について
- 3 障害者差別解消法施行について
- 4 18歳選挙権と投票率向上に向けて
- 5 通学路の安全確保に向けて
- 6 その他

川畑議員（日本共産党）（6月24日3番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 泊原発の再稼働について
- 2 JR並行在来線について
- 3 「塩谷・ぱるて築港線」の新設を求める要請について
- 4 その他

濱本議員（自民党）（6月24日4番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 地方自治における議会と市長の関係について
- 2 都市経営について
- 3 自治体経営について
- 4 人事行政について
- 5 平成27年度の除排雪について
- 6 その他

平成28年
第2回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

平成28年6月7日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	高	橋		龍	4番	中	村	岩	雄
5番	安	斎	哲	也	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	齊	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐	々木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	森井秀明	教育長	林秀樹
選挙管理委員会委員長	大淵勝敏	副市長	上林猛
病院局長	並木昭義	水道局長	浅沼敦
総務部長	（上林 猛）	財政部長	前田孝一
産業港湾部長	中野弘章	産業港湾部参事	飯田俊哉
生活環境部長	渡辺幸生	医療保険部長	小山秀昭
福祉部長	日栄 聡	建設部長	相庭孝昭
消防長	明井隆生	病院局小樽市立病院事務部長	笠原啓仁
教育部長	工藤裕司	総務部部長	伊藤和彦
保健所次長	犬塚雅彦	企画政策室長	三船貴史
総務部総務課長	中村哲也	選挙管理委員会事務局長	志賀 公
		財政部財政課長	

議事参与事務局職員

事務局 長	田 中 泰 彦
庶務係 長	由 井 卓 也
調査係 長	大 崎 公 義
書 記	深 田 友 和
書 記	河 崎 仁 美

事務局 次長	林 昭 雄
議事係 長	柳 谷 昌 和
書 記	北 岡 尚
書 記	真 屋 文 枝

開会 午前10時00分

○議長（横田久俊） これより、平成28年小樽市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、石田博一議員、小貫元議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から6月28日までの22日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし議案第20号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし議案第19号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第3号までの平成28年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第1号一般会計補正予算の主なものといたしましては、国の平成27年度補正予算で創設された地方創生加速化交付金の申請に向けて、本市総合戦略で掲げた将来の都市像である訪れる人を魅了し、暮らす人にはやさしい、市民幸福度の高いまちを実現するための新たな取組となる明日の小樽を支える観光イノベーション事業費を計上したほか、ふるさと納税制度で本市へ寄せられた個人の寄附金を、寄附者の方々の思いを実現するための事業に充てるよう、適正に管理・運用するため設置するふるさと応援基金への積立金、保育士確保策として市立保育所を除く市内の保育所等へ新たに就業する常勤保育士に対して、被服費や家賃等の一部を助成する保育士就労支援補助金、介護療養型医療施設の特別養護老人ホームへの転換を図るため、施設整備費用の一部を助成する介護サービス提供基盤等整備事業費交付金、不登校児童・生徒に対し家庭訪問等を通じた学習支援や教育相談を行うため、新たに支援員1名を配置する不登校児童生徒支援事業費などについて、所要の経費を計上いたしました。

これらに対する財源といたしましては、国・道支出金、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入及び市債を計上し、以上の結果、一般会計における補正額は、3億5,508万7,000円の増となり、財政規模は569億9,461万2,000円となりました。

次に、議案第2号及び議案第3号の特別会計では、港湾整備事業特別会計において、港町ふ頭分譲地及び隣接する市有地の土地売却収入と売却予定地内にある国有地の購入や水道管の移設など、売却に必要な経費を計上したほか、住宅事業特別会計において、若竹住宅3号棟建替え工事の実施に向け、区分所有者等の移転補償費と移転後の建物解体工事費、建替えに係る設計委託費を計上いたしました。

なお、建物解体工事費については、工事が次年度にわたることから、債務負担行為として所要の経費を計上いたしました。

続きまして、議案第4号から議案第19号までについて説明申し上げます。

議案第4号報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第5号山林基金条例の一部を改正する条例案につきましては、塩谷4丁目所在の山林の一部の売

却に伴い、地積を変更するものであります。

議案第6号ふるさと応援基金条例案につきましては、ふるさと応援基金を設置するものであります。

議案第7号市税条例等の一部を改正する条例案につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、法人市民税の税率の引下げ、軽自動車税の環境性能割の導入、わがまち特例の特例割合の設定等を行うとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第8号市営住宅条例の一部を改正する条例案につきましては、オタモイF住宅、オタモイF厚生住宅及びオタモイF住宅児童遊園を用途廃止するものであります。

議案第9号病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、小樽市立病院の診療科目として、血液内科、糖尿病内科、内分泌内科、腎臓内科及びリウマチ科を開設するものであります。

議案第10号市立小樽図書館条例等の一部を改正する条例案につきましては、市立小樽図書館、小樽市総合博物館、市立小樽文学館及び市立小樽美術館がそれぞれ設置する協議会の委員について、公募による委員を加えるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第11号不動産の処分につきましては、港町ふ頭の土地を売払い処分するものであります。

議案第12号から議案第14号までの動産の取得につきましては、ロータリ除雪車、災害対応特殊消防ポンプ自動車及び防火衣を取得するものであります。

議案第15号から議案第19号までの工事請負契約につきましては、山手地区統合小学校新築工事、山手地区統合小学校新築電気設備工事、山手地区統合小学校新築機械設備工事、手宮中央小学校外構・グラウンド整備工事及び北陵中学校大規模改造工事の請負契約を締結するものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、なにとぞ原案どおり御可決、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横田久俊） 次に、議案第20号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○20番（小貫元議員） 日本共産党者を代表して、議案第20号小樽市非核港湾条例案の提案説明を行います。

先月、核兵器廃絶に関連して、大きく二つの出来事がありました。

一つ目は、アメリカのオバマ大統領が被爆地を訪問したことです。現職のアメリカ大統領が広島を初めて訪問し、平和資料館を訪れ、追悼の献花を行い、追悼のスピーチを行って被爆者の方々と言葉を交わしたことは、前向きの歴史的な一歩となりました。この前向きの一歩を、核兵器のない世界の実現につなげる上で、核兵器の非人道性を正面から直視し、核兵器禁止条約の国際交渉を開始するという具体的な行動を行う必要があります。

二つ目は、スイス・ジュネーブの国連ヨーロッパ本部で、2日から13日、核兵器禁止条約など、核兵器廃絶に向けた法的措置を話し合う作業部会の第2回会合が開かれたことです。ところが、日本政府は、参加した約70か国の多数が禁止条約の交渉開始を支持する中、禁止条約の締結ではなく、既存の国際法による段階的な核軍縮を主張し、核兵器廃絶を永久に先送りする核保有国の代弁者というべき役割を果たしています。

この二つの出来事は、日本の核兵器に対する姿勢を明らかにしています。本来ならば核廃絶の先頭に立つべき被爆国が、核保有国による核抑止力論に立っており、被爆国としての役割を発揮できていませ

ん。このような日本政府の姿勢の下で、提案する条例案は港湾管理者として、小樽港に核兵器を持ち込ませないために、神戸方式である非核証明書の提出を入港する艦艇に求めるものです。

核兵器廃絶平和都市宣言の趣旨である核兵器廃絶の世論をさらに高めるためにも、条例案に御賛同いただきますよう、各議員にお願い申し上げ、提案説明といたします。(拍手)

○議長(横田久俊) ただいま上程中の案件のうち、議案第4号については先議することとし、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号について、可決と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明日から6月12日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午前10時12分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 石 田 博 一

議 員 小 貫 元

平成28年
第2回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

平成28年6月13日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	高	橋		龍	4番	中	村	岩	雄
5番	安	斎	哲	也	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	芥	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐々	木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	林	秀	樹									
副	市	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭	義							
水	道	局	長	浅	沼	敦	総	務	部	長	（上林 猛）									
財	政	部	長	前	田	孝	一	産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章			
産	業	港	湾	部	参	事	飯	田	俊	哉	生	活	環	境	部	長	渡	辺	幸	生
医	療	保	険	部	長	小	山	秀	昭	福	祉	部	長	日	栄	聡				
建	設	部	長	相	庭	孝	昭	消	防	長	明	井	隆	生						
病	院	局	小	樽	市	立	病	院	長	教	育	部	長	工	藤	裕	司			
事	務	部	長	笠	原	啓	仁	教	育	部	長	工	藤	裕	司					
総	務	部	長	伊	藤	和	彦	保	健	所	次	長	犬	塚	雅	彦				
総	務	部	総	務	課	長	中	村	哲	也	財	政	部	財	政	課	長	志	賀	公

議事参与事務局職員

事務局長	田中泰彦
庶務係長	由井卓也
調査係長	大崎公義
書記	北岡尚
書記	眞屋文枝

事務局次長	林昭雄
議事係長	柳谷昌和
書記	石澤麻由美
書記	深田友和
書記	河崎仁美

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、松田優子議員、中村吉宏議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第3号及び議案第5号ないし議案第20号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

それでは、通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 13番、酒井隆行議員。

（13番 酒井隆行議員登壇）（拍手）

○13番（酒井隆行議員） 平成28年第2回定例会に当たり、自由民主党を代表し質問いたします。

森井市政が誕生し1年がたちました。この1年間、全ての定例会において議会側の質問に対して市長答弁がかみ合わず、その都度、市長答弁を精査するために時間を要し、会期の延長をしてきました。しかしながら、我々自民党は市政生活に影響が出ないよう、質問の趣旨を全く理解せず議論にならない市長答弁ではありましたが、審議を進めるべく努力をしてきました。今定例会では議会としっかり向き合い、空転、混乱をすることなく、議会運営委員会で決定した日程どおり定例会を進めるよう、しっかりとした答弁と政策議論を市長、副市長にお願い申し上げます。

初めに、市長公約の進捗状況について質問いたします。

昨年の第2回定例会にて、AEDの計画的な設置について質問をいたしました。そのときの答弁は設置の必要性や管理方法を検討した上で、設置が必要と判断される市の施設とのことでありました。まずは、これまでにどのような検討がされたのか、内容をお示してください。

あわせて、この1年間で市の施設に追加設置された場所をお示してください。

また、市の施設は、夜間や休館日など閉館している時間では必要とされるときに使用できないなどの問題点があるかと思われませんが、森井市長の見解をお聞かせください。

また、民間のお店や企業などでも設置されているところもあり、情報を集約整理することも必要かと思われ。さらには、その情報を共有し、増え続けている観光客へ情報提供することも考えていく必要があるかと思われませんが、森井市長の見解をお聞かせください。

関連して、全国的に見ても民間と協定を結び、計画的に設置が進められている事例もあります。これらの取組について小樽市としても検討しなければならないと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、JR快速列車の停車について質問いたします。

銭函駅のバリアフリー化事業の国の補助金の決定により、この秋には工事着工となります。

この補助金決定の流れを振り返ってみますと、地域として長年要望活動をしてきましたが、平成26年9月に地元の要望活動がさらに活性化し、平成27年2月に中松前市長がJRと協議を開始、同時期に道4区選出の衆議院議員中村代議士が国に働きかけをし、平成27年の市長選で当選された森井市長がこれらを引き継ぎ、今日に至っております。

一方、森井市長の公約であるJR快速列車の停車を含めた交通網の再構築については、JRとどのような協議をされているのか、その回数と内容を含め、進捗状況をお聞かせください。

また、本年のJRダイヤ改正について快速4本が減便とされましたが、公約実現のタイミングとしては、今回銭函駅のバリアフリー化工事の完了時期と同時期に快速列車の停車を実現させることがベストと考えますが、森井市長の見解を伺います。

次に、新・市民プール建設について質問いたします。

これまでの議会議論では、建設場所については市長公約である小樽公園を念頭に置きつつも、建設場所を幅広く検討するとのことであります。

そこでまず、念頭に置かれている小樽公園での建設の考えに沿った行動と調査は、この1年間どのようにされてきたのか、お聞かせください。

また、市長が念頭に置かれている小樽公園での建設案が進まない理由をどのように分析されていますか、お答えください。

次に、建設場所を幅広く検討するとのことですが、これまでの検討内容と進捗状況をお聞かせください。

また、各地で新しく建設された市営プールのランニングコストや建設場所、建設形態などの調査をするとのことですが、調査は完了したのか、まだ途中なのか、これまでの調査結果をお聞かせください。

これらの検討、行動、調査の結果を踏まえて、新・市民プールの建設に向けて総合的な進捗状況をお聞かせください。

次に、周産期医療について質問いたします。

昨年の森井市長就任以来、周産期医療の安定化に向けた取組として、福祉部内に子育て支援と周産期医療の両方の業務を担う職員を配置し、小樽協会病院などの各関係機関へ出向いて、現在の状況など情報収集に努めるとのことでありました。

また、先日行われた北後志周産期医療協議会では、小樽市、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村の6市町村の首長と小樽市医師会会長、余市医師会会長、道保健福祉部の担当者ら14名で構成され、協議会の会長は森井市長であり、初会合では小樽協会病院の分娩再開に向けたバックアップ体制を充実させたいと挨拶があったとのことでありました。具体的な協議はこれからだと認識しておりますが、会長を務める森井市長にはリーダーシップと手腕が求められ、期待もされております。改めて市長就任以来の取組と協議会設置について、さらには協議会の会長としてのリーダーシップについて市長の認識をお聞かせください。

次に、議案第7号について質問いたします。

これは地方税法などの一部改正に伴い、法人市民税の引下げ、軽自動車の環境性能割の導入、わがまち特例の特例割合の設定を行うとともに、所要の改正を行うとのことでありました。

初めに、法人市民税が12.1パーセントから8.4パーセントに引下げになりますが、税収の影響はどのようになりますでしょうか、お聞かせください。

次に、軽自動車税の見直しによる税収への影響はどのようになるのか、お聞かせください。

次に、わがまち特例が導入されたのを契機に、これまで本市で規定していなかったものも含め、特例割合を参酌基準どおりに規定とありますが、見直した理由とわがまち特例の内容、これまで規定していなかったものは何なのか、市民への影響も含めてお聞かせください。

次に、入湯税の課税免除対象者にかかわる規定に義務教育学校を追加することに当たり、もともとの免税対象者の規定では何名が対象で、あわせて追加による税収への影響をお聞かせください。

次に、補正予算に関連して質問いたします。

初めに、明日の小樽を支える観光イノベーション事業費について質問いたします。

この事業費の内訳として、小樽版DMO事務所整備事業費700万円、小樽版DMO環境整備事業費500万円、歴史的資源の観光資源化事業費540万円、「夜のまち歩き」実証実験事業費460万円の合計2,200万円が計上されておりました。その中で小樽版DMO環境整備事業費とありますが、どのような事業なの

か具体的にお聞かせください。

また、小樽版DMOについて、どのような議論がされてきたのかもお聞かせください。

関連して、新たな小樽観光の推進体制については、議会においても議論がされてきた経緯もあり、官民が連携した組織づくりについては必要と考えます。しかしながら、現段階においても問題点があるかと思いますが、どのように把握されているのかお聞かせください。

今回の小樽版DMOについて交付金申請のために急遽つくったのではないかと感じますが、この点についてもしっかりとした答弁をお願いいたします。

また、万が一交付金が不採択となった場合の対応についてもお聞かせください。

次に、防火防災訓練用資器材整備事業費について質問いたします。

この事業は、災害発生時の初期段階において、地域の市民防災組織などの初期消火活動や救出救護活動などは市民の生命と財産を守るための必要不可欠な活動であり、そのためには日々の訓練が最も重要で、これらの活動を行う市民防災組織などを育成することを目的とした助成事業であります。今回、小樽市もこの助成事業を活用し、訓練装置セットを購入するとのことですが、市民防災組織などとはどのような組織を想定されているのか、また、どのような使用のされ方をするのかも含めてお聞かせください。

防火・防災意識の向上にもつながる訓練装置なので、しっかりと活用していただきたいのと、期待できる効果について見解を伺います。

以上、第1項目目の質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 酒井隆行議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、市長公約の進捗と議案について御質問がありました。

初めに、AEDについてですが、まず、AED設置の必要性や管理方法、必要と判断される市の施設につきましても、未設置の施設ごとの設置の必要性などを把握するため、庁内各部署に対して設置希望調査を行った上で、希望した施設ごとにヒアリングを実施したところです。ヒアリングの内容としては、日本救急医療財団で作成したAEDの適正配置に関するガイドラインに示されている内容に基づいて、不特定多数の人が出入りする施設なのか、保管場所はわかりやすい場所か、バッテリー点検や消耗品の交換等の管理を誰が行うのか、緊急時に対応する職員がいるかなどを確認しております。

また、希望しない施設のうち、不特定多数の人が出入りすると思われる施設に対しては、その理由を確認しているところであります。

次に、この1年間で市の施設に追加設置された場所につきましては、本年7月1日から新たに保育所、消防署など14の施設に設置することとしております。

次に、市の施設は夜間や休館日など閉館している時間では使用できないなどの問題点につきましては、市のAED設置施設のうち、各消防署においては24時間対応が可能です。

しかしながら、屋内に設置している一般の市の施設については、閉館時には使用が困難であります。屋外に設置した場合には、盗難や破損など管理上の問題も考えられます。また、市の施設内において緊急時に職員がAEDを使用できないという問題が起こらないよう、これまで新規採用職員研修にはAED取扱いのプログラムを組み入れており、また、一般職員対象では昨年度まで実施していた年1回定員

30人のAEDの取扱いを含めた応急処置研修を、今年度から年10回、各定員30人のAEDに特化したAED取扱研修を新たに実施することで、不測の事態に備えるものであります。

次に、民間に設置しているAEDの情報の集約につきましては、消防本部のホームページに救急ステーションとして登録整理をしております。救急ステーションに登録するには、AEDを設置し、必要な講習を受け、救命処置を速やかに行える等の条件が必要で、該当する事業所にはステッカー表示をしておりますが、よりその普及に向けて関係部局と連携をとりながら、今後とも観光客にも周知してまいりたいと考えております。

次に、民間と協定を結び、計画的にAEDの設置を進める取組につきましては、当市では現在、市の施設を中心にAEDの設置を進めているところであります。

しかしながら、市民や観光客の方が利用する上では、民間との協力が必要であると認識をしておりますし、実際に民間と協定を結んでいる自治体も一部ありますので、今後、研究をしてまいりたいと考えております。

次に、JR快速列車の停車についてですが、まず、交通網の再構築に関するJR北海道との協議につきましては、現在、銭函駅や南小樽駅のバリアフリー化に関する協議を重ねる中で、JR北海道との関係強化を図っているところであります。そのような中で、御指摘の件に向けては、本年5月に行ったJR北海道へのダイヤ改正に係る要望活動では、鉄道の利用促進を含めた公共交通のあり方に関する話合いの場を新たに設けていただくよう要請したところであり、JR快速列車の停車を含めた交通網の再構築につきましても、これらの機会を利用しながら協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、銭函駅へのJR快速列車の停車につきましては、JR北海道からは札幌間の所要時間の短縮を図るため、札幌市内で利用客数が多い桑園駅、星置駅も停車しないこととしており、銭函駅の停車は難しいと言われておりますが、銭函地域は札幌市に隣接し、本市の人口対策上も重要な地域であることから、今後もJR北海道に要望してまいりたいと考えております。

次に、新・市民プール建設についてですが、まず、小樽公園での建設の考えに沿った行動と調査につきましては、先般、建設に向けた検討を行う庁内横断的組織として、私と副市長、教育委員会、関係各部による新・市民プール整備検討会議を立ち上げ、本年2月18日に第1回、5月27日に第2回の会議を開催し、検討を進めているところであります。

また、会議の開催に当たって、小樽公園を含め、建設候補地と考えられる場所を洗い出し、現状と課題を整理したほか、他都市のプールの規模や建築費、ランニングコスト、財源などの調査を行ってきたところであります。

次に、小樽公園での建設案が進まない理由につきましては、小樽公園を含めた建設候補地の比較検討を重ねていること、また、多額の建設費やランニングコストを要すると想定されることや長期にわたって多くの市民の利用に供する施設となることから、建設形態や財源確保、経費節減など幅広い視点で慎重に検討する必要があると考えているため、現状では具体的な建設案をお示しするには至っておりません。

次に、建設場所の検討内容と進捗状況につきましては、小樽公園などの市有地のほか、民有地も対象に利便性などを考慮して、洗い出した土地について用途地域などの制度上の制約、建設地とした場合の代替施設の必要性などの課題整理を行ったところであります。

また、進捗状況についてはそれぞれメリット・デメリットがあり、建設形態によっても条件が変わってくるため、まだ絞りきれない状況にあります。

次に、各地のプールのランニングコスト、建設場所、建設形態などの調査につきましては、規模や建

設形態、建築年などの違いがあるため、単純比較はできませんが、これまでの調査結果としましては、プールを主体とした施設においては、ランニングコストは年間数千万円から1億円以上まで、建設費は9億円から25億円であり、体育館にプールなどを併設した施設の建設費は約30億円から90億円とそれぞれかなり幅がある状況でありました。

（「高くなってんじゃない」と呼ぶ者あり）

なお、今後も引き続き必要な調査を行う予定であります。

次に、市民プールの建設に向けた総合的な進捗状況につきましては、建設候補地となり得る場所の現状と課題の整理、財源確保、建設形態などについて幅広い視点で市内での検討を行っており、少しずつ論点が絞り込めている状況ではありますが、まだ最終的な方向性をお示しできる段階とはなっておりません。

次に、周産期医療についてですが、市長就任以来の取組と協議会設置について、さらには協議会の会長としてのリーダーシップについての私の認識につきましては、私は市長就任以来、福祉部内に子育て支援と周産期医療の両方の業務を担う職員を配置し、小樽協会病院や関係機関からの情報収集を努めるとともに、昨年8月から本年4月までの間、小樽市周産期医療懇談会を開催いたしました。この懇談会において、小樽協会病院での分娩再開に向けて医師確保の努力を続けるとの方向性を得たものであります。その間、北海道と情報交換を行うとともに、懇談会会長の病院局長が中心となり、医大や関係機関と産婦人科医師の確保について打合せを重ねてまいりました。

また、北後志地域における周産期医療体制を安定的に維持することを目的に、行政を中心とした北後志全市町村が一体となり、小樽協会病院の分娩再開に向けてバックアップ体制の充実を図るため、小樽市医師会、余市医師会、北海道社会事業協会、北海道、後志総合振興局、北後志の6市町村で構成する北後志周産期医療協議会を設置し、6月6日に第1回協議会を開催したところです。これからも協議会会長として小樽協会病院での分娩再開に向けて全力で取り組んでまいります。

次に、議案第7号についてですが、まず、法人市民税の税率引下げによる税収への影響につきましては、このたびの税制改正は法人市民税の税率引下げ分と同じ税率を国税である地方法人税にて引き上げ、その税収全額を地方交付税の原資とすることにより、地域間の税源の偏りを是正し、財政力格差の縮小を図るものであります。

なお、本市の税収への影響につきましては、税率引下げ時期が平成29年4月1日事業開始年度分からの適用とされており、実際の影響は平成29年度の途中から生じますが、仮に平成28年度当初予算における課税標準額を用いて税率が平年化されたものとして試算をすると、税率引下げによる影響額は約2億5,000万円の減少となります。

次に、軽自動車税の見直しによる税収への影響につきましては、今回の環境性能割の導入は都道府県税である自動車取得税の廃止による代替財源として自動車取得税の従前の例に倣い、道に賦課徴収した後、本市に定置場のある車両相当分が市に払い込まれますので、取得価格や燃費性能などの課税資料が本市にはないため、その影響額は把握できておりません。

また、グリーン化特例の1年延長による影響につきましては、平成28年度当初予算における登録状況から積算をしますと、約170万円が減収になるものと考えております。

次に、わがまち特例の規定についてですが、見直した理由と導入されたわがまち特例の内容については、これまでは本市に対象となる施設又は設備等があるものについてのみ条例で規定していましたが、平成28年度税制改正において、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置など7項目が新たに導入されたことを契機に、現状では本市に対象施設等がなくても将来的なことを考慮して改めて地

方税法に規定されている項目について全て条例で規定することとしたものであります。

また、これまで条例で規定していなかったものは、津波防災地域づくりに関する法律に規定する一定の避難施設や都市再生特別措置法に規定する一定の備蓄倉庫など6項目で、新たに導入された7項目と合わせた13項目については現在のところ本市に該当施設がないことから、市民への影響はありません。

次に、入湯税の課税免除者数と今回の改正による影響につきましては、入湯税の課税免除者数は平成26年度決算では約52万人となっております。

また、追加による収税への影響につきましては、今回の改正で追加される義務教育学校は道内では道東の2校となっております、ほぼ影響はないものと考えております。

次に、補正予算についてですが、まず、小樽版DMO環境整備事業費とは具体的にどのようなものかにつきましては、本市が将来にわたって安定的、継続的な観光都市となるためには一層のレベルアップが必要であり、その中心的な役割を担う観光振興推進組織としては、この分野で全国的にも注目を集めるDMOについて検討してまいりたいと考えております。

そこで、DMO先進地域の調査や事例研究、専門家を招請したセミナーやシンポジウムを開催するとともに、実現の可能性も含め本市の独自性、地域性を勘案した組織設立までの方向性や道筋を示す提言書を作成するものであります。

次に、小樽版DMOについてどのような議論をしてきたのかにつきましては、小樽の基幹産業である観光を生かして、活力あるまちづくりを進めるため、市の観光振興室と観光協会が現在、取得手続を進めている旧北海道農政事務所を共同の執務室として利用し、それぞれの業務を行いながら役割分担を整理、見直しして、官民連携した効率的な組織づくりをすることが必要であると考え、議論を進めてまいりました。

小樽版DMOは、さらに関係団体や事業者も含めて一層連携を強化した組織であり、設立については今回提案させていただいた事前調査、研究等の事業結果を踏まえつつ、必要性、実現可能性を含め、今後議論を深めてまいりたいと考えております。

次に、官民が連携した組織づくりにおいて、現段階で把握している問題点につきましては、まず、地域の多様な関係者とどのように合意形成を図っていくかが最も大きな課題であり、次に行政と民間の役割分担の明確化やそれに伴う予算配分の問題などが挙げられるものと考えております。

次に、小樽版DMOは地域創生関連交付金の申請のため急遽つくったのではないかとしましては、観光施策のレベルアップを図る組織の必要性については、これまでも観光協会と繰り返し検討してきたところであり、必ず取り組むべき課題と認識をしてまいりました。

このような中で、昨年7月に旧北海道農政事務所の取得について北海道財務局から打診があったことや、昨年11月に観光庁が日本版DMO候補法人の登録制度を創設したこと、さらには地方創生加速化交付金の公募があったことなどから、結果的にDMOの検討を早めに行うこととしたものであります。

次に、交付金が採択されなかった場合の対応につきましては、全額単費となりますので、事業の優先度等を再度精査し、庁内で協議の上、慎重に進めてまいりたいと考えております。

次に、防火防災訓練用資器材整備事業費で購入する訓練装置を活用する市民防災組織等につきましては、女性防火クラブ、少年消防クラブ、シルバー連合防火クラブなどであります。

また、どのような使用のされ方をするのかにつきましては、市民消防防災研修センターで開催をする市内事業所を対象とした自衛消防訓練指導会やさまざまな団体が行う防火教室などにおいて、実際に模擬火災を発生させ、訓練用消火器を使用した初期消火活動を体験してもらうものであります。

次に、訓練装置で期待できる効果につきましては、購入する訓練装置は実際に炎が出る装置を使うこ

とでより実践に近い訓練が可能となることから、有効な消火器の操作方法を取得できるものであります。

○議長（横田久俊） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 13番、酒井隆行議員。

（13番 酒井隆行議員登壇）

○13番（酒井隆行議員） 高速道路・新幹線と企業誘致などについて質問いたします。

NEXCO東日本が管理している札幌―小樽間の高速道路、札幌自動車道の銭函インターチェンジの改築工事が予定されていると聞いております。

銭函インターチェンジは、海水浴場やゴルフ場、スキー、スノーボードの利用客や銭函工業団地、石狩湾新港を利用する大型貨物車など、多くの方々に利用されております。特に、大型貨物車においては改築工事がされることにより、利便性と安全性の向上にもつながるのではないかと考えております。

そこでお伺いいたしますが、工事内容について現在わかっている範囲でお聞かせください。

また、改築されることにより期待できる経済波及効果についてもお聞かせください。

また、小樽市として、今後この銭函地域に期待できる展望もお聞かせください。

高速道路に関連して、建設中の小樽―余市間の小樽ジャンクションについて、現在、計画されているハーフジャンクションからフルジャンクションへの要望活動は、これまでも小樽市として取り組んできましたが、現在の状況を御説明ください。

また、この要望活動は今後さらに強めていかなければならないと考えますが、森井市長の今後のお考えと行動を具体的にお聞かせください。

次に、北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画策定会議について、委員に商工会議所を加えることを検討すると平成28年第1回定例会の自民党代表質問に対して答弁されておりました。この策定会議は計6回の会議を開催する予定になっておりますが、これまで3回の開催、残すところあと3回の会議の予定ということですが、この策定会議はオール小樽で取り組まなければならない大切な会議だと我々自民党をはじめ、多くに市民、さらには後志の皆様も認識をしており、速やかに行動を起こし、商工会議所に委員として参加していただきたいと願うものであります。

しかしながら、時間が経過しても一向にその動きが見えてきません。これまで委員としての参加についてどのような検討をしてきたのか、お答えください。

また、副市長が商工会議所と協議をしているとのことですが、これまで何回協議をされたのか、その内容と、さらにはなぜ時間がかかっているのかも含めてお答えください。

次に、企業誘致などについて質問いたします。

これまでも小樽市では企業誘致に力を入れて取り組んできました。森井市長はみずからが小樽の営業マンとして行動されていると思いますが、企業誘致は情報とタイミングがとても大切で、ただ、行けばいいというものではありません。

また、営業マンの常識、社会人としての常識として最低限の心得は時間厳守と訪問前のアポ取り、先方の都合に合わせることを考えますが、市長の認識をお聞かせください。

（「失礼だな」と呼ぶ者あり）

また、小樽に企業を誘致するため、小樽の営業マンとしての心得をお聞かせください。

また、これまでの企業誘致にかかわる会社訪問を森井市長が何社されてきたのか、お聞かせください。

関連して、平成18年に制定され、平成25年に改正された小樽市企業立地促進条例ですが、企業立地にかかわる適用実績について改正前と改正後における企業数と固定資産税などの課税免除額についてお

示してください。

次に、企業立地促進条例を活用し、今後も企業誘致を進めていただきたいと考えますが、さらに利用しやすい条例にするための見直しも検討しなければならないと考えますが、市長の認識をお聞かせください。

企業誘致とともに既存企業支援も重要であると考えますが、平成27年から始めた市長会社訪問事業についてホームページでは訪問企業は製造業3社と記載されておりますが、市内には多くの製造業の事業所があるかと思えます。3社はほんの一部としか思えませんが、市内の製造業の事業所数をお聞かせください。

この事業では企業の方からのさまざまな御意見を伺い、市の企業経営への支援につなげていくことを目的としていることから、多くの企業に向くことが必要と考えますが、今後の市長のスケジュールと認識をお聞かせください。

以上、第2項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、高速道路・新幹線と企業誘致等について御質問がありました。

初めに、高速道路についてですが、まず、札幌自動車道の銭函インターチェンジ改装工事の内容につきましては、NEXCO東日本によりますと、インターチェンジの形式を変更する工事であり、これまで札幌方面から銭函インターチェンジでおりる車と銭函インターチェンジから小樽方面へ向かう車が途中で平面交差していたものを立体交差にする工事と聞いております。

次に、銭函インターチェンジが改築されることにより期待される経済波及効果につきましては、経済波及効果は数字として算出することは困難であります。立体交差化により自動車交通の安全性が図られるとともに円滑な通行が確保されることから、物流等において一定の効果が期待されるものと考えております。

次に、小樽市として今後この銭函地域に期待できる展望につきましては、銭函インターチェンジの安全性の向上に加え、平成30年度に開通する余市－小樽間、今後整備が進められる倶知安－余市間の高速道路により後志圏との高速ネットワークの形成が図られることから、銭函地域への人流、物流の増加が期待され、海や山の交流拠点のにぎわいの創出や産業活動の活性化が図られるものと考えております。

次に、小樽ジャンクションの現在の状況につきましては、NEXCO東日本をはじめ、国土交通省などへフルジャンクションでの整備について要望を行っており、その必要性については御理解をいただいていると認識しておりますが、事業の実施時期についてはまだ明確な回答をいただけていない状況であります。

次に、フルジャンクションの今後の要望活動への考えと行動につきましては、フルジャンクションでの整備は医療面、観光面などにおいて小樽をはじめ、後志地域にとって極めて重要であると認識していることから、これまでも要望活動を行ってきたところでありますが、今後も引き続き、後志管内の市町村、市町村議会、経済団体等が連携し、要望活動を行うとともに、さまざまな機会を捉え、フルジャンクションの重要性を訴えてまいりたいと考えております。

次に、新幹線新駅策定会議についてですが、まず、商工会議所の策定会議への委員としての参加についてこれまでどのような検討をしてきたかにつきましては、商工会議所にアドバイザーとして参加して

いただくことを考えておりましたが、皆様からの御指摘を受け止め、就任当初から考えている各種審議会等のあり方等も考え合わせた中で、どのような形でかかわっていただくことが最適なのかについて商工会議所との協議に合わせて検討してまいりました。

一方で、まちづくり計画の策定においては、商工会議所の知見を活用させていただきたいことから、策定会議への参加の件とは別に、まずは任意の実務者レベルでの情報交換をさせていただくことといたしました。

今後につきましては、さまざまな機会で商工会議所へは情報提供をさせていただきながら、委員としての参加について協議をしてまいりたいと考えております。

(「まだやってんのか」と呼ぶ者あり)

次に、商工会議所と副市長との協議回数とその内容、時間がかかっている理由についてですが、協議内容などにつきましては、この場ではその詳細について申し上げることはできませんが、商工会議所と市の会議の持ち方などを含め、協議を重ねており、時間を要しているところであります。

次に、企業誘致等についてですが、まず、小樽の営業マン、社会人の常識として先方の都合に合わせてることにつきましては、タイミングとアポイントの調整が重要であると考えております。

次に、小樽の営業マンとしての心得につきましては、事前に企業情報を把握して、スムーズな懇談を行い、企業と良好な関係を築いていくことが大切であると考えております。

次に、これまで企業誘致にかかわる私自身の会社訪問数につきましては、首都圏企業10社を訪問しております。

次に、企業立地促進条例の適用につきましては、改正前の平成19年度から24年度までは企業数が28社、固定資産税等の課税免除額が約2億8,000万円、改正後の平成25年度から28年度までは企業数が16社、課税免除額が約4億2,000万円となっております。

次に、条例の見直しにつきましては、企業要望などを踏まえ、本市の実態に沿った企業誘致の一層の促進を目指して検討してまいりたいと考えております。

次に、市内製造業の事業所数につきましては、平成26年度の工業統計調査によれば238社となっております。

次に、市長会社訪問事業の今後のスケジュールと私の認識につきましては、実際に工場等の現場を見させていただきながら、現状や課題、御意見など生の声をお聞きすることは企業支援の取組を検討する上で大変重要な機会であると捉えておりますので、可能な限り多くの会社を訪問したいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第3項目めの質問に入ります。

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 13番、酒井隆行議員。

(13番 酒井隆行議員登壇)

○13番（酒井隆行議員） 海水浴場に関連して、おたるドリームビーチについて質問いたします。

これまで民間の組合が海水浴場として開設してきたおたるドリームビーチについて、昨年は各組員が管理する仮設建築物が長年常設されており、市は違法建築物の撤去を求めてきましたが、昨年の海水浴シーズンには間に合いませんでした。

しかしながら、関係者の努力の下、今年の5月には違法状態にあった建築物は全て撤去され、現在、海水浴場として開設すべく手続が進んでいると聞いております。

また、この間、協議会も設置され、ルールが策定されました。

そこで、お伺いいたします。

まず、海水浴場の管理運営に関する指導要綱が北海道で定められており、この中の第3条、開設管理基準の条文には、海水浴場の開設及び管理に当たり遵守すべき基準として示されております。この条文の後半には「ただし」ということで「海水浴場の所在する市町村において必要に応じて別に基準を定めることを妨げない」としていますが、今回の開設に向けて小樽市として基準を定めることは検討されなかったのでしょうか、お聞かせください。

次に、安全対策について質問いたします。

昨年の閉鎖の際、森井市長は閉鎖することで重大な事故が起こるかもしれないと心配をされておりました。しかし、多くの報道機関と多くの市民、道民の方にかかわっていただいた結果、無事故でシーズンを終わることができました。今シーズンの安全対策について指導要綱では水難事故防止のために監視員を必ず配置し、利用者数、海水浴場の規模などに応じた人数を配置と示されておりますが、どのようになっているのか、お聞かせください。

次に、今回おたるドリームビーチ海水浴場ルールが協議会によって策定されましたが、このルールは今後どのように運用されていくのでしょうか。

また、適切な運用をするためには監視も必要かと思いますが、今後どのような体制をとっていくのか、お聞かせください。

さらに、このルールの位置づけについてもお答えください。

次に、昨年のおたるドリームビーチ問題の際、森井市長は、「将来的にはドリームビーチを含めたこの大浜海岸がさらに魅力的なものになり、経済効果にも結びつけてまいりたいと考えております」とのことでありましたが、海水浴場として閉鎖をした昨年からこれまで、さらに魅力的なものにするために庁内ではどのような議論をされたのか、お聞かせください。

また、民間の組合が中心となってこれまでも海水浴場として運営されてきましたが、経済効果についてどのように分析をされ、どのような期待をし、どのような政策を打ち出すのか、市長のお考えをお聞かせください。

関連して、おたるドリームビーチにかかわる開設営業時間について質問いたします。

まず、海水浴場の開設時間は9時から17時まで、海の家営業時間は8時から19時まで、そして駐車場の開設時間はこれまでは8時から17時までと、それぞればらばらではありますが、なぜばらばらなのか、説明をお願いいたします。

また、駐車場については市の委託契約で管理されており、第1回定例会で予算が決まっているものと認識しております。このままですと、海水浴場として17時まで開設し、海の家営業が終わるまでの2時間分の経費が余分にかかることになるかと思われませんが、見解を伺います。

海水浴場に関連して、質問いたします。

先日の市長定例記者会見でも、無届け海水浴場について、今後、北海道に対応を要望していくとのことでありました。

まず、小樽市の対応はどのようになっているのでしょうか。海水浴場の担当は観光振興室、建築物については建設部、水質や食品衛生は保健所など、個々に分かれているのが現状であります。この状態では、海水浴場の問題を小樽市として対応しきれていないのではないのでしょうか。無届け海水浴場の問題解決のためにも、担当部署を設けるお考えはありますか、見解を伺います。

関連して、昨年、経済常任委員会で視察したときに、銭函から石狩にかけての砂浜にほぼ全域にわたり海水浴場としての問題が存在していることを確認してきました。特に新川河口付近においては、管理者がいない、シャワーなどの設備がない、いわば無法地帯であることを確認いたしました。北海道に対

応の要望をする前に小樽市としての対策、対応についての環境を整備する必要があるのではないのでしょうか。見解を伺います。

関連して、サンセットビーチ銭函の市街化調整区域の建築物について質問いたします。

サンセットビーチ銭函など市街化調整区域に立てられている違法建築物の施設を使って、海水浴場として営業されるのは適切ではないと認識をしております。海水浴場とは海水浴客が安全に海水浴を楽しめる場として整備されている場所であります。一方、海水浴とは個人が海で遊んだり浜辺で遊んだりすることであり、規制できるものではありません。海水浴を楽しむために訪れるお客様に対して、市街化調整区域にある私有地を駐車場として提供する、あるいはその私有地に移動販売者での営業をすることは規制できるのでしょうか、お聞かせください。

さらに、サンセットビーチ銭函などの市街化調整区域の建築物について質問いたします。

昨年のおたるドリームビーチの違法建築物の問題については今年度全て除去されましたが、同じ海岸線上にあるサンセットビーチ銭函などの建築物については一部国有地とほとんどが私有地であり、建築物の規制がされている市街化調整区域となっております。この市街化調整区域に違法な建築物は何棟あるのか、お聞かせください。

また、これ以外の市内の市街化調整区域にある違法とされる建築物についても、何棟あるのかお示してください。

サンセットビーチ銭函などについては、これまでも是正に向けて指導をされてきたと思いますが、どのような指導をされてきたのか、今後の見通しと課題も含めてお聞かせください。

また、違法建築物の対応には人員と時間がとられると考えますが、今後、現在の体制から強化するお考えはあるのか、お聞かせください。

また、先日の記者会見にて、森井市長は違法建築物が撤去されないまま、今夏営業が始まった場合、海の家関係者らに対して撤去指導を行う方針とのことでありましたが、営業とはどのような状態を指すのかお聞かせください。

以上、第3項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、海水浴場と違法建築物について御質問がありました。

初めに、おたるドリームビーチについてですが、まず、北海道の海水浴場の管理運営に関する指導要綱に基づく市としての基準策定は検討しなかったのかにつきましては、市としましては、この条文の趣旨も踏まえ、関係団体と協議会を設立し、誰もが快適で安全・安心な海水浴場を目指すためのルールを策定したところであります。

次に、今シーズンの安全対策について道の指導要綱による監視員の配置はどのようになるのかにつきましては、一昨年より遊泳区域の海岸線延長は100メートル短くなりましたが、監視員は一昨年同様の平日3名、土日・祝日6名を配置すると聞いております。

次に、今後のルールの運用と監視体制につきましては、まずは今期の海水浴場期間終了後に協議会を開催して、問題点や課題を整理することとしており、見直しが必要な場合はルールの改正などを行ってまいりたいと考えております。

また、監視については市や北海道、警察、地元住民などの協議会構成機関で開設前と開設期間中に合

同パトロールを行うほか、開設期間中に北海道と市が交互にパトロールを実施することとしております。

次に、ルール的位置づけにつきましては、市と北海道や警察、海水浴場組合などの関係機関等が協議会を立ち上げ、おたるドリームビーチ海水浴場のぎわいを維持しつつ、地域住民の生活環境との調和を図るとともに、誰もが快適で安全・安心な海水浴場を目指して、利用者と関係者が遵守すべき約束事と位置づけております。

次に、大浜海岸をさらに魅力的なものにするため、昨年からのような議論をされたのかにつきましては、この間、民間の皆様なども含めてこの地域を健全で魅力的な海水浴場にするための御意見をいただきましたが、まだ具体的な形には至っておりません。

このような中、今年につきましては、昨年開設されなかったドリームビーチを違法性のない健全なビーチとして再開するためのルールづくりが最優先と考え取り組んでまいりましたが、さらに魅力的なものにするために、今後においても努力をしてまいります。

次に、経済波及効果の分析と今後の期待、市の政策につきましては、私自身、海水浴場は小樽の重要な観光資源と認識しておりますが、残念ながら経済波及効果の分析はこれまで実施したことがありませんので、お示しをすることはできません。今後、大浜海岸をはじめ、小樽の海水浴場がさらに魅力的な場所になり、経済効果に結びつけていきたいと思っておりますので、具体的な政策等について研究をしてまいりたいと考えております。

次に、海水浴場開設時間、海の家営業時間、駐車場の開設時間がなぜばらばらなのかにつきましては、海水浴場の開設時間は、海で安全・安心に過ごせる時間帯として、開設者が届け出たものであります。

また、海の家営業時間については、これまで定めがなく、深夜営業を行っていたとの指摘もあったことから、協議会の中でも重要課題として捉え、ルールの中で営業時間を定めたものであります。

駐車場の開設時間は、9時から開設される海水浴場を利用することができるように条例で定めているものであります。

次に、海を家の営業が終わるまでの2時間分の管理経費が余分にかかるのではないかとしましては、駐車場の管理委託は一般の海水浴場客が利用する駐車場の開設時間内としており、余分な経費は支出しておりません。

次に、海水浴場についてですが、まず、無届け海水浴場の問題解決のために担当部署を設ける考えはあるかとしましては、庁内の関係部署や海岸管理者である北海道など一層の連携強化を図ってまいりたいと考えており、現時点では新たに担当部署を設けることは考えていないものであります。

次に、新川河口付近の管理者がいない地域において、北海道に対応を要望する前に市としての対策、対応の環境を整備する必要があるのではないのかにつきましては、海水浴場として管理されていない海岸線などの環境対策については全国的に見ても市町村の介入が難しく、対応に苦慮しているところであります。市としても、どのような対策ができるか、引き続き北海道や警察、関係団体と連携をして検討してまいりたいと考えております。

次に、市街化調整区域の建物についてですが、まず、市街化調整区域にある私有地の利用規制につきましては、駐車場としての利用や移動販売車での営業など、土地を利用するのみで、敷地内に建築物を建てない場合は、都市計画法の規制対象とはなりません。

次に、違法建築物の棟数につきましては、平成28年5月末時点で55棟確認しておりますが、今後、関係機関と行う合同パトロールにおいて、再度詳細に調査をしたいと考えております。

次に、これ以外の市街化調整区域にある違法建築物の棟数につきましては、平成27年11月時点で把

握している違法建築物は東部地区の2か所において合計70棟であります。

次に、是正に向けての指導につきましては、これまでも所有者に電話や面談による口頭指導や文書指導を行うとともに、合同パトロールなどを通して指導してきたところであります。今後の指導につきましては、建物が未登記であることから、所有者の特定に時間を要しますが、北海道や警察などの関係機関とより連携を密にしながら、引き続き、粘り強く違法建築物の是正に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、違法建築物の対応に係る体制強化につきましては、違法建築物の対応は先ほど申し上げた所有者の特定などには時間がかかりますが、まずは粘り強く対応し続けることが重要だと考えておりますので、現段階では体制強化について考えてはおりません。

次に、営業とはどのような状態のことを指すのかにつきましては、一般的には収入を得るために継続して事業を営むことでありますので、海の家の場合で言えば、営利を目的として不特定多数の人に飲食や休憩場所などを提供している状態を営業と考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 13番、酒井隆行議員。

（13番 酒井隆行議員登壇）

○13番（酒井隆行議員） 観光振興について質問いたします。

平成26年度の観光入込客数は744万7,800人、平成27年度においては794万9,300人で対前年比106.7パーセントと、外国人観光客とともに道内、道外から多くの方に小樽へお越しいただいております。

以前からWi-Fiの整備についての議論がありましたが、多くのお客様に情報を届けるためには、やはり携帯やタブレットなどが利用できるインターネット環境の整備をしていかなければならないと考えます。観光客が情報を発信し、観光客がその情報を共有でき、さらには行政、イベント、生活、キャンペーン、クーポン、動画、交通、写真など小樽にかかわる全ての情報からソーシャルフィットしたものを網羅し、小樽市の将来を多くの皆様とともに創造していくシステムの開発など、情報が財産になっていく仕組みづくりが必要と考えます。

このような内容は以前から議会議論をされておりますが、森井市長の見解を伺います。

また、「Hello KYOTO」というアプリがあり、このアプリをダウンロードし、利用する若者の観光客が増えているとお聞きいたしました。今後ますます増えるであろう観光のお客様に対し、観光情報だけではなく、災害時にはいち早く災害情報も発信できる行政サービスの一環として参考になるアプリだと考えますが、森井市長の見解を伺います。

この項最後に、小樽を訪れる観光客は年々増え続けており、これからも増え続けることを願っております。

しかしながら、小樽の観光振興の理念や将来的な方向性を示す小樽市観光基本計画について、平成27年度までの1次計画が終了し、本来であれば平成28年度から2次計画が始まっていなければならないのですが、現在、策定段階にあります。この空白の1年が小樽観光の将来に大きく影響が出ないよう、今後しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、スポーツ振興の観点から質問いたします。

平成21年11月に策定された小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画に基づき、小・中学校の統廃合が進められており、これまでも量徳小学校、祝津小学校、若竹小学校などが統廃合されてきました。今後もこの計画は進んでいくのですが、小・中学校が統廃合されることにより、学校開放事

業で使用していた体育館が使用できなくなります。夏場においては例えば野球やサッカーは屋外での活動が基本となりますが、冬季においては室内練習に切り替わり、その多くが総合体育館やいなきたコミュニティセンター、そして学校開放事業での学校の体育館が使用されております。

そこで、お伺いいたしますが、これまで使用されていた学校の体育館が使用できなくなるにより、各スポーツ団体からの相談などは寄せられているのでしょうか、お聞かせください。

また、今後、統廃合が進むにつれて、これらの問題が深刻化することも考えられますが、その対応についてどのように考えているのか、お聞かせください。

以上、第4項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、観光振興とスポーツ振興について御質問がありました。

初めに、観光振興についてですが、まず、観光客に向けた情報提供の仕組みづくりにつきましては、本市を訪れる外国人観光客が急増する中、Wi-Fi環境をはじめとする情報システムの重要性は十分認識をしております。昨今は情報提供サイトや通訳ツールなども進化しておりますので、まちなか観光にぎわいづくり調査事業の調査結果なども踏まえて、観光協会や観光事業者などと連携し、この問題について研究をしてみたいと考えております。

次に、観光客向けにあらゆる情報を発信できるスマートフォンのアプリケーションを行政サービスの参考にしてはどうかにつきましては、京都市で導入しているものは、災害情報の発信はもとより、市がかかわるほぼ全ての情報を網羅し、多言語による利用が可能な外国人観光客にとって非常に利便性の高いツールであると同っておりますので、その運用状況なども含め、今後の参考としてまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 酒井隆行議員の御質問にお答えを申し上げます。

ただいま、スポーツ振興について御質問がございました。

まず、学校の統廃合により学校開放事業で使用していた体育館が使用できなくなることで、各スポーツ団体から相談は寄せられているかにつきましては、団体間の調整により近隣の学校の体育館を使つての利用が可能でありますことから、大きな問題は生じておらず、これまでのところ団体から相談は寄せられておりません。

次に、今後、統廃合が進むにつれて、体育館が使用できなくなる団体が増える問題への対策につきましては、当面は団体間の調整により大きな支障が出るとは考えておりませんが、今後につきましては、学校開放事業の申込みや利用状況の推移を見ながら、団体の利用に支障が生じないよう対応してまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 13番、酒井隆行議員。

（13番 酒井隆行議員登壇）

○13番（酒井隆行議員） 公益通報等と政治姿勢について質問いたします。

平成28年3月14日受付の公益通報、平成27年度人事異動における市長の法令違反について、匿名ではあるものの市職員からの通報でありました。これは少なからず職員の中に森井市長に対して不信感があるあかしであります。

(「そのとおりだ」と呼ぶ者あり)

森井市長は、この不信感についてどのような認識をお持ちでしょうか、お聞かせください。

また、コンプライアンス委員会では、5月25日、2回目の委員会を開催し、市長から提出された意見陳情書及び資料の説明が事務局からなされ、それらの内容について協議を行った結果、調査を継続することが確認されたとのことでありました。

小樽市のホームページには小樽市公益目的通報の流れが10段階で示されており、現在は5段階目かと思えます。この前の段階で通報概要と対応方針を市長などに報告することになっておりますが、その内容をお聞かせください。

また、市長として今後の調査に全面的に協力するお考えはありますか、お聞かせください。

いずれにしても、コンプライアンス委員会には今後の調査をしっかりとさせていただきたいのと、関係部局にはしっかりと調査のために協力をしていただきたいと思いますと思いますが、森井市長の見解を伺います。

次に、職員のモチベーションについて、これまでも森井市長は職員のモチベーションは低下していないと答弁を繰り返してきました。しかしながら、内部からの公益通報、職員からの「ナニコレ人事」と題された文書、人事異動による早期退職者や降任願など、森井市長に対する不信感は、時間がたつにつれて深まるばかりであります。この1年間でどれだけの職員が犠牲になっているのか、森井市長は考えたことがありますか。

公務員は全体の奉仕者であり、一部の奉仕者ではありません。また、職員が果たすべき役割から生じる義務や社会の期待と信頼に応える行動こそがモチベーションにつながっているのです。

では、モチベーションが下がるとどうなるのか。やる気がなくなる、成長がとまり能力が衰えていくなど、小樽市にとって決してよい結果にはつながりませんし、市民の皆さんも望んではおりません。しかしながら、森井市政はどうでしょうか。自身の周りだけではなく、もっと全体を見てください。この結果が庁内のかなめである総務部長を決められないことにつながっているのではないのでしょうか。

そこで、質問いたします。

森井ひであき後援会通信では、内容には触れず、心強いと答弁をされておりましたが、先ほど述べた内部からの通報やナニコレ人事について、内容ではなく、この行為についてはどのように感じていますか。わかりやすく答弁をお願いいたします。

また、早期退職者と降任願が出た今回の人事について、モチベーションとは全く関係のない結果だと断言できるのでしょうか、お答えください。

次に、森井ひであき後援会通信について質問いたしますが、この問題は森井市長の政治姿勢にも大きくかわりますので、誠実な答弁を求めます。

本年1月に郵送又は配付された森井ひであき後援会通信ですが、これまでも2月5日に後援会通信の文書に事実と異なる不可解な内容について質問書を作成し、自民党、公明党、民主党、新風小樽の連名により森井市長に提出しましたが、まともな説明もなく、受取を拒否、さらに2月19日、同じく4党派連名で質問書を森井ひであき後援会の代表者である森井市長と同後援会幹事長宛に配達証明書つきで郵送しましたが、不在のまま放置となり、何の反応もありませんでした。

また、第1回定例会の中で森井ひであき後援会通信について質問をいたしましたが、森井市長は記載

されている内容については後援会に問い合わせさせていただきたいと答弁をしていました。その答弁を受けて、再度質問書を作成し、自民党、公明党、民主党、新風小樽の連名で5月20日に配達証明書つきで森井ひであき後援会幹事長に送付し、5月21日、配達完了したとの知らせを受けております。森井ひであき後援会通信が発行されてから質問書が後援会に届くまで約5か月の時間がかかりました。しかし、質問書の回答期日を5月27日としておりましたが、回答期限が切れても一向に回答が送られてきません。政治家である森井秀明市長を支える後援会が一切の回答をされないとすれば、やはりこの件について政治団体の代表者である森井秀明市長に何うしかありません。議会内の答弁を基に議員は質問をする権利があり、市長には答弁をする義務、そして責任があると考えます。

まず、議会内で市長が後援会に問い合わせさせていただきたいと答弁をされていましたが、市長から後援会幹部にこのことは伝わっているのでしょうか、お答えください。

次に、今回の質問書を後援会幹事長に送付し、回答しないこの状況について市長の後援会の対応をどう思われているのでしょうか、お答えください。

また、市長の名前の後援会通信に発行責任者や連絡先が記載されることなく発行されたことについて森井市長はどのように感じていますか、お答えください。

また、発行することは了承されていたのでしょうか、お答えください。

次に、後援会の方が書いたこの通信の内容について、事実どおりのことなのか、事実とは異なるのか、書かれた方の気持ちではなく森井市長はどのような認識なのか、お伺いいたします。

また、後援会から質問書の回答がない以上、森井市長に我々の質問書を受け取っていただき、適切な回答を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

森井ひであき後援会通信に関する件の行く末によっては、森井市長の政治生命が問われると我々は認識をしております。また、一つの問題をできるだけ早く解決に向けて行動することが、今後の森井市長の政治姿勢の評価につながるものと我々は認識をしております。誠実な答弁をお願いいたします。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、公益通報等と政治姿勢について御質問がありました。

初めに、公益通報についてですが、まず、私に対する職員の不信感についての認識につきましては、このたびの公益通報は匿名でありまして、職員からであるという事実確認はとれておりませんので、この公益通報が私に対する職員の不信感のあかしになるとは考えてございません。

（「そんなこと言っていていいんですか」と呼ぶ者あり）

次に、公益通報の概要と対応方針につきましては、通報概要は平成27年6月の人事異動におけるほとんどの承認は内申書などの書面に基づかずに行われており、地方公務員法第15条、任用の根本基準に反しているというものです。

また、対応方針につきましては、調査の必要性があると判断されております。

次に、今後の調査への協力につきましては、私としましては、これまでと同様に真摯に対応してまいりたいと考えております。

（発言する者あり）

次に、コンプライアンス委員会の調査に関する私の見解につきましては、コンプライアンス委員会は

本市における法令遵守体制の確立を図り、公正な職務の遂行を確保するために設置しておりますので、私も議員の御意見同様にしっかりした調査をお願いしたいと考えております。

また、関係部局の職員の調査への協力につきましては、職員倫理条例第23条第1項には委員会が行う調査に誠実に協力しなければならないと定められており、職員はその規定に基づいて対応するものと認識をしております。

次に、職員のモチベーションについてですが、まず、職員から公益通報や文書の提出がなされたという行為に対しての認識につきましては、このたびの公益通報、お話のあった文書のいずれも匿名であります。職員であるという事実確認はとれておりませんので、この件に関し、私から申し上げることはございません。

次に、早期退職者や降任者があったこととモチベーションとの関係につきましては、私としましても、管理職で早期退職又は降任を希望された職員に対しましては、個別にその理由、事情等をお聞きし、その結果、それぞれ個々の事情についてはやむを得ないと判断したところであり、モチベーションとの関係はないものと思っております。

(「そんなことないだろう」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) お静かに。

○市長(森井秀明) 次に、政治姿勢についてですが、まず、私が議会において後援会に問い合わせさせていただきたいと答弁をしたことにつきましては、私からも後援会には伝えてあります。

また、自身の後援会の対応についてどう思われますかということにつきましては、この件に関しては私からは特に申し上げることはございません。

次に、後援会通信の発行責任者等の記載などにつきましては、恐らくは私の名前のわかる表題で発行されているので、あえて発行責任者や連絡先を入れなくてもよいと判断されたのではないかと……

(発言する者あり)

○議長(横田久俊) 静かにしてください。

○市長(森井秀明) よいと判断されたのではないかと思います。今後においては、成り済まし発行やいたずらの懸念もありますので、記載するようお伝えをしているところであります。

(「おかしいよ、そんなこと言ったら」と呼ぶ者あり)

また、発行されるということについては、事前にお話は聞いておりました。

次に、後援会通信の内容に対する私の認識等につきましては、私が調べるすべはありませんが、疑義などがあれば調べいただければと思います。

また、内容については以前よりお話をしておりましたが、後援会に御確認をいただければと思います。

(発言する者あり)

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 13番、酒井隆行議員。

○13番(酒井隆行議員) それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、AEDのことをいろいろお聞きしました。体制をまず整えて進めていただきたいと思います。これは要望として上げておきたいと思っております。

それから、JRの快速列車について、難しいながらも要望していくというお話だったのですが、この辺全部公約として挙げられていまして、難しいのは最初からわかっているのですよね。その上で、どう進めていくかという部分をお聞きしたいので、もう一度答弁をしていただきたいと思います。

それと次に、新・市民プールの建設について、これもいろいろ検討されながら進めているということ

なのですが、その進めている内容がよくわからないので、もう少し具体的にどのように、進んでいるのか、後退しているのか、なかなか我々としては見えないので、もう一度答弁をいただきたいと思います。

(「金額も違うよね」と呼ぶ者あり)

金額も何か違うということなので、その辺も含めて答弁をしていただきたいと思います。

それから、周産期医療の件なのですが、確かに協議会も設置されて、前に進んでいるのかなという雰囲気は感じとれるのですが、なかなかこれも難しい話だということも我々も理解しております。ただ、これも市長の公約ですので、ましてや協議会の会長を務めるわけですから、もう少し力強い答弁をいただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

それから、2項目めの小樽ジャンクションのフルジャンクションへの要望活動について、これもなかなか見えない要望活動というか、前に進んでいる状況が感じ取れないのです。もう少し答弁していただきたいのと、それから今後についても強化していかなければいけないというのはよく理解はできているのですが、もう少し具体的に力強い答弁があればありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。

それと北海道新幹線小樽(仮称)駅周辺まちづくり計画策定会議について、これは全く答弁を聞いてもわかりません。本当に進んでいるかどうか確認ができないような答弁だったので、我々としては一日も早く策定会議の委員に商工会議所を入れるよう協議を進めてほしい、これは第1回定例会から申し上げていることではありますが、答弁を聞いた限りでは全然進んでいないように感じ取れますので、この辺ももう少し具体的に答弁をしていただきたいと思います。

それから、おたるドリームビーチの件に関して、北海道の要綱にただし書で、市町村で基準を定めることを妨げないということで、基準を市町村で別々に定められるということになっておりましたが、その部分に協議会のルールがすぼっと当てはまるというような答弁に聞こえたので、もう少しわかりやすく答弁していただきたいと思います。

それともう一つ、この件に関してなぜ市町村で基準を定めることを妨げないと書かれているのに、これだけ大きな問題だったのに、定めること、規定することがなかったのかという部分についても、もう一度答弁をしていただきたいと思います。

それから、海水浴についてですが、市街化調整区域のことでいろいろと聞きました。サンセットビーチの私有地の部分で、駐車場としてという部分でもお聞きしたのですが、確かに市街化調整区域内で建物ではない以上、規制はできないと認識しておりました。

ただ、そうすると、やはりあそこも海水浴場ではないにしても、海水浴客が大勢来る場所の一つだと認識しますので、その部分についてどうするのかという部分をもう一度答弁していただきたいのと、極論から言うと、建物を使った営業は確かに指導するというで答弁をされていたのですが、それだけではなくて、実際海水浴客がそこに来ていて、危険な状態になっている部分もある。建物は使っていませんと言われれば、それまでの話になるかと思います。その部分について小樽市としてどういうふうに取り組んでいくのかという部分を、もう少しわかりやすく答弁していただきたいと思います。

それと、企業誘致について多少やじも飛びましたけれども、当たり前のことを私は質問させていただきました。詳しくは言いませんけれども、一般常識、それから社会人としての常識ということで、先方にアポをとってどうのこうのという質問させていただいたのですが、そういうことがなされていないというお話も経済界の中からお聞きしました。これは質問ではありません。要望として今後やはりその辺のことは気をつけていただきたいのと、約束を守るというのが先方に対しての礼儀だと思いますので、その辺も注意してやっていただきたいと思いますので、これは答弁は要りませんが、要望として上げておきます。

それから、公益通報と政治姿勢についていろいろと質問させていただいて答弁をいただきました。不信心という表現をさせていただいたのですが、そのようには思っていないということなのですが、実際、この報道がされた部分について我々はやはり不信心だという認識があります。少なからずそういうふうにいる方々、職員の方がいると認識をしております。

もう一度この部分について答弁をしていただきたいのと、それからモチベーションの部分について、今回の早期退職者あるいは降任願の部分について全く関係性がないというような答弁だったかと思いますが、そのようなことはありません。きちんと調査をしていただいた上できちんと答弁をしていただきたいと思います。本質問の中にもありましたが、自分の周りだけではなく、もっと広い目で見たいと思います。その点についても、もう一度答弁をしていただきたいと思います。

それから、後援会通信について、配達証明つきで5月21日に配達完了しているということで質問の中で伝えさせていただきましたが、後援会に問い合わせても何の回答もないのです。これは森井市長が議会の中で後援会に問い合わせさせていただきたいという答弁がありました。それを基に我々は郵送させていただいている。それから、信頼関係という部分でいけば、当然森井市長から後援会の幹事長の方にこういうものが送られてきますと。対応をお願いしますというのが、信頼関係の第一歩だと思います。その結果が出ていない。要は、こちらから送りっ放しになっている。対応をしていただけない。その状態についての森井市長の見解をもう一度答弁していただきたいと思います。

それと、発行するというのとは聞いていたということです。発行責任者と連絡先が記載されていないという部分についても、何かよくわからない答弁だったかなと思いますので、もう一回その部分について答弁していただきたいと思います。

それから最後に、質問状の回答がいただけない以上、森井市長にその質問書をお渡ししますので、森井市長サイドで適切に処理をして回答いただきたいと思いますが、それについてももう一度答弁をお願いいたします。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 酒井隆行議員の再質問にお答えいたします。

私から答弁したこと以外につきましては、各担当から答弁しますので、よろしく願いいたします。

まずは快速列車のことについてから答弁します。

先ほども答弁させていただきましたけれども、銭函という地域はやはり札幌に隣接しているということがあって、さまざまなほかの素材等も含めて、小樽市の中でも可能性を秘めている地域だという認識もありますし、当然それに伴う利便性の向上という住みやすい環境になっていくことによって、人口増に結びつく可能性のある地域だと私も思っているところでございます。

酒井隆行議員からも、るる例えば銭函のインターチェンジの立体交差のお話だったり、おたるドリームビーチのこととかもそうですけれども、そのようにいろいろな改善がなされることによって、そのような可能性の広がりにつなげていくという思いかと思っておりますけれども、私はその中の大きな一つとして、やはり快速列車の停車によって、札幌方面に行きやすいということはもちろんですけれども、小樽方面に対しても来やすい環境、それが整えられることがその可能性を広げるとともに、地域の住民の方々にとっての要望の一つでもあると思っております。

御指摘のように、ハードルが高いですけれども、それでも私は何とかそれを実現したいという思い、また、このような公約の中に掲げてお話をすることにより、当然にその関係者に対しても市としての思

いというのにも伝わるだろうという考え方もあった上で取り組ませていただいているところでございます。

そして、先ほど答弁させていただいたように、今、まずバリアフリー化のことでJR北海道と、また、北海道運輸局も含めて一緒に協議させていただいておりますけれども、その中でさまざまな取組等で関係強化を図っていく、まずそこから進んでいると私自身は認識をしておりますし、また、実感もしているところでございます。少し難しい問題というのは私も思っておりますが、何とかそれを基盤として一歩ずつ進めることで将来的に実現が可能ではないかと思っております、引き続き取り組んでまいりたいと思っておりますので、ぜひ酒井隆行議員からの御支援もお願いしたいと思います。

それと、周産期医療の力強い言葉をと、私なりに力強い思いを持って答弁させていただいたところでございますが、この1年間、先ほども答弁させていただいたように、各関係機関とさまざまな打合せの機会、情報収集も行っていただいたり、さらには懇談会の中で病院局長に会長になっていただいて、かなりさまざまな機関とともに医育大学も含めて取り組んでいただいているところでございます。そして、そのような取組の結果、小樽協会病院としてももう一度頑張っていくということで改めてお話をいただいたところですから、今までこのように取り組んできた、収集してきた情報を基に、さらには小樽協会病院がこれからどのような方向性で行っていくのか、その取組をしっかりと伺って、これからそのバックアップ体制を構築していく。それに向けて、このたび小樽市以外の後志管内の5町村の首長又は関係者の方々にお声がけをさせていただいて、その体制をつくらせていただいたところでございます。

そのような意味では、ここからまた一歩一歩進んでいくと思っておりますので、これについては小樽市としても大変大きな問題でございますし、小樽に限らず後志管内としても大変重要なことでございますので、皆様の御支援をいただきながら、しっかりそれが実現できるように取り組んでまいりたい、このように考えているところでございます。

(発言する者あり)

それと、小樽ジャンクションのフルジャンクションの要望活動についてですけれども、フルジャンクションのことにきましても、先ほども答弁させていただきましたが、NEXCO東日本をはじめ国土交通省などに対しては要望はもちろんですけれども、それに向けては後志管内の全首長、市町村議会議長、さらには経済団体としっかり連携をしながら取り組んでいるところでございます。実際にどのような要望の場でも、私に限らず、町村の方々はもとより、多くの方々がこのフルジャンクションは重要なのだということとその時々、その場面、場面、いろいろなところでお話が出ているところであり、NEXCO東日本も、そして、国土交通省の担当の方々もその必要性の認識に対しては十分理解をされていると私自身は感じているところでございます。今後において実現するためには、さらにここにとどまらず、これからも粘り強く続けていくことが非常に重要だというふうに思っておりますので、多くの関係者の皆様と連携し、具現化できるようにこれからも精いっぱい努めてまいりたい、このように考えているところでございます。

そして、北海道の海水浴場の管理運営に関する指導要綱に伴う、いわゆる市町村において必要に応じ別に基準を定めることを妨げないとする中で、なぜ取り組んでいないのかということなのですが、今まで形になっていなかったのはなぜなのかというのは、私もわからないことが多いです。しかしながら、今後においてそれを何とか形にしていけるようにと今まさに取り組んでいるところでございます。

そのような中で、今一番大きな課題を抱えておりましたおたるドリームビーチの違法状態が解消できたということで、おたるドリームビーチにはその違法状態だけではないさまざまな問題がありましたので、まずはそのおたるドリームビーチに伴うルールというものを、市はもちろんですけれども、今まで

取り組まれた組合、さらには北海道だったり、関係機関と話し合いを始めて、まず、そのルールづくりから着手し、それを今回形にさせていただいたというところでございます。

今後において、つくらせていただいたおたるドリームビーチのルールも今年度初めて活用することになりますので、その活用に取り組んでいく中で、課題であったり問題点等があれば改善していくことは当然だと思います。さらには、小樽市にはおたるドリームビーチ以外にも良好な海水浴場がありますので、このおたるドリームビーチのルール化というのがたたき台となって、今後、他の海水浴場の組合等にもルールについてこれからつくっていくかという打診をしていくことになると思います。

さらには、条例化等の御指摘等もいただいております。海水浴場は一つだけではなくて、複数有しておりますので、その中で統一的な条例を形にするためには、少し時間がかかるのかなというふうに思っておりますので、これについては鋭意これからも研究、また、情報収集を行って、将来的にそれが形にできるようにしてまいりたいと思っております。

それと、建物のない海岸線、酒井隆行議員からは、新川河口がまず一つお話としてあったかと思えますけれども、これは答弁させていただきましたが、市町村でなかなか介入のしづらい難しい問題の一つだというふうに思っております。御存じのように、海岸線は国民共有の財産でありまして、管理は都道府県が基本的に行っているところでございます。それに対して出入りの規制等も非常に難しいところもございまして、特に小樽は石狩湾の中で大変長い距離の海岸線を有しているということもあって、それに対して行いたい気持ちはありながらも、具体的に動くことの難しさを感じているところでございます。

しかしながら、問題点があるというのは、私自身ももちろん認識をしておりますし、昨年の視察においてはそれがいわゆる共有の課題だと感じたというところでもございます。今後における海岸のあり方についてはこれからしっかり考えていかなければならないと思いますが、やはり管理者である北海道と直接調整し、取り組んでいかなければならない事案ではないかと思っておりますけれども、市単独でなかなか形にできていないのは実情だと思っております。

それと……

(発言する者あり)

よろしいですか。それと、公益通報に基づいてのお話だったかと思えますけれども、先ほど答弁いたしましたけれども、実際にこれは匿名であり、本当に職員かどうかというのわからない状態でございますので、これそのものが職員の不信感のあかしになるというふうには私は考えておりません。

それと、早期退職等に基づいてモチベーションの低下があったのではないかとということだったかと思えますけれども、このたび管理職の方々における早期退職者又は降任の方々、私としても直接お話をさせていただいて、それぞれの個別の事由等を聞いているところでございます。私が直接お話しした中では酒井隆行議員が御指摘のようなことがなかったものですから、先ほどお話をさせていただきました。

(発言する者あり)

それと、後援会に問い合わせさせていただきたいと、私は以前に答弁させていただいておりますので、そのことは先ほどもお話ししましたが、後援会にはお伝えをいたしました。

そして、それについての対応をどのようにされているかまでは、恐縮ですが、私は承知をしておりません。ですから、私から特に申し上げることはございません。

それと、発行責任者等のことについてわかりづらかったというお話だったかと思えますけれども、なぜ入れなかったのかということは、私は残念ながら聞いてはおりませんので、恐らくということでお話をしたところでございますが、私自身の名前のわかる表題だったので、それについて入れる必要がない

と判断されたのではないかと思います。しかしながら、先ほどもお話をさせていただいたとおり、やはり成り済ましであったりとか、いたずら等の形で行われる可能性ももちろんありますから、今後においてはその記載については行っていただきたいということで、これについてもお伝えをさせていただいているところでございます。

あと、先ほども言いましたけれども、発行されるということにおいては事前にお話を聞いております。

(発言する者あり)

それから、私自身は回答についても後援会の方々にお任せをしているので、どのように対応していただくのかわからないですけれども、私自身はそれについての見解を今、何も持ち合わせておりませんので、やはり直接確認いただいたほうが早いと思いますので、そうしていただければと思います。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 副市長。

○副市長(上林 猛) 酒井隆行議員の再質問にお答えします。

私からはプールの検討経過がなかなかわかりづらいという件でございますが、これまで庁内の検討会議を第2回まで進めておりまして、その中でこれまでも建設候補地ということで、内容については事細かには申し上げておりませんが、もともと市有地を前提にということから、民有地も含めて検討、さらに市長公約の中で花園公園を意識した運動公園、それらとの関連についての公約もありましたので、その辺も含めて幅広く何例か挙げながら、どういう面積でどういう建設上の規制があるのか、その辺についての議論を進めておりました。また、財源の問題は他都市の状況を聞いた上で地方債を活用したところ、又は合併交付金で対応したところ、今で言う過疎債でやったところと、さまざまな財源をそれぞれの町村ごとにそれぞれの事情によって考えていること、又は国の交付金を活用したところ、又は補助金のところ、それと、もう一つは建設形態、これも答弁の中で申し上げていますが、単独で建てるのか、又は何かとの複合施設で考えるのか、それもそれぞれの都市の状況によってさまざまでございます。それらのいろいろな状況が2回目まででかなり絞り込めてきておりますので、先ほど後ろ向きか前向きかという話でございましたけれども、私どもとすればかなり前向きな方向で進んでいるというふうに感じております。さらに小樽市の状況で言えば、公共施設等の総合管理計画が28年度中という全体の流れもありますので、どこのタイミングでどういうふうに皆様にお示しをするかというタイミングの問題もあります。できれば市としての一定の考え方を持ちながらお示しをして皆様から又は市民の方からのいろいろな御議論をいただきながら進めたい、そのような思いもありますものですから、今のところ大変わかりづらいと言われるかもしれませんが、私どもの感触とすれば、相当絞り込んできているなという感触ではおりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

それと、商工会議所との関係で新幹線の委員についてでございますが、これも答弁の中で申し上げておりましたが、いずれにしても、私とすれば、まちづくりに関して、とりわけ国や道、それから市民に対して官民挙げての取組ということは、これはやはり市の行政を進める上で非常に大事なことだという認識を持っております。これまで委員に関してお話をしておりましたが、実は任意の実務レベルでのさまざまな情報交換、それらの進捗ぐあいといいますか、それらを通して議論がどんどん積み上がっていくといいますか、実務者レベルから、市役所で言えば課長レベルから部長レベル又はトップレベルというふうに進んでいくだろうと。それらの議論の進みぐあいを見ながら議論を深めていきたい、又はターゲットを絞った、そういう進め方をしたいというのが私の思いでございますが、それが皆さんにはなかなか見えづらいということかもしれませんけれども、気持ちはできるだけそういう方向で進めながら

レベルアップを図っていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（横田久俊） 答弁漏れでしょうか。酒井隆行議員からは、後援会通信について後援会から返事が来ない場合は市長にお渡しするので対応していただけますかというのがあったと思うのですが、そのお答えがなかったかなと思います。いかがですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 先ほどもお話ししましたけれども、この件に関しては後援会で取り組みますということで聞いておりますので、お任せをしておりますから、私に対応しようとは思っておりません。

（発言する者あり）

○議長（横田久俊） 市長は受け取らないということですね。そういうことですね。

○市長（森井秀明） はい。

（発言する者あり）

○議長（横田久俊） プール関係の答弁が漏れているということですね。

（「数字違うしょ」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

安齋議員、少しお静かに願います。建設コストの件で何か少し違うのではないかなという。

（「これまでと数字が違ったんじゃないかということで確認をさせてもらう質問をしましたけれども」と呼ぶ者あり）

いきなりといいましょうか、新しい質問とまでは言いませんが、いきなりでしたので、調査を要するのであれば。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 副市長。

○副市長（上林 猛） プールの関係で失礼しました。

建設コストの関係で今までとは違うのではないかというお話でございますが、これまでたぶん5億円、6億円ぐらいの規模で言っていたのが、9億円ぐらいということで、これはたぶん建設コストが今、3割以上上がっていると、そういう時点修正があって、他都市の状況を見ればやはり建設コストが相当上がっている。さらに規模についても、当時はいわゆる競泳プールの6コースと、あとは会議室みたいなものを想定した6億円ぐらいだと思います。今回この9億円と書いたのは、主プールのほかに子供たちの浅いプール、それからリハビリ用のプールも入れた前提で言うと9億円ということで、少し他の実態を見たところその状況があったということで9億円と言っています。前に言っていたのは、競泳プール6コース、それを6億円と言っていたのですけれども、他を調べたところ、競泳用のプールのほかに子供用のプールだとか、やはりリハビリのプールも併設しているところがありまして、そういう状況で見ると9億円ぐらいということなんです。その関係で若干数字がアップしているというふうに御理解をいただきたいと思っております。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 13番、酒井隆行議員。

○13番（酒井隆行議員） それでは、再々質問を絞ってさせていただきたいと思っております。

新・市民プールについて大分前向きだという答弁でありました。今、聞いた限りでは本当にそうなのかなという部分で疑問は残るのですが、新・市民プールについてはいいです。

周産期医療について市長のお考えというか、そういう部分が強調されて、実際に具体的な話が何もな

かったので、この部分についてももう少し具体的なことを示していただきたいと思います。

それと、新幹線新駅策定会議について商工会議所といろいろ議論を重ねている、それからターゲットを絞っていろいろ話合いが進められているというお話なのですが、難しい話ではないのです。委員として、正メンバーとしてもともと入っていたのですから、それをアドバイザーという部分から、ただ戻すだけの話なので、難しい話でも何でもないので、議論だとか、ターゲットだとかという、逆に難しくしてしまっている部分について、もう一度答弁をしていただきたいと思います。

(発言する者あり)

それから、最後の政治姿勢の部分についてももう一度市長に確認したいのですが、市長の後援会であります。市長が代表を務める後援会組織であります。この問題を後援会に問い合わせさせていただきたいということでこれまでもやってきました。解決しません。その責任をやはり代表者の森井秀明市長が責任を持って対応するのが筋だというふうに思います。早期に解決していただきたい。これまでも後援会通信が発行されてから5か月もたっているのです。それを早期に解決するためにも、ここは代表者である森井秀明市長に対応をしていただきたいと思いますので、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 酒井隆行議員の再々質問にお答えいたします。

私からは1点、最後のお話でありますけれども、後援会通信については、発行していただいて皆様に配付をしていただいた私としては本当に大変ありがたい取組だというふうに思っておりますけれども、私がそれをどうするこうするというのではなく、その方々が私のために善意で行っていただいたことのでございますので、その後における対応も含めて任せてくださいというふうにも言われておりますし、そのような形をとっているのです、私は逆にそれに介入することそのものが失礼にも当たると思っていますので、私は対応はいたしません。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 副市長。

○副市長（上林 猛） 商工会議所とのかかわり方でございますが、商工会議所とのさまざまなかかわり方についてこれまでと違ったかかわり方ということで、双方の考え方、それらを言いながらどこで共通の接点を見いだすかということで議論を重ねております。また、先ほど言いましたとおり、情報交換をしながらこれまでのかかわり方と違う新たな関係の構築を目指しながら進めておりますので、細かな具体的な中身まではここで話しすることはできませんが、いずれにしても商工会議所とのかかわり方については我々市政を運営する者として、経済界とのかかわりは切っても切れない縁でございますので、できるだけ早く関係を、新しい関係というものを築き上げるべく鋭意努力してまいりますので、御理解をいただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 福祉部長。

○福祉部長（日栄 聡） 私からは、周産期医療についてお答えいたしたいと思います。

医師確保が非常に難航しておりますのは、全国的な産婦人科医師の不足、特に産科を扱う医師の不足が大きな理由でございますが、それ以外にも懇談会の中では課題がいろいろ見つかりました。その解決に向けて取り組んでいくということなのですが、さらにその懇談会では医師確保には至らなかったの

すけれども、小樽協会病院で分娩の再開に向けまして医師の確保を続けるという、そういった方向性が得られましたので、これについて私たちも強力にバックアップをしていきたいということでございます。

(「議長、5番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 5番、安斎哲也議員。

○5番(安斎哲也議員) 先ほどの新・市民プールの建設に関しての答弁なのですが、今まで中松市政当時と全く別の形態での検討がなされているということ、そしてさらに今回の改選後、全会派一致で新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方についての陳情を採択いたしましたけれども、それに関して全く違う数字で建設コストとランニングコストをいきなり何の説明もなく答弁されることは、非常に雑だと思われまますので、休憩後改めてその答弁を整理して答弁し直していただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長(横田久俊) 安斎議員の議事進行にお答えしますが、先ほどの副市長の答弁は、確かにいろいろな事前の説明がなかったという今の御指摘ですけれども、数字についてのいろいろな理由をおっしゃられておりました。

それで、この件については答弁があったということで認識しますので、委員会等でその数字の違い、あるいは安斎議員の指摘ですと対応のまずさということになりますけれども、それをしていただきたいと思えます。私の仕切りは、そういうふうにさせていただきます。

酒井隆行議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時30分

○議長(横田久俊) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 2番、千葉美幸議員。

(2番 千葉美幸議員登壇) (拍手)

○2番(千葉美幸議員) 平成28年第2回定例会に当たり、公明党を代表して質問いたします。

初めに、「森井市政1年」を振り返ってと職員人事についてです。

森井市長初当選から1年がたちました。昨年の第2回定例会で森井市政のスタートに当たり、政治姿勢や公約について質問したことが思い出されます。

この1年は、職員人事の件や後援会幹部であった方に政策アドバイザーとして参与職を与え、任用し続けたこと、除雪委託業者の構成員数を突然変更し、雪が降ってもおかしくない時期まで除雪担当JVが決まらなかったことなど、議会としていまだに納得できる説明をいただけていないと感じています。

また、市長みずからの発言による混乱は議会だけでなく、報道機関との信頼関係をも失いかけている状況は非常に残念であり、今後の市政運営に与える影響を懸念しているところです。

そこで、まず初めに、市長として1年を振り返り、どのように感じられているのか、所感をお伺いいたします。

市長は、就任の挨拶で「「住みよいまち小樽」「人に優しいまち小樽」の実現に向けて、市役所職員の皆さんとともに一丸となって取り組んでいきたいと思っております」と発言し、昨年6月の広報おたるに市長の思いや決意が掲載されました。市長は、この1年、公約実現に向け取り組まれてきましたが、進捗状況について御自身の評価と今後の課題についてお聞かせ願います。

次に、職員人事についてです。

昨年6月、私は、森井市長の就任後初めて行った職員人事に関して質問させていただきましたが、市長御自身が人事に関して相談したとされた方が相談されていないことが発覚、内申書がない人事についても問題視されました。さらには、適材適所を心がけた人事であるはずが、みずから降任願を提出した職員が複数出たことも記憶に新しいところです。それらを考えますと、この1年、職員人事について市長の思いとは違う結果になっていると感じますが、見解をお聞かせ願います。

地方分権が進み、自治体職員の仕事は質の高度化と仕事量の増大が進んでいると言われていています。市長がおっしゃっているように、適材適所を心がけた人事は今後ますます重要であり、複雑化する行政の分野においてはプロフェッショナルな職員の人材育成にも取り組むことが求められます。

そこで、今後の職員人事に関して職員の適正な把握と適性に合った配置についてどのように行っていくのか、お考えをお聞かせ願います。

また、人材育成の取組についてはいかがですか。説明願います。

現在、職員人事に関して大きな問題だと感じているのは、総務部長と保健所長が不在だという件についてです。特に、総務部長に関しては、本市行政の事務分掌を見てもわかるように、重要なポストであり、あけておくこと自体、異常とも言えます。そもそも総務部長となる予定の幹部職員が内示を固辞した時点で再考し、ほかの対応が可能だったと思いますが、いかがですか。見解を求めます。

組織や団体での総務部長ポストの空席は、民間企業であれば要注意の企業に当てはまるそうです。また、地方自治体で総務部長が不在の事例を聞いたことがなく、この事態を森井市長自身はどのように受け止められているのでしょうか。見解を求めます。

また、市長は、我が会派の議案説明時において、総務部長の選任について鋭意努力しているが決定する段階に至っていない趣旨の発言をなさいました。具体的に決定する段階に至っていない理由について説明願います。

定例記者会見では、いつまで総務部長を選任するかについて言及を避けたと伺っておりますが、現在、職務を代行している副市長が総務部長の職務も担うことは大変困難だと考えております。仕事のしわ寄せを副市長以下の職員が負うことになり、それらが重大なミスへとつながることがないように、業務上どのように事務が遂行されているのか伺います。

さきに述べたことから、現在、不在となっている総務部長、そして保健所長についても同様に、職員の不安材料を取り除き、集中して仕事ができるよう、選任できる時期についてはめどを示すべきと考えます。示せないとなれば、人選すら進んでいないのではと疑念を抱かれる懸念があります。市長の見解を求めます。

以上、第1項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 千葉議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、「森井市政1年」を振り返って職員人事について御質問がありました。

まず、市長として1年を振り返り、どのように感じているのかにつきましては、この1年、市民の皆様にお約束をした政策を一日でも早く実現したい気持ちで、私のまちづくりに対する思いなどを職員に伝えながら、具体的な施策づくりに全力で取り組んでまいりました。当初理解していた以上に厳しい財政状況など、多くの課題もありますが、私の思いや公約を市政に反映させる第一歩となる予算編成を通

して一つ一つ実行に移すことで、少しずつ変化を感じてもらえているのではないかと考えております。

そして、2年目を迎え、自然や歴史といったすばらしい素材を磨き上げ、よりこのまちの可能性を広げていけるように、市民の皆様とともに公約実現に向けて一層努力をしていく決意を新たにいたしましたところであります。

次に、公約の進捗状況についての評価と今後の課題につきましては、まず、進捗状況の評価については、まちづくりエントリー制度の創設、除雪の拠点増設や出勤基準見直し及び路面整正、市の施設へのAED設置の拡大、子供の医療費助成の拡大、銭函駅のバリアフリー化、小学校英語教育推進事業の実施と外国語指導助手の増員、日本遺産の認定に向けた歴史文化基本構想策定事業、ふるさと納税を行った方への特産品の贈呈などが実行や予算化に至っており、全体としては着実に進捗しているものと感じております。

また、今後の課題としては、既に進捗しているものについては検証と見直しを行い、よりよい施策にしていけること、駅前広場の再開発や中心市街地への市営住宅建設など、いまだ進捗していないものについてはそれぞれに困難を抱えていることから、これをいかに創意工夫して一つずつ乗り越え、実現していくかであると考えております。

次に、この1年間の職員人事に関する見解につきましては、このたびの人事異動に当たりましては、私は職員が能力を発揮できる環境を整えることを念頭に、昨年同様、適材適所の配置に努めたところがあります。確かに予期せぬ出来事はありましたが、異動となった職員は新しい職務にそれぞれ邁進しており、その働きは私としても評価をしているところでありますので、組織としての機能は十分に果たされているものと考えております。

次に、今後の職員人事についての考えにつきましては、私の人事異動に対する基本的な考え方を申し上げますと、人事異動は職員の適性、さまざまな業務を経験することによる個々のレベルアップなどの個人的な要素のほか、職場における年齢構成や男女比、職場全体の底上げなどの組織的な要素も加え、総合的な判断の下、行われるべきものと考えております。

地方公務員法の改正により、今年度から人事評価が義務化されましたことから、職員の能力や業績もより把握しやすくなると考えられますので、ただいま申し上げましたような観点の下、引き続き、適材適所の配置に努めてまいりたいと考えております。

次に、人材育成の取組につきましては、小樽市職員研修規程に基づき、新規採用職員研修や管理者研修などの基本研修、法制研修や危機管理対応研修など、専門的な知識及び技術を向上させるための特別研修、北海道市町村職員研修センターなどへの派遣研修、各部単位で行う職場研修などを実施しております。

今年度の特徴といたしましては、管理者のための部下育成研修、プレゼンテーション研修、AED取扱研修を新設したほか、札幌市が実施する職員研修に小樽市職員の受講枠を新たに設けていただきましたので、希望する職員を受講させたいと考えております。

このほか直接的な研修ではありませんが、その一環として職員に広い視野を持ってもらうことを目的に、今年度、国土交通省北海道運輸局、北海道経済部観光局、さらには北海道経済連合会にそれぞれ1名職員を派遣いたしました。また、今年度から本格実施となりました人事評価制度の運用におきましても、評価者と被評価者の面談等において、適切な指導・助言を行うことで効果的な人材育成を図ってまいりたいと考えております。

次に、総務部長予定者が内示を固辞した時点での対応につきましては、今年の4月1日付け人事異動の内示は3月28日に行ったものでありまして、その内示後、突然、総務部長予定者から退職の意向が示

されましたので、私も御本人に直接その理由、事情等をお伺いし、慰留に努めたところでありますが、結果的にその事情についてやむを得ないと判断したところであります。その判断から、発令日までのわずかの間に、改めて適性を考慮した上で選任し直し、それによって新たに生じる空席の穴埋めをするということは、極めて困難な状況であったものであります。

次に、総務部長不在に対する見解につきましては、不在に伴う事務処理上の不都合がないよう、その職務については速やかに副市長事務取扱としたところでありますが、通常業務を遂行していく中では、副市長のスケジュールもタイトでありますことから、日々の打合せ等に不便があるということも聞いております。

また、副市長はもちろんのこと、総務部の職員の負担も過重になっているという状況もございますので、不在による影響が生じているものと認識をしております。

また、市役所外部の方からもいろいろと御心配をいただいているということは耳にしておりますし、この不在が続くことは決して好ましいことではありませんので、一日も早い選任に努めているところであります。

次に、総務部長の選任に至っていない理由につきましては、現在まで内部、外部に縛られることなく、幅広く人選を行ってきているところであり、また、北海道に対しましても、職員派遣の要請をさせていただいている経過もありますことから、最終的なところまではまだ絞りきれていないというのが現状であります。

次に、総務部長の職務の遂行状況につきましては、事務取扱者であります副市長が基本的にその職務を担っておりますが、事務専決規程上、総務部次長につきましても、総務部長の代理者となり得ますことから、副市長も繁忙であり、その負担軽減を図る必要もありますので、職務の内容に応じた事務分担に配慮しながら、現在、総務部長の職務を遂行している状況にあります。

次に、総務部長及び保健所長の選任の時期につきましては、まず、総務部長につきましては、先ほど選任に至っていない理由の中で御答弁申し上げましたとおりの状況にありますので、現時点で選任の時期を明確に申し上げることはできません。

また、保健所長につきましては、法令上、厳しい資格要件があり、選任に向け鋭意検討を行っているところではありますが、全国的にも保健所長となる医師の確保に苦慮している現状が見受けられる中で、明確な時期を申し上げることは難しいものと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 2番、千葉美幸議員。

（2番 千葉美幸議員登壇）

○2番（千葉美幸議員） 第2項目め、補正予算と決算見込みに関連して伺います。

初めに、四つの事業からなる明日の小樽を支える観光イノベーション事業費2,200万円の補正予算についてです。

小樽観光の平成27年度の観光入込客数は前年度比50万人増の794万9,300人、インバウンド効果で4年連続の増加となりましたが、観光客の増加イコール経済効果に結びついていないとの声が以前からあります。その要因について、今まで小樽市ではどのように考え、対策に結びつけてきたのか、まず伺います。

本市では、今後、市の観光振興室と観光協会の役割分担を見直し、効率的で実効性のある観光施策を進めていくよう検討しているそうですが、それに関連する小樽版DMO事務所整備事業費と環境整備事

業費の事業内容について説明願います。

また、観光施策を進める上で、稼ぐ力を引き出す観光地域づくりが求められており、関連団体や広域の自治体連携も重要です。小樽版DMOの将来的な考え方についてお聞かせ願います。

次に、歴史的資源の観光資源化事業費についてです。

歴史的建造物などを生かした観光振興策は現在までも行われてきましたが、本事業の歴史的資源とはどのようなイメージで今後事業が展開されていくのか、説明願います。

また、「夜のまち歩き」実証実験事業は具体的にどのような事業を考えているのか、お聞かせ願います。

本補正予算は、地方創生加速化交付金を申請し、国庫補助金を財源としておりますが、採択されなかった場合の予算の対応についてお考えをお聞きいたします。

次に、潮見台シャンツェ整備事業費についてです。

スキージャンプ人口は少なくなっているようですが、地元小樽ジャンプ少年団は多いときには100名以上の団員を抱え、オリンピック選手も輩出しています。潮見台シャンツェでは全道、全国の少年ジャンプ大会が毎年開催されていることや、小樽のスキージャンプの長い歴史からも整備について着実に推進していただきたいと考えます。今回の予算は、ランディングバーンの防護柵設置工事2,400万円で、当初伺っていたアプローチ部分の補正予算は計上されていません。この理由について説明願います。

また、アプローチ部分の整備について今後のお考えもお聞きいたします。

次に、潮見台シャンツェで大会が開催されるたびに要望が出される仮設トイレの件ですが、設置されているものの、スキー靴、スキーウェアを着た状態で使用するには通常の仮設トイレでは狭すぎるため、離れた天神や奥沢のコンビニエンスストアに借りに行く方が多いと聞きます。今後、潮見台シャンツェの整備を進める中で、トイレ整備の事業化は推進できないか、課題についても伺います。

次に、決算見込みに関連して何点か伺います。

平成27年度の一般会計予算では、国全体の地方税の大きな伸びが見込まれるものの、小樽市では人口減や制度改正等の影響により市税が減少するとしていましたが、市税は1億9,000万円、地方消費税交付金は1億7,000万円を3月に行われた第1回定例会で増額補正いたしました。今回、示された決算見込額では市税で1億2,700万円、譲与税・交付金4億1,100万円がさらに増額となっております。予算を大きく上回る額となった主な要因について説明願います。

また、歳出は予算現額に対して全体で21億400万円の減となっておりますが、歳出決算額が減となった主な項目と額、その理由について説明願います。

次に、平成27年度一般会計決算ですが、実質収支が約18億2,600万円の黒字の見込みとなりましたが、決算が確定する第3回定例会で見込まれる財政調整基金の残高について説明願います。

本市財政の健全な運営に資する財政調整基金残高は、厳しい財政運営ながらも、平成24年度から20億円前後で推移していることから、今後は、市債の計画的な償還のために設置された減債基金と、大きな地震や災害が起きた場合、指揮命令の拠点となる老朽化した市庁舎を建設するため設置された市庁舎建設資金基金へ目標を持って一定の積立てを行っていくべきと考えます。市長の見解をお聞かせ願います。

以上、第2項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

(森井秀明市長登壇)

○市長(森井秀明) ただいま、補正予算と決算見込みに関連して御質問がありました。

まず、本市の観光入り込みが経済効果に結びついていないとの声が以前からあることの要因と対策につきましては、本市を訪れる観光客は滞在時間が短く、宿泊率が低いことから、観光入込客数に比べて経済効果が低い傾向があると考えられます。

対応策につきましては、これまで観光協会や関係事業者と連携して、観光消費単価の高い外国人観光客へのプロモーション活動や閑散期の宿泊客増を目指した宿泊キャンペーン事業、道外教育旅行客の誘致活動、夜の魅力を発信するナイトマップの制作などに取り組んでまいりました。

次に、小樽版DMO事務所整備事業費につきましては、市の観光振興室と観光協会が共同の執務室でそれぞれの業務を行いながら、役割分担を整理、見直しして、官民連携した効率的な組織づくりを目指すため、現在、土地、建物の取得手続を進めている旧北海道農政事務所内部の整備を行うものであります。

また、環境整備事業費につきましては、本市が将来にわたって安定的、継続的な観光都市となるためには、一層のレベルアップが必要であり、その中心的な役割を担う観光振興推進組織としては、この分野で全国的にも注目を集めるDMOについて検討してまいりたいと考えております。

そこで、DMO先進地域の調査や事例研究、専門家を招聘したセミナーやシンポジウムを開催するとともに、実現の可能性も含め、本市の独自性、地域性を勘案した組織設立までの方向性や道筋を示す提言書を作成するものであります。

次に、小樽版DMOの将来的な考えにつきましては、観光振興推進組織として小樽版DMO一層の強化が必要と考えており、後志や道央圏などとの広域連携を図るとともに、地域の稼ぐ力を引き出す観光地域づくりのかじ取り役として機能することを目指してまいりたいと考えております。

次に、歴史的資源の観光資源化事業費につきましては、本市の財産である歴史的建造物や産業遺産だけでなく、市内に数多く点在する小樽らしい建物や地域文化、魅力ある景観などを掘り起こして新たな観光資源として磨き上げ、活用するための方策を検証するものであります。

あわせて、これらの組合せやどのようなターゲットに遡及するかなども検討してまいりたいと考えております。

また、「夜のまち歩き」実証実験事業につきましては、小樽観光の長年の課題となっている夜の観光振興を図り、宿泊客を増やすことで観光入り込みを観光消費に結びつけていくため、例えば通訳を配した歴史的建造物めぐりに地産グルメや体験メニューを加えたナイトツアーなど、新たな旅行商品造成に向けた実証実験を行うものであります。

次に、地方創生加速化交付金が採択をされなかった場合の対応につきましては、全額単費となりますので、事業の優先度等を再度精査し、庁内で協議の上、慎重に進めてまいりたいと考えております。

次に、市税と譲与税・交付金が予算よりも増額となった主な要因につきましては、市税においては補正予算計上時の見込みよりも収入率が向上したことによるものであり、個人市民税が5,000万円、固定資産税が3,300万円増加する見込みであります。

また、譲与税・交付金においては、地方消費税交付金は年4回に分けて交付されますが、補正予算計上時はまだ最終分の交付がされておりましたので、普通交付税の基準財政収入額をベースに増額補正をしておりましたが、実際にはそれを上回る交付があり、3億4,700万円増加する見込みであります。

次に、不用額の主な項目と額、その理由につきましては、人件費については1億9,300万円のうち、

主なものは職員給与費が1億6,400万円、扶助費については3億7,800万円のうち、主なものは生活保護扶助費が2億2,200万円、重度心身医療扶助費が3,000万円、行政経費については3億4,500万円のうち、主なものはデジタル機器整備事業費が4,000万円、建設事業費については5億7,200万円のうち、主なものは第3号ふ頭岸壁の国直轄工事費負担金が1億3,500万円、ロードヒーティング更新事業費が8,900万円となっております。

次に、財政調整基金の残高につきましては、地方財政法では決算剰余金の2分の1を翌々年度までに積み立てることになっており、本市では例年、第3回定例会で積立金を計上しております。平成27年度の決算剰余金は確定しておりませんが、決算見込みの剰余金で算定をいたしますと、18億2,600万円の半分の9億1,300万円を積み立てることとなり、第3回定例会で取崩しがなければ残高は29億9,900万円となります。

次に、減債基金や庁舎建設資金基金への積立てにつきましては、まず、減債基金については義務的経費である公債費の増高が住民福祉などの諸事業の実施に影響を及ぼすのを防ぐための基金であることから、一定額を積み立てていくことは重要なものと考えております。

また、庁舎建設資金基金につきましては、本市の場合、老朽化が著しく、災害時の拠点ともなる庁舎の建設は大きな課題となっており、建設には多額の一般財源を要することから、基金に計画的に積み立てていく必要性は十分認識をしております。

いずれにいたしましても、今後の財政状況やその他の財政需要の優先度などを考慮し、基金への積立ての方向性について検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 千葉議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、補正予算と決算見込みについて御質問がございました。

まず、潮見台シャンツェ整備事業費について、今回の予算がランディングバーンの防護柵設置工事のみでアプローチ部分が計上されていない理由につきましては、平成27年度に実施いたしました調査設計業務により、基礎地盤がやわらかく、当初想定していた工法での施工が難しく、全ての工事を行うには事業費が大きく増加すること、また、工期が7か月から8か月かかる見込みとなることが判明いたしました。このことから、降雪期となる競技シーズン前で工事が完了でき、少年団の練習や大会開催にも支障を来すことのないよう、安全対策として必要となるランニングバーンの防護柵設置について予算を計上したものでございます。

なお、アプローチ部分の整備につきましては、今後、冬期間の利用状況や安全状況を見ながら、改めて平成29年度以降に検討してまいりたいと考えております。

次に、潮見台シャンツェの整備を進める中で、トイレの整備の事業化は推進できないかにつきましては、仮設トイレを使用する際、使用しづらいことは承知をいたしておりますけれども、新たにトイレを整備することとした場合、工事のために多額の費用を要しますことから、現時点では難しいものと考えておりますが、トイレを含めた施設の利便性向上につきましては、今後の検討課題と受け止めております。

○議長(横田久俊) 次に、第3項目めの質問に入ります。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 2番、千葉美幸議員。

(2番 千葉美幸議員登壇)

○2番（千葉美幸議員） 第3項目め、人口減少対策について伺います。

地方創生の実現に向け、全国の自治体では人口ビジョンや地方版総合戦略に基づき、平成28年度は具体的な事業が本格的に進み、今後、各自治体の取組には大きな差が見られるとも言われ、地方創生戦略の競争が既に始まっております。本市の人口対策は急務であり、人口減少のカーブを緩やかにしていくためにも、小樽の魅力を生かした戦略や小樽が抱える課題を人口減少対策へ結びつける積極的な取組が必要と考えます。

まず、小樽の建物を生かした人口減少対策についてですが、現在、本市の人口対策である移住促進はどのような事業が進められているのか、主な事業の内容、その事業を行っている理由、現在までの効果について説明願います。

市内を歩いていると、昔懐かしい木造住宅や三角屋根の家、住宅に隣接する石蔵、それらは現在も使われ、小樽らしい景色として残したい財産だと感じております。

先月、NPO法人小樽民家再生プロジェクト代表の講演で、明治から現在までの建物が連なるようにある風景は小樽の宝であり、古い建物を使いたい人は大勢いると話をお聞きしました。実際に移住を希望する人と市内の空き家など5事例のマッチングを成功させているそうです。中には起業移住者もいて、小樽住民が古くて住みづらいつと感じていた住宅は、現役世代の移住者によって再活用され、小樽らしい景色が残ることになっています。このような民間での取組は人口対策として、また、小樽観光の振興にも寄与すると考えますが、市長の御所見をお聞かせ願います。

次に、講演を聞いた中で課題として感じたのは、使ってほしい人と使いたい人のマッチングについてです。古い住宅や石蔵は高齢者の持ち主や住民が多く、使いたい人がいることすら知らないまま、いつの間にか取り壊されてしまうことは残念です。現在、本市の空き家・空き地バンクを見ますと、登録物件情報が少ないようですが、本バンクの運営上の課題について説明願います。

今後、使ってほしい人と使いたい人のマッチングのため、不動産業者はもちろんのこと、NPO法人などと連携協力を強化し、小樽の魅力ある建物を生かした移住促進にも努めていただきたいと思います。市長の見解を伺います。

次に、地方創生の有益な取組、ふるさとテレワークについて伺います。

テレワークの定義は、離れた場所で働くICTを活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方をいいます。今まで地域活性化のため産業創出や企業誘致が行われてきましたが、ふるさとテレワークは人材の誘致になります。都市部の仕事を地方でも同じようにできる環境をつくるふるさとテレワークは、人口減少に悩む自治体と地方への移住希望者にとって魅力的な事業で、総務省では、地域の既存施設や古民家、廃校など、遊休施設を活用したサテライトオフィスを設けて都会の本社業務の一部を行ったり、移住した企業家が都会の仕事を受注したりするなど、総務省が四つの類型を想定し、今年度は企業や自治体に導入費用上限4,000万円補助する事業費を盛り込んでいます。今年度の公募締切りは今年10月10日でしたが、東京や大阪などで進めている企業誘致活動のツールとして有効であると思われることから、本市でふるさとテレワークの推進が検討できないか、市長の見解を伺います。

次に、地域の課題を移住に結びつける取組の推進についてです。

4月下旬に開催された政府の一億総活躍国民会議で紹介され注目を集めた先進事例は、島根県浜田市のシングルペアレント介護人材育成事業で、地方創生のための交付金を活用し、高校生までの子供がいるひとり親世帯の保護者が介護職につくことを条件とした移住対策でした。これは育児と仕事の両立に悩む親世帯の支援、介護の担い手の確保、そして人口対策という三つの対策を同時に進める点が高く評価されているそうです。

先日、本市の介護関連事業者の方からお話を伺う機会がありましたが、近年、介護従事者を確保することが難しく、ハローワークで事業者説明会を何回か行っていました。最近では参加者が一人もいないと聞きました。このままでは市内でも深刻な人材不足で事業所を閉鎖するところが出てくる可能性が大きいです。本市の介護従事者不足の状況はどのようになっているのか、伺います。

また、人材不足が理由で閉鎖した事業所はあるのかについてもお答えください。

厚生労働省では、団塊世代が全て75歳以上になる2025年にはおよそ38万人の介護職員が不足するという推計を出しました。生産年齢人口の転出超過割合が約8割と大きく、高齢化が進む本市は人材不足が深刻な状況に陥るのではと懸念しています。本市の介護従事者不足の対策は検討されているのか、課題についても伺います。

また、島根県浜田市のように自治体が抱える課題を現役世代の移住に結びつける特徴ある事業として検討できないか、市長の見解をお聞かせ願います。

以上、第3項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、人口減少対策について御質問がありました。

初めに、小樽の建物を生かした人口対策についてですが、まず、本市の移住促進事業の内容につきましては、全国からの移住希望の問合せに対し、市のワンストップ窓口において対応するとともに、ホームページなどで情報発信を行っております。

今年度は、新たに首都圏の百貨店において物産展の際にコンシェルジュデスクを設置するほか、道外からの移住者を対象とした懇談会を開催し、移住者コミュニティの形成を支援する取組を行う予定です。

また、平成27年度に初めて実施し好評でありました起業希望者向け空き店舗視察ツアーについて、今年度も引き続き実施する予定としております。

なお、移住促進事業を行っている理由と効果につきましては、近年、移住相談受付件数が順調に伸びており、平成27年度は103件に達したものの、移住者数は6世帯14件、17年度からの累計は65世帯、140人とどまっていることから、実際に移住するまでのハードルや移住者ニーズを正確に把握をし、効果的なフォローを実施する上で、これらの事業が必要であると考えたものであります。

次に、市内のNPO法人による空き家のマッチングの取組につきましては、市内の空き家については札幌市に比べ安価とされ、起業をお考えの方や自分好みにリフォームして住みたいという方が少なからずいらっしゃることは把握しております。そのような方々に古い建物を住居等で再活用いただくことで人口対策に寄与し、結果的に古いまち並みが保全されることで観光振興にも寄与するものと考えております。

次に、空き家・空き地バンクの運用上の課題につきましては、空き家・空き地バンクは市への定住の促進等を目的に市のホームページ等を通じて優良な物件を広く紹介するために設けられた制度で、これまでに14件が登録され、全て売買又は賃貸借が成立しております。

しかし、登録物件の情報は、市の指定する仲介業者と共有していることから、直接仲介業者の仲介により、売買等を行うことができるため、オーナーにとっては物件の登録可否の調査などの手間が増え、登録が敬遠をされていることが課題であると考えております。

次に、市内の不動産業者やNPO法人などと連携した移住促進につきましては、近年は移住者の相談

も多様化をしており、特に相談の多い仕事や住居のマッチングについては、民間事業者などとの連携の必要性を感じていたところでもあります。

昨年、起業希望者向け空き店舗視察ツアーを初めて実施した際、このNPO法人から協力の申出があり、ツアー参加者の了解を得た上で、空き家のマッチングを含めた継続的なフォローについて御協力をいただいているところであり、今年度実施する事業についても相互に連携しながら進めていくことを確認しているところでもあります。

次に、ふるさとテレワークについてですが、ふるさとテレワークの検討につきましては、これまで実際に都市部から本市への人の移動を考えている企業、NPO法人、大学等からのアプローチがない現状であり、具体的な検討には至っていません。

また、遊休施設を活用したサテライトオフィスにつきましても、移住促進、企業誘致、雇用創出など複合的な効果が期待できると認識しておりますが、こちらも具体的な検討には至っていないことから、今後は、国の支援策などの研究を行うとともに、情報関連企業からの情報収集に努め、ふるさとテレワーク事業の可能性を探ってまいりたいと考えております。

次に、介護従事者を移住に結びつける対策についてですが、まず、本市の介護従事者不足の状況につきましては、現在のところ介護職員等の人員が基準を満たさないことにより、介護給付費が減算になる事業所はありません。

しかし、事業所からは新たに介護職員を募集しても応募は少なく、人員確保には厳しいものがあると聞いております。

また、人材不足で閉鎖した事業所はありませんが、職員の退職により今後の人員確保が十分でなく、適切な通所介護サービスに支障が出るとの判断により、通所介護事業所1か所が平成28年5月1日から29年3月31日まで休止をしております。

次に、本市の介護従事者不足につきましては、介護職員の確保は本市に限らず、全国の自治体で課題となっております。そのため、国では介護従事者スキルアップを促進するための研修等や介護職員処遇改善など福祉、介護人材の安定的な定着を図る取組など、切れ目のない政策を展開しております。

しかし、介護職員については夜勤などがあり、きつい、給与水準が低い、将来に不安があるなど負のイメージが先行し、人材確保の障害となっており、こうしたマイナス要因の解消が課題となっております。

本市といたしましても、全国市長会を通じ、国に対し介護従事者の確保、育成定着と処遇改善の一層の推進を図るよう、財政措置の拡充とあわせて必要な対策を講じるよう要望をしており、国が掲げる一億総活躍社会の政策の一つである介護人材の確保の具体的な取組に期待をしているところでもあります。

次に、自治体が抱える課題を移住に結びつけるような事業の検討につきましては、本市としても不特定多数を対象とする移住促進事業は効果が見えづらい部分もありますので、可能な限り移住者の属性を絞り込み、効果的かつ積極的にアプローチをする必要があると考えております。

本市が抱える課題を改善しながら、移住のターゲットを絞り込み、戦略的に取り組んでいくことについては非常に可能性があると思っておりますので、他の自治体の事例についても研究しながら、積極的に移住促進について検討してまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 2番、千葉美幸議員。

（2番 千葉美幸議員登壇）

○2番（千葉美幸議員） 第4項目め、平成27年度の除排雪と今後の考え方について伺います。

市長の公約の中に、除雪について、市民の雪捨場の増設を行い、除雪拠点の見直し増設を行うことと、除雪出動体制を15センチメートルから10センチメートルにし、すぐに出動できるよう、よりきめ細やかな除排雪に取り組み、ガタガタの道路を解消するため路面整正を行うとあります。27年度は、早速、市長公約にかかわる事項について予算計上し実施されましたが、振り返りますと、本市の共同企業体除雪業務の入札参加申請の必要要件である構成員数を突然2社以上から4社以上に変更し、業者を混乱させ、入札が不調に終わると、今度は3社以上に条件を緩和、11月18日の再々入札まで三つのセッションが決まらず、除排雪業務を担うJV構成業者の皆さんとの信頼関係を損ないかけました。また、住民には大きな不安と行政に不信を与えたことは言うまでもありません。今年度は決してそのようなことがないように、丁寧な進め方を強く要望するものです。

そこで何点か伺います。

初めに、平成28年度の共同企業体除雪業務の入札等参加申請書提出要領についてです。今年度の入札受付日と入札日はいつごろと考えているのか、スケジュールについて説明願います。

また、平成27年度の入札において混乱の原因となった競争入札と参加申請に必要な要件である参加資格者についての考え方と構成員数は何社以上とするのか、また、そのようにする理由についても説明願います。

その他、変更を考えている要件はあるのでしょうか、お答えください。

昨年度、除雪拠点の増設により、市内を七つの地域に分け作業を行いました。構成員数について受託業者からどのような意見があるのかについてもお聞かせ願います。

平成27年度除雪費予算は降雪量おおむね5メートルの穏やかな気象状況を想定し、これまでの除排雪体制での予算11億8,049万円、公約実現にかかわる予算1億461万円、合計12億8,510万円が計上されました。27年度は降雪量が495センチメートル、最深積雪深は89センチメートルとなりましたが、最終的な予算の執行状況についてお示してください。

また、除雪費と排雪費、貸出ダンプ経費について、予算額、執行額、執行率についてそれぞれお答えください。

排雪に関しての苦情や要望は我が党にも多く寄せられたことは以前にも述べました。確かに大雪や豪雪に見舞われる年度は除雪費が大きく膨らみ、特に排雪経費は財政に影響を及ぼすため、その抑制に向けた雪押し場の確保や工夫を凝らした除排雪方法の検討することに関して異論はありません。しかし、現在、排雪路線となっているにもかかわらず、排雪が一度も入らなかった路線があると聞きました。その理由について説明を求めます。

地先の市民に説明がなされないまま、排雪路線の考え方を変更したとすれば、問題です。そのような変更があったのでしょうか。

平成27年度の排雪指示はどのように行われていたのか、御説明願います。

また、排雪路線でありながら、平成27年度に一度も排雪作業が行われなかった路線は何か所あったのかについてもお答えください。

平成27年度は第2種路線を対象として除雪出動基準を降雪15センチメートルから10センチメートルに見直し、試行的に実施されました。この見直しについての今後の実施のお考えとその理由について御説明願います。

次に、除雪費抑制に向けた取組の一つである雪押し場拡充のための制度についてです。

平成27年度に検討を進め、28年度からの運用を目指すとなくなりましたが、制度内容と今年度から

の運用についてのお考えをお聞かせ願います。

次に、排雪量抑制に向けた雪押し場の確保や工夫を凝らした除排雪方法の検討及び次回の全市的な除雪拠点の見直しの基礎資料とするため、実施をしました除雪路線調査業務についてです。

昨年度は具体的にどのような調査が行われたのか、検討内容についても説明願います。

また、今年度も調査を実施すると伺っておりますが、予算規模の考え、調査内容、その必要性についても説明願います。

本調査を基に基礎資料が作成され、今後、地域総合除雪体制や除排雪業務の見直し、変更が検討される際、市民に十分かつ丁寧な説明と理解を求め、進めていただきたいと思いますが、市長の見解をお聞かせ願います。

この項の最後に、市長が考える除雪費予算についてです。

さきに示した市長公約実現にかかわる予算が昨年度は約1億円計上されました。また、今後、雪押し場拡充のための制度設計にも予算が必要で、一たび大雪に見舞われると、公約に掲げた出勤基準の見直しや、ガタガタ路面の整正には相当な追加予算が必要になると考えます。

そこで伺いますが、その必要予算と抑制に向けた取組で削減できると考える予算額をどのように見積もっていらっしゃるのか、また、毎年度穏やかな気象状況を基に計上されてきた除雪費全体の予算額を幾らまで抑制したいと考えていらっしゃるのか、市長の見解をお伺いいたします。

以上、第4項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、平成27年度の除排雪と今後の考え方について御質問がありました。

まず、地域総合除雪の入札につきましては、これまで昨年度の地域総合除雪に参加した業者の皆様と意見交換を行っており、今後、道路除雪に登録のある業者の皆様へ意向等を伺う予定であります。現在、昨年度の分析を行っているところであり、参加資格、共同企業体の構成員数等の入札要件を検討し、できるだけ早くお示しをしたいと考えております。

次に、地域総合除雪業者の皆様との意見交換で出されました共同企業体の構成員数に関する意見につきましては、「新規業者が加わると事故等のリスクがある」「4社だと採算割れの可能性がある」「3社で除排雪が間に合わなかったことがない」などの意見がありました。

次に、除雪費の最終的な予算の執行状況につきましては、除雪費の総額は決算見込額約12億4,117万円です。また、個別の経費の執行状況について第3回定例会補正予算計上時の予算額と対比をいたしますと、除雪作業に係る経費は予算額約3億4,877万円、決算見込額約3億6,016万円、執行率約103パーセント、排雪作業に係る経費は予算額約2億8,030万円、決算見込額約2億158万円、執行率約72パーセント、貸出ダンプ経費は予算額7,000万円、決算見込額約1億497万円、執行率約150パーセントです。

次に、排雪路線になっているにもかかわらず、排雪が入らなかった理由につきましては、排雪を実施する従来からのプロセスとして、職員や地域総合除雪業者がパトロールを行い、まず、かき分け除雪や拡幅除雪を行い、道路脇の雪山が大きくなり、これ以上の対応が困難になった時点で必要な箇所の排雪作業を実施するという手順を行ったものであります。昨年度においては少雪であったこともあり、結果として排雪に至らなかった路線があったものと考えております。

次に、排雪は平成27年度どのように行われていたかにつきましては、先ほど答弁をしましたとおり、まずは丁寧な除雪を行い、道路脇の雪山が大きくなり除雪での対応が困難になった時点で必要な箇所の排雪を実施するという従来からのプロセスを徹底したもので、排雪作業の考え方を変更したものではありません。

また、平成27年度に一度も排雪作業が行われなかった排雪路線は全769か所中357か所、総延長227.7キロメートル中83.3キロメートルとなっております。

次に、第2種路線の出動基準の見直しにつきましては、地域総合除雪業者の皆様からは、第1種路線との段差が解消されたことや、ロードヒーティング付近の段差が小さくなったとの回答を得ており、おおむね効果があったものと考えております。

今年度は、きめ細やかな除雪を実現するため、検証を継続しながら、本格実施に移行したいと考えております。

次に、雪押し場拡充のための制度につきましては、昨年度から道内外の自治体の先進事例を調査し、制度設計を進めているところであります。新たな雪押し場の拡充は、生活路線のきめ細やかな除雪作業に欠かせないものでありますことから、多少時間を必要としますが、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、除雪路線調査業務の概要につきましては、昨年度は除雪路線の基本情報である道路幅員や勾配、空き地情報等を一元管理するための枠組みとなるデータベースを構築し、第1ステーション及び第2ステーションに関する基本情報を入力しました。本年度は第3から第7ステーションの基本情報を入力する予定で、当初予算で400万円を計上しております。

この調査結果は除雪作業を行うオペレーターの引継ぎ、雪押し場の確保、除排雪方法の検討、除雪拠点や路線の見直しの検討等に活用してまいりたいと考えております。

次に、除排雪業務の見直し、変更を検討する際の市民への説明などにつきましては、今後よりきめ細やかな除排雪実現には市民の皆様のご理解と御協力が必要であることから、除雪懇談会など機会があるごとに、除排雪の現状や課題等を市民の皆様にご説明をしいたいと考えております。

次に、私の考える除排雪予算につきましては、昨年度の取組を検証し、課題を整理し、解決していくことを繰り返しながら、限られた予算を効率的に執行し、きめ細やかな除排雪を実現することを基本的な考え方として、本年度の予算を第3回定例会に提案すべく、現在、作業を行っているところであります。

○議長（横田久俊） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 2番、千葉美幸議員。

（2番 千葉美幸議員登壇）

○2番（千葉美幸議員） 第5項目め、おたるドリームビーチに関連して伺います。

昨年、建築基準法に違反する海の家の問題で、海水浴場を開設できなかったおたるドリームビーチですが、その後、市が指導を続けてきた違法建築物は撤去され、今年度に入り、廃材やコンクリート片なども完全に撤去されたとして、海岸管理者である北海道は、土地の占用を認め、海水浴場開設届を受理したと伺っています。

今年度再開については心配する声もありましたが、7月9日から開設が予定されていることに正直安堵しながらも、懸念される事項について質問いたします。

初めに、おたるドリームビーチの開設予定期間、開設予定時間についてお聞かせください。

また、今まで開設されてきたおたるドリームビーチでは海の家が40軒ほどあり、長い海岸線をにぎわせてきましたが、今夏開設されるおたるドリームビーチの海の家は、数が半分以下に減少すると聞いています。昨年来、ドリームビーチ協同組合として海水浴場の開設に向け積極的に活動してきた中、なぜそのような大幅な減少となったのか、現在、予定されている海の家軒数とともに理由についてお聞かせ願います。

次に、道に届け出た海水浴場開設の届けの内容ですが、遊泳区域の規模や陸域など以前と変わらないのか伺います。

海の家が少なくなることは、長い海岸線における海水浴客の安全や海岸の管理など少なからず影響があると考えますが、具体的に懸念される事項について、どのような対策がとられると聞いているのか伺います。

次に、衛生面についてです。

今年海の家数が減少しますが、利用客数をどのくらいと見込み、組合では海水浴客が利用するトイレやシャワーを何か所設置されるのかお聞かせください。

また、本市で設置するトイレは何基で、予算計上されているのか伺います。

海の家が設置するトイレやシャワーに使う水は地下水を利用しているそうですが、衛生上の問題はいいのか、検査基準はどのようになっているのでしょうか、伺います。

また、シャワーやトイレの排水処理はどのように行われるのか、説明願います。

海の家で食事の提供などする場合に使用する水についてはいかがですか、お聞かせ願います。

次に、昨年問題となった海の家撤去や原状回復についてです。

この問題については、指導すべき立場である本市も黙認してきた事実があることは、昨年の議会でも明らかになっています。今後は開設期間終了後の海の家撤去について速やかな対応が求められますが、組合側、行政側、それぞれの対応について説明願います。

また、おたるドリームビーチでの問題発覚後、サンセットビーチなどでも違法建築物が見つかり、指導を続けていると伺っています。昨年7月に是正指導通知書を送付し、対応してきたと思いますが、現在、是正に従わない建物は何棟あるのでしょうか。状況について説明願います。

違法状態のままでは海水浴場の開設は認められないと考えますが、市長の見解を伺います。

道の対応はどのようになっていますか。

また、本市の予算上の対応も含め、お聞かせ願います。

この項の最後に、おたるドリームビーチ海水浴場対策協議会では、おたるドリームビーチ海水浴場ルールを策定したと伺いました。ルールには海水浴場利用者の飲酒の制限について記されていますが、一昨年のような飲酒運転ひき逃げ事故を撲滅するため、おたるドリームビーチ海水浴場対策協議会ではどのような対策をとるのか伺います。

また、今後、市民や観光客の皆さんが安心して海水浴を楽しむことができる環境をつくるため、市内海水浴場の各組合でもルールづくりに取り組むべきと考えますが、市長の見解を伺います。

以上、第5項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、おたるドリームビーチについて御質問がありました。

まず、おたるドリームビーチの開設予定期間、開設予定時間につきましては、開設予定期間は7月9日から8月31日の54日間、開設予定時間は午前9時から午後5時までとなっております。

次に、海の家軒数につきましては、ドリームビーチ協同組合から提出されている仮設建築物の許可申請では12軒となっております。

また、軒数が減少している理由については、組合からは組合員数が減少していることや、今シーズンは様子を見たいという組合員がいることなどと聞いております。

次に、遊泳区域の規模や陸域などが以前と変わらないのかにつきましては、遊泳区域の規模は海岸線延長が100メートル短い900メートルとなり、それにより、水域面積は6,000平方メートル縮小され、5万4,000平方メートル、陸域面積は7,000平方メートル縮小され、6万3,000平方メートルとなりました。

次に、海の家が少なくなることで海水浴客の安全や海岸管理において具体的に懸念される事項とその対策につきましては、安全対策に係る監視員は一昨年同様の平日3名、土日・祝日6名を配置することであり、海岸管理などについては協同組合がこれまでと同様に行っていくと聞いております。

次に、利用客数の見込み、トイレやシャワー設置数及び市で設置するトイレと予算につきましては、組合では一昨年同様7万人の利用者を見込んでおります。また、組合はトイレ29基、シャワー26台を設置すると聞いており、市ではトイレ3基の設置を予定し、15万7,000円を予算計上しております。

次に、海の家が設置するトイレやシャワーに使う地下水の衛生上の問題の有無及び検査基準につきましては、飲用として使用する地下水については、小樽市飲用井戸等衛生対策要領に基づき、保健所が地下水の設置者等に対し、衛生確保を図るように指導しておりますが、トイレやシャワーなど飲用以外に使用する地下水については、設置者等による自主衛生管理が基本であり、指導対象とはしておらず、検査基準も設けてはおりません。

次に、シャワーやトイレの排水処理につきましては、シャワーや調理場等の排水は全て浸透ますで処理をし、トイレについてはし尿収集するものとしております。

次に、海の家で食事の提供などに使用する水につきましては、食品衛生法及び北海道の食品衛生法施行条例に基づき、保健所が衛生管理に関する指導をしております。

地下水を使用する施設に対しましては、除菌又は殺菌装置を設けること及び1年に1回以上の水質検査を実施することを指導しております。

また、飲用の水質基準に適合しない場合は、貯水した水道水を使用するように指導をしております。

次に、開設期間終了後の海の家への対応につきましては、組合は仮設建築物の許可期限までに海の家を撤去することになっておりますので、その後、市が現地にて撤去状況を確認いたします。

次に、是正に従わない建物の棟数の状況につきましては、平成27年7月9日に合同パトロールを実施し、違法建築物を61棟確認しております。是正指導により撤去された建築物もありますが、28年5月末時点で55棟の建築物を確認しております。今後、関係機関と行う合同パトロールにおいて、再度詳細に調査をしたいと考えております。

次に、違法状態での海水浴場の開設、北海道の対応と市の予算上の対応につきましては、市としては違法状態のままの海水浴場開設は適切ではないと考えておりますが、海水浴場開設は許認可制ではなく、あくまで届出制であり、既に道に対し組合より届出があったと聞いております。

また、市が違法建築物の是正指導を行っている中、違法状態が解消されるまでは、監視員の配置や開設期間中の海岸清掃などの支援を行わないこととするものであります。

次に、飲酒運転ひき逃げ事故を撲滅するため、おたるドリームビーチ海水浴場対策協議会ではどのよ

うな対策をとるのかにつきましては、ルールの中では、海の家では運転者に対し酒類の提供を行わないと定めており、海水浴場利用者に対しても飲酒の制限を規定しております。

また、市や北海道、警察、地元住民などの協議会構成機関で開設前や開設期間中に合同パトロールを行うほか、開設期間中に北海道と市が交互にパトロールを実施することとしております。

さらに、市として看板を設置するなど、海水浴場利用者に対してルールの周知徹底のための対策を講じ、飲酒運転撲滅を目指してまいりたいと考えております。

次に、市内海水浴場の各組合でもルールづくりに取り組むべきにつきましては、既に5月30日に開催いたしました小樽市海水浴場管理運営協議会において各海水浴場関係者に対し、ドリームビーチのルールについて説明をし、今後、各海水浴場におけるルールの策定について協力をお願いしたところであります。

○議長（横田久俊） 次に、第6項目めの質問に入ります。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 2番、千葉美幸議員。

（2番 千葉美幸議員登壇）

○2番（千葉美幸議員） 第6項目め、周産期医療と高齢者対策について伺います。

この1年の取組で後退したように感じているのが、安心して赤ちゃんが産める環境整備についてです。後志管内で唯一の地域周産期母子医療センターである小樽協会病院が昨年の7月に分娩取扱いを休止し、その再開に向け、医師確保に向け取り組んできました。

しかし、産婦人科医の全国的な医師不足で確保ができず、今日まで来ていますが、小樽協会病院の「産婦人科医全員退職へ」の記事に市民はじめ、私も大変驚きました。

そこで、何点か伺います。

小樽協会病院の産婦人科医2名が、9月末までに退職する予定とのこと。事実確認を退職理由について伺っていればお聞かせ願いたいと思います。

また、新聞報道では、北後志5町村や道とともに立ち上げた北後志周産期医療協議会で、年間1億円が見込まれる小樽協会病院の周産期部門の赤字補填や医療環境の整備などを検討するとなっています。6日に行われた協議会では、これらの考え方についてどのような議論がなされ、検討することになったのでしょうか。具体的な内容についてお聞かせ願います。

次に、医師確保が9月末までできない場合についてです。10月からは小樽協会病院では妊婦健診も実施できなくなるのか伺います。

そうだとすると大きな問題です。対策について市長の見解を求めます。

また、昨年の第4回定例会一般質問で、助産師外来の開設や、それに対する助成、助産師の活用等について提案させていただきました。地域の中で安心して妊産婦の健康診査や保健指導を受けられる体制を整えるために、助産師外来の開設についても産婦人科医師確保に向けた取組と一緒に検討願いたいと思いますが、市長の見解を伺います。

次に、高齢者対策についてです。

初めに、高齢者の運転免許証自主返納について伺います。

ここ数年、高齢者の運転による重大な事故が報道されることが多くなりましたが、2014年4月から15年末までの北海道警察の調査では、道内の65歳以上のドライバーで年3回以上事故を起こした方が661人に上ったそうです。小樽市内の高齢者による運転事故の件数を調べますと、平成25年は268件中53件、26年は244件中54件、27年は152件中44件となっており、昨年は高齢男性が運転する普通乗用車

に道路横断中の方がはねられ、死亡する事故も起きています。運転することに不安を抱える高齢者や、家族から促されて自主返納する方も増えていると聞きますが、本市の免許証自主返納の件数について状況をお示し願います。

また、高齢者の運転事故を起こさせない、減少させていくためにも運転免許証自主返納制度についてどのように考えているのか、制度の周知についても伺います。

他自治体では、自主返納を決断するきっかけになるような取組として、運転経歴証明書を提示すると商店街などで割引を受けられたり、運転経歴証明書の交付手数料の補助など行っている自治体もあります。高齢者の交通安全対策として、本市でも取り組んでいただきたいと思いますと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、高齢者が民間賃貸住宅に入居する場合の連帯保証人についてです。

潮見ヶ丘雇用促進住宅に入居している高齢者から相談がありました。平成28年4月末現在、80戸が入居している潮見ヶ丘雇用促進住宅は、民間事業者への売却に向け進んでいます。売却が決まり、引き続き住み続けられる場合でも、売却が決まらず、ほかの民間住宅へ転居する場合でも、契約に際しては保証人が必要となります。しかし、相談者には頼める身内や友人がいないとお話でした。高齢になってからの賃貸住宅の住み替えは、保証人がいないと難しいことや高齢者の入居を敬遠するオーナーも多いことから、不安な声は切実であります。本市で保証人がいない高齢者等の支援策を検討していただきたいと考えますが、いかがですか。お伺いいたします。

また、本市における賃貸住宅の情報提供や相談に応じる体制はどのようになっているのか、お聞かせ願います。

以上、第6項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、周産期医療と高齢者対策について御質問がありました。

初めに、安心して赤ちゃんを産むことができる環境整備についてですが、まず、小樽協会病院の産婦人科医の退職につきましては、小樽協会病院から産婦人科医2名が9月末に退職予定であり、退職理由については一身上の都合と伺っております。

次に、北後志周産期医療協議会での協議内容につきましては、小樽協会病院での分娩再開をさらに推進するため、医師の確保や施設設備の充実などに対して、北後志地域が一体となりバックアップ体制の充実を図ることを確認し、次回協議会においては小樽協会病院から分娩再開に向けた考え方の説明を受け、検討をしていくことといたしました。

次に、小樽協会病院における妊婦健診につきましては、医師が不在であればできないこととなりますが、本市といたしましても、小樽協会病院の産婦人科医師が一日でも早く確保できるよう全力で取り組んでまいります。

次に、助産師外来の開設につきましては、小樽協会病院からは開設に向けて模索を始めていると聞いております。妊産婦の安心につながるものでありますので、開設に当たっては可能な支援策を検討してまいりたいと考えております。

次に、高齢者の運転免許証自主返納についてですが、まず、高齢者の自主返納の件数につきましては、小樽警察署によりますと、平成26年度は148件、27年度は170件、28年度は6月9日現在で53件とな

っており、増加傾向にあります。

次に、運転免許自主返納制度につきましては、75歳以上の免許更新の際に行う認知機能の検査などとともに、高齢者が起因となって発生する交通事故を減少させる方策の一つであると認識をしております。

次に、制度の周知につきましては、市のホームページや高齢者を対象とした交通安全教室などにおいて行っております。

次に、自主返納を促す施策につきましては、自主返納の件数が増加傾向にあり、周知・啓発の効果が一定程度現れていると思われますので、その推移を見守りたいと考えております。今後も引き続き警察とも連携を図りながら、さまざまな機会を通じて、運転免許証自主返納制度の周知・啓発を含め、高齢者の交通安全対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、高齢者が賃貸住宅を借りる場合の連帯保証人についてですが、まず、保証人がいない高齢者等の支援策につきましては、現在、本市では保証人についての支援はありませんが、他自治体においては社会福祉協議会やNPO法人が身元保証や連帯保証をする例もあると聞いておりますので、まずは情報収集に努めてまいります。

次に、本市における賃貸住宅の情報提供や相談に応じる体制につきましては、現在、小樽生活サポートセンターたるさぼは、市のどこの窓口で相談してよいかわからない方の相談を受け付けており、相談があれば、賃貸住宅の情報提供や各種手続を行う際の同行などの支援を行っております。

○議長（横田久俊） 次に、第7項目めの質問に入ります。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 2番、千葉美幸議員。

（2番 千葉美幸議員登壇）

○2番（千葉美幸議員） 最後に、本市のがん対策について伺います。

1980年代から国民の死因の第1位は、がんとなっています。2007年4月に施行されたがん対策基本法に基づき策定されたがん対策推進計画では、がんによる死亡者の減少が目標の一つとして掲げられていますが、北海道のがんによる死亡率は、国立がん研究センターが実施した2014年の調査で、3年連続2位となる不名誉な結果となりました。

さきに行われた第1回定例会で我が党の斉藤議員の代表質問で、本市のがん死亡率は全道の中でもより高い状況でありと答弁されたように、全国で死亡率が2位の北海道の中であって、より高い状況であるということは、さらに対策の強化が必要と考えます。

そこで、伺います。

初めに、がん検診受診率向上の取組についてです。

北海道のがん死亡率が高い要因に、がん検診受診率の低さがあると考えられていますが、本市の検診受診率も低い状態が続き、伸び悩んでいます。平成22年度に本市が実施したがん検診に関するアンケート調査で、未受診の理由について「自分の年齢ではがんにならないと思っているから」「心配なときはいつでも医療機関を受診できるから」との回答が多くありました。そもそもこのアンケート調査は市民のがん検診の受診率向上のために国民健康保険加入者を対象として行われたもので、未受診の理由について把握し、今後の受診率向上への取組のため、基礎資料とすることが目的です。本市において、がん検診の受診率が低下している原因について、このアンケート調査結果をどのように分析し、取組が推進されてきたのでしょうか。説明願います。

また、受診率はどのように変わったのかについても、お聞かせ願います。

今年度もがん検診に関するアンケート調査を行うと伺っております。今回の行う目的、前回のアンケ

ート調査との違いについてお示し願います。

次に、ピロリ菌除菌対策について伺います。

最近の疫学的調査によりますと、ピロリ菌に感染すると胃がんになりやすく、WHOは1994年にピロリ菌は胃がんの確実な発がん因子として認定しています。我が国では、平成25年2月から保険適用の除菌対象が従来の胃潰瘍から慢性胃炎にまで拡大し、私の周りにもピロリ菌が見つかり除菌したという市民が増えました。このピロリ菌の除菌効果は胃がん予防対策として若い世代ほど効果が高いことも明らかになり、28年2月1日現在、道内17市町村で中学生や高校生を対象にピロリ菌検査を実施していると承知しております。安価で確実な予防効果を期待できることやピロリ菌に感染した子供の両親のいずれかに感染が見られることが多く、子供と親のピロリ菌感染を早期に除菌することで、将来の胃がん罹患率を確実に減らすことができるそうです。

そこでまず、市長のピロリ菌に対する認識を伺います。

また、中学生は胃がん患者がほぼいないため、内視鏡などを使わず、投薬だけで除菌できるため、体への負担や費用が軽減できることから北海道医師会でも治療による体への影響が問題ないとされる中学生を対象としたピロリ菌検査除菌事業の実施を要望されています。本市でもぜひ推進していただきたいと思いますが、市長の見解を求めます。

また、他自治体で行われているように、中学校2年生を対象としたピロリ菌検査を尿中抗体法として行った場合、どのくらいの費用が必要となるのかについてお示してください。

次に、学校におけるがん教育について伺います。

文部科学省では平成26年7月に「がん教育」の在り方に関する検討会を設置し、学校におけるがん教育のあり方について検討されてきました。この報告がまとめられ、27年度、28年度は、がんの教育総合支援事業の一環として一部自治体の学校でモデル事業を実施し、多彩な取組が行われているようです。子供たちががんについて正しく理解することは、生活習慣の改善や喫煙の防止だけでなく、将来的に検診受診率を向上させ予防対策を推進することになり、大変重要です。

初めに、本市では今まで学校におけるがん教育に関してどのような取組が行われてきたのか、説明願います。

道では専門医によるがん教育の出前授業を小学校で開催し、クイズ形式で予防法を学ぶとともに家族宛てのメッセージカードを作成する取組を行ったと聞きます。今後の学校におけるがん教育の取組についてお考えをお聞かせ願います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、がん対策について御質問がありました。

初めに、がん検診受診率向上の取組についてですが、まず、アンケート調査の分析と取組の推進につきましては、未受診の方の回答を分析した結果、健康への意識の乏しさ、病気に対する知識の不足が未受診の背景にあると考えられました。このため、がんは誰もがかかり得る身近な病気であることや、早期発見・早期治療が重要であることを周知していく必要があると考え、ホームページや広報おたるをはじめ、健康教育などあらゆる機会を捉え、検診の重要性を周知するとともに、がん検診無料クーポン券事業も導入をし、個別通知による受診勧奨にも取り組んでまいりました。

さらに、平成28年度から胃がん検診の受診医療機関を4か所増やし、受診者の利便性を図るよう努めております。

次に、受診率の変化につきましては、平成22年度から26年度の5年間で見ますと、胃がん、肺がん検診はともに低下傾向、子宮頸がん、乳がん、大腸がんにつきましては、がん検診無料クーポン券事業の導入により、一時的な受診率の上昇も見られましたが、ここ数年は低下傾向となっております。

次に、今年度に行うアンケート調査の目的と前回調査との違いにつきましては、平成22年度に実施しましたががん検診に関するアンケート調査は、がん検診の未受診理由を把握し、その結果を受診率向上のための基礎資料とする目的で実施をしたものであり、今年度実施するアンケート調査につきましては、25年に策定しました第2次健康おたる21の中間評価の一環として、がん検診の受診状況を把握する目的で調査をするものであります。

次に、ピロリ菌の除菌対策についてですが、まずピロリ菌に対する認識につきましては、国や道のがん対策推進基本計画においても、喫煙や食生活などとともに、がん予防における項目となっており、胃がんのリスク要因の一つであると認識をしております。

次に、本市における中学生を対象としたピロリ菌検査除菌事業の実施につきましては、国におけるがん検診のあり方に関する検討会におきましては、ピロリ菌検査の導入による死亡率減少効果の科学的根拠が十分でないことから、引き続き検証を行っていく必要があるとの提言がなされておりますので、今後、国の動向や他都市における取組等を注視しながら、研究をしてみたいと考えております。

次に、ピロリ菌検査を尿中抗体法として行った場合の費用につきましては、平成28年2月1日現在の北海道の調査によりますと、中学生、高校生に対してピロリ菌検査を実施している道内17市町のうち、8市町では1回当たり700円から5,000円前後の金額であり、9市町では地域の医師会や研究機関が検査費用を負担しているため、金額は不明となっております。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 教育長。

○教育長（林 秀樹） ただいま、がん対策につきまして御質問がございました。

まず、今までの学校におけるがん対策につきましては、小学校では第5学年及び第6学年における体育の保健領域において病気の予防の学習の中で生活行動がかかわって起こる病気の予防、喫煙を長い間続けると肺がんや心臓病などの病気にかかりやすくなるなどの影響があることなどについて学習しております。

また、中学校では第3学年における保健体育の保健分野におきまして、健康な生活と疾病の予防の学習の中で調和のとれた生活と生活習慣病の予防、常習的な喫煙により肺がんや心臓病など、さまざまな病気を起こしやすくなることなどについて学習をしているところでございます。

次に、今後の学校におけるがん教育の取組につきましては、国が設置をしております「がん教育」の在り方に関する検討会の報告によりますと、学校におけるがん教育は、「健康教育の一環として、がんについての正しい理解と、がん患者や家族などのがんと向き合う人々に対する共感的な理解を深めることを通して、自他の健康と命の大切さについて学び、共に生きる社会づくりに寄与する資質や能力の育成を図る」ことと定義をされており、この考え方につきましては大変重要であると認識をいたしております。

教育委員会といたしましては、国や道の動向も踏まえまして、保健所や医師会など関係機関と連携し、児童・生徒の発達段階に応じた効果的な指導のあり方について、今後、研究をしてみたいと考えてお

ります。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 2番、千葉美幸議員。

○2番(千葉美幸議員) それでは、再質問させていただきます。

初めに、今、御答弁いただいた中学生を対象としたピロリ菌の検査についてですが、国の検討会議では実証化されていない等、御答弁があったかと思うのですが、政府自体は2011年にピロリ菌と胃がんの関連性については認める答弁をしています。そういった意味からも、やはり各地域でピロリ菌のこの助成については徐々に広がっているのかなと思っておりまして、実際に先ほど質問の中でもお話しさせていただきましたが、親がピロリ菌を除菌したということで、子供の検査をするとピロリ菌に感染していたという声が本当に聞かれるのです。ですから、やはり子供が逆に検査をすることによって、今まで一度も検査したことのない親も検査するようになるというふうにもつなげていけると考えていますし、とにもかくにも胃がんの罹患者というのは、死亡数は2位か3位ぐらいですけれども、罹患者というのは一番、13万人ぐらいと聞いておりますので、体の負担も少ない本当に見つけやすい中学校2年生ぐらいの子供に、ぜひこの検査導入をしていただきたいと思っておりますので、いま一度検討に向けて御答弁をお願いしたいと思います。

それと次に、安心して赤ちゃんを産むことができる環境整備でありますけれども、先ほど小樽協会病院の医師が9月末でいなくなると妊婦健診もできなくなるというお話でありました。妊婦健診ができなくなるということは、妊婦にとっては非常に大きな問題なのです。市長も御存じかと思っておりますけれども、妊娠から出産するまで妊婦健診というのは最低でも14回することが望ましいということで助成をしています。働く母親が多い中で、この健診までもが市内で受けられないとなりますと、その勤めている会社によりまして、会社の休みというのは非常にとりにくい状況から、母子の健康管理が本当にできない状況になるのではないかと考えています。14回行かなければいけないところが5回になったり、本当にその数が少なくなるということは母子の健康に非常に影響があると思っておりますので、これは妊婦健診をできる体制はしっかり9月末まで整えていただきたいと思っておりますので、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

それと、ふるさとテレワーク事業についてでありますけれども、検討していないと、これからだというお話もありましたが、実際になぜこの事業が推進されたかという、やはり東京一極集中を解消するためだと認識をしています。内閣府の方のお話を伺うと、東京一極集中に一番寄与しているのが北海道からの転入だという話なのです。小樽市の人口ビジョン等を見ましても、若い方々、20歳から29歳が転出をします。これは大学等で東京に行ったまま就職をして、そのまま小樽に帰ってこないことも要因の一つであると思っておりますが、これを実際に企業誘致、小樽市では銭函地域での食品製造業者ですとか、結構大きな事業者、工場等の誘致を積極的に進めていますけれども、このふるさとテレワークというのは、先ほどお話ししたように、古民家ですとか、廃校ですとかを利用して、東京で仕事をしているそのままの形を小樽に持ってこられるという、そういう利点があると思うのです。先ほどICT業等というお話がありましたけれども、もっと幅広く建設業界で働く設計図を引いている人ですとか、デザインをやっている人ですとか、そういう誘致にも結びついていくというふうに考えますので、これは、いま一度積極的に、研究ではなくて検討をお願いしたいと思いますので、これについても御答弁をお願いしたいと思います。

それから、除雪についてです。

先ほど除雪について、いろいろ、平成28年度をどのようにしていくのかということで伺いましたけれ

ども、今後のJVの構成員数ですとか、いろいろ今後の検討なのかなというふうに答弁では聞き取れました。入札するにしても、昨年度の状況を考えると9月にいろいろなお話があって、進んでいくのかなというふうに思いますけれども、これがこれから提案されるとなれば、また昨年度のような混乱も起こしかねないと考えておりますので、本当に何社にするのかですとか、決まったことは一つもないのでしょうか。その辺についてもお聞かせ願いたいと思います。

それと、排雪の件ですけれども、先ほど市長は排雪のプロセスを変えていないという御答弁だったと思うのですが、実際には排雪路線となっている場所に排雪が入らないと市民は混乱しますよね。なぜ入らないのだということ苦情につながったと思うのです。それで今回は排雪の苦情などが非常に多かったと認識しておりますけれども、本当に方法等を変えるにしても、まずは説明をしっかりしていただきたいと思いますので、これについてももう一度御答弁をお願いしたいと思います。

あと、総務部長の空席について最初に質問させていただきましたけれども、この件について市長は先ほどの御答弁では、職員の方が一生懸命お仕事をしているというような御答弁だったのかなと、職務は十分果たされているという言い方だったかなというふうに思っていますけれども、これは本当に、総務部長という指揮命令の方が空席であるがためにきっと必死でお仕事をなさっているのだと思いますけれども、そういう認識であるという市長の考えというのは少し甘いのではないかと、危機感がなさすぎるのではないかと印象を受けました。総務部長というのは、地方創生等に絡めて考えても、本当に行政の横のつながりをつくっていく、そういう立場にありますので、この総務部長については、本当に早急に決めていただきたいと思っておりますので、しっかりといつまでという答弁いただきたいと思っておりますので、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

以上、再質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 千葉議員の再質問にお答えをいたします。

私が答弁したこと以外につきましては、各担当より答弁をいたしますので、よろしく願いいたします。

まず、ピロリ菌のことについてですが、御指摘のように、胃がんとの因果関係というのはさまざまな場面でお話が出ているかと思っておりますけれども、現状で市として得られている情報では、金額等も含めて自治体によってかなり大きな差があったりなどしている状況でございますので、やはりそのあたりの情報をきちんと得てからでなければ、検討に進められないと思っておりますのでございます。そういう意味でも少し時間がかかるかと思っておりますので、御理解いただければと思っております。

それと、妊産婦が受診できないということは大きな問題であるという御指摘であったかと思っておりますが、私自身も同じ認識を持っているところでございます。だからこそ何とかそれを再開できるように、このたび協議会をつくらせていただいて、それに向けて動き始めようというところでございますので、私としてもそれに対して再開に向けて鋭意努力を続けてまいります。しかしながら、いつまでというものは現行では私の言葉でお伝えることは残念ながらできませんので、それについても御理解いただければと思っております。

それと、除排雪について、御指摘のように、市民の皆様、例えば誤解がないようにとか又は気づかずにそうなっていたということのないように、やはりこれから市としても、より市民の皆様にご事情をお伝えしながら、やっていかなければならないというふうに思っておりますので、これにつ

いては先ほども答弁させていただいたように除雪懇談会の機会はもちろんですが、それ以外の機会も含めて市民の皆様には十分説明していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、総務部長の件においても、今まさに一生懸命鋭意努力をしているところでございます。まだ月日がいつということまで絞りきれれておりませんので、表明はできませんけれども、一日も早く対応できるように今取り組んでいるところでございますので、お示しができるようになりましたらお伝えをしたい、このように考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 副市長。

○副市長(上林 猛) テレワークに関しての再質問にお答えいたします。

本市においては、今までそういった情報を得られていなかった状況でございますが、今後そういった希望のある企業の情報収集をまずは進めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 建設部長。

○建設部長(相庭孝昭) 千葉議員の再質問にお答えいたします。

JVの構成要件等についてまだ何も決まってないかということのお尋ねでございますけれども、現在、検討鋭意進めているところでございます。まだ、具体的にこう決まりましたということはお答えできませんけれども、作業に入らなければならない時間が決まっておりますので、鋭意作業を進めましてできるだけ早い機会にお示ししたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

(発言する者あり)

○議長(横田久俊) お静かに。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 2番、千葉美幸議員。

○2番(千葉美幸議員) それでは、2点ほど再々質問いたします。

先ほど周産期医療の妊婦健診を再開できるよう取り組むという市長の答弁だったのですけれども、私は、妊婦健診に関しては小樽協会病院でなくてもいいと思うのです。健診だけではできる病院ですとか、こういった形でできるのかということも含めて、早急に別な形で対策もとっていただきたいと思っておりますので、この件に関して御答弁をお願いしたいと思います。

それと総務部長の空席、鋭意努力していくという御答弁でしたけれども、小樽市の職員は本当にたくさんいらっしゃるのになぜ決められないのかというのが正直な気持ちなのです。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

人材はいるのではないかと率直に思っております、北海道をお願いしているというお話もありますけれども、道としても、こんなに職員がいるのに何で道に頼むのだというのが本当に正直なところではないかなと思っておりますので、まずはこの人材についてしっかりと内部で決めていくという思いがあるのか、その辺について最後にお聞きしたいと思います。

(「笑ってる場合じゃないでしょう」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(発言する者あり)

調整中ですので、お待ちください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長（森井秀明） 千葉議員の再々質問にお答えをいたします。

私からは1点答弁いたしますので、もう1点については担当から答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

私は総務部長の件についてでございます。

何度も繰り返しになりますけれども、今まさに鋭意努力をしているところでございます。私としても、先ほども答弁させていただきましたが、それによって職員が大きな負担を抱えているということも認識をしておりますので、一日も早く皆様にお知らせし、その体制を整えていきたいという気持ちはしっかり持っておりますので、できるだけ早く御提示できるように、今、努力をしておりますので、そのように御理解をいただければと思います。

（発言する者あり）

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 保健所次長。

○保健所次長（犬塚雅彦） 妊婦健診についてのお尋ねでございますけれども、小樽協会病院以外の施設でもできないものかというお話でございますが、現在、市内で妊婦健診を実施していただいている診療所が2か所ございます。現在、小樽協会病院が実際にやっていますので、その方々をその二つの診療所の医師方でどれだけの数を受け入れることができるかということについて、まだ詳細を調査してございませんので、まずは、医療機関に可能かどうか確認するということの要望をしまいたいと考えてございます。

○議長（横田久俊） 以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 5時20分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議員 松 田 優 子

議員 中 村 吉 宏

平成28年
第2回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

平成28年6月14日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	高	橋		龍	4番	中	村	岩	雄
5番	安	斎	哲	也	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	芥	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐々	木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	林	秀	樹										
副	市	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭	義								
水	道	局	長	浅	沼	敦	総	務	部	長	（上林 猛）										
財	政	部	長	前	田	孝	一	産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章				
産	業	港	湾	部	参	事	飯	田	俊	哉	生	活	環	境	部	長	渡	辺	幸	生	
医	療	保	険	部	長	小	山	秀	昭	福	祉	部	長	日	栄	聡					
建	設	部	長	相	庭	孝	昭	消	防	長	明	井	隆	生							
病	院	局	小	樽	市	立	病	院	長	教	育	部	長	工	藤	裕	司				
事	務	部	長	笠	原	啓	仁	教	育	部	長	工	藤	裕	司						
総	務	部	長	伊	藤	和	彦	保	健	所	次	長	犬	塚	雅	彦					
総	務	部	長	伊	藤	和	彦	財	政	部	財	政	課	長	志	賀	公				
総	務	部	総	務	課	長	中	村	哲	也											

議事参与事務局職員

事務局長	田中泰彦
庶務係長	由井卓也
調査係長	大崎公義
書記	北岡尚
書記	眞屋文枝

事務局次長	林昭雄
議事係長	柳谷昌和
書記	石澤麻由美
書記	深田友和
書記	河崎仁美

開議 午後 1時10分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、高橋龍議員、川畑正美議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第3号及び議案第5号ないし議案第20号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、高野さくら議員。

（7番 高野さくら議員登壇）（拍手）

○7番（高野さくら議員） 日本共産党を代表して質問いたします。

1項目め、市民生活についてお尋ねします。

初めに、国民健康保険についてです。

国民健康保険は、国民の命を守る社会保障制度です。保険料の支払能力があるのに払わない方に督促するのは当然ですが、払いたくても払えない加入者が必要な医療を受けられないのでは制度の趣旨に反します。資格証明書の発行世帯数は、2011年度は261件、2014年度は168件、2015年度は131件と年々減ってきていますが、その理由をどのように捉えておりますか。

また、資格証明書の発行は、悪質な場合に限るとしてはありますが、各世帯の状況をどのように把握していますか、お答えください。

資格証明書では、病院にかかるときは窓口全額負担ですから、なかなか病院にかかれなくて、病状が悪化し、手遅れで死亡するという事例が後を絶ちません。全日本民主医療機関連合会が調査し、把握しているだけでも、2015年の手遅れ死亡事例は全国で63事例、このときの受診時の保険は、無保険・国保資格証明書が44パーセント、国保と後期高齢者短期保険証が12パーセントで、お金の心配なく早くから病院にかかっていたら、命を救えた可能性が高いと考えられます。受診抑制につながる資格証明書の発行は、やめるべきではありませんか。

2016年度の国民健康保険料の料率が示され、医療分と後期高齢者支援金分を合わせて16.8パーセントと、昨年度より0.9ポイント上がります。40歳以上は、介護納付金分もあるので、2016年度の年間保険料は1人当たり9万5,576円と、昨年度より3,295円上がります。40歳代夫婦で子供2人、自営業で所得300万円の世帯は、年間保険料は昨年度より3万2,990円上がり、71万4,360円、所得の23.8パーセントもの保険料となります。

また、賦課限度額も81万円に上がります。40歳以上で4人世帯の所得360万円で賦課限度額に到達しますが、81万円の大きな負担です。市長は、このように高い国保料が生活を圧迫していると考えませんか、市長の認識を伺います。

政府は、昨年度に続き、今年度も低所得者対策として1,700億円の財政措置を行います。厚生労働省は、被保険者1人当たり約5,000円の財政改善効果があったとしていますが、小樽市では、そのような効果があるのでしょうか。市内の自営業をしている夫婦と子供1人の3人家族の方は、2014年の所得は109万3,600円で、昨年度の保険料は21万6,330円でしたが、2015年の所得は213万6,630円で、2016年度の保険料の見込みは50万7,520円と約2.4倍に上がります。自営業で収入が一定しないことや、妻が病気がちで病院に通うことも多いので生活に余裕がなく、国保料の分割払にも頭を悩ませております。

高い国保料の負担を軽減するために、他市では、一般会計からの繰入れを行っています。現在、2014年度の市町村の国保の決算状況が示されていますが、全道主要10市での1人当たりの一般会計からの法

定外繰入れが多い順にお知らせください。

小樽市でも一般会計から法定外の繰入れを多くして、国保料を引き下げるべきではありませんか。日本共産党は、2015年の第1回臨時会、第2回定例会でも国に対して国庫支出金を50パーセントに戻すよう求めることを要望してきました。市長は、公費負担割合50パーセントの基本的な考え方は確保されていると考えていると答弁しました。

しかし、2014年度の実際の国庫支出金は24.8パーセントです。市長は、国が十分に財政措置を行っているとお考えですか、お答えください。

次に、ふれあいパスについて伺います。

ふれあいパスは、高齢者が積極的に社会に参加し、心身の健康の保持と生きがいの創出に資することを目的に、市内に居住する満70歳以上の方の申請者に対し、ふれあいバス乗車証又はふれあい乗車券のどちらかを選択してもらい交付している事業です。市民から「利用制限をされたら買物や病院に通えなくなる」など、利用制限撤回の署名と陳情が出され、今年度からの利用制限はなくなりました。

また、5月に開かれた小樽市議会「市民と語る会」の中には、「110円に下げないで120円のままでもいいから今後も利用制限はしないで行ってほしい」との声もありました。ふれあいパスを利用されている人の声では、「赤岩から中心部に出てくるのに2路線を使うので、15冊では間に合わない」「病院に通えなくなる、利用制限は高齢者の人権問題になる」「水泳教室に通って健康を維持しているが、制限されたら教室をやめざるを得ない」など、切実な声があります。年間15冊までだと150回しか利用できず、バスの乗り継ぎをしなければいけないときは37往復分しか利用できません。

今年7月にも、ふれあいパスについて市民4,000人にアンケートを実施する予定でしたが、慎重にしなければいけないので、今年度中には行いたいと聞いております。今年度予定しているアンケート調査の進捗状況はどうでしょうか。いつまでにアンケートの内容の結論を出すのでしょうか。また、利用制限しないでほしいとの市民の声が多ければ、利用制限をしない選択を入れるべきではないでしょうか。

また、利用者の中には、「バスの中が混んでいると買いにくい」「回数券を買う場所を増やしてほしい」との声が上がり、高齢者が利用しにくい制度なのではないでしょうか。本来の目的に資するためにも、もっと利用しやすい制度にするべきではないでしょうか。お答えください。

次に、新市営室内水泳プールについて伺います。

駅前にあった市営室内水泳プールは2007年に壊されてしまい、その結果、道内の主な市には、学校とは別に市営プールがありますが、小樽市だけがなくなってしまいました。先月5月12日、小樽市室内水泳プールの存続を求める会17名の方が、市長に新市営室内水泳プールの早期建設を求めて要望しました。私も要望に同席させていただきましたが、「既にプールがなくなり10年になる。私たちもプールの建設を市に求めて10年になる。この数年間の中で、プールの建設を願いながら亡くなった方や、体の自由がきかず残念ながら来ることができなかった方の分までここに来ている」と切実に訴えておりました。

また、懇談に参加した方の中には、「以前の市長もつくと断言しながら結局つくらなかったことがあるから、正直、プールをつくと断言しても、具体的な案などが示されたりしなければ納得がいかない」「各党派を回ったら、『議会では全会派一致されているから、あとは市長に言ってほしい』と言われる、やはり市長のやる気次第なのでは」など、話が飛び交いました。

そこで、市長にお伺いしますが、市長は懇談の中で、プールの建設には思ったよりも時間がかかることだけれども、議会で全会派一致の採択で高いハードルが低くなり、提案が出されたら、すぐにでも実現ができると話しておりました。市長は、いつまでに市営室内水泳プールをつくりたいとお考えですか。市長の思いをお聞かせください。

昨年の第2回定例会で、酒井隆裕議員が一般質問した際に、民間が所有する用地についても注視しながら検討を進めていきたいと答弁されていました。これまで2回、新・市民プール整備検討会議が開催されていると聞いておりますが、どのようなことが検討されたのでしょうか。

また、民間が所有する用地も含めて、建設候補予定地は、新・市民プール整備検討会議で何か所挙がってきているのでしょうか。小樽市室内水泳プールの存続を求める会からは、市民ニーズに合うプールにならなければ困るので、ぜひ検討会議などでも市民を交えて会議を開いてほしいと要望がありました。

本年の第1回定例会で日本共産党の、市民との話し合い、協働も行ってほしいとの質問に対し、市長答弁では、協働についてどのような形がとれるのか、内部であわせて検討していけたらというふうになっていると言っておりますが、市民参加についての検討状況はどのようになっているのでしょうか。

以上、1項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 高野議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、市民生活について御質問がありました。

初めに、国民健康保険についてですが、まず、資格証明書の発行件数が年々減ってきている理由につきましては、国民健康保険の加入者数が年々減少していることや、粘り強い納付交渉と加入者の納付意識の向上により、保険料を全額滞納している方の数が減少しているためと認識しております。

次に、各世帯の状況の把握につきましては、電話や訪問、不在の場合は連絡票を置くなどして滞納者との接触を図り、実態の把握に努めております。1年間、全額未納のため資格証明書を交付する対象となる世帯については、事前に予告文書を送付し、その上で来庁や電話による連絡があった場合は、保険料を納付することができない特別の事由の有無や最近の収入状況、生活状況などを確認しております。しかしながら、再三の催告においても連絡がない場合は、世帯の状況が把握できないため、資格証明書を発行しているものであります。

次に、資格証明書の発行をやめるべきということにつきましては、資格証明書は、特別の事由がなく長期にわたり保険料の納付が全くない世帯を対象に発行しており、他の国民健康保険加入者との負担の公平性を保つためにも資格証明書の発行は必要であると考えております。

次に、高い保険料が生活を圧迫しているのではないかとということにつきましては、小樽市の1人当たりの国民健康保険料は、道内主要都市との比較では決して高いほうではありませんが、特に小樽市の国保加入者の多くを占める年金受給者など、所得の低い方々にとりましては、負担感は大きいものと認識をしております。

次に、低所得者対策による小樽市への効果につきましては、昨年度は約1億6,561万円の拡充支援を受け、これにより1人当たり約5,500円の財政改善効果がありましたので、今年度におきましても同様の効果が生じるものと期待しております。

次に、平成26年度の道内主要10市における一般会計からの1人当たりの法定外繰入額につきましては、金額が多い順に旭川市が1万2,472円、札幌市が1万611円、帯広市が8,456円、江別市が7,165円、苫小牧市が4,018円、函館市が1,634円、北見市が1,537円、釧路市が1,408円、小樽市が62円、室蘭市はゼロ円となっております。

また、一般会計からの法定外の繰入れを多くし、保険料を引き下げることににつきましては、国保会計

は、基本的に国保加入者からの保険料と所定の公費で賄うものであり、法定外の繰入額を増やすことは、間接的に国保加入者以外の方にも負担を求めることになることから適当ではないと考えております。

次に、国が十分に財政措置を行っているかということにつきましては、国保の財政負担において、保険者間の財政調整制度の創設や国の三位一体改革により都道府県との負担の見直しが行われ、国庫支出金として直接入ってくる分の割合は低くなってきておりますが、国庫負担も含めた公費負担割合50パーセントの基本的な考え方は確保されているものと考えております。

しかしながら、国民健康保険財政は、医療費の増加等により恒常的に厳しい状況にあることから、国庫負担を拡充・強化し、国保財政基盤の安定を図ることを北海道市長会を通じてこれまでも要請してきているところであります。

次に、ふれあいパスについてですが、まず、ふれあいパスのアンケート調査の進捗状況等につきましては、利用目的の把握及び継続可能な制度の構築を基本的な考え方として、現在、調査項目、調査期間及び結果の集約方法などを精査しているところであり、内容が固まり次第、できるだけ早い時期に実施できるよう努力しているところであります。

また、アンケート実施により市民の皆様からさまざまな御意見、御要望をいただくことが想定されますが、これらについては、今後の制度設計のための参考とさせていただき、限られた財源の中、皆様が本当に必要としている制度を将来にわたり継続できるように取り組んでまいりたいと考えております。

次に、回数券の購入などの利便性の向上につきましては、回数券の販売場所については、事業者である北海道中央バスの御協力の下、バス車内、ターミナル、各営業所で行われているため、北海道中央バスの御意見もお聞きしながら検討してまいります。

また、過去には現金方式についての議論もありましたが、本事業は、利用者、事業者、市の三者それぞれが利用実績に基づき事業費を負担して実施しており、現金方式にしますと、利用実績の把握が困難となるため難しいものと考えております。

次に、新市営室内水泳プールについてですが、まず、いつまでに市営室内水泳プールをつくりたいかにつきましては、私といたしましても一日も早く建設したいと思っております。

しかしながら、現在、小樽公園を含め、幅広く建設場所の検討を行っていること、また、多額の建設費やランニングコストを要すると想定されることや、長期にわたって多くの市民の利用に供する施設となることから、建設形態や財源確保、経費節減など幅広い視点で慎重に検討する必要があると考えているため、現時点では、具体的な時期をお示しするには至っていないものであります。

(「あなたの思いを聞いているんだよ」と呼ぶ者あり)

次に、新・市民プール整備検討会議でどのようなことが検討され、建設候補予定地が何か所挙がってきたのかにつきましては、まず、検討内容としましては、建設候補地と考えられる場所について用途地域などの制度上の制約、建設地とした場合の代替施設の必要性などの課題整理のほか、他都市のプールの建設費とその財源、ランニングコストや建設形態などについての調査に基づいた検討を行っているところであります。

なお、建設候補地となり得る場所としてピックアップしたのは、民有地も含めて12か所です。

次に、市民参加についての検討状況につきましては、現在、庁内においてさまざまな可能性を検討している段階であり、今後、基本的な方向性が決まったときには、市民ニーズに合ったよりよい施設となるよう、市民の皆様のお意見を伺う機会を設けたいと考えておりますが、具体的にどのような形をとるのかは、今後、協議していく予定であります。

○議長（横田久俊） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、高野さくら議員。

（7番 高野さくら議員登壇）

○7番（高野さくら議員） 2項目めの質問をいたします。

子育て支援についてお伺いします。

初めに、待機児童についてです。

今、安心して預けられる保育所に、なぜ預けたくても入れないのかという声が、小樽市でも広がっています。その中で、安倍政権で出されたのが緊急対策でした。この緊急対策は、規制を緩和して子供を詰め込むという中身です。国の定める保育士の配置基準や面積基準を上回る基準を認定している自治体に対し、基準を引き下げて子供をもっと受け入れよとしています。市立保育所でも独自の基準を設けているのでしょうか。

また、独自の基準を設けているのであれば、引下げを行うのでしょうか。

平成16年度から、国が公立保育所への運営費負担金を廃止し一般財源化したため、公立保育所は、平成16年度から10年間で全国約2,500か所も減らされてしまいました。小樽市の本年6月1日現在の待機児童数と、平成16年度から10年間で市立保育所が何か所減少したのか、お答えください。

昨年の4月には、市は老朽化を理由に長橋保育所を廃止しました。市立保育所を減らしたことと待機児童数が増えていることについて市長はどう思っていますか。

待機児童増加の原因の一つに、保育士が不足している実態があります。保育士の賃金が全産業平均より10万円も低く、また、保育の職場は過重な労働環境もあり、退職する保育士も多いと聞いております。市内に住む保育士をしていた方は、「賃金アップや休みなどが確保されていれば、今すぐにも職場復帰したい」と話しておりました。市立保育所の保育士について、正規職員の増員と臨時職員の賃金の引上げを行うべきではないのでしょうか。

本市は、保育士確保のために、保育士の資格を持っていて、現在、保育士として働いていない方を対象にセミナーを開催し、民間保育園との意見交換などを図り、保育士不足の解消に向けた取組をしていると聞いております。補正予算の保育士就労支援補助金について、対象になる方と申請方法を御説明ください。

次に、周産期医療についてお伺いします。

後志で唯一、地域周産期母子医療センターに認定されている小樽協会病院が、残念ながら昨年の7月から医師不足により分娩受付を休止することになり、休止してまもなく1年になろうとしております。小樽市でハイリスクの妊婦が出産したくてもできないことに対して、市長はどう考えているのでしょうか。周産期医療の再開に向けて、これまでの取組をどう分析しておりますか。

また、再開に向けてどのような見通しを持っておりますか、お答えください。

次に、市内で出産できる対策の確立を求め、質問します。

協会病院の産科医師が5月に1人退職したと聞いております。さらに残る2人の医師も9月末には退職してしまうという報道がありました。現在は一つの施設でしか出産の受入れができないこともあり、平成26年は年間255人の妊婦だったのに対し、平成27年は49人増えて304人となり、一つの施設では限界にきています。

また、市外で出産される方も平成26年は168人だったのに対して、平成27年の1年間で35人増えて203人となっています。市内に住んでいた若い世帯には、小樽で出産できる施設が減ったことから、札

幌に移転してしまった方も数人聞いております。市として責任を持ち出産できる環境をつくるべきではないですか、市長の考えを伺います。

以上、2項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、子育て支援について御質問がありました。

初めに、待機児童についてですが、まず、市立保育所における保育士配置基準の独自の基準及び基準の引下げにつきましては、市立保育所の独自の基準は、ゼロ歳児の保育に際し、国の基準では、乳児おむね3名につき保育士1名以上としているところ、本市では、安全確保のため、生後6か月未満の乳児については、国の基準を上回り、乳児2名につき保育士1名を配置しております。

また、基準の引下げは、現在のところ行う予定はありません。

次に、市内の本年6月1日現在の保育所等の待機児童数及び平成16年度から10年間の市立保育所の減少数につきましては、入所待ち児童数で申し上げますと、公立と民間保育所を合わせて28名となっております。

市立保育所の減少数は、平成16年4月時点で運営を民間委託していた1施設を含め8施設あったところ、平成26年4月時点で6施設となり、2か所の減少となっております。

次に、市立保育所数の減少と待機児童数の増加につきましては、入所待ち児童の増加に関してお答えしますと、主に1歳未満の乳児の保育所等への利用ニーズが高まっていることや、全国的な保育士不足が原因と認識しております。

次に、市立保育所の保育士における正規職員の増員と臨時職員の賃金の引上げにつきましては、正規職員の配置は、過去3年間の保育所の入所状況や児童の年齢構成などを勘案し、平成29年度に市立保育所の児童の入所定員を改める予定であり、この定員改定に合わせて必要な正規職員の人数を検討する予定です。

また、臨時職員の賃金の引上げは、国の保育士の処遇改善施策や民間事業所及び道内他都市の動向などを踏まえて判断したいと考えております。

次に、補正予算の保育士就労支援補助金につきましては、対象となる方は、本年4月から6月までの期間に、市内に所在する保育所、認定こども園及び小規模保育事業所において勤務実績のない方で、本年7月から12月までの間に、市立保育所を除く市内の保育所等に新たに就業するフルタイム勤務の保育士とする予定です。

また、申請方法は、対象となる方から就業開始後1か月以内に市に事前申請をしていただき、就業開始日から3か月経過後に、かかった経費の領収書等を添付の上、申請書類を提出していただく予定です。

次に、周産期医療についてですが、まず、小樽市でハイリスクの妊婦が出産できないことにつきましては、市外の医療機関で出産されている方がいらっしゃることは承知しておりますので、地域周産期母子医療センターである小樽協会病院での一日も早い分娩再開が必要だと認識しております。

次に、周産期医療の再開に向けて、これまでの取組に対する分析や今後の見通しにつきましては、福祉部内に子育て支援と周産期医療の両方の業務を担う職員を配置し、小樽協会病院や関係機関からの情報収集に努めるとともに、昨年8月から本年4月までの間、小樽市周産期医療懇談会を開催いたしましたし

た。その間、北海道と情報交換を行うとともに、懇談会会長の病院局長が中心となり、医育大学や関係機関と産婦人科医師の確保について打合せを重ねてまいりました。

また、北後志地域における周産期医療体制を安定的に維持することを目的に、行政を中心とした北後志全市町村が一体となり、小樽協会病院の分娩再開に向けてバックアップ体制の充実を図るため、北後志周産期医療協議会を設置し、本年6月6日に第1回協議会を開催したところです。北海道や医育大学などからは、後志地域の地域周産期母子医療センターである小樽協会病院での分娩再開は必要との認識はあるが、全道的な医師不足により医師の確保が困難であると同っており、私もそのように認識しているところであります。

今後の見通しにつきましては、さまざまな課題について北後志周産期医療協議会で検討していくこととなりますので、具体的な分娩再開の時期は現時点ではお示しすることはできません。

(発言する者あり)

次に、市内で出産できる対策の確立についてですが、市として責任を持ち、市内で出産できる環境を整備することにつきましては、市内で分娩可能な医療機関が1施設のみであるため、妊婦健診のために市外の医療機関に通い、また、出産もされている方がいらっしゃることは承知しております。地域の皆様が安心して子供を産み育てることができる環境を整備するため、繰り返しになりますが、小樽協会病院での一日も早い分娩再開に向けて取り組んでまいります。

(発言する者あり)

○議長（横田久俊） 次に、第3項目めの質問に入ります。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 7番、高野さくら議員。

(7番 高野さくら議員登壇)

○7番（高野さくら議員） 3項目めの質問に入ります。

中央・山手地区の中学校の統合について質問いたします。

まず、小樽商業高校の閉校後に、商業高校の学校施設を統合中学校として活用しようとしている教育委員会の案について、日本共産党は、昨年第4回定例会や今年第1回定例会で中学校設置基準との矛盾を指摘しました。それでも小樽商科大学との連携などを考えて適切だということです。

しかし、第1回定例会後、西陵中学校における地区別懇談会では、商業高校を統合校とする案に異論が続出し、午後9時まで懇談会が続きました。この懇談会で出された質問や意見について説明するとともに、そのことに対する市長の見解を示してください。

日本共産党市議団は、実際に雪が解けた後、商業高校の屋外運動場について調査してきました。バス通りを挟み片道7分の急坂の上にあります。屋外運動場は、雑草も生えて利用されている形跡は感じられませんでした。第1回定例会の学校適正配置等調査特別委員会で示された道内他都市の校舎と屋外運動場についての資料では、屋外運動場が同一の敷地外にある場合でも、道路を挟んで隣り合わせの学校が4校という結果でした。この教育委員会の調査結果からも、320メートルも離れた坂の上に屋外運動場がある学校はありませんでした。本年3月24日の教育委員会第3回定例会では、西陵中学校での懇談会のことが報告されています。

そこでお聞きますが、一つ、各教育委員会委員が商業高校のグラウンドと校舎の現地調査をしているかどうか。

二つ、現地調査をしているのなら、どのような感想が出されたのでしょうか。していないのなら、今後、調査をする予定はあるのでしょうか。

三つ、この問題で、各教育委員会委員からどのような意見が出されたのか内容を示してください。

教育委員会は、今年度、道教委に対して商業高校閉校後の活用を申し出るといいますが、このような敷地では教育上支障が出ることは明らかなです。商業高校の跡利用を諦めるよう求めます。お答えください。

また、中央・山手地区の中学校の統廃合は白紙に戻すべきではありませんか。市長の見解をお答えください。

以上、3項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、中央・山手地区の中学校の統合について御質問がありました。

まず、本年3月に開催した西陵中学校における地区別懇談会で出された御質問や御意見についてですが、御質問につきましては、小樽商業高校のグラウンドが校舎から離れていることへの対応策や文部科学省の省令等との整合性、北海道教育委員会への施設活用の要望時期、望ましい学校規模の考え方などがあり、御意見につきましては、「校舎の近くにグラウンドをつくるのでなければ理解を得ることは難しいのではないか」「少人数学級を希望する」「少人数規模の学校で過ごした経験から、クラス替えができないことや中学校の免許外授業など小規模校にはデメリットがある」「西陵中学校を統合校と想定した場合のプランを示してもらえないか」などがありましたことを教育委員会から聞いております。

いずれにいたしましても、現在、教育委員会では、少子化に伴う小・中学校の児童・生徒の減少や学校施設の老朽化に対応し、教育環境の向上を図る観点から、小・中学校の再編を進めておりますので、市といたしましても、それに向けて協力してまいりたいと考えております。

次に、中央・山手地区の中学校の統廃合につきましては、現在、教育委員会において地区別懇談会を重ねておりますので、その推移を見守りながら、子供たちにとってよりよい教育環境となるよう、教育委員会と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 高野議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、中央・山手地区の中学校の統合について御質問がございました。

初めに、教育委員会委員の小樽商業高校のグラウンド及び校舎の現地調査につきましては、現在、同校は高等学校として運営されており、生徒への配慮が必要と考えられますことから現地調査は行っており、今後の予定につきましても、まずは学校再編への一定の理解を得た上で、必要に応じて対応を考えてまいります。

また、教育委員会委員からの意見につきましては、これまでの教育委員会議で地区別懇談会の状況やグラウンドが離れていることに対する対応策について検討することを御報告し、特に意見はございませんでしたが、対応策の検討状況については、今後、改めて報告することといたしております。

次に、小樽商業高校閉校後の施設活用につきましては、西陵中学校と松ヶ枝中学校の統合校として、小樽商業高校は、両中学校の校区境界付近に位置し、生徒の通学距離の平準化が図られること、学校施設が充実し、小樽商科大学に近接していることによる連携した取組が可能となることなど、恵まれた教育環境がありますことから商業高校閉校後の学校施設を活用することが最適であると考えております。

また、グラウンドが離れていることに対する対応策につきましては、7月に予定しております地区別懇談会に向けて検討してきており、その検討結果について保護者や地域の方々へ丁寧に説明してまいりたいと考えております。

(「無責任だ」と呼ぶ者あり)

(「順番逆だよ、それじゃ」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 次に、第4項目めの質問に入ります。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 7番、高野さくら議員。

(7番 高野さくら議員登壇)

○7番（高野さくら議員） 4項目め、地震対策について質問いたします。

熊本地方を中心に、4月14日から大きな地震が続いています。16日にはマグニチュード7.3の地震が発生しました。国内で震度7の地震が発生したのは、1995年の阪神・淡路大震災、2004年の新潟中越地震、2011年の東日本大震災以来です。

小樽市耐震改修促進計画では、全国どこでも起こり得る直下の地震などを想定しておりますが、熊本地震のような連続した地震を想定しておりません。このような地震を受けて、今後の新たな小樽市耐震改修促進計画はどう変えていくのでしょうか。

震度6強が観測された熊本県宇土市の市役所本庁は、地震により半壊しました。この庁舎は、築50年以上経過しており、耐震診断では震度6強程度の地震で大きな被害を受ける可能性が高いとの判定を受け、建替えが検討されていました。

小樽市で2014年度に実施した耐震診断では、市民会館、総合体育館、市役所本庁舎本館・別館、総合福祉センター、保健所、いずれも震度6強以上の地震に対して倒壊又は崩壊する危険性が高いとされています。大きな地震発生時では、多くの公共施設が崩壊する可能性が高くなっておりませんが、せめて本庁舎は早期に建替えをするべきと考えますが、いかがでしょうか。

熊本地震では、建物の中にいるのが怖いと多くの方が外で避難生活を強いられています。最初の震源地に近い益城町の全人口3万2,400人に対し、最大約1万人が車に泊まりました。車の中で寝泊まりしていた方の中には、肺血栓塞栓症、いわゆるエコノミークラス症候群で残念ながら亡くなってしまった方もおりますが、エコノミークラス症候群の対応も考えるべきではありませんか。

また、災害発生時の応急救護について伺いますが、小樽市地域防災計画の医療救護計画を見ると、「傷病者の救命とともに弱者救済や精神不安定者の解消と生活環境安全確保を目的として、的確な情報収集により医師会、歯科医師会、薬剤師会及び医療機関等と密接な連携のもとに実施する」としてはいますが、透析者又はふだんから服薬している方についてはどのように対応するのでしょうか。

住宅の耐震化についてですが、小樽市では、安全で快適な住みよいまちづくりの一環として、地震に対する不安の解消と人的被害の軽減を図るため、戸建て住宅の無料耐震診断を平成21年度に、木造住宅の耐震診断の費用助成を平成22年度に開始しました。事業が開始されてからこの7年間で耐震診断を受けた件数は、無料耐震診断が平成21年度は4件、平成22年度は2件、合わせて6件のみとなっております。住宅の無料耐震診断や耐震診断費用の助成を受ける方が増えない理由をどう分析されておりますか。

また、耐震診断の助成金額の引上げは考えておりませんか。

地震とともに心配なのが土砂災害の危険です。本市は山に囲まれている地域も多いので、住民からは心配の声も上がっております。急傾斜地や地すべりなどの被害を受けるおそれがある区域は、北海道が

公表しているだけでも市内では519か所となっており、さらに増える可能性があります。災害から人命を守るためには、危険区域の住民に周知することも大事ですが、しっかり災害が起きないように危険対策工事をしていくことも必要です。現在、危険対策工事を実施している箇所は何か所あるのでしょうか。

また、残りを早急に安全対策すべきではないでしょうか。

以上、4項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、地震対策について御質問がありました。

まず、小樽市耐震改修促進計画につきましては、現在、新たな計画策定の準備をしており、その中には、熊本地震のような連続した地震は想定しておりませんが、今後、国や北海道から今回の地震を踏まえて、住宅や建築物の耐震化に係る新たな知見や対策内容などが示された場合には、計画の中に取り入れていきたいと考えております。

次に、本庁舎を早急に建て替えすべきではないかにつきましては、このたびの熊本地震の状況を鑑みますと、本庁舎の耐震化や建替えは早急に検討すべき課題であると認識しております。市所有の公共施設全体が老朽化している中、公共施設等総合管理計画を本年度中に策定することとしておりますので、計画との整合性を図りながら、本庁舎についても必要な検討をしてみたいと考えております。

次に、肺血栓塞栓症の対応につきましては、いわゆるエコノミークラス症候群は、食事や水分を十分にとらない状態で長時間足を動かさずに同じ姿勢していると静脈に血の塊ができ、この塊が血流に乗って肺の血管を閉塞する病気であります。予防には、軽い体操やストレッチ運動、歩行など足を動かすこと、十分な水分をとることなどが挙げられ、また、医療用弾性ストッキングの着用も効果があると言われておりますので、災害発生時には、医師や保健師などが避難所などを巡回し指導に当たるほか、この予防方法の周知を行いたいと考えております。

次に、災害発生時の透析や服薬への対応につきましては、小樽市地域防災計画における災害応急対策計画の中で「医師・保健師等による巡回相談と診療を実施する」としております。本市では、人工透析を必要とする方や、ふだんから薬を必要としている方などに対し、医師会等と連携を図りながら適切な医療を提供できるよう対処してまいります。

次に、住宅の無料耐震診断や耐震診断費用の助成を受ける方が増えない理由につきましては、本市においては、これまで大規模な地震被害がないことや、対象となる住宅が昭和56年5月以前に着工された住宅であり、建築年数が相当経過していることから、所有者においては、屋根や外壁、水回り等の修繕を優先していることなどが考えられます。

また、耐震診断の助成金額の引上げについては実績がないことから、現時点では考えておりません。

次に、危険対策工事を実施している箇所につきましては、北海道が実施している危険対策工事は、急傾斜地崩壊防止工事が53か所、砂防工事が43か所、地すべり防止工事が2か所と聞いております。危険対策工事が未着手になっている箇所については、これまでも北海道市長会などを通じて国に対して積極的に整備を進めていただくよう要望しており、今後も引き続き要望してまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、高野さくら議員。

(7番 高野さくら議員登壇)

○7番(高野さくら議員) 5項目めの質問に移ります。

市長の政治姿勢について質問いたします。

最初に、憲法改正の動きについてです。

憲法は、国民が主体となって権利、自由を守るために国家権力を制限するという最高法規です。日本国憲法のように人権保障のために憲法によって権力を制限する立憲主義が近代の法治国家のあり方ですが、今、安倍晋三内閣は、立憲主義を破壊し、国民の権利や自由を保障する憲法を大きく変えようとしています。日本国憲法を変えようとする事について市長はどう思いますか。

自民党の日本国憲法改正草案では、9条は全面的に書き換えられ、戦争の根拠規定になっています。「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」という規定を削除し、改憲案9条2項では、国防軍の創設が明記され、国防軍の国際活動、機密保持、裁判所、領土保全義務まで盛り込まれました。

NHKが5月2日に発表した「憲法に関する意識調査」では、憲法改正について「改正する必要はないと思う」が昨年の約25パーセントから約31パーセントに増加し、「改正する必要はないと思う」の理由として最も多いのは「戦争放棄を定めた憲法9条を守りたいから」で、約70パーセントでした。

朝日新聞デジタルによると、朝日新聞社が3月から4月に実施した世論調査でも、憲法を「変える必要はない」が昨年3月調査の48パーセントから55パーセントに増加し、「変える必要がある」は、昨年の43パーセントから37パーセントに減少しました。憲法9条についてはより鮮明で、「変えない方がよい」が昨年の63パーセントから68パーセントに増加し、「変える方がよい」は27パーセントでした。

昨年9月には、多くの憲法学者が憲法違反と指摘する安全保障関連法制が成立しましたが、安保法制の反対を求める国民の声が大きく広がり、6月1日付けで日本共産党が把握しているだけでも小樽市内で安保法制反対署名が約2万筆に上っています。9条を守りたいという市民の声について市長はどう思いますか。

次に、市政運営について伺います。

森井市長が就任してから1年が経過しました。副市長人事が決まらなくて、決まったと思ったら、その数か月後には総務部長が空席となる事態になっています。日本共産党は、カジノ誘致の撤回、子供の医療費の助成拡大、駅舎バリアフリー化の前進など、幾つかの課題で評価をしています。

しかし、市長の市政運営においての問題は、一言で言えば民主的運営に欠けるということです。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

(「そうだ、よく言った」と呼ぶ者あり)

昨年の第3回定例会の日本共産党の代表質問で、市長は、参与の問題も含め、「第2回定例会に至る人事問題で拙速に物事を進めてしまったとお考えでしょうか」と聞いたところ、市長は、「性急ではないかとの御心配をいただいておりますことには、私としても今後の市政運営に当たり、心にとめておきたいと思っております」と答弁しました。この答弁を受け、続く第4回定例会の代表質問では「市政を執行するに当たっては、しっかり本来とるべき手段で事を行うことが必要です」と述べて、「市長において新たな提案をするときに、拙速すぎる判断をしているという意識はお持ちか」と質問し、市長は「所管部におきましても十分に検討を重ねた上で提案しておりますので、全てが拙速であるという認識はございません」と答弁しました。

また、昨年の第3回定例会での副市長の人事案件については、市長一人で考えるのではなく、幹部職

員と相談して決めてほしいと提案し、討論では、市政においても、批判の声に耳を傾け、真摯に向き合えない市政運営が続いていると市民の信頼を失うことを指摘しました。主権者である市民の声を第一にする市政運営と市役所庁内での合意形成への努力を呼びかけました。

このように、日本共産党として議会を通じ、又は機会があり市長と懇談できたときも含め、民主的に進めることを提案してきました。市長は、このような日本共産党の指摘に対して、どのような認識を持ち、対応してきたのでしょうか。

今年の人事異動では、1年で異動するなどの事例が生まれています。管理職がたった1年で異動すると市政に影響が出ることは容易に想像ができます。

また、新しい事業に取り組んでいる課では、市民から苦情も出ています。人事権は市長にあります。今回の人事異動に当たって、所管部の意見はどのように聞いたのでしょうか。

また、事業の継続性、新しい事業の取組に影響がないと考えたのでしょうか。総務部長が不在となっておりますが、この間、任命できなかった理由をお答えください。

昨年5月28日に行われた管理職人事異動についての市長記者レクチャー記録を拝見すると、記者の「市長は、前の会見でも市政の現状や諸課題を把握するのに時間がかかっていると言っていました。これだけ多くの職員を替えて、市政への混乱などの影響は懸念されないのでしょうか」との質問に対し、市長は、「職員の皆さんはそれぞれ大変優秀だと思っています。人事ですから必ずしも万全ということではありませんので、混乱等については多少は起きるかもしれませんが、お話しされるほどの心配はない」と述べられ、職員は優秀と評価しています。市長が職員を優秀だと思っているのであれば、総務部長は庁内から出すべきではないでしょうか。

議会と政策の違い、まちづくりの方向性が違い、意見が対立することはあり得ることです。市長は、従来と異なる方法で市政を執行しようとしているかもしれません。しかし、議会で意見が出される問題の多くで、所管部で慎重な議論の上に出されているのか、市職員の納得が得られているのか疑問に思うことがあります。

(「そのとおりだ」と呼ぶ者あり)

市職員からの信頼を勝ち得ていると考えるのか。考えているとしたら、その事例を示していただき、信頼がないと考えているのなら、どのようにして信頼関係を築いていくのか、お考えをお答えください。

地方公務員法では第30条で「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のため勤務し、且つ、職務の遂行に当つては全力を挙げてこれに専念しなければならない。」とあるように、市職員は全体の奉仕者であり、市長の奉仕者となつてはなりません。

(発言する者あり)

これが政治資金規正法違反事件の教訓であります。市長がさまざまな改革を進めていきたいのであれば、市長の言いなりになる職員や市長の顔色をうかがう職員をつくるのではなく、意見を交わし合う職場づくり、文字どおり市民の役に立つところである市役所が必要です。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

そのために市長の果たす役割が大きいことは言うまでもありません。1年目は、ドリームビーチ、参与、除雪体制や貸出ダンプなどで十分な検討や議論がなく、市長の強い思いで進められてきた1年だったと思います。

(「同感です」と呼ぶ者あり)

2年目を担うに当たり、十分な議論と市職員の納得を基本にし、民主的な運営を望みます。見解をお示しく下さい。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

（「よく言った」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、私の政治姿勢について御質問がありました。

初めに、憲法改正の動きについてですが、まず、安倍内閣が憲法を変えようとしていることにつきましては、日本国憲法は日本国民のための憲法でありますことから、改正することの是非も含めてどうあるべきかを国民全体でしっかり考え、議論することが重要であるものと認識しております。この件につきましては、国政の場において、国民全体の意思がしっかり反映されるよう時間をかけて慎重かつ十分に検討、審議していただきたいと考えております。

次に、憲法9条を守りたいという市民の声に対する見解につきましては、市民の皆様の貴重な御意見であり、尊重すべき思いであるものと受け止めております。今後とも引き続き、市民の皆様からさまざまな御意見を聞かせていただき、市民、ひいては国民全体における憲法9条に対する議論がより一層深められることを願っているところであります。

次に、市政運営についてですが、まず、日本共産党の指摘に対する認識等につきましては、私の市政運営に対して御指摘や御提案をいただけることは大変ありがたいことであり、現在も心にとどめているところであります。今後とも、よりよい市政運営と市政の発展のために、市民の声を大切にすることはもちろん、議会の中で、皆様と十分な政策議論を行った上で協力を得られるよう努めてまいりたいと考えております。

（発言する者あり）

次に、このたびの人事異動に当たっての各部からの意見聴取の方法につきましては、従前どおり事前に各部から内申書などの書面により希望が出されております。

また、今年度の異動から管理職の内申につきましては、従前の昇任用、異動用の様式に、新たに留任用の様式を追加し、医師を除く次長職及び課長職全てについて、その評価が各部から提出される取扱いに改めたところです。これらの書面のほか、各部長等に対しましては、必要に応じ直接聞き取りなども行ってございます。

異動による事業の継続性、新しい事業の取組への影響につきましては、私は、この2度の人事異動に当たりましては、職員が能力を発揮できる環境を整えることを念頭に適材適所の配置に努めたところがありますし、また、業務の執行は、組織的な取組として行われるものでありますので、人事異動が事業の継続性などに影響を及ぼすことはないものと考えております。

次に、この間、総務部長を任命できなかった理由につきましては、現在まで内部、外部に縛られることなく幅広く人選を行ってきているところであり、また、北海道に対しましても職員派遣の要請をさせていただいている経過もありますことから、最終的なところまでは、まだ絞りきれていないというのが現状であります。

（発言する者あり）

次に、総務部長は庁内から選任すべきとの御意見につきましては、私は、職員は優秀だと思っておりますので、ただいま申し上げましたとおり、内部からの選任も含めて検討しているところであります。

（発言する者あり）

次に、職員との信頼関係につきましては、就任からこれまでの1年間、職員とは政策議論などを通じ対話を重ねてきているところであり、職員は日々、市政運営に邁進しており、支障なく業務は進められているものと感じております。私自身、職員の頑張りを評価しているところでありますが、より円滑な行政運営を進めるためにも、今後、一層職員との対話の機会を増やし、私の政策に対する考え方を浸透させるとともに、さらなる信頼関係の構築を図ってまいりたいと考えております。

次に、2年目に向けた行政運営につきましては、ただいま申し上げましたとおり、より円滑な行政運営を進めるためには、今後、一層職員との対話の機会を増やし、私の政策に対する考え方を浸透させることが必要と考えております。このことを日々念頭に置き、力強いリーダーシップを発揮しながら、職員と一丸となって、今後とも行政運営に努めてまいりたいと考えております。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 7番、高野さくら議員。

○7番(高野さくら議員) 再質問に入る前に答弁漏れがございます。

新市営室内水泳プールについて、私は、市長はいつまでに市営室内水泳プールをつくりたいと思っていますかと、市長の思いをお聞かせくださいと伺いましたけれども、市長は、私といたしましても一日も早くと述べて小樽市の考えを述べたものです。改めて、市長はいつまでにつくりたいと思っているのかしっかりお答えください。

次に、ふれあいパスについて、私は、いつまでにアンケートの内容、結論を出すのでしょうかと伺いましたが、いつまでに結論を出すというはっきりとしたお答えがございませんでした。

周産期医療についても、周産期医療の再開に向けて、これまでの取組をどう分析しているのかという質問に対して、これまでの経過は述べていたのですが、経過ではなく小樽市の分析をしっかりお答えいただきたいと思います。

○議長(横田久俊) ただいま答弁漏れがあったということですが、本答弁での答弁漏れが先般もありましたけれども、

(発言する者あり)

あとほかにはないですか。あとほかにはないですかというのは変な言い方ですが、レクチャーをしていて答弁が出てこないというのは、どうかと思いますが。

今の部分も含めて再質問ということでしてください。

(「そんなものだめだと言わないのか」と呼ぶ者あり)

今の3点についてどうですか、理事者のほうで、担当所管で聞いていて。

(「答弁してないで再質問入れないでしょう」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

それでは、今の3点について、答弁が漏れているということですので、1点目はプールの関係で市長の思い、それから周産期医療についてもありました。もう一点、ふれあいパスの制度の関係ですね。

(「周産期の分析」と呼ぶ者あり)

まず、プールの件で。

(「市長の思いならしゃべれるでしょ」と呼ぶ者あり)

いつまでかという質問だったということです。お答えできますか。一日も早くと答弁していたのだけれども。

(「ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり)

調整してください。

(発言する者あり)

どうですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) 3点、答弁漏れがあったということだったかと思います。

1点目がプールのお話だったかと思いますがけれども、私は、先ほどの答弁の中で私自身のお気持ちは伝えたと思っております。私としては一日も早く建設をしたいと思っている、この気持ちはお伝えしました。ただ、現状では具体的な時期をお示しする段階に至っていないので、そこまでお話ができなかったというところがございますので、私は聞かれたことについて答弁をさせていただいたと思っております。

(発言する者あり)

それと2点目、ふれあいパスのアンケートについて、いつまでに結論を出すのかということについて答弁漏れだということでもよろしいでしょうか。これにつきましても、今、鋭意整理している最中がございます。それが整理され次第、そのアンケートを出す時期が決まって、それに伴い集計する時期が決まってくるので、まだその日程が、申しわけありませんが決まっておりますので、先ほどのように答弁をさせていただいたというのが2点目でございます。

(「結局決めておかないと、いつまでもやることになるでしょう」と呼ぶ者あり)

(「何で安齋さんが」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

周産期。

(「周産期」と呼ぶ者あり)

(「政策議論なんかできないじゃないですか、こんなことやってたら」と呼ぶ者あり)

周産期医療におきましては、この1年間、病院局長が中心となって、医育大学や北海道も含めた関係機関からさまざまなお話をいただいている、現在、情報収集してきたところがございますので、これからそれを基に北後志の協議会の中で、改めてその分析をするとともに、協会病院側からの分析の下における課題解決であったり、又は施設改修等も含めてお話をいただいて、これからそれを具体的に組み込んでいくということがございますので、先ほど答弁させていただいた内容でお伝えをさせていただいたところがございます。

(発言する者あり)

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 7番、高野さくら議員。

○7番(高野さくら議員) 今、プールのこともそうなのですが、私は、いつまでに結論を出すのかということを知っていたので、それがやはり具体的にいつまでにこういうふうにしていきたいというはっきりしたお答えがなかったので、すごく残念だなと思いました。

小樽駅前にプールがあったときは、約16団体が利用して、年間約5万人の人が利用されていました。現在、駅前のプールがなくなって高島のプールに通っている方もおります。障害を持っている方1,300人、70歳以上1,800人、小・中学生4,000人、そのほかの一般の人を合わせると年間約2万2,000人の人が高島のプールを利用されておりますけれども、高島のプールにはスロープがないので、車椅子の方

を抱きかかえてプールのところまで連れていく。また、一人で脱衣できない方は、脱衣所でマットを敷いて、その上で着替えをしたりするのだけれども、脱衣所がすごく狭いため、ほかの利用者が、着替えをしている上をまたいでいくというような状況であります。

また、交通便でも以前よりかなり不便であって、工事もたびたび入って使用ができないこともよくあると聞いています。今年11月下旬から来年2月下旬まで、耐震化のために天井部分の工事が入り、約4か月使用できなくなる予定です。利用されている方の中には、プールに通って足を鍛えている人もいて、この工事でプールが利用できない4か月の間に車椅子になってしまうのではないかと心配の声も聞いています。

小樽市室内水泳プールの存続を求める会の方が今月の7日にも各会派を周り、一刻も早く建設を求め要請に来ておりました。やはりその背景には、前市長が議会で、私はプールをつくらないとは言っていないと、こういうことを答弁していましたけれども、結局つくらなかったということがありました。それで、市長も公約にプールの建設を掲げて、新しい市長にかわって、市長公約でもあるから今度こそプールが建設されるのではないかと、そういう期待も大きかった反面、今の答弁でも全く進捗状況が見えないので、やはり本当に実際、プールは建設されないのではないかと、そういう市民の声があり、不安に思っている、こういうことです。

昨日の自民党の代表質問に対する副市長の答弁で、民有地複合施設、財源なども検討して前向きに進んでいると思う、公共施設管理計画を28年度中に作成するけれども、大分絞り込んでいると感じているという答弁がありました。このように前向きに進み、絞り込んでいると言っているのであれば、もう今年度中に建設計画を示せるのではないのでしょうか、お答えください。

あと、国保について、市内に住む65歳以上の夫婦で、夫の年金がなく、妻の年金も月5万円を切り、70歳を過ぎても働いているけれども、年収の1割以上になる月々3万8,650円の保険料の支払が本当に大変で、もう支払いできるものではないと、こういうことも聞いています。

国保特別会計の平成27年度決算における一般会計からの法定外繰入額は、1人当たり旭川市で1万4,558円、帯広市で8,271円の予定になっております。小樽市は、1人当たり54円になっています。保険料が高くて払えない人が資格証明書を交付されている、こういう実態を見れば、他都市のように一般会計からの繰入れを行って、被保険者の影響を少なくするのが自治体の役割ではないのでしょうか。再度お答えください。

また、実際に国保料が上がって、今年2倍近く上がる方もいます。安倍内閣が消費税5パーセントから8パーセントに引き上げるときに、消費税分を社会保障に回すと言っておりましたので、もっと国に対しても国庫支出金の引上げを要求するべきではないのでしょうか。お答えください。

ふれあいパスについて、本当ははっきりいつまでという答弁をいただきなかったのです。このふれあいパスという制度自体、市民が運動してかち得たものです。最初に署名と請願が議会に出されたのが1977年、今から41年前で、その後も実現のために市民から小樽でも敬老パス、こういう制度をつくってほしいという声や陳情、また、署名も2万4,000筆以上が集まりました。そして議会に請願書が初めて出されてから、もう20年以上たってやっと実現し、これがふれあいパスになっているわけです。実際にふれあいパスが実現になったときは、「老壮大学に楽しんで通っていたけれども、バス代が大変だった。これからは安心して通える」など、本当に喜びの声が多く寄せられていたと聞いています。

昨年、市長は、老人クラブの方から利用制限をしないでほしいという声を聞き、どのように受け止めているのでしょうか。

また、今年、市が利用制限を取りやめたことに対して、ふれあいパスをよく利用している方からよか

ったと聞いていましたけれども、市長が常々言っている暮らす人には優しい、市民幸福度の高いまちを実現するのであれば、利用制限することなく、高齢者にとって幸せな施策を行うべきではないでしょうか、お答えください。

あと、回数券の購入場所について、先ほどバスの車内中等々ありましたけれども、実際にバスの車内では購入しにくいという声もよく聞いております。特に混雑しているときには、周りの方に嫌な顔をされたりすることもあり買いにくいいため、現金で乗車する人もいると聞いています。

また、バスの車内以外では、小樽バスターミナル、真栄営業所、色内営業所の3か所では回数券を買うことができません。特に中心部以外に住んでいる方は、中心部まで出てこなければ回数券を買えないという状況であります。特定の場所では回数券を買うことができない状況で、利用しやすいと、こういうことが言えるのでしょうか。お答えください。

また、中央バスの朝里車庫や手宮バスターミナルで回数券を買いたいと求める人もいると聞いています。特にこの小樽市ふれあいバス利用状況調査結果を見ても、購入冊数が12冊以上、赤岩、塩谷の北西部地域、朝里、桜町などの東部地域の方は特に買いにくいため、お金があるときに中心部に出てきてまとめ買いをしている方も多いと、こういうことも聞いています。中央バスの車庫に回数券を置いていただくことや郵便局、店舗に置いてもらうことなど、もう少し回数券の購入場所を増やせないのかお答えください。

あと、待機児童について、やはり正規職員を増やさなければ、保育士の担い手は確保できないと考えます。再度お答えください。

あと、保育士就労支援補助金について、就業してから3か月のあいだに、エプロン等を購入した際に領収書を保管して申請すると、一度だけ補助金を受け取ることができるということなのですが、やはり就労支援というのであれば、補助対象期間は就業してから3か月間ではなく、せめて1年とかに期間を延ばすべきでありますし、それにやはり就労支援というのであれば先に補助金を支払うべきだと思うのです。

(「それ違う、3か月就労するっていう期限だけなんじゃないの」と呼ぶ者あり)

市外の方は、市内の人より10万円上乗せして20万円を補助上限にしたりしていますけれども、やはり引越したりするときはお金がかかるわけですね。やはりお金がある人でないと、こういう支援も受けられないということになりますので、再度お答えをお願いします。

あと、周産期医療について、昨日の自民党、公明党の代表質問の答弁でもありましたけれども、やはり答弁を聞いていますと、協会病院の返答待ち、なぜか何か受け身の答弁に感じられます。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

現在、もう市内1か所しか子供を産めるところがない。本当に命にかかわる問題ですから、昨日の千葉議員の代表質問でもありましたが、9月から医師がいなくなったら妊婦健診もできなくなるかもしれないということは、本当に極めて重大な問題だと思います。協会病院の返事を待っているという受け身ではなく、小樽市として姿勢を示すべきではありませんか。再度答弁をお願いします。

中央・山手地区の中学校統合について質問しますが、そもそも西陵中学校は、地域住民から西陵中学校を残してほしいという陳情が議会に提出され、市民から存続を求められてきた中学校でもあります。このように住民が求めているのに、なぜ統合を進めようとするのでしょうか。西陵中学校のスポーツの部活には、野球、男子・女子バスケットボール、バレーボール、バドミントン、男子・女子陸上、サッカー、また、松ヶ枝中学校には、サッカー、男子・女子バドミントン、バレーボール、野球があります。

西陵中学校の部活では、土日を含め毎日行われています。特に、野球部では、週2回から3回の朝練もしているそうです。松ヶ枝中学校も土日を含めて毎日行われているようですが、これだけ部活動があるのに、西陵中学校と松ヶ枝中学校を統合して今の商業高校の場所になれば、グラウンドは校舎から320メートルも離れていて、けもの道で使えるような状況ではなかったわけです、実際、見に行きましたから。

それで、先ほど教育長の話では、現地視察も今後しないということでしたけれども、実際上ってみると、本当にけもの道なのです。救急車も通らないような、車も通らないような、道路幅も狭いわけですし、そういうところを使って統合して、これだけの部活をグラウンドで行うということは現実的に不可能ではないかと思いますが、お答えください。

住宅の耐震化ですけれども、熊本県益城町では2,304棟が全壊するなど本当に被害が出ました。家に住めない方が出て、愛知県では、地震被害軽減対策として建築物の耐震化を促し、平成32年度までには住宅の耐震化を95パーセントにする目標で市町村と協力し、無料耐震診断の実施や耐震改修費補助制度の取組をしております。そして、最大90万円の補助金を出しています。

先ほどの答弁では、やはり小樽では地震とかも起きていないから住民の意識が低いのではないかと、耐震診断件数が少ないのはそういうこともあるのではないかというお話もありましたけれども、私は、やはり周知されていないということも大きいのではないかと思うのです。広報おたるでは年1回だけですし、ホームページに記載されているといっても、インターネット環境が整っていてホームページをしっかり検索できる人ならいいですけれども、検索できない人にはわからないわけです。なので、やはり積極的に周知するのにネット環境が整っているとかが、そういううんぬんよりも、例えば回覧板にお知らせを回すですとか、公共施設にポスターを張って、こういう無料診断を行っていますよですとか、そういう周知も必要だと思いますが、いかがでしょうか。

また、地震対策は、耐震補強が最も効果的とされています。しかし、やはり経済的な理由で大がかりな耐震改修ができない場合に、家屋が倒壊しても一定の空間を確保することで命を守る装置として耐震シェルターというのがあります。知多市など、ほかの自治体でも耐震シェルターの整備費補助事業をしているところもあるので、ぜひ本市もこういう補助事業を行うべきではないでしょうか。

(「ちょっと新しい質問しすぎなんじゃないですか」と呼ぶ者あり)

(「静かに」と呼ぶ者あり)

土砂災害の危険対策工事についても、工事のために国や道に積極的に相談して、ぜひ進めていっていただきたいと思います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求める前に、もちろん質問を抑制するとか、そういうことは全くありませんが、状況説明をされて、それに基づいてそこから誘引したまた新しい質問が何点か出ているように感じました。

今日も議運でお願いをしたのですが、再質問あるいは再々質問の場合は、端的に、こういうことを聞きたいのだという質問をしっかりといただいたほうが理事者のほうもわかりやすくていいのかなと思います。もちろん、いろいろな状況を説明するなどは言いません。していただいて結構ですけれども、この質問のところのエキスをいいますか、それをしっかりとお伝えいただければと思います。

理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 高野議員の再質問にお答えいたします。私から答弁したこと以外に関しましては、

それぞれ担当から答弁をいたしますので、よろしくお願いたします。

私からは、まず、ふれあいパスのことについて答弁させていただきます。

制限しないでほしいという声についてどう思っているのかという御指摘があったかと思ます。私としても、そのような声を耳にしておりますので、先ほども答弁させていただきましたけれども、限られた財源の中で将来的にしっかり継続できる制度にしていかなければならないというふうに思っておりますので、その方々の声も受け止めながら制度設計を行ってまいりたいと考えております。

また、総合戦略の将来都市像「訪れる人を魅了し、暮らす人には優しい、市民幸福度の高いまち」、この取組についても、ふれあいパスがもし制限されれば、その都市像には見合わないのではないかというお話であったかと思ます。私も、この将来都市像に向けて、やはりしっかり取り組んでいかなければならないと思っておりますし、そのうちの大切な制度の一つだというふうに思っておりますので、その方々にとって喜んでいただける制度となるように、これからアンケート調査等を鑑み、来年度に向けて、その制度が形になるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、バス車内で買うのは不便というお話、さらには、買う場所がほかにないだろうかというお話、特に西部地域や東部地域からは買づらいという御指摘があったかと思ます。現行においては、バス車内とかターミナル等でしか販売ができておりません。現行においては、中央バスに販売を委ねて行っていたものですから、ほかの場所を検討できるのかについては、先ほども答弁させていただいたように、まず、バス事業者の方々と打合せをして、その上でその可能性については検討していきたいと思っております。

それと、待機児童について、正規職員のお話もあったかと思ますけれども、これについては、先ほども答弁させていただきましたが、平成29年度に市立保育所の児童の入所定員を改める予定でございます。それに向けて、その必要な人員を検討することになると思っておりますので、その推移を見て、また、現行における待機児童等の状況も見て考えていきたいと思っております。

それと、このたび補正予算に上げさせていただいている保育士就労支援補助金について、もっと長く続けるべきではないかという御視点だったかと思ます。このたび上げさせていただいた予算に御決いただきましたら、このたび補助金制度を行いますので、その状況における結果というか評価をきちんと見て、そして補助金の効果があるということが見込まれるようであれば、また来年度も含めて可能性を考えていきたいと思っております。

それと、周産期医療のことについて、受け身ばかりではないかという御指摘ではありますが、先ほども御紹介させていただいておりますけれども、今までもずっと懇談会等を開いて、市としても医育大学であったり、北海道を含めた関係機関には何度もアプローチをさせていただいております。また、このたびは協会病院を小樽市のみならず北後志全体で支えていくようにということで、後志管内の方々や後志総合振興局等にも御協力を依頼し、このような環境を整えているところでございます。協会病院としても、このような行政全体のバックアップや市民の皆様が応援している、その姿勢が医局や多くの関係者の方々に、この地において産婦人科医の皆様を受け入れたい、来ていただきたいという思いにつながるというお話も聞いておりますので、私としては、決して受け身で取り組んでいるとは思っておりません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 副市長。

○副市長(上林 猛) 私からは、新市営室内水泳プールの建築に関して答弁を申し上げます。昨日も申し上げましたが、現在、土地の問題、それから建物の形態の問題について、さまざまな議論を重ねておりまして、とりわけ土地の問題もさまざまな市の庁舎の問題もあります。それから市民会館の問題、

他の公共施設の問題もそれぞれ兼ね合いがありますし、プール単独ではなくて複合施設としての検討の課題、それらを兼ね合いますと、いまして時間をいただきたいということでございます。ただ、先ほど市長も答弁しましたとおり、市長公約もあるということもあり、一日も早く建設したいという思いもありますことから、これまで2回の検討会議を重ねながら、昨日も申し上げましたとおり、場所の問題にしても、建設形態、それから財源の問題にしても、かなり絞り込んでおりますので、時期についてはもう少しお待ちいただきたいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 医療保険部長。

○医療保険部長(小山秀昭) 私からは、国民健康保険について、たしか二つ質問があったと思います。

一つ目は、一般会計から繰り入れて保険料を下げてはどうかという御指摘でございますが、小樽の1人当たりの医療費は道内主要10市の中で一番高うございます。それに比べ、保険料につきましては、主要10市の中で下から2番目ということになっております。そういう状況で、全員が加入者ではない税金を用いて国保料の引下げをする、これについてはなかなか難しいと考えております。

もう一点、国に財源の要望をせよということでございますが、市長答弁にもありましたように、これまでも北海道市長会を通じて求めております。国民健康保険は、国民皆保険制度の最後のとりででございます。そういう中で高齢化、医療費の増、また、所得の減少などがありますので、特に低所得者の対策を含めて、これからも強く求めていきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 高野議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、中央・山手地区の中学校の統合に関しまして、なぜ反対している統合を進めていくのかということでございますけれども、少子化に伴いまして児童・生徒の大幅な減少が続く本市にとりまして、学校規模の適正化を進め、学校活力の維持向上を図っていくとともに、子供たちの学習環境を整備していくことは、喫緊の課題であるというふうに考えてございます。このような本市をめぐる課題を踏まえ、これまで保護者や地域の皆様方などの御理解を得ながら、計画的に小・中学校の再編整備を進めてきておりまして、今後とも、これまでと同様に御理解をいただきながら進めていく必要があるものというふうに考えております。

それと、もう一点でございますけれども、320メートル離れた現在の小樽商業高校のグラウンドを使用するということに対する見解についての御質問だというふうに理解をしておりますけれども、私といたしましても、現在の商業高校のグラウンドをそのまま使用することについては課題があるものというふうに認識しております。このため、現在、さまざまな観点において検討を進めておりまして、例えば今のグラウンドを使う場合、横断歩道を横切る場合の信号機の設置でありますとか、グラウンドへ向かう道路の整備、それから更衣室や器具庫、部室や教員が滞在するための教官室等々いろいろな整備が必要になるのをはじめ、グラウンド整備について、整地に加えて排水やバックネット、そういったフェンスの整備なども検討する必要があるというふうに思っております。

このほか中学校のグラウンドとして、懇談会等でいただいた御意見などを踏まえまして、より望ましいものという観点から、現在の校舎、敷地にグラウンド造成ができないかどうか、これらについても違った形、観点ではございますけれども、こういう対策ができないかも含めて検討を進めているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 建設部長。

○建設部長（相庭孝昭） 高野議員の再質問にお答えいたします。

耐震に関するPRが悪いのではないかとということでございまして、私どもでは、御指摘のとおり広報ですとかホームページとかでいろいろ周知を図っているところがございますけれども、ほかに他市の状況を見まして何かできることがあればやりたいということで、他市の状況を少し調べてみたいと思っております。

それから、耐震シェルターのお話でございますけれども、先ほど来お話がありますとおり、やはり市民の意識が低い、周知が悪いという御指摘でありますので、まずは市民の皆さんへの耐震に対する意識の醸成が必要だろうと思っておりますので、まず、そちらのほうに力を入れて、もし市民の方からこういう要望があれば、またその段階でという形になるうかと思っております。まずは、市民の皆さんに耐震診断若しくは耐震意識の醸成を図りたいと考えてございます。

それから、災害防止工事の要望でございますけれども、これまでも先ほど答弁で申し上げましたとおり北海道市長会を通して予算措置等も要望しているところがございますので、これまでの要望を引き続き続けてまいりたいと考えてございます。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、高野さくら議員。

○7番（高野さくら） 再々質問させていただきます。

まず、プールに関して、やはり新しく検討会議を開催するといっても、次の検討会議がいつ開催されるのかもわからない状況であれば、いつまでたっても建設ができないのではないかと考えます。しっかりいつまでに建設予定地を決めるなど、具体的に期日を決めるべきではないかと考えますが、再度お答えください。

あと、周産期医療のことについて、市長は受け身ではないというお話だったのですけれども、やはり周産期医療を進めるためには、小児科の医師がいなかったらできないとか、いろいろやはりハードルもあると思うのです。ですけれども、一刻も早く小樽市で子供を産める場所が必要でありますので、やはり小樽市としても周産期医療体制ができる間だけでも、例えば市立病院でリスクの少ないお産の受入れを取り扱うようにすることを考えるなど、そういうことも一緒になって考える必要があるのではないかと考えます。再度お答えをお願いします。

あと、中央・山手地区の中学校について、グラウンドには今の状態ではいろいろ課題があるというお話もありました。信号機の設置とかというのはありましたが、まずは現地を見て、ぜひどういう状況になっているのか現場を把握して、本当に安全対策ができるのかを検討するべきだと思いますが、答弁をお願いいたします。

○議長（横田久俊） 3点について理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 高野議員の再々質問にお答えいたします。

私から答弁したこと以外につきましては、各担当から答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

私からは1点、周産期医療の取組でございます。

御指摘のように一刻も早くという思いは私も同じ思いでございます。それに向けて、今、本当に鋭意努力をしているところでございます。そして、質問の中で市立病院においてというお話もありました。

病院局長を中心に市立病院の医局の方々にも協力要請等も含めて、また、これからの後志管内の周産期の体制についてもお話をいただいております、それで先ほど答弁させていただいたように、一刻も早く後志管内において再開すべきという思いをあわせていただいているところでございます。そのような中でも現行においては、先ほどお話しさせていただいたように産科医師の不足において大変厳しい状況でございますから、残念ながらその分の配置においては、現在、実現ができていないというところでございます。そういう意味でも全体的に、現在、協会病院が大変厳しい状況でございますから、市立病院はもちろんですけれども、小樽市内における医療機関の皆様にご協力をいただいて、どのようなことをサポート支援していけるのか、これについては、これからも鋭意いろいろ議論していきたいというふうに思っておりますので御理解いただければと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 副市長。

○副市長(上林 猛) 高野議員の再々質問にお答えいたします。

ただいま、水泳プールについて、重ねての御質問がございました。これまでも申し上げましたとおりプールについて言えば、本当にできるだけ早く場所の問題、それから建設時期の問題についてお示すべく鋭意努力してまいりたいと思っておりますので、時期については、いましばらくお待ちください。ただ、できるだけ早くという気持ちで取り組んでおりますので御理解いただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 高野議員の再々質問にお答え申し上げます。

現地調査もしっかり行って安全対策についても十分検討すべきであるという御質問かと思っておりますけれども、私も現地に行ってまいりました。それでグラウンドの状況を見させていただきまして、少し課題があるというふうに感じているところでございます。

それから、教育委員会委員の現地の調査の関係ですけれども、それぞれ教育委員会委員におきまして1月と3月に行った2回の懇談会の概要でありますとか、市議会の議論などについてもその都度報告をして、グラウンドが離れていることに対する対応策についても検討していくということで共通理解をいただいているというふうに思っております。安全対策をしっかりしながら検討していくべきだということにつきましては私も同様に感じておりますので、そのことにも十分配慮しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長(横田久俊) 高野議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 3時10分

○議長(横田久俊) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 18番、佐々木秩議員。

(18番 佐々木 秩議員登壇) (拍手)

○18番(佐々木 秩議員) 民主党を代表し、質問いたします。

一つ目は、森井市政の1年間を振り返ってお聞きいたします。

私たち市議会民主党は、市長の各提案について、以前よりは是非々の態度で臨んでいます。後にも述べますように、ドリームビーチの問題では市長の御提案をあえて認めなかったことで、結果として予算

を支出せず、市の厳しい態度を示すことで、現在よい方向に向かっているという事案もありました。このように、ほかの事案についても、しっかりと議会在議論の中で課題を示すことで、二元代表制の機能を正常な形で発揮できているものと私たちは確信しています。

一方で、今年度予算など多くの議案については、市長提案を認めることで市政全般や市民生活に支障のないよう、その都度判断してきました。その意味では、大部分において、市長は御自分の思いを市政に反映されてきたのではないのでしょうか。

市長におかれましては、市長就任1年という節目に当たって振り返っていただき、以下、お答えいただきたいと思います。

まずは、市長就任1年を経過して公約の達成度は、また、道半ば、いまだ着手に至っていないこと、また、反省すべき点など、御自身としてどのように評価されているのかお聞かせください。

残りの3年をどうしていくおつもりか、抱負等についてもお示しください。市長選の公約等に照らし合わせて具体的にお答えください。

続いて、具体的に何点かお聞きしていきます。

1点目は、職員のマネジメントと市役所人事について伺います。

市役所という組織を動かす市長としての組織運営に対する考え方についてお聞きします。もちろん市役所職員の皆さんは、その職務遂行に日々力を尽くしている姿勢は変わらないことでしょう。

しかし一方で、市長はお認めにはなりません、私たちからは、市長とほかの職員との関係がよくなり、モチベーションも上がっていない、そのようにしか見えないのです。

そこで、市長にぜひ御再考を願うためにあえてお聞きします。

市長は就任挨拶で、職員のトップとして力強いリーダーシップを発揮すると誓っておられます。まずは、市長の組織のリーダーシップ観についてお聞かせください。

リーダーとして、おっしゃるとおり力強さも時には必要でしょう。しかし、相手は人です。繊細さや配慮も必要なのではないのでしょうか。予定どおりに動いていかないとき、ほかのメンバーにその責任を押しつけるというのでは、リーダーの資格はありません。少なくともメンバーは自分の責任を果たすことが基本ですが、いざというときは、この責任は私にありますという発言ができるかどうか、こうした一連の行動こそリーダーシップではないのでしょうか。

経営学の父、ドラッカーのリーダーの定義は、後に続く者がいるかどうか、後ろを振り返ったときに誰もついてきていなかった、そのような人は肩書があってもリーダーとは言えないそうです。

市長は、今年4月7日の記者会見で、職員から信頼を得られていると思うかとの質問に、私自身では判断できない。職員が能力を発揮できる環境を整えるのが私の仕事と答えています。具体的に職員が能力を発揮できる環境とは、どのような環境ですか。現在の市役所の環境は、どのような状況と判断されていますか。

また、市長は、今年4月29日の北海道新聞の記事で、政策を変えていくという思いを職員に浸透させる努力がまだ足りていないと語っておられます。努力の方法や方向性を間違えと逆効果になりかねません。これまで、職員への市長の思いの伝え方について、どのようにしてきたのか伺います。

市長の思いを一方的に真つすぐぶつけることで誤解や反発が生まれ、結果、職務遂行に影響が出ることは、市長、職員、お互いにとって不幸なことですし、何よりも市民への不利益に直結することになります。より柔軟で共感的な対応の中にも市長の思いは伝わります。今後、どのような方法でその努力をしていかれるのかお答えください。

続いて、空席のままの総務部長人事についてお聞きします。

人事は、マネジメントの重要な要素です。人事評価は、部下の人生を左右します。また、人事は、市長から市職員へのメッセージという意味合いもあります。よって、適材適所で配置するだけでなく、配置の意味が自分にも周りの職員にもわかること、その人が働く気になる動機づけなどが大事です。そうでないと、その人は、そこで力を発揮できないばかりか、やめてしまうことになってしまいます。

市職員の本年4月1日付け人事で総務部長になる予定だった幹部職員が、内示を固辞して退職願を提出したことにより不在が続いています。市長は、6月開会の定例会までの選任を目指していましたが、現時点では提案がありません。

そこでお聞きしますが、総務部長空席の影響についてお答えください。業務上の影響もあるでしょうが、心配なのは本市のイメージダウンという対外的な印象の問題です。その点についてはいかがですか。

副市長は、幹部職員から登用するか、道に派遣を求めるかを市長と詰めたいと話しておられますが、ここまでの経緯について、例えば道との協議等もあったのか、道からどのようなお返事だったのかお示しくください。

この総務部長空席も含め、幹部職員のうち4人が、みずからの希望での降格や、表向きはともかく新聞には森井市長への不満を理由に定年前の退職が発生という記事が出るなど、ここまでの4月人事の混乱は、残念ながら人事の失敗と認めざるを得ないではありませんか。改めて4月当初の人事について、市長の総括をお聞かせください。

2点目は、議会との関係について、今後どのようにされていくのかについて伺います。

今年の4月27日の北海道新聞のインタビューによれば、市長は、議会とは政策議論ならもっとぶつかってよい。激論し政治が活気づけばまちも活気づく。しかし、現在、議会とぶつかっている内容は正直残念。今までと違う取組を見いだしてもらいたいと発言されています。お聞きしますが、どのような趣旨で発言されたのかお示しくください。

私も市政にかかわる政策議論が本筋なのは当然と考えていますが、その大前提として市長、議会双方の政治姿勢から生まれる信頼関係が、その政策議論を実りあるものにすると考えからこそ、まずはそこをしっかりと築きましよう提案しています。それら市長の進めたい議論の相互信頼という土台づくりは、お互いに間違ふことがあるのだから、そこそこにしましようではなく、きちんと議会と向き合っていくためにも、まずはこれまで議会において呈してきた後援会通信や記者会見の問題などの疑問に対し、市長がしっかりと説明していくことが必要ではないでしょうか。

(「そうですよ」と呼ぶ者あり)

「森井ひであきの決意！」の中に、「皆様の信頼を取り戻すために、市政の現状をオープンにしていきます。良いことは良い、悪いことは悪いと市民目線で取り組める市政を築き上げていきます」とあります。その決意に沿ってお答えください。

続いて、港湾整備等の考え方について今年の4月26日の北海道新聞の記事より伺います。

今や本市の観光誘致策の大きな要素となったクルーズ客船寄港、これを促進するための施策について、市長は、「港に投資、整備してクルーズ客船の寄港増を期待するのではなく、寄港を増やす取り組みを行ってから、港に投資する価値があるかを判断する」とし、まずは港に投資、整備してクルーズ客船の寄港増を期待するという手法を否定されています。

しかし、現在、クルーズ客船はどんどん大型化が進んでいます。いくら誘致しても、港に受入れ能力がなければどうにもなりません。受け入れる港湾整備を行わなければ、ほかの港湾に機会を奪われることになるでしょう。そういう意味で第3号ふ頭及び周辺再開発計画、国からの外航クルーズの日本海側拠点港への選定、港湾法で定められた重要港湾に指定されているはずですが。報道のとおりであれば、市

長の小樽港についての考え方はこれらに矛盾しているのではありませんか。行政の継続性の観点から明らかに問題があります。再考を求めますがいかがでしょうか。

続いて、泊原発の再稼働にかかわる今後の具体的活動について伺います。

北海道電力泊原発3号機が停止し、全3機が停止状態となって4年が過ぎます。市長は、今年の5月3日に北海道新聞に掲載された後志管内20市町村長アンケートに、泊原発再稼働について、使用済み核燃料の処分ができていないとして反対し、再稼働に必要な地元同意範囲についても、福島事故の影響範囲から小樽市を含めた管内全域を同意範囲にすべきとお答えされています。市民の安全・安心を守るという立場で非常に意義のある判断だと思います。

一方、北電は、どうしても経営上再稼働しなくてはならないと、着々と再稼働に向けた準備を進めています。そこで、市長の考えを形にするために一歩踏み込んで、積極的に具体的な行動を起こすべきです。同じく危惧を持つ近隣自治体の長との連携など、後志や北海道の中でリーダーシップを発揮していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

この項最後に、重点公約の市道のきめ細やかな除排雪について検証は進んでいますか。これまでのところ、除雪行政を助言する役目で任用された参与が退任する際に残された報告書を見せていただきましたが、あれが検証結果に大きなウエートを占めることになるのでしょうか。危惧されるのは、4月の異動で除排雪に直接かかわってこられた職員が大部分異動している点です。現状では、昨シーズンの実態がしっかり把握されないおそれはありませんか。

今後どのように検証作業や今年度の計画策定を進めるのか、また、策定期間についてもお示しく下さい。

現場にかかわった皆さんの声がしっかりと生かされた、市民や事業者の声をしっかり取り入れて除排雪体制をつくれる検証、計画作成が行われる方法が必要ではないでしょうか、お答えをお願いいたします。

以上、1項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、森井市政の1年を振り返ってについて御質問がありました。

まず、市長就任1年を経過しての公約の達成度と、それをどう評価しているのかにつきましては、公約に係る取組で進捗状況が実行や予算化に至ったものにつきましては、まちづくりエントリー制度の創設、除雪の拠点増設や出動基準見直し及び路面整正、市の施設へのAED設置の拡大、子供の医療費助成の拡大、銭函駅のバリアフリー化、小学校英語教育推進事業の実施と外国語指導助手の増員、日本遺産の認定に向けた歴史文化基本構想事業、ふるさと納税を行った方への特産品の贈呈などであります。

また、検討段階のものにつきましては、南小樽駅のバリアフリー化、安定した周産期医療実現に向けた取組、第3子以降の保育料無料化、中心市街地への市営住宅建設、新・市民プールの建設などあります。

なお、私としては思った以上に時間がかかっている部分もありますが、公約の実現に向けて着実に歩みを進めていると感じているところであります。

次に、残りの3年の抱負等につきましては、人口減少に歯止めをかけることが最重要課題という就任

時からの考えの下、子供たちが夢や目標を持って健やかに成長できるよう、子育て世代がこのまちで子供を産み育ててよかったと誇りを持てるよう、また、高齢者や障害者が生きがいを持ち、安心して過ごせるよう、市民の目線に立った暮らす人に優しいまちづくりを確実に進めるとともに、訪れる人がまた来たい、住んでみたいと思えるようまちの魅力づくり、元気づくりにしっかりと取り組んでまいります。

そのため、除雪のさらなる改善や子育て世代の負担軽減、南小樽駅のバリアフリー化、日本遺産認定に向けた取組、企業誘致の一層の促進などの公約に係る施策の実現に向けて全力で取り組んでいく決意であります。

次に、私のリーダーシップ観につきましては、リーダーシップとは、向かうべき方向を明確に、かつ、具体的に指し示し、そしてそれを理解させ、チームをその方向に導くことができる資質や能力のことをいうものと認識しております。

次に、職員が能力を発揮できる環境につきましては、職員配置におきましては、職員の個々の適性を見極め、それに見合ったポストや職務を提供することのほか、これまで経験のない職務を提供することによって職員の新たな可能性を引き出すということも必要と考えております。

また、人材育成の観点からもOJTはもちろんのこと、新たな研修を取り入れ、職員のスキルアップの後押しをすることも欠かせないものと考えております。これらの考えに沿って、職員がやりがいを持って職務に邁進できる環境を整備することが職員の能力がより発揮されることにつながるものと考えております。

次に、現在の市役所における職員の状況につきましては、私は、この1年間、人事異動に当たりましては、職員が能力を発揮できる環境を整えることを念頭に適材適所の配置に努めたところでありますし、また、職員が、より広い視野を持って業務に当たることができるよう将来を見据え、国土交通省等への研修派遣も行ったところであります。この間、確かに予期せぬ出来事はありませんでしたが、異動となった職員は新しい職務にそれぞれ邁進しており、その働きは私としても評価をしているところでありますので、環境整備が図られつつあるものと感じております。

次に、政策を変えていくという私の思いをこれまでどのように職員へ伝えてきたのかということにつきましては、年頭の訓示、日常の会議やヒアリングなど、さまざまな機会を通じ、職員に対し私の考えや政策に対する思いを伝えてきております。また、職員研修の機会も利用し、私から直接職員に期待することとして、課題認識力を高め、現状に満足せず、常に変えることにチャレンジするよう強く求めてきたところであります。

次に、思いを伝えるために今後どのような方法で努力していくのかということにつきましては、職員とのコミュニケーション機会の充実を図るために、ただいま申しあげましたこれまでの取組に加え、さまざまな機会において職員との交流を深めることや職員研修における懇談、職場巡回などに努め、私の思いを伝えてまいりたいと考えております。

次に、総務部長の空席の影響につきましては、次善の策としまして、その職務について速やかに副市長事務取扱とし、事務処理上の不都合がないよう措置したところであります。

しかしながら、通常業務を遂行していく中では、副市長のスケジュールもタイトでありますことから、日々の打合せ等に不便があるということも聞いており、また、副市長はもちろんのこと、総務部の職員の負担も過重になっているという状況もございますので、影響が生じているものと認識しております。

次に、総務部長不在による対外的な印象につきましては、総務部長の不在は、あくまでの内部的な問題であり、先ほど申しあげましたとおり必要な措置はとっておりますので、市民生活に影響が及ぶようなことはないものと思っております。

しかしながら、市役所外部の方からもいろいろと御心配をいただいているということは耳にしておりますし、この不在が続くことは決して好ましいことではありませんので、一日も早い選任に努めているところであります。

次に、総務部長選任に係るこれまでの経緯につきましては、現在まで内部、外部に縛られることなく幅広く人選を行ってきているところであります。北海道に対しましても職員派遣の要請はさせていただいておりますが、最終的なところまでは、まだ絞りきれていないというのが現状であります。

次に、本年4月1日付け人事異動の総括につきましては、先ほど申し上げましたとおり、確かに予期せぬ出来事はありませんでしたが、新しい職務に邁進する職員の姿を見ますと、組織としての機能は十分に果たされているものと考えております。

次に、報道のインタビューにおける議会との議論についての発言につきましては、私自身、市長就任当初から、市政の発展に向けて政策議論を深めてまいりたいと申し出てまいりました。

しかしながら、議会の場では政策とはかかわり合いのない質疑などに多くの時間が割かれ、政策や市政運営に対する議論が深まっていないのではないかとの思いから発言したものであります。

(「全てかかわっているよ」と呼ぶ者あり)

次に、議会が呈してきた疑問に対する説明につきましては、私としては、これまでも質問に対して適切に答えてきたものと考えておりますが、今後とも私の考えが伝わるよう誠心誠意対応してまいりたいと考えております。

(発言する者あり)

次に、港湾整備につきましては、私は、国に対して港のハード整備だけをお願いするのではなく、小樽港をいかに利用促進してもらうかが重要であり、港の利用が図られ、税金で整備を行ってよかつたと思えるように我々も努力することが重要であると考えております。

(「何言ってるんだ」と呼ぶ者あり)

次に、泊原発再稼働についての今後の具体的な活動につきましては、これまでも私が泊原発再稼働反対の立場であることを選挙公約に掲げたほか、議会や記者会見の場においても明確に表明しており、さらには事業者である北海道電力株式会社に対し、直接お話をさせていただいているところでありますが、今後におきましても、さまざまな機会を捉えて私の考えを発信してまいりたいと考えております。

また、同じく危惧を持つ近隣自治体との連携につきましては、いまだ再稼働に向けた手続が不明確な中でどのような行動が可能なのか、国や道、北電の再稼働に向けた今後の動向を注視しながら対応を考えてまいりたいと思っております。

次に、昨年度の検証作業や今年度の計画策定につきましては、昨年度に実施しました、ガタガタ路面の解消、除雪第2種路線の出動基準の見直し、雪堆積場の増設、除雪拠点の増設の4項目について検証を進めております。

また、今年度の計画策定につきましては、これまで昨年度の地域総合除雪に参加した業者の皆様と意見交換を行っており、今後、道路除雪に登録のある業者の皆様にご意向等を伺う予定であります。これらの作業を進めながら、昨年度の日程を目安に計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、市民や事業者の声を取り入れて計画策定を行うことにつきましては、きめ細やかな除排雪の実現に向けて市民の皆様と市の協力が必要であると考えており、本市の除排雪の現状や課題を説明し、御意見も伺い、計画を策定してまいりたいと考えております。その上で、除雪事業者の皆様には、本市の除排雪に関する考えを理解していただけるよう、しっかりと説明してまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第2項目めの質問に入ります。

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 18番、佐々木秩議員。

(18番 佐々木 秩議員登壇)

○18番(佐々木 秩議員) 2項目め、銭函地区の海水浴場について伺います。

おたるドリームビーチは、道が取り壊した海の家 の 廃材などが完全に撤去されていることを確認し、海の家 の 経営者でつくるドリームビーチ協同組合に土地の占有を認める見通しで、この夏は7月9日に2年ぶりに再開される見通しです。海の家 の 違法建築問題で昨夏は閉鎖されていました。私たち民主党としては、飲酒死亡事故に見られるような根の深いこのビーチの課題を、健全化に向けてリセットのチャンスと捉え、市長の緊急避難的に市営での開設案には反対し、議会としても同じ結論となった経緯があります。市長からは議会が後悔することにならなければいいがとの御心配をいただきましたが、結果として杞憂に終わったのは、各関係の皆さんやマスコミに取り上げていただき、周知が進んだおかげと感謝したところです。

(「発言撤回してあげてよ」と呼ぶ者あり)

さて、その後の議会論議の中で私たちは、家族連れなど海水浴客が安心・安全に遊べる海水浴場を目指すべきで、そのためには神奈川県逗子市や鎌倉市のような条例によるルールづくりを市、警察、海の家経営者、市民の皆さん等関係者との協議の上、制定することを提案してきました。市としても、ここまで、条例とまではいかないものの、関係者との協議という道内では先進的な方法で運営ルールを検討してきたとお聞きしました。その御努力に敬意を表したいと思います。まずは、そのおたるドリームビーチ海水浴場ルールについてお聞きします。

なぜルールをつくったのか、その目的について御説明ください。

一番大切なのは、そのルールを守ることができるのか、どのようにそのルールの実効性を担保していくのかをお示してください。

その実効性の下支えとして小樽市としての期限を設け、何シーズンかだけでも新たな支援、予算づけを行わないのでしょうか。最初が肝心で、何シーズンかは駐車料金収入の中からパトロールや啓発活動に出費すべきです。一緒にルールをつくったということは、一緒にルールを守るために動くということを示すべきです。

神奈川県 の 例でも、このように一定の規制をかけると、より規制の緩い海水浴場にモラルの低い海水浴客が集まり、トラブルを起こす傾向にあります。市内のほかの海水浴場でのルール の 統一等の考えはありませんか。このルールは、一部を除きほとんど普遍的、一般的ルールで、この適用範囲を広げることとは、それぞれの海水浴場にもメリットがあると思います。

また、お隣の石狩市や、ほとんどの海水浴客を占める札幌市、全体を統括するはずの北海道との協議はどうなっているのかお示してください。

さらに、将来的には、状況を見ながら実効性のある条例化も視野に入れるべきではありませんか。

続いて、サンセットビーチほか近隣の私設ビーチの現段階の状況について説明をお願いします。

今年度の海水浴場の開設届が既に道に提出されているとのこと、これは認められるのでしょうか。

市保健所の食品衛生法に基づく営業許可はどうなっていますか。昨年 の 第3回定例会では違法建築物であることをもって不許可にはできないとの国の通知に基づき許可したが、現在は関係法令を遵守した上で営業許可を取得するよう指導しているとの答弁がありました。何とかこれをもって歯止めをかけられませんか。

また、保健所を含めた関係機関との協議の状況をお聞かせください。

結果として、これらの建築物が違法状態のまま使用された場合、市としては今後も厳しく粘り強い姿勢で違法建築物の是正に向けて対応していくということによろしいですか。心配なのは、先ほども述べたように規制の緩いこれらの海水浴場の治安や環境が悪化し、重大な事故、事件が発生しないかということです。何らかの対策は考えていますか。

3点目、市長が示した銭函海岸の今後のビジョンについて伺います。

ルールを設け、原則的に実施することによって、その直後の年は、逗子や鎌倉では海水浴客が半減しています。そのため、浜に滑り台など大型海上遊具施設を誘致するなど、家族連れの来場増に力を入れ始めています。他地域では、環境教育の一環としてビーチを使つての体験活動の場になっている例や、専用歩道の設置や設備を用意してのバリアフリービーチをオープンしている例があるそうです。このように教育や福祉とのコラボレーションも、十分検討の余地はあるのではないのでしょうか。

これらは、自治体が目指す海水浴場のビジョンに、誘導する意味合いもあります。今年のものにはなりません、今後の客数や客層の推移を見ながら、これらの新しい海水浴客増の取組について進めていくべきと考えますが、いかがですか。

また、昨年第3回定例会の代表質問答弁で、石狩川河口から銭函までの海岸は、北海道の自然環境保全指針の中で保全を図るべきすぐれた自然地域に指定されているとのことで、将来的に道や近隣自治体と連携し、安心・安全な海の利活用、環境保全、観光振興を図ると答えておられます。札幌市に御意見を伺うとの答えもありましたが、これらの観点での道や近隣自治体との連携について進んでいるのかお示してください。

それら協議を進めていきながら、やはりこれを機会にこの地域の将来のあるべき姿、ビジョンをしっかりと明示する必要があります。先日、議会が開いた小樽市議会「市民と語る会」の中でも、小樽中心部だけではなく、銭函地区の将来像をきちんと示してほしいという趣旨の御意見をいただきました。確かに現第6次小樽市総合計画中、地区別発展方向、東南部地区の記述では、銭函地区を含む石狩湾新港地区工業地への企業誘致について触れられているだけです。銭函地区全体のビジョンについて地域の皆さんの声を生かしながら、これから策定される新総合計画の中にどのように反映していくのか市長の見解をお聞きます。

以上、2項目めの質問でした。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、銭函地区の海水浴場について御質問がありました。

初めに、おたるドリームビーチ海水浴場ルールについてですが、まず、ルールをつくった目的につきましても、市と北海道や警察、海水浴場組合などの関係機関等が協議会を立ち上げ、おたるドリームビーチ海水浴場のにぎわいを維持しつつ、地域住民の生活環境との調和を図るとともに、誰もが快適で安全・安心な海水浴場を目指すものであります。

次に、どのようにそのルールの実効性を担保していくのかにつきましては、ルールの中でパトロールの実施やルールの遵守について定めており、パトロールについては、北海道や警察、地元住民などで構成されている協議会で開設前や開設期間中に合同パトロールを行うほか、開設期間中に北海道と市が交互にパトロールを実施することとしております。

また、ルールの遵守については、海の家におけるルール違反が確認された場合には、組合の代表者を

通じて是正指導を行うこととしております。

次に、市として期限を設け、新たな支援や予算づけは行わないのかにつきましては、これまで協議会においては新たな支援などの議論はありませんでしたが、市として看板設置など海水浴場利用者に対して、ルール周知のための措置を講じていかなければならないものと考えております。

次に、市内の各海水浴場でのルール統一等への考えにつきましては、おたるドリームビーチ以外の各海水浴場については、その特徴や課題がそれぞれ異なっているため、これらをしっかり整理した上で、少し時間はかかるかもしれませんが、各海水浴場に適したルールを定めてまいりたいと考えております。既に5月30日に開催いたしました小樽市海水浴場管理運営協議会において、各海水浴場関係者に対しドリームビーチのルールについて説明し、今後、各海水浴場におけるルールの策定について協力をお願いしたところであります。

次に、石狩市や札幌市、全体の海水浴場を統括する北海道との協議につきましては、まず、北海道とおたるドリームビーチ海水浴場の再開に当たり、ルールの策定やパトロール実施計画の策定などにおいて協議し、連携してまいりました。

また、石狩市や札幌市など近隣自治体については、今夏のドリームビーチの状況などを踏まえ、海水浴場のルールや石狩湾の海岸線の活用等について意見交換の場を設けてまいりたいと考えております。

次に、将来的には状況等を見ながら条例化も視野に入れるべきにつきましては、まず、海岸管理者である北海道に対し、海水浴場開設に当たって安全面など一定の基準を明確にするために条例化も含めて改善策を検討していただくよう要望してまいります。

また、市としましては、安全・安心な海水浴場のルールづくりに取り組んでいく中でルール定着の状況を勘案しつつ、条例化の必要性なども考えてまいります。

次に、サンセットビーチほか近隣私設ビーチについてですが、まず、サンセットビーチ銭函は、今年度海水浴場として認められるのかにつきましては、北海道に確認をしたところ、海水浴場開設は、許認可制ではなく、あくまで届出制であり、既に北海道に対し、組合より届出があったと聞いております。

なお、サンセットビーチ銭函以外の近隣私設ビーチは、以前より開設届が提出されていない状況であり、これらの問題についても北海道と協議していかなければならないと考えております。

次に、サンセットビーチほか近隣私設ビーチにおける市保健所の食品衛生法に基づく営業許可件数につきましては、サンセットビーチが5件、その他の近隣私設ビーチが5件の許可を取得しております。

なお、食品衛生法に基づく営業許可の考え方につきましては、施設が同法の施設基準に合うと認めるときは、他の法令に基づく規制がなされていても許可を拒むことはできないものと解しております。

次に、食品衛生法をもって違法建築物の歯止めをかけることにつきましては、保健所では、海の家の監視時に食品衛生法以外の関係法令について手続を行うように指導をしており、今後も継続をしておりますが、食品衛生法の許可は基準に適合している場合、行政機関に裁量を認めておらず、同法をもって違法建築物の歯止めをかけることはできません。

また、保健所を含めた関係機関との協議の状況につきましては、違法建築物の是正には、保健所を含めた関係機関が連携して対応する必要があり、本年5月には庁内関係部局、北海道、警察署が出席したサンセットビーチ及び銭函3丁目星置川周辺の違反建築物是正に向けての関係機関会議を開き、今後の是正に向けて協議を始めております。

次に、違法状態のまま建築物が使用された場合の市の対応につきましては、これまで同様、北海道や警察などの関係機関とより連携を密にしながら、違法建築物の是正に向けて粘り強く取り組んでまいります。

次に、規制の緩い海水浴場における重大な事故、事件への対策は考えているかにつきましては、市としては、安全な海水浴場を利用していただけるように啓発を行っていくほか、北海道や警察などと協力してパトロールを行ってまいりたいと考えております。

次に、私が示した銭函海岸の今後のビジョンについてですが、まず、新しい海水浴客増に向けた取組につきましては、今夏、おたるドリームビーチでは、安全なエア遊具の設置を行うなど、新たな海水浴客の獲得に努めていくと聞いております。現在は、違法建築物などの課題がありますが、将来的には、この恵まれた海岸線を有する本市の特性を生かしたマリンレジャーやイベントなどによる観光振興を図るとともに、地域住民の憩いの場や自然体験教育エリアとしても活用していきたいと考えております。

次に、安全・安心な海の利活用、環境保全、観光振興を図るため、これらの観点での道や近隣自治体との連携について進んでいるのかにつきましては、今夏のおたるドリームビーチ海水浴場の再開に向けて、誰もが快適で安心・安全な海水浴場を確保するため、北海道などと連携し、ルールづくりなどを協議してまいりました。

また、近隣自治体との連携については、違法建築物などの課題があるため時間はかかるかもしれませんが、この地域のより効果的な活用を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、銭函地区全体のビジョンを次期総合計画にどう反映していくのかにつきましては、現在、次期総合計画については計画策定のための基本方針づくりに着手した段階であり、地区ごとのビジョンをどのようにしていくのかは今後の検討課題ではありますが、銭函地区は、人口増に結びつく可能性が高い発展性のある地域の一つと考えておりますので、海岸線やスキー場など多彩な資源を有し、札幌に隣接したこの地域の特性を生かせるよう、地域の皆様の声をしっかりと聞きながら計画策定を進めてまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 18番、佐々木秩議員。

（18番 佐々木 秩議員登壇）

○18番（佐々木 秩議員） 3項目め、小樽公園の桜について伺います。

桜の咲く時期に、市民の方から御相談を受けました。毎朝散歩で通る小樽公園の桜の花が今年は一段と寂しい、何とかならないだろうかとのことです。その方は、もう何年も同じ道を散歩していらっしゃいますが、年々花の数もまばらになり、木の幹も枝も傷んでいくのが痛ましいと感じておられました。このままでは長年市民から愛されてきた桜の名所の一つ、小樽公園から桜の木がなくなってしまうのではないかと心配されています。

ところで、ソメイヨシノ寿命60年説を御存じでしょうか。必ずしも60年たつと枯れるというわけではないようですが、戦後に植えられて、今、寿命を迎えつつある桜が多くなっていて、全国各地でソメイヨシノの老朽化が進んでいるのが現状です。古くなると倒木のおそれなどがあります。倒木事故があると市の管理責任が問われます。過去に老朽化した街路樹が倒れて道路を塞いでしまったことのある東京都国立市では、安全確保のためにやむを得ない判断として老朽化した桜を若木に植え替え、安全な桜並木を次世代に引き継いでいく決断をしたそうです。

そこでお聞きします。

市の小樽公園の桜の現状についての認識をお示してください。

過去に調査を行っていますが、その目的と調査内容はどうなっていますか。小樽公園の桜の本数、品種、樹齢について示してください。

続いて、小樽市緑の基本計画が策定されていますが、その目的と概要の説明をお願いします。

また、その中では、小樽公園の扱いはどのようになっていますか。

ほかの場所の桜の名所は、現状どうなっていますか。

小樽公園の現在の維持・管理の方針や方法について説明ください。

また、小樽公園の樹木管理の予算は年間どのくらいですか。

過去、調査を行った樹木医の方と現状を確認したところ、このままでは公園の桜は、病気や老朽化によりいづれなくなってしまうおそれがあること。ただし、十分に適切な手入れや管理によっては残る木もあること。新しい木への更新は、苗木をそばに植えていくことで可能なこと等の御指摘をいただきました。市として、小樽公園など総合公園全体の自然を今後どのように維持・管理していくのか方針を示してください。

状態について、まずは専門家の樹木の調査診断を行い、実態の把握をすべきです。いかがでしょうか。その上で、今後の再生計画を立てるべきです。枯れたから、そこにかわりの苗を植えていきます的な行き当たりばったりでは長期にわたっての維持はできません。残す木については、きちんとしたカルテのようなものを作成し、治療を継続できるようにすることなど、また、やむを得ず伐採する場合は、機械的に老木を伐採するのではなく、専門家による木の状態の把握の上、伐採する木の基準を例えば街路樹診断による危険と判断された桜と、安全上やむを得ず植え替えが必要な桜と設定することなども必要ではないでしょうか。このような計画を立て、それに沿って長期的ビジョンに立った維持・管理をしていくことについては、どのようにお考えになりますか。

また、その計画は、市民とともにつくることが大切です。さまざまな意見が出てくるでしょうが、今、市民とともに意見交換をして方針を決め、維持・管理をしていくシステムをつくらなければ、将来、小樽公園に桜が咲かなくなります。市民の皆さんとしっかりした関係をつくり、末長く一緒に面倒を見ていくという、自治基本条例を地で行く取組が求められているのではないのでしょうか。

他の地域では、「さくらサポーター」という市民組織を結成し、地域の公園の桜の景観づくりを計画段階から市民にかかわってもらい、桜についてともに学ぶ場をつくり、ともに愛情を持って育てていくことで進めていく取組がされています。その意味で長期的ビジョンづくりに市民的議論や参加のシステムが必要ではないのでしょうか。この点についてのお考えを伺います。

昨年3月に、同じ場所の桜の木につくてんぐ巢病という病気のついた枝を刈り払う作業を、建設部の職員やボランティアの皆さんと一緒にさせてもらいました。職員みずからが作業に出てきて、木製の古いはしごを使って進めている様子から、予算的にも厳しいというのは容易に想像できますが、市民の皆さんとともに取り組むことで将来にきれいな桜の咲く景色を残していきませんか。よろしく願いいたします。

以上、3項目めの質問でした。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、小樽公園の桜について御質問がありました。

まず、桜の現状についての認識につきましては、小樽公園は、明治33年に開設され、平成22年には、北の造園遺産にも認定されている由緒ある公園です。公園内には、約900本の桜があることから、花見の季節には、小樽市民のみならず市外からも多くの花見客が公園を訪れ、桜やツツジを觀賞しておりま

すが、開設以来100年以上経過し、桜の老齢化が進んでいると認識しているところであります。

次に、桜の調査の目的と内容につきましては、平成17年度に策定された小樽公園再整備基本計画に基づき、当該公園を整備するために必要な現況測量と立木調査を実施しております。調査箇所は、全体面積23.5ヘクタールのうち見晴台周辺の6.5ヘクタールで、調査箇所全体の樹木3,691本のうち桜は254本、品種はソメイヨシノ153本、エゾヤマザクラ66本、ヤエザクラ19本、カスミザクラ16本となっております。樹齢につきましては、過去の工事記録や木の状態からの推測ですが、古いものは70年以上経過しているものと考えられます。

次に、小樽市緑の基本計画につきましては、都市緑地法第4条に基づき、平成32年の目標に向けて、今ある緑を守り、新たな緑をつくり育て、さらには緑の文化を広げていくという基本方針の下、次世代に小樽の緑豊かな都市環境を継承していくことを目的に策定されたものであります。

本計画の概要については、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策などを内容として策定された緑に関する総合計画であります。

また、本計画では、小樽公園を総合公園に位置づけ、市民レクリエーションの拠点として公園内の利用環境の向上を図られるよう施設の整備、充実に努めることとしております。

次に、他の桜の名所の現状につきましては、市内の公園で桜の代表的な名所としては、小樽公園のほか手宮公園と長橋なえぼ公園が挙げられますが、手宮公園については、緑化植物園内の桜は樹齢が30年程度であり、管理も適切に行われていることから特に傷みは見られませんが、栗林周辺の桜は樹齢が100年以上経過しており、老齢化が進んでおります。

また、長橋なえぼ公園についても、国が苗圃として運営していたところに植えられた桜については、同様に老齢化が進んでいる状況であります。

次に、小樽公園の維持・管理の方針等につきましては、小樽公園再整備基本計画では、市のシンボリックな公園として、誰もが安心して楽しく利用でき、市民ニーズに対応したサービスの向上を目指すこととしており、管理の方法については、枯れ枝やヒコバエの剪定等、主たる管理は市職員が行っていますが、草刈りや落ち葉処理については業務委託で行っております。

また、樹木管理の予算については、公園全体の維持管理費5,150万円の中で対応しております。

次に、小樽公園などの総合公園全体の自然をどのように維持・管理していくのかにつきましては、本市の総合公園は自然を生かす形で整備をしており、これまでこの自然にできる限り手をつけないう公園の管理してきたところであります。

しかしながら、樹木が伸び、景観の妨げになっているところもあり、また、桜については樹齢が進み、てんぐ巣病などの影響により枯れかけている枝も見られることから、今後は伐採も含めた計画的な維持・管理を行う必要があると考えております。

次に、専門家による実態調査につきましては、市内の公園では樹齢が進んだ桜が目立ち始めておりますが、維持・管理の予算にも制約があることから、当面は市職員による巡回観察を行い、危険と思われる樹木については、適宜樹木医等に調査を依頼することで対応してまいりたいと考えております。

次に、長期的ビジョンに立った維持・管理につきましては、先ほども答弁したとおり全ての桜を専門家による実態調査、診断を行うのは難しいところではありますが、次の世代に豊かな自然を継承するためにも、樹木医等の意見も参考にしながら、必要と思われる箇所を重点的に維持・管理を行ってまいりたいと考えております。

次に、市民的論議や参加のシステムが必要ではないかにつきましては、長期的ビジョンに立った維持・管理計画の策定はすぐにできる状況にはありませんが、その必要性は認識をしておりますので、今後、

改定を予定している緑の基本計画の中で策定できないか検討してまいりたいと考えております。その際には、市民の皆様方にも参加していただき、出されたさまざまな御意見を参考にしてまいりたいと思っております。

○議長（横田久俊） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 18番、佐々木秩議員。

（18番 佐々木 秩議員登壇）

○18番（佐々木 秩議員） 4項目め、生活困窮者自立支援事業について伺います。

増加する生活困窮者についての早期支援と自立促進を図るために就労支援、その他の自立の支援に関する相談等を実施するとともに、居住する住宅の確保や就職を容易にするための給付金の支給等について定めた生活困窮者自立支援法が2015年4月1日から施行され、それに基づく事業が各自治体でスタートして1年がたちました。スタート時点では、この制度によってこれまで支援が十分されなかった層への就労支援が充実するなど、その効果が期待される一方、各自治体の準備が遅れて、相談窓口のあり方だけでなく、支援メニューやノウハウがない自治体も多く、どのような支援になるのか不安要素が大きいことが指摘されていました。そのような中で、この制度が本市では小樽市生活サポートセンター「たるさぼ」という形でスタートして1年、そこで、ここまでの活動について伺います。

まずは、1年経過した段階での本事業についての市長の感想、所感をお聞かせください。聞くところによると、たるさぼでは、直営と委託が一つのチームとして事業を行っている全国でもまれな例のことですが、その体制、役割分担、メリット等を御説明ください。

たるさぼでの事業内容と相談を受けてからの流れはどうなるのか、概略を御説明ください。

問題解決のために他の部署や機関との連携が必要だと思いますが、どのようなところとどのように連携されていますか。

また、自立相談事業のこれまでの1年間の実績について伺います。新規相談数、主な相談内容とその割合、相談に来られた方の性別や年齢等の特徴的なこと、相談が終結した件数とその終結理由について説明ください。

続けて、就労準備支援事業について伺います。

たるさぼでのこの事業は、どのような方を対象にしていますか。参加者はどれくらいですか。どのような手法で行われているのでしょうか、たるさぼの特徴的な取組があれば紹介してください。

また、その効果、成果について御説明をお願いします。

10代から20代の若い世代も含む、いわゆる引きこもりの就労支援は、たるさぼの役割でしょうか。保護者の皆さんは、高齢化により心配が増すばかりです。

学習支援事業についてお聞きします。

支援法の中では必要に応じて取り組む任意事業となっていますが、全国的には今年度450自治体、50パーセントほどが取り組む予定になっています。任意事業の中では最も高い割合ですが、子供の貧困、貧困連鎖等の問題対応のためにも必要不可欠な取組だからと推察します。一般的にどのような内容で実施されていますか。

また、本市ではまだ実施されていないようですが、今後どうしていくのかお示してください。

また、もし実施する場合の課題は、どのような点が予想されますか。

この項最後に、今後の課題について伺います。

このたるさぼ事業全体で見えてきた課題や今後の展開についてお聞かせください。

たるさぼの事業について、せっかく新設された事業ですし、本市の現状からも今後ますます必要とされるでしょう。市民への周知方法については、どのような方法で行われていますか。

一般的に聞くのは、生活困窮者自立支援事業により、自立した後の支援が非常に手薄でバックアップ体制が整っていないため、生活困窮状態に戻ってしまう。せっかく雇用されても、労働環境が劣悪で賃金が低く、貧困から脱出できない。そして最悪の場合、この新たな相談窓口が生活保護の水際作戦を担う防波堤として機能してしまうことなどが危惧されていますが、これらの点についてはどのようにお考えでしょうか。

生活に困窮している人が増えている中で、生活保護制度にだけ頼ることは限界があります。そこで、新セーフティネットを広げる役割を担う生活困窮者自立支援制度のたるさぼがうまく機能することによって、公的扶助としての役割を効果的に果たせるようになり、生活に困窮している人が本市において救われることとなります。今後の取組に期待しております。

以上、4項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、生活困窮者自立支援事業について御質問がありました。

初めに、「たるさぼ」のここまでの活動についてですが、まず、1年間経過した段階での本事業についての感想、所感につきましては、たるさぼには開所時から数多くの相談者が訪れていることから、小樽市内には、たるさぼの支援を必要としている方が多くいらっしゃることを実感すると同時に、こうした方々を自立に結びつけていくことの難しさを感じましたので、本事業をより充実をさせていくことが大事であると考えております。

次に、たるさぼの体制、役割分担とメリット等につきましては、現在、たるさぼの体制には小樽市職員3名、小樽市社会福祉協議会職員2名、NPO法人の職員2名の7名体制となっております。

また、役割分担については、所長、事務補助員及び自立相談支援事業における主任相談支援員を小樽市職員が務め、相談支援員を小樽市社会福祉協議会、就労支援員及び就労準備支援事業における就労準備支援員をNPO法人に委託しております。この体制のメリットについては、一つの事業を市と民間業者が共同で行うことで民間業者とのつながりのある機関とも幅広く連携がとれ、また、それぞれが持つノウハウを仕事に生かせることから、より効果的に事業を行えている点であります。

次に、たるさぼの事業内容と相談を受けてからの流れにつきましては、まず、事業内容については、必須事業として、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う自立相談支援事業、また、任意事業として、すぐには一般就労が困難な人に対して日常生活や社会生活などの自立を支援する就労準備支援事業を実施しております。

相談を受けてからの流れについては、まず、相談があれば自立相談支援事業として相談支援員が受付を行います。そして、相談者の抱える問題を把握、分析した上で必要に応じて支援プランを作成します。その後、関係機関とも連携の上で、支援を継続して問題を解決することにより自立へとつなげていきます。

また、就労を目指す場合には就労支援員が支援しますが、すぐには一般就労が難しい場合には、就労準備支援事業も活用した上で、困窮状態を脱却できるよう支援してまいります。

次に、他の部署や関係機関との連携につきましては、相談者は経済的な困窮だけではなく、障害、子

育て、介護、多重債務などさまざまな問題を抱えておりますので、相談内容に応じて庁内関係部局では、福祉部相談室、子育て支援課、障害福祉課、生活安全課などと連携をしております。

また、関係機関では小樽市社会福祉協議会、地域包括支援センター、ハローワーク、障害関係施設などと連携をしております。

連携方法については、情報交換のほかに相談者に対する支援プランを作成する際に実施している支援調整会議に参加していただき、相談者が抱える問題や支援方法について情報共有をし、その解決に向けて必要な協力を得られるようにしております。

次に、自立相談支援事業の1年間の実績につきましては、新規相談数が255件、相談内容と割合については収入、生活費についての相談が約54パーセントで最も多く、次いで就労が約42パーセント、負債、貸付けが約22パーセント、病気・障害が約20パーセント、生活保護が約12パーセント、住居が約10パーセント、引きこもりが約8パーセントとなっております。性別では男性のほうが多く、年齢は20代から70代以上までほぼ均等な割合であることから、困窮状態にある方が幅広い年代にわたっていることが特徴として示されております。

相談終結数については158件で、主な理由としては、当面の問題が解決したもの、就労したもの、生活保護を含めた他制度や他機関につないだものなどがあります。

次に、就労準備支援事業についてですが、まず、その対象者や参加者につきましては、対象者は就労しても人間関係等で長続きしない方や、もう何年も就労しておらず就労に自信がない方、引きこもり状態にある方など、すぐに一般就労が困難な方としております。

また、参加者については、平成27年度では6名となっております。

次に、たるさぼでの手法と特徴的な内容につきましては、手法としては、就労に向けた生活自立、社会自立の向上を図るために、週に1回セミナーを実施して、コミュニケーション能力向上などの各種トレーニングを行うほか、レクリエーションへの参加や就労体験にも取り組んでおります。

また、その中でも、たるさぼの特徴的な内容としては、セミナーのメニューで卓球などのスポーツや姿勢改善体操、料理実習などがあります。

次に、効果や成果につきましては、効果については、セミナーに参加することで決められた時間やルールを守るようになったことや、参加者同士がかかわり合う中で自主的な発言が増えたり、相手を気遣う行動が現れ、参加者の成長が見られます。成果については、参加者6名のうち3名が就労し、1名は、現在就労体験中であります。

次に、若い世代を含む引きこもりの就労支援につきましては、医療機関への受診が必要と思われる方については保健所が担当することもありますが、就労が可能と思われる方や、どこに相談すればよいかわからない方については、たるさぼが相談を受け付けて就労を含めた支援を行っております。

次に、学習支援事業につきましては、一般的な学習支援事業の内容については、経済的に困窮している家庭の子供のために児童館などの既存施設を利用して、元教員や大学生が無料で勉強を教えるものです。本市でも学習支援事業の必要性は感じているところではあり、今後、関係部局とも協議をしながら実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

また、実施する場合の課題については、実施会場や教師役のボランティアの確保などが挙げられます。

次に、今後や課題についてですが、まず、たるさぼ事業全体で見えてきた課題や今後の展開につきましては、この1年間で見えてきた課題としては、生活に困窮している方や就労先となる企業に対して、たるさぼの周知がまだ足りないということでもあります。たるさぼについては、広報おたるや小樽市ホームページを通じて周知しておりますが、生活に困窮している方には新聞をとっていない方やインターネ

ットを使用していない方が多いため、たるさぼの存在を知らない方がまだまだいらっしゃると思います。

また、企業に対しては、困窮している方が抱えている問題を理解した上で受け入れていただくよう協力をお願いしておりますが、生活困窮者自立支援事業の内容や、たるさぼの存在を知らないために協力を得るまでに至らないケースがまだ多いと思われま。

今後の展開については、市内の福祉関係者や福祉に興味のある市民の皆様に集まっていただき、福祉について話し合う会議を開催するなど、幅広いネットワークづくりを進めていくとともに、相談数と自立数を増やすために地道な周知活動を続けてまいりたいと考えております。

次に、たるさぼの事業の市民への周知方法につきましては、たるさぼ開所時に広報おたる及び小樽市ホームページに掲載したほか、ポスターとチラシを作成して庁内関係部局、福祉関係機関、医療機関、公営住宅、銭湯、学校などに配布と掲示依頼をしております。

また、今年度は、町会へチラシ回覧を依頼したほか、フェイスブックなどのインターネットを活用した活動報告や「たるさぼ通信」を発行して関係機関に配付しております。

次に、生活困窮者自立支援事業で自立した後の支援が手薄であることや生活保護の防波堤になってしまうことが危惧されることにつきましては、本来、生活困窮者自立支援事業は、恒久的な経済的自立のために支援するものであり、就労後の支援が手薄になることや生活保護の申請を妨げることがあってはならないと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 18番、佐々木秩議員。

（18番 佐々木 秩議員登壇）

○18番（佐々木 秩議員） 最後の項目です。

教職員の超勤・多忙化解消について伺います。

これまでも同様のテーマで質問してきました。市教育委員会からは対策として、例えば2014年第3回定例会代表質問では、各学校長に連続した休暇の使用促進や年次有給休暇・夏季休暇の使用促進について積極的な取組を進めるよう通知するというようなお答えをいただき、改善の期待をしていましたが、実際これらの取組が各学校でどれくらい進んだのか、まずはお示してください。

ところが、各学校では、残念ながら多忙化解消方向に向かうどころか、反対に多忙化に拍車がかかっているのが実情のようです。市教育委員会は、教職員の勤務や健康維持等について責任ある立場ですから、ぜひ実効性のある対策をとっていただけるよう、以下お聞きします。

私が小樽市内の実態について見聞したところ、教員の退勤時間が連日夜の11時から12時になっている学校があったり、部活動では朝練があり、土曜日、日曜日でも弁当を持たせての練習が行われている例もあるようです。もし、これが常態化しているとしたら、教員も子供たちも相当に疲弊しているのではないかと心配になります。教育委員会は、こうした具体的な実態の認識が必要です。まずは、市内教職員の働く環境の実情についてしっかり把握した上で実効性ある対応をしていくべきと考えますが、御所見を伺います。

道教委は、教職員の超勤解消が喫緊の課題だとし、今年度、教育職員の時間外勤務等の縮減のための実践事例集を配付しています。市町村教育委員会や学校においては、本事例集を参考にするなどして、教員の多忙化をできるだけ解消し、教員が一人一人の子供と向き合う時間を確保できるよう、それぞれの学校の実情に応じた取組を進められるようにとのことです。

この内容と扱いについてお聞きします。小学校、中学校の取組の主なものについて説明ください。

特に、その中で実効性のある取組はありますか、紹介してください。

本市において、この事例集の学校への配付、周知はどうなっていますか。

また、市町村教育委員会の取組も載っていますが、実践していることはありますか。

道教委が紹介している実効ある超勤縮減を小樽市内の各学校において取り組むために参考にすべきと考えますが、いかがでしょうか。

中学校における部活動指導に関しても同様です。北海道では部活動指導の見直しに係る申し合わせというものを周知しているようですが、その関係団体と申合せの内容をお示してください。

市教育委員会は、その取決め内容を各学校で進めていくよう働きかけをしていますか。部活動は、子供の成長、生活指導面にも寄与する、子供たちとの一体感や達成感が得られる、やる気を見せる子供を放っては休めない、私もそう思っずっとやってきましたので、教職員の気持ちはよくわかります。このように部活は大変大切です。それと同時に、授業の準備や、その他の事務作業も当然大切です。しかし、結果、健康を害する限界までの残業をし、子供たちも含めて休日がなくなる部活動指導はやはり問題があります。市教育委員会は、部活動のこうした側面についてどのように押さえ、今後、具体的にどのように取り組んでいけますか。

忙しいのは教員だけではない、そう思われる方もいるでしょう。しかし、相手は子供たちです。授業を理解しているのか、いつもと様子が変わったところはないか、子供たちの言動に絶えず気を配らなければいけません。子供たちと向き合う時間を確保することが何より大事です。事務作業や会議時間が長引き、結果、子供のサインを見落とし対応を誤れば、直接命にかかわるという例がこのところ続いています。本末転倒の中、疲弊し余裕をなくした教員が子供たちとかかわり続けることは危険でさえあります。それほど小・中学校の教員を取り巻く環境が深刻です。心の病で休職している教員は、全国で毎年5,000人前後で高どまりし、勤務時間も世界最長、その一方で、英語教育やいじめ問題など対応すべき課題は多様化、複雑化しています。本市の小・中学校の教職員の实態も同様だと私は感じています。

この項最後にお聞きしますが、小樽市の子供の成長を一番に考え、子供と向き合う時間を確保すること、同時に仕事をする教職員の健康や家庭生活を守ることが最終的には小樽市の子供たちの学力向上や心の発達に大きく寄与すると考えますが、どうですか。

以上、再質問を留保し、質問を終えます。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、教職員の超勤・多忙化解消について御質問がございました。

まず、休暇の使用促進につきましては、7月から9月までの間で3日間使用できる夏季休暇を取得できた教職員の割合は、平成25年度は99.6パーセント、26年度は99.1パーセント、27年度は99.4パーセントとなっており、ほぼ取得できているものと考えております。

また、25年度から27年度までの年次有給休暇の平均使用日数は、いずれも13日程度となっております。今後とも、連続した休暇や年次有給休暇、夏季休暇の使用促進の取組につきましては、北海道教育委員会とも連携しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、教職員の勤務実態につきましては、現在、校長や教頭から話を聞く中で多忙な実態があることは認識しております。今後とも、実態把握に努めますとともに、日々の業務管理をしている各学校長とも相談しながら、対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、今年度、北海道教育委員会から配付されました教育職員の時間外勤務等の縮減のための実践事例集に紹介されている取組の主なものにつきましては、小学校では、職員会議を精選し、定例会議を減らしている。会議前に各分掌代表者での打合せを行い、提案事項、連絡事項などの確認と精選により会議の進行を効率化している。職員会議は、使用資料を事前に校務用パソコンのグループウェア上に掲示し、準備期間を短縮するとともに、会議時もペーパーレスでスムーズな進行をしている。中学校では、部活動休止日を設定する。校内LANの活用によりデータや情報を共有することで業務の効率化を図るなどの取組が紹介されており、いずれも実効性の高い取組と考えております。

次に、実践事例集の市内小・中学校への配付、周知につきましては、今年4月、北海道教育委員会から通知がございましたので、市教委といたしましても、実践事例集の活用が有効なものと考えられますことから、「時間外勤務等の縮減に向けた手引として積極的に活用してください」という注釈文面を付しまして、各小・中学校へ配付、周知をいたしました。

次に、実践事例集に紹介されている市町村教育委員会の取組で本市においても実践しているものにつきましては、美唄市と留萌市の2市の取組が紹介されておりますが、そのうち、美唄市の教員1人に1台のパソコンの配置や情報の共有化の取組につきましては、本市でも同様の取組を年次計画で進めてきており、今年度で完了する予定となっております。

次に、実践事例集を市内の各小・中学校で実効ある超勤縮減を取り組むために参考にすべきではないかにつきましては、この事例集の中には、本市の稲穂小学校の取組も掲載されており、そのほかにも多くの学校ですぐに取り組めるような事例も数多く紹介されております。市教委といたしましても、各学校の実情に応じて、紹介事例を参考にして取り組んでほしいと考えているところでございまして、校長会などを通じて改めて周知してまいりたいと考えております。

次に、北海道の部活動指導の見直しに係る申し合わせにつきましては、部活動指導の見直しに係る取組を実効あるものとするため、関係団体でございます北海道中学校、高等学校の校長会、体育連盟、PTA連合会や北海道体育協会、北海道教育委員会及び市町村教育委員会の連合会が平成26年2月に申合せをしたものでございます。その内容は、週1日程度は休養日を設けること。授業日においては、放課後の2時間から3時間程度で活動が終わるようにすることなどの4項目について留意し、年間を通して工夫・改善していくことが望ましいことや、スポーツドクター等の派遣、休止日設定の取組の成功事例等に係る資料の作成など、5項目の部活動指導の見直しに向けた取組について申し合わせたものとなっております。

また、各学校へ取組を進めるように働きかけをしているかにつきましては、平成26年3月の北海道教育委員会からの通知を市教委から各中学校に周知するとともに、昨年2月に北海道教育委員会から周知依頼があった際にも改めて各中学校に周知を行ったところでございます。

次に、部活動指導につきましては、昨年9月に北海道教育委員会で実施された教育職員の時間外勤務等の縮減に向けた重点取組項目等の取組状況調査によりますと、小樽市の中学校では、部活動休止日の設定などの取組につきまして、14校中8校が「取り組んでいる」又は「わりと取り組んでいる」と回答をしております。今後も市教委といたしましても、引き続き部活動休止日の全校での取組を促すとともに、学校支援ボランティアの部活動指導への積極的な活用につきましても周知してまいりたいと考えております。

次に、教職員の健康や家庭生活を守ることが子供たちの学力向上や心の発達に寄与するとの考えにつきましては、現在、学校におきまして、いじめや不登校をはじめとする生徒指導上の課題やグローバル化の進展など、教育をめぐる課題が複雑化、多様化しております。子供たちの学力向上や心身の成長に

とって、児童・生徒に直接携わる教職員の多忙化をできるだけ解消し、一人一人の子供と向き合う時間を確保することは重要な課題と考えておりますので、時間外縮減に向けた学校での取組が一層進むよう取り組んでまいりたいと考えております。

(「議長、1点答弁漏れがあると思うのですが、指摘をさせていただいていいですか」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御指摘ください。

(「またかよ」と呼ぶ者あり)

○18番(佐々木 秩議員) 上林副市長の発言について、ここまでの道との協議等もあったのかというところで要請はしたがということはありませんが、道からどのような返事だったのかお示しくださいと質問しております。その部分がなかったと思うのですが、いかがですか。

○議長(横田久俊) そうですね。

(「答弁漏れ多いんじゃないですか」と呼ぶ者あり)

答弁漏れだと思いますので、返事を。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) 今、改めて副市長に確認させていただいたところですが、状況は非常に厳しいと認識しているところでございます。

○議長(横田久俊) お答えになっていない。

(「答えになってないでしょう」と呼ぶ者あり)

道からどういう回答等があったのかという。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) 厳しい状況だということで御連絡が来ているということでございます。

○議長(横田久俊) 道からの派遣は厳しいということだという。

(「だということですね」と呼ぶ者あり)

そうですね。

(「主語がないのだよ、主語が」と呼ぶ者あり)

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 18番、佐々木秩議員。

○18番(佐々木 秩議員) 再質問させていただきます。

まず、1点目は、議会との関係についてお答えがありました。議会との関係について、市長は、政策にかかわっていない議論が多いというような押さえをされているようなのですが、それであればどうしても聞かなければならないのですが、市長の考える残念な議論と政策議論との違い、その境目を市長はどのように考えておられるのかについてお答えください。

それから、二つ目です。

人事について、市長は、この人事は失敗ではないのかという指摘に対して、組織として十分機能しているのだという御答弁がございましたけれども、これは組織として十分機能しているのだから失敗ではないということなのだと思います。

しかし、実際にいろいろ起こりつつあって、そして実際なっている。やはり失敗、それから間違いを認めた上で、その上でその原因を探って改善点を見つけていく、新たな方法を探していく、その過程で

市職員をパートナーとして、時にはまた議会とも切磋琢磨して、ともにお互い成長していくという過程が、ようやくそこの中から生まれてくるのだと思うのです。それを失敗ではないのだ、十分機能しているから今回の人事は、これは何も正しいのだと言ってしまうと、私が一番心配するのは、その中からは何も生まれません。そして、これがオーケーということであれば、やはり今、市長がそういう姿勢を見せることで、総務部長を引き受けようという人は出てこないのではないですか。やはりきちんと今回の人事について反省した中で、この後どうしていくのかということを見せるということによって、よし、そういうことであればやってみようという人が出てくるのではないかと私は考えるのです。たぶん今ここにいらっしゃる理事者の中でもそういうふうと考えられて引き受けの方が出てくるかもしれないと思うのです。ですから、やはり人事について市長はどういうお考えなのかということについて、失敗ではないというのでも構いませんけれども、どう考えるのか、この後どう変えていくのかについて、お答えいただきたいと思います。

(「ちゃんとしないと荷物置きだよ、ずっと」と呼ぶ者あり)

港湾整備等の考え方についてお聞きします。

市長のお答えは、何と言っていたのか理解ができません。真意の部分がどうだったのかについて理解ができませんでした。報道が市長の言葉どおりだとすると私はこう解釈します。寄港を増やす取組を行って増えない場合は、港に投資する価値がないと判断すると

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

ということになるわけですよ。だから私は、1項目めの質問の中で矛盾するのではないのかとお聞きしたわけです。

まず聞きたいのは、なぜ、あのような記事になったのかということです。それは、やはり違う真意がありながら、新聞報道では違う趣旨にとられるような答え方をしてしまった市長に責任があるのか、若しくは先ほどの答弁のとおりというか、真意がよくわからなかったですけれども、そういうお考えを新聞インタビューでお答えになったのに、記事にはあのように書かれたのか、これはどちらなのでしょう。そこをもう少し明確な見解をお願いしたいと思います。

(「錯誤かな」と呼ぶ者あり)

それから、先ほどの御答弁のとおりだとして、それを説明したとしても新聞報道ではあのようなになっています。これを例えば国、対外関係機関はどのように受け止めているのか、その反応はなかったのでしょうか、非常に心配されます。相手方から何かこのことについて真意を問われたり、若しくは市長から、そういう真意ではないのだというようなことの説明や確認を、ほかの機関、対外機関にされていないかどうか、その辺についてお聞かせください。非常に危ないと思います。

除排雪について伺います。

先ほどの御答弁の中で、今、業者等に全体との意見交換をしている。それから、今後業者にヒアリングをされるというお答えがありました。途中でしようけれども、その意見交換の内容、ヒアリングの内容について代表的な意見でも構いませんので示してください。

それから、今、入札条件等について意見等を聞いているという時期だということです。これだけは確認させていただきたいのですけれども、入札条件やその他について業者やその他に説明する前に、議会に説明はしていただけるのですよね。提案や説明について、議会への説明がそれ以前にきちんとあるということを確認させていただきたいのですが、いかがでしょうか。

なぜそういうことを言うかということ、昨年の第3回定例会の予算特別委員会では私は、同じように質問しているのです。業者の入札条件に変更はないのですよねという質問をしたら、いや、大きな変更は今の

ところありませんと回答をいただいたその直後に、業者に前回の変更が示されたというようなことがありました。同じことは二度とあってほしくありませんので、しっかりと事前に議会への説明を約束していただきたいと思います。

銭函の海水浴場について1点だけお聞かせください。

市と道の合同パトロールを期間中に行うというお話がございました。私は、やはり実効性を担保する一番の鍵は、このパトロールの実施なのだと思っております。視察に行きました逗子市では、支出年間980万円、そのうちマナーアップ警備員というものを配置しまして700万円をかけてやっています。そのほかに入れ墨を隠すバスタオルなどの消耗品も買っているそうです。こういうものを逗子市ではやっていますが、小樽市では市と道がパトロールを行うことになっているそうですけれども、この方法や期間中の実施回数等についてお聞かせください。また、ここに警察は入らないのでしょうか。

それから、例えばマナーを守れていない、ルールを守れていない海水浴客がいた場合、直接このパトロールの方々が、注意喚起や呼びかけ等を行うことはあるのかどうかについてお聞かせください。やはり逗子市の場合は、条例に従わない人への対応は、とにかく粘り強い呼びかけや注意喚起の活動しかなかったというふうにおっしゃっておられます。ぜひその辺のところについてしっかりとした対応をお願いしたく質問いたします。

○議長（横田久俊） 議長の議事整理権でお願いいたしますが、先ほどの港湾整備の市長答弁が、私もメモしきれなかったもので、本答弁のところをもう一度言っていただいて、それから再質問にお答えいただきたいと思います。

理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 佐々木議員の再質問にお答えいたします。

私が答弁したこと以外におきましては、各担当より答弁いたしますので、よろしく申し上げます。

まず私は、1点目……

（「港湾」と呼ぶ者あり）

港湾の答弁の前にお話ししたほうがよかったのではなくて、最初がいいのですか。最初に言ったほうがいいですか。

○議長（横田久俊） どちらでもいいですけれども。

○市長（森井秀明） どちらでもいい。

（発言する者あり）

（「港湾のときに言っていただいたほうがわかりやすいです」と呼ぶ者あり）

はい。では、後ほどお話をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

まず、1点目でございます。政策とそうではないことの差ということが1点目ということによろしかったですか。

（「境目」と呼ぶ者あり）

私自身は、やはりこの市役所において取り組まれている政策、それに伴うことが基本的には市政に伴うこととさせていただきますので、そのこととそれ以外のことということでの観点でお話させていただいているところでございます。

（発言する者あり）

それと、2点目の人事において失敗ではないかと、まず、それを認めるべきだと、佐々木議員はそうにおっしゃられておりますけれども、私は、先ほども答弁させていただいたように、そのように感じておりませんので、

(発言する者あり)

先ほど答弁をさせていただいたとおりの私の気持ちでございます。

それと、次に港湾のことについて、先ほど答弁させていただいたのは、港湾整備につきましては、私は、国に対して港のハード整備だけをお願いするのではなく、小樽港をいかに利用促進してもらうかが重要であり、港の利用が図られ、税金で整備を行ってよかったと思えるように我々も努力することが重要である。つまりは、国からいわゆる直轄事業として税金を充てていただいておりますので、その整備を国でやってよかったと思っただけのように私たちとしては、港湾を……

(「とんでもない話だよな」と呼ぶ者あり)

港湾をしっかり活用できるように私たちとしては政策を進めていかなければならない、そういう思いをお話しさせていただいた中で、結果的に道新であるように記事が書かれたのではないかと推測するところでございます。

(「いやいやいやいや大変だな」と呼ぶ者あり)

(「普通ならおかしいって言うような話」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） お静かに。どうぞ答弁を続けてください。

○市長（森井秀明） 私からは以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 建設部長。

○建設部長（相庭孝昭） 佐々木議員の再質問にお答えいたします。

まず1点、これまで業者との意見交換では、どのような意見が出たのかということでございますが、これまでの御質問の中にも幾つか出ておりますけれども、4月22日に総合除雪に参加された皆様から、構成員数の話や出動基準の見直しの効果などを伺ったところでございます。

その中では、例えば構成員数についても、新しい業者を加えると事故のリスクが増えるので、なかなか難しいのですというのは、これまでも答弁しておりますけれども、そういった意見をいただいております。また、構成員の数につきましても、新しい業者を加えると事故等のリスクがあるのでなかなか難しいのですといったことをはじめとして、そういった御意見をいただいているというところでございます。それから、出動基準の見直しにつきましても、1種と2種の除雪の差がなくなったのでうまくいったのではないかというような意見、そういった意見を伺っているところでございます。こういったことを伺いながら、まず一つは検証に生かしていきたい。

それから、総合除雪に加わっていない業者については、これから具体的にどういった項目で、個別の部分についてはこれから検討いたしますけれども、1点では、今、加わっていただいておりますので加わっていただく意思、それから加わっていただく能力、車や重機の数ですとかオペレーターの数、そういったものをこれから聞いていくことになるだろうというふうに考えてございます。

それから、入札条件につきましても、私どもが結論を出した段階で、議会には、どういった形になるかは別としまして、御説明をしなければいけないと思っただけのところでございます。

(「結論を出したら議論できないでしょう。その前に議論でしょう」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（中野弘章） 佐々木議員の再質問にお答えいたします。

海水浴場のパトロールの件で御質問がございました。道と市の合同パトロールなのですが、毎日はもちろんできませんので週何回かということなのですけれども、最終的な回数ですとかシフトは、これから詰めていきたいというふうに考えております。

また、その中に警察は入らないのかということでございますが、警察は、合同パトロールではなくて、随時、昨年もそうでしたけれども、パトロールをお願いする形となっております。

また、マナーを遵守させるために、逗子市の例は私もテレビ番組とかで見ましたけれども、なかなか直接注意するのは難しいというふうに思っております。海の家の方と一緒に注意できる部分は注意していきたいとは思いますが、佐々木議員がおっしゃった警備会社の人がやったようなレベルまではなかなか難しいというふうに考えておりますが、努力していきたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 産業港湾部参事。

○産業港湾部参事（飯田俊哉） 先ほど佐々木議員から、国からは新聞記事に関して何か求められていないのかというお話がございました。直接この記事に関してではございませんが、平成29年度の港湾事業の事業要望の際に、市長が出席するというので先方とお約束をしていたわけでございますけれども、都合によって出席できませんでしたので、そのおわびかたがた今回の市長の考えについて改めて説明されています。その際には、第3号ふ頭については、早期の供用開始を目指しているの、国に対して特段の御支援を要望するというようなこともお話されてございました。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 18番、佐々木秩議員。

○18番（佐々木 秩議員） 再々質問いたします。

議会との関係で、残念な議論と政策議論の境目は、政策議論は、市長は市役所においてやっていることが政策議論なのだというお話がありました。それでは、そのところをお聞きしますが、その残念な議論とはどこを指すのか、これはお答えをいただかなくてはなりません。

それから、人事についてはわかりました。失敗してはいないのだと、だから大丈夫だということであれば、百歩譲って、失敗したと認めなくてもそれは構いません。ただ、先ほども言ったように、この人事について市長が今回どういうふうに思ったのだというところで、本当に組織は十分機能しているから大丈夫だということだけであれば、先ほど申し上げましたとおり、総務部長を引き受けていただける方は本当にいなくなるのではないですか。やはりきちんと今回の人事について、市長が、やはりもっとこうすればよかった、こういうところについてはやはり改善の余地があるというところぐらいは示していただいて、そして今度の総務部長人事に少しでも役に立つようにしていただきたいと私は思うのですが、そこをお示しく下さい。

（発言する者あり）

それから、港湾整備の考え方について、市長のお考えのとおりだとすれば、片方の順番の話で、先に誘致をしてからその次に港湾整備をするという話、港湾整備をしてから誘致をするという話、そういう順番の話を記事の中でしているのに、市長の今のお話では、順番の話ではなくて両方をこういうふうにやりますと言っているように聞こえました。この違いは、なぜこのように差がついてしまったのでしょうか。新聞記事では、記者の方が「老朽化した港湾への投資がさらに必要になりませんか」と質問の中で聞いています。そうすると、市長は「港に投資、整備してクルーズ客船の寄港増を期待するのではな

く」というふうに、そこのところをしっかりと否定しているわけです。それであれば、先ほどの市長の並行でやっていくというお答えとは、これでは明らかに違う趣旨になってしまうのではないですか。この違いはなぜ生まれたのか、もう一度御答弁いただきたいと思います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 佐々木議員の再々質問にお答えいたします。

まず1点目、政策議論に見合わないものということだったかと思います。それについては、例えば後援会通信の内容についてがあると私は思っております。例えばということで、それについてお伝えしたいと思います。

それと、2点目の総務部長の件においては、今、鋭意努力をさせていただいているところがございますので、何とか一日でも早い形で実現したいと思っております。それと今、佐々木議員が指摘されたような相関関係というか、その結びつきは私はないと思っておりますので、鋭意努力し、しっかり人事配置をさせていただきたいと思っております。

また、私は、人事のことにおいては、ほかの議員にも答弁させていただいておりますが、個々における能力を高めていくこと、それももちろん大事なのですが、やはり重要なことは、市民の皆様方の期待に応えられるように、この市役所機能、組織を高めていくこと、これも非常に重要なことだと思っておりますので、その視点で取り組んでいるということをお理解いただければと思います。

そしてもう一点、私は、先ほど答弁した意図で記者にお答えさせていただいているところです。その中で、今、市として一番優先すべきことは、まずは港湾を利用される方々にアプローチ、営業していくことが重要だという意味でお話させていただいているので、その点を記者がそのように感じられて書かれたのではないかと推測するところでございます。

（発言する者あり）

○議長（横田久俊） 済みません。1番目の答弁が聞き取れなかったので、残念な議論のところをもう一度お願いいたします。

○市長（森井秀明） 後援会通信の内容についてのことでございます。

（「市政に関係あるでしょう、だって」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 佐々木議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時01分

再開 午後 5時20分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

この際、理事者より発言の申出がありますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 建設部長。

○建設部長（相庭孝昭） 先ほど、佐々木議員の再質問で、除雪の方針が決まったらどうするのだということで、議会に報告するのかというくだりの中で、私の答弁では、結論が決まったら議会に報告しますという内容で申し上げましたけれども、私どもとしての方針案が決まったら、公表する前に議会に報告させていただきます。その部分については舌足らずでありましたので、補足しておわび申し上げたいと思います。

○議長（横田久俊） 会派代表質問を続行いたします。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 5番、安斎哲也議員。

（5番 安斎哲也議員登壇）（拍手）

○5番（安斎哲也議員） 新風小樽を代表し、代表質問いたします。

まず、小樽市総合戦略について伺います。

将来の都市像「訪れる人を魅了し、暮らす人には優しい、市民幸福度の高いまち」についてです。

この文言には、「将来にわたって住み続けたいと思えるよう、市民幸福度を維持・向上させ続けることが、いま私たちが果たすべき役割と考え、当市が目指す将来の都市像を下記のとおり定め、この実現に向けたまちづくりを着実に進めます」として設定されました。これが設定されてから、市長は事あるごとに市民幸福度の高いまちと言いつつありますが、それを聞いている私たちにとっても市民幸福度の高いまちとはどのようなものか全くイメージできないのですし、市長の選挙公約のどこに市民幸福度と書かれていたのか全く理解しがたく思っています。言うなれば、ただ選挙のために掲げた公約の一部分を前体制から引き継いだ総合戦略の中に当てはめ、聞きざわりのいい言葉を並べ、何ら事実や経緯、経過を知らず、半可通な知識を振り回しているにすぎず、本当に市民幸福度のまちを目指しているのか疑念しかありません。

市長が会合や総会などで挨拶があるたびに訪れる人を魅了し、暮らす人には優しい、市民幸福度の高いまちとおっしゃっていますが、市長の言う市民幸福度とは何ですか。どういう意味があるのでしょうか。

市長は本年3月の第1回定例会の提案説明で、小樽市総合戦略の策定に当たり、市長公約や考え方を盛り込んだとおっしゃっていましたが、それはどこに当たりますか。

現状の市民が求める豊かさとは何か把握していますか。

アンケート調査結果について、転入者、転出者、大学生、市内勤労世帯、それぞれのアンケートの実施総数、それに基づくそれぞれのパーセンテージを示してください。

そもそも市民の幸福感をはかるものではないアンケートでは、精度が不十分と感ずります。見解をお聞かせください。

また、人口動態の分析をはじめ、雇用や就労等に関する分析、将来人口推計などの数字を基にした上で、庁内外の人口対策会議という場で意見をもらってたたき上げられていますが、これは一部の意見という見方しかできません。大阪府門真市では、幸福度指標の策定に当たり、市民に対するアンケートを実施し、公募市民を対象とした会議を開催しています。また、栃木県真岡市や東京都国分寺市など、各市においても広く市民の意向調査を行い、市民の幸福度の物差しをつくり上げています。小樽市は、なぜ幸福度指標に対する意向調査を行っていないのかお聞かせください。

将来都市像としてのフレーズは良いものとは思いますが、森井市長が、実際の幸福感をはかる現状調査をしないで策定された総合戦略で、市民幸福度の高いまちと声高らかに上げているのであれば、それはあまりにも稚拙であると指摘せざるを得ません。市長の市民幸福度の高いまちについての見解と今後の総合戦略の実施に向けたお考えをお聞かせください。

これまでの議会議論においても、今後アンケートをされるという答弁がありましたが、どのような内容で、いつ、どういう形で行うのか、具体的なスケジュールとともに聞かせください。

そして、小樽市総合戦略では31年度までの目標値が設定されていますが、PDCAサイクルの中で、チェックとアクトはどのようなスケジュールで行っていくのかお聞かせください。

次に、基本目標Ⅰ「子育て世代をはじめ、全ての居住者に優しい、生活利便性の向上」についてです。

将来の都市像に向けた三つの基本目標のうち、この基本目標Ⅰについて、目標値設定に当たっての考え方を示してください。

婚姻率の目標値が4.1に設定されていますが、4つの施策パッケージのどこに関連事業があるのでしょうか。また、婚姻率の目標値設定の考え方を聞かせください。

合計特殊出生率についても、どこに関連事業があるのでしょうか。また、目標値設定の考え方を聞かせください。

森井市長の公約にもありますが、基本ニーズ・住居の категорияの中で、市民の声「除雪依頼」件数を現状の1,199件から950件に減らすという目標値設定ですが、なぜ除雪依頼の件数を物差しにしたのですか。そして、950件に下がったとして、それでなぜ市民幸福度の高いまちと明言できるのか、その根拠をお示してください。

なお、この除雪件数が盛り込まれている「あずましい暮らしプロジェクト」の数値目標で、暮らしやすいと感じる市民割合を50.9パーセントから52.5パーセントに上げると設定されていますが、2パーセントの市民が暮らしやすいと感じる施策しかないということでしょうか。数値目標の根拠と市長の考える暮らしやすいと感じるとは、どういうイメージのことなのか聞かせください。

基本目標Ⅱ「小樽の強みを活かした産業振興と、新たな人の流れの創出」についてです。

先ほども指摘したアンケートで、それらのアンケートの中に所得に関する設問がない中で、1人当たり市民所得を200万円から220万円に上げると目標値を設定していますが、その根拠と、なぜ20万円上げることが幸福度の高いまちにつながるのか聞かせください。

また、これに関しても、関連事業はどこにあるのでしょうか。行政の取組としてどのような事業展開をすれば5年間で目標値を達成できるようになるのか聞かせください。

この大項目中で数々指摘しましたが、これらの目標値の設定根拠は曖昧なものもあり、そしてひもづけられている事業が適切なのか、まだまだ未完成的な状況であると思っています。ただし、背景としては、この小樽市総合戦略という大きなビジョンを市職員が掲げ、その中でどの分野のためにどの事業を推進し、改善しなければならないのか、一つのビジョンに沿って行政運営、施策執行ができていくという行政改革的な視点があるというふうにとれることは評価したいと考えています。市職員が小樽の将来に向けて一致団結し、一丸となって事業を構築し推進していただきたいと思っています。

私は、事業推進に当たっては失敗してもいいと思っています。これからの将来に向け目標を設定し、それに組み込んで失敗したら、どうして失敗したかチェックし改善する、まさにPDCAサイクルの中で行政運営をしていくべきだと思っています。失敗したら議会で追及されると思われるでしょうが、失敗の中から次の手を打つべく研究し、議会答弁に臨めばいいと思っています。行政職員の皆様の頭脳を最大限活用して、小樽のまちの将来を、市民が小樽に住んで幸せだと感じられるように、どんどんチャレンジしてほしいと思っています。

1項目目の質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 安齋議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、小樽市総合戦略について御質問がありました。

初めに、将来の都市像「訪れる人を魅了し、暮らす人には優しい、市民幸福度の高いまち」についてですが、まず、市民幸福度とは何か、どのような意味があるのかにつきましては、市民の皆様が日ごろからお感じになっている主観的幸福感について、定量的・定性的な指標を組み合わせ可視化したものが市民幸福度になります。総合戦略に位置づける意味としましては、定期的に行政サービスに対する達成度や満足度を測定し、検証と改善を図ることにより効率的な行財政運営を図ることを目的としております。

次に、小樽市総合戦略の策定に当たり、公約や考え方を盛り込んだ箇所につきましては、小樽市総合戦略は、官民の会議である小樽市人口対策会議などで検討され、パブリックコメントを経て策定したのですが、例えばこのまちで生活している人たちを大切にす政策を第一とし、子育て支援と高齢者対策の充実、小樽の教育改革を行うことなど、私の公約や考え方を随所に取り入れていただいたと考えております。

次に、市民が求める豊かさとは何かにつきましては、市としてアンケート等を実施していないため、明確に把握はしておりませんが、行政として市民の皆様のニーズを把握し、課題として認識する仕組みが不足していると感じております。今後は、総合戦略の市民幸福度の検証や改善を行うため、アンケート調査を実施し、まちづくりエントリー制度による市民参加を促すとともに、私が直接出向いて地域住民の皆様から御意見等をお聞きする中で、市民の皆様が求める豊かさについても把握してまいりたいと考えております。

次に、アンケートの実施総数と回収率につきましては、転入者アンケートは1,051名に配付し、回答数は226名、回答率は21.5パーセント。転出者アンケートは1,142名に配付し、回答数は223名、回答率は19.5パーセント。小樽商科大学学生へのアンケートは347名に配付し、回答数は347名、回答率は100パーセント。市内勤労者アンケートは6,080名に配付し、回答数は1,679名、回答率は27.6パーセントとなっており、おおむね必要なサンプル数を確保したと考えております。

人口動向の分析を目的としたアンケートのため、市民の幸福度を測定するものではありませんが、ある程度、市民ニーズを把握する上で参考になったと考えております。

次に、幸福度指標に対する意向調査を行っていない理由につきましては、幸福度の考え方は自治体ごとにより違いがあり、一般的なアンケートとは回答方法も異なることから、意向調査を実施することは難しいと判断したものです。

また、本市の幸福度については、内閣府の「幸福度に関する研究会」が内外の学術研究の成果に基づき発表した指標試案を採用しておりますが、今後、小樽市人口対策会議等において御意見を伺いながら、指標の見直しを行ってまいりたいと考えております。

次に、市民幸福度の高いまちに関する見解と今後の総合戦略の実施に向けた考えにつきましては、市民幸福度は、定期的に行政サービスに対する達成度や満足度を測定し、検証と改善を図ることにより効率的な行財政運営を図ることを目的としており、総合戦略の事業と連動して幸福度を測定する仕組みを独自に取り入れております。今後は、市民の皆様の幸福度の現状把握に努め、市民幸福度を高められるよう効果的な事業の実施に努めてまいりたいと考えております。

次に、アンケートの実施につきましては、本年度は、次期総合計画策定に係る市民アンケートとあわせて本年8月に実施する予定であり、市内在住の18歳以上の男女3,000人を無作為抽出し、小樽に暮らして感じてくことや、市の施策の現在の満足度と今後の重要度などの調査項目について、年内に集計と分析を行う予定としております。

次に、目標値の管理とPDCAサイクルにつきましては、現在、施策パッケージに登載されている事

業について平成27年度の実績値を集約しているところですので、企画政策室において個別事業の達成度を分析するとともに、本年中に人口減少対策庁内検討会議及び官民の人口対策会議においてチェックを行い、次年度以降の事業実施に反映したいと考えております。

また、次期総合計画策定に係る市民アンケート結果から、遅くとも来年1月中旬に市民幸福度の暫定値を取りまとめ、これを踏まえて幸福度指標の見直し等を行いながら、本年度内に総合戦略を改定する予定であり、来年度以降のスケジュールも同様に考えております。

次に、総合戦略の基本目標Ⅰ「子育て世代をはじめ、全ての居住者に優しい、生活利便性の向上」についてですが、まず、基本目標Ⅰに設定されたそれぞれの目標値の根拠につきましては、現状値に一定の割合を乗じているもの、過去5年間の最大値を採用しているもの、増加する見込みが薄い中で微増を見込んでいるものなど実現可能性にも配慮し、関係部局や企画政策室において設定したものであります。

次に、婚姻率に関する施策パッケージにつきましては、婚姻率は複合的な要因が絡んでいる高位の指標であることから、直接的な事業はないものの、「樽っ子プライド育成プロジェクト」に登載されている保育環境整備事業、ファミリーサポートセンター事業、男女共同参画施策事業などについては婚姻率に関連する事業と考えております。

なお、婚姻率につきましては、近年、低下傾向にあることを考慮し、過去5年間の最大値を目標値として設定したものであります。

次に、合計特殊出生率に関する施策パッケージにつきましては、人口減少は本市の最重要課題であることから、合計特殊出生率は最高位の指標になると考えており、あらゆる事業の効果を結集しなければ実現は不可能と考えております。事業ごとに関連する度合いは違うものの、総合戦略に登載されている全ての事業について、人口減少を抑止するという考えの下、実施していく必要があると考えております。

なお、合計特殊出生率につきましては、2040年までに希望出生率である1.8を達成するという目標を設定しておりますので、ここから逆算して算出したものであります。

次に、市民の声、除雪依頼件数を指標とした理由につきましては、雪の多い小樽市では安全で快適な冬の生活を確保することは重要なことと考えております。この除雪依頼件数は、市民の皆様の除雪に関する声を直接反映した数値であり、指標の一つとして設定することは適切であると判断したものであります。

また、転出者アンケートの小樽の生活環境での不便・不満点において「雪が多い」と答えた方が一番多かったことを考えますと、そういった不満を解消していくことが幸福度を高めることにつながるものと考えております。

次に、私が考える暮らしやすいと感じるイメージにつきましては、基本目標Ⅰを構成する子育て、教育環境、生活に関する基本的なニーズや住居、市民の皆様の健康、自然や地域とのかかわりの全てが充足されている状態と考えております。これらは全ての市民にかかわる施策ですので、結果的に暮らしやすいと感じる市民が2パーセント増加し、新たに2,500人も市民の皆様が暮らしやすさに対する評価を改めたとすると十分な効果があったと考えてよいと思っております。

次に、基本目標Ⅱ「小樽の強みを活かした産業振興と、新たな人の流れの創出」についてですが、まず、1人当たり市民所得を220万円とした根拠と市民所得の向上が幸福度の高いまちにつながるのかにつきましては、転出者アンケートからも転出理由は「就職」「転職」が一番多く、安定した雇用は就職や結婚の条件に挙げられていることから、安定した雇用とも密接な関係のある市民所得の向上は、幸福度を高める上で重要と考えております。仮に1人当たり市民所得が10パーセント、20万円向上すると

約224億円が分配される計算となり、本市経済に与える影響も大きく、相乗効果により他の指標を押し上げる効果があることから目標値としたものであります。

次に、1人当たり市民所得に関連する施策パッケージの事業につきましては、「にぎわい再生プロジェクト」に登載されている「小樽産品」ものづくり・販路拡大支援事業、小樽港物流促進プロジェクト、国内外観光客誘致推進事業、創業支援事業、水産物ブランド化推進事業などが当たると考えております。1人当たり市民所得につきましても、複合的な要因が絡んでいる高位の指標であることから、直接的な効果がある事業はないものの、雇用創出数や売上額の向上など、今後、関連する指標の整備に努めるとともに、官民連携や政策間連携を推進することにより、5年間で目標値が達成できるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 5番、安斎哲也議員。

（5番 安斎哲也議員登壇）

○5番（安斎哲也議員） 市長の政治姿勢について伺います。

まず、開かれた市政についてです。

市長は、開かれた市政の仕組みづくりの第一歩として、無作為抽出による市民公募委員登録制度、小樽まちづくりエントリー制度を導入されました。行政との協働によるまちづくり、市民参加の市政運営に取り組めるものと、こちらについては一定程度評価をしています。

しかし、これは開かれた市政というよりは、行政への市民参画の部分が強いものと思います。このほかに、市長が考える開かれた市政の取組をお聞かせください。

市長は、昨年第3回定例会において、自民党山田議員の代表質問に対し、「市民と市政との間に距離感があるように受け止められていた」「それが市政に対する信頼の低下につながっているという思いから、法定ビラの信頼を取り戻すためといった表現にしました」とのことです。その上で、「開かれた市政運営のために市政の現状をオープンにします」とおっしゃっていました。そうであるならば、ニセコ町の取組にある、会議のオープン化に取り組んではどうでしょうか。逢坂誠二元町政時代、ニセコ町では、役場の管理職会議は全面公開にし、職員の傍聴も自由、住民は誰でも聞くことができました。まさに市政の現状をオープンすることになりませんか。

逢坂元町長は、政治姿勢として情報共有と住民参加を基本に捉え、逢坂氏いわく、住民を政治や行政から遠ざけたとする個別利益誘導型政治や公務員の裁量的秘密主義の体質を変えるために、議員や利害関係者とは一人で会わず、担当者呼び一緒に話を聞いたといいます。後ほど公用車の使用の問題の中でも触れますが、市長は、たびたび一人で後援会関係者や利害関係者と接触されていると聞きますので、一人で会うという点は是正すべきと考えます。逢坂元町長のこの政治姿勢についての市長の見解をお聞かせください。

これまでも市長の記者会見での発言が物議を醸し、森井ひであき後援会通信を読んだ、読んでいなかったという発言を、何かしらの錯誤という理解しがたい言いわけで発言を撤回してきました。これでは市民の信頼を得られるものではなく、対外的にも市長の発言はすぐ覆されるという疑心につながりますので、まずは市長の定例記者会見の場をインターネットでライブ配信し、より一層開かれた市政にすべきであると思います。いかがでしょうか。

次に、つじ立ちについてです。

市長は、就任後もつじ立ちを続けています。その理由は何ですか。

北海道新聞の本年4月30日の記事、「森井市政1年『激動』下」の中で、市長は、つじ立ちについて何と発言されましたか。

就任後、何回、何か所でつじ立ちを行い、どのような課題を市民から聞いたのかお示してください。「さまざま」と濁さず、具体的にお聞かせください。

平成27年第3回定例会の一般質問で、私が公務と政務について質問した際に、市長は、公務と位置づけられるものについて何と答弁されましたか。

つじ立ちには、政治活動ではないと認識してよろしいですね。以前、私は市長のつじ立ちの日程を教えてくださいとお願いましたが、断られました。なぜですか。公務ではないのですか。

公務であれば隠す必要はないと思いますが、いかがですか。開かれた市政に逆行しませんか。

市長行動予定のホームページへの掲載、その基準について市長は何と答弁されましたか。

つじ立ちが市民から課題を聞ける意見表明の場であるのであれば、市民の皆様にも周知すべきものではないでしょうか。

次に、市長の公用車の私的使用の疑いについてです。

公用車の公私による区分や基準について、平成27年第3回定例会で市長はどのように答弁されておりましたか。

東京都知事の公用車の私的使用が全国で問題視されていますが、市長の見解をお聞かせください。

市職員の政治利用について、平成27年第3回定例会で市長はどのように答弁されておりましたか。

公用車を私的に使用したことはございませんか。

公用車を使用するときは、当然ガソリン代がかかりますが、公用車を運転する職員の勤務時間外や休日となれば、時間外勤務手当や休日勤務手当などは税金による公費から支出されるのですか。

資料として提供してもらった市長の公用車使用状況を見ると、市長の公務としての行動予定表にない公用車の使用があります。公用車の使用ですので、当然、行政上必要な公務に限られるべきで、誰と打合せを行ったのか、また、その行政目的はどのようなものであったのか、個別具体的に教えてください。

いずれも市長一人で行動している次の件について、さまざまな方とさまざまな話をしたとするのではなく、税金を使っているのも個別具体的に教えてください。

まず、平成27年7月29日水曜日の職員勤務時間外に塩谷に行った行政目的は何で、誰と打ち合わせしたのですか。

次に、同年8月1日土曜日の休日ですが、赤井川村カルデラ公園に行った後、ワインの丘パークゴルフ場に行き、そして末広、稲穂と記載されていますが、説明を求めます。

続いて、昨年の第3回定例会の一般質問で公務と政務について質問し、公私混同と思われることがあると指摘しましたが、その定例会中の9月16日の予算特別委員会で、同年8月22日土曜日の行動について質問しました。商工会議所の港湾振興プロジェクト2015シンポジウムへの公務での出席要請がありましたが、断りました。まず、その理由を改めてお聞かせください。

資料の公用車使用状況では、共和町のかかし祭に出席した後、蘭島と塩谷の海水浴場に行っていますが、15時からのシンポジウムの開会に間に合わないようにはしていたのではないですか。蘭島海水浴場と塩谷海水浴場に行った行政目的は何ですか。そして、手宮いか電広場に行き、運河公園に行っています。その使用時間は15時5分までです。またうそをついているのではないのでしょうか、納得のいく説明を求めます。

そして、同年の12月21日月曜日、阿久津内科に行って、年明けの平成28年1月5日火曜日に、また阿久津内科に行っていますが、この短期間に公用車で行かなければならない理由を説明してください。

また、平成27年に戻りますが、12月28日月曜日17時20分から17時40分の時間ですが、通常、公務がなければ自宅への送迎となろうかと思いますが、職員勤務時間外に、到着地に「大一ソーイング」と記載されています。職員の時間外勤務手当を発生させてまで送迎に公用車を使った行政目的をお聞かせください。

先ほど質問に挙げた平成28年1月5日火曜日ですが、17時50分から18時15分の間、本庁から自宅までの送迎の間に、これもまた職員勤務時間外になりますが、到着地に「手宮」と記載されています。説明ください。

最後に、同年3月12日土曜日の休日に正法寺、同年5月15日日曜日の休日に正林寺に行っています。何の目的で誰と会っていたのですか、詳細に教えてください。

訪問先には、市長の後援会幹部の方の関係と思われる訪問先や私的な利用と疑わざるを得ないものもあり、東京都知事の公用車私的使用という問題が取り沙汰されている中、小樽市長が公私混同で税金を私的に使っていたとなると問題です。職員の時間外手当などに多くの税金が使われていますので、この項で私的利用だと疑わざるを得ないものとして質問した中で、時間外手当が発生していますが、それは幾らになりますか。

公用車の運転日誌の情報公開請求をした結果、ようやく出していただいた資料を基に質問しておりますが、私が質問に挙げたものは一部分でございます。先ほども申し上げましたが、市長が一人で行動していて、本当に公務なのか大変疑念に思うことが多く、質問いたしました。

昨今は、東京都知事の問題もありますので、誠実で正確な答弁を求め、2項目めの質問を終えます。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、私の政治姿勢について御質問がありました。

初めに、開かれた市政についてですが、小樽まちづくりエントリー制度以外の取組につきましては、私自身が直接地域に出向いて地域住民の皆様のお聞きする機会を設けるため、開催方法等について検討を進めているところです。このように、地域住民の皆様と行政が話し合う場や意見交換ができる仕組みをつくることで、開かれた市政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、本市もニセコ町のような会議のオープン化に取り組んではどうかにつきましては、私が掲げた市政のオープン化とは、私自身がこれまで感じてきた市民と市政との距離感を埋めるべく、市民の皆様が市政に参画する機会を通して、市政の現状を知っていただくことを意図したものでございます。現在におきましても、傍聴を可能としている会議は多々ありますので、このたびの御提案につきましては、今後の参考とさせていただきたいと考えております。

（発言する者あり）

次に、逢坂元ニセコ町長が取り組まれていた、情報共有と住民参加の政治姿勢につきましては、私自身も改めて認識したところであります。これまでも面会などの申込みがある場合には、面会者の意向も踏まえながら、副市長や各部長をはじめとした担当職員を同席させているところでありますが、今後も適切な対応に努めてまいります。逢坂元町長も含め、他の自治体の首長の取組などを参考にしながら、私自身しっかりと市政運営を進めてまいります。

次に、定例記者会見をインターネットライブで配信してはどうかということにつきましては、現在、定例記者会見における会見記録は、固有名詞などの軽微な修正を除き、加工等を施さず、正確な質疑応

答の状況をホームページに掲載していることから、現時点においてはインターネットのライブ配信は考えておりません。

次に、つじ立ちについてですが、まず、市長就任後のつじ立ちの理由につきましては、街頭に立つことにより、市民の皆様の感触を肌で感じる事が市政を運営する者として大事だという思いからつじ立ちを行っているものであります。

次に、北海道新聞の4月30日の記事につきましては、「つじ立ちはできるだけやっていきたい。街頭で市民から課題を聞けることもある」と掲載されております。

次に、つじ立ちの回数や場所につきましては、恐縮ですが、正確な回数は覚えておりませんが、場所としては、安全などに配慮しながら交差点や道路脇で行っております。市民の皆様からは、市政への要望や期待の言葉などをいただいているところでございます。

次に、平成27年第3回定例会での政務と公務についての私の答弁につきましては、「明確な基準はありませんが、基本的には行政機関の長としての活動が公務となりますが、市長は公選の政治家としての側面もあることから、その立場で意見表明や意見交換、政治的会合への出席などを行う場合もあり、これら全てが公務と位置づけられるものと認識しております」と答弁しております。

次に、つじ立ちに対する認識と日程の公表につきましては、繰り返しになりますが、街頭に立つことにより市民の皆様様の感触を肌で感じる事が市政を運営する者として大事だと私なりに思っているものであり、また、日程の公表につきましては、つじ立ちは日時を決め、対象者を集めてお話しするというものではなく、私から出向いて対象者を決めずに私の考えを述べ、その時々々の反応や思いを受け止める取組でありますので、あえて公表はしていません。

次に、市長行動予定のホームページへの掲載基準の私の答弁につきましては、平成27年第3回定例会において、「公務のうちでも広く市民の皆様様に周知すべきと思われるものを掲載しており、今後において、より発信できるように努力してまいりたいと考えております」と答弁しております。

次に、つじ立ちの日程を市民の皆様様に周知すべきではとの件につきましては、繰り返しになりますが、つじ立ちは、日時を決め、対象者を集めてお話しするというものではなく、私から出向いて対象者を決めずに私の考えを述べ、その時々々の反応や思いを受け止める取組でありますので、あえて公表はしていません。

次に、公用車の使用についてですが、まず、公用車の公私による区分や基準についての私の答弁につきましては、平成27年第3回定例会において、「実際の公務は多岐にわたることから、その区分や基準を明確に決めるのは困難であると考え、都度判断することとしております」と答弁しております。

次に、東京都知事の公用車私的使用に関しての見解につきましては、マスコミ報道での情報しか把握しておりませんが、一般論として公用車については、市民の皆様から見て疑義が生じないよう適正に使用されるべきものと考えております。

次に、市職員を政治利用することについての私の答弁につきましては、平成27年第3回定例会において、「みずからの選挙のために市長が市職員を利用することは許されるものではない」と答弁しておりますし、私が公用車を私的に使用したことはございません。したがって、当然、公用車を運転する職員には、公費として時間外勤務手当が支給されております。

次に、公用車の使用状況について、個別具体的な状況につきましては、市政運営上の差しさわりがありますので、ただいま御指摘された個々の内容についてはお答えできませんが、それらを含めまして、全て公務のために公用車を使用させていただいております。

(「だめだよ、そんなの。ちゃんと説明しな」と呼ぶ者あり)

次に、御指摘の日時の時間外手当の額につきましては、月締めの端数処理などの計算方法の関係で御指摘の日時だけの分を正確には算出できませんが、仮に御指摘の日時に時間外勤務をしなかったと仮定した場合の額と既に支給済みの額との差額を算出しますと6万8,986円となります。

(「だめだよ、そんなの。何の根拠もないよ」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 次に、第3項目めの質問に入ります。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 5番、安斎哲也議員。

(5番 安斎哲也議員登壇)

○5番(安斎哲也議員) 全く答弁になっていないものの後でございますけれども、通告どおり除雪について伺います。

昨年度から、市長の公約に沿って除排雪体制の見直しが進められましたが、除排雪は市民の関心も高く、小樽市政の中でも重要な業務の一つであります。それゆえ除排雪体制の見直しは、深刻な高齢化社会による税収の落ち込みが懸念される中、持続可能なサービスとしてどこまで対応できるのかなど長期的な視点も含めて十分に検討し、進めていかなければならないものと考えています。

昨年度のように部分的、場当たりに進めても、それが除排雪作業における全体的な視点、また、長期的な視点に照らして持続可能なものでなければ、何度も見直しを余儀なくされ、市民や除雪業者など除排雪作業の現場を混乱に陥れることになりかねません。

私としては、見直しについて十分に検討し、しっかりと取り組んでいただきたいと思いますので、その趣旨に沿って質問いたします。

まず、昨年度の除排雪作業の検証についてです。

平成27年度から除排雪体制の見直しが行われましたが、昨年度の見直しに関する検証結果について伺います。平成27年度において、路面整正の強化、除雪出動基準の見直し、雪堆積場の増設、除雪拠点の見直しなどを行いました。それぞれの効果についてどのように認識されていますか。

次に、平成27年度は例年になく少雪でしたが、今後の継続性を踏まえて十分検証できたと考えていますか。

また、平成28年度の除排雪体制に向けて見直したこれら4項目について、どのように考えているのかお聞かせください。

貸出ダンプ制度についてです。

昨年度、ダンプの割り振りの見直しなどが検討されましたが、結果的には見送りし、改めて検討することになりました。貸出ダンプ制度は市民にも定着してきており、これまで市民からの要望も受けつつ、制度運用の緩和がなされてきたとの説明があり、市民ニーズも高いものと考えています。

そこでまず、貸出ダンプについては改めて検討することになってはいますが、現時点で考えられている見直しの方向性について伺います。

次に、制度の見直しに当たっては、実態を十分に把握しておく必要があると思いますが、貸出ダンプは単に路線の排雪だけではなく、除雪によって堆積した雪の山の対象となっていると聞きますが、貸出ダンプの利用形態についてどのようなものがありますか。

また、貸出ダンプは市民ニーズも高くなってきていると思いますが、見直しに当たり市民の声も聞いた上で行うべきだと思います。いかがですか。

次に、排雪作業についてです。

市内の排雪作業において、市の排雪作業は、貸出ダンプ制度と密接な関係にあると思いますので、排

雪作業においても貸出ダンプ制度の検討内容を踏まえ進めていく必要があると思っています。

昨年度は、排雪作業において一時的に滞り、少雪のわりに市民からの苦情も多い結果となりました。排雪作業について、市民も納得できる数値基準的なものを設ける考えはありませんか。

次に、排雪作業は、大雪のときには特に市民からの要望も強いものでありますが、さきの貸出ダンプの見直しを行うのであれば、市の排雪作業の考え方もセットで検討するべきと思いますが、いかがですか。

参与の業務日誌にある市長の訓示などについて伺います。

昨年度の排雪抑制方針についてです。参与の業務日誌の中に「市長からの訓示や指示」という記載がありました。訓示とは何ですか。指示とは何ですか。本年4月22日の総務常任委員会で指摘しましたが、次の建設常任委員会等までに把握すると答弁されましたので、把握されていると思いますから答えてください。

2月1日の業務日誌の備考にある「市長からの訓示内容」について、「排雪については、一度区切りをつけてほしい（だらだらと続けないこと）」と書かれている意図と何が問題でそのような訓示をされたのかお聞かせください。

同じ日の記載で「不必要な排雪作業は行わないように（地域毎ではなく路線毎に決めること）」と書かれている意図は何ですか。その訓示の内容を話したときの背景と、なぜそのことを発言しなければならなかったのかお聞かせください。

2月3日の市長からの指示について、これも括弧づけで「中止も考えること」と書かれている意図は何だったのですか。

また、「執行率は7割を目標とすること」と書かれていますが、なぜそのように発言され、どういう意図であったのですか。

市長は、これまで中止するよう指示したことは一度もないと発言されているのに、参与がなぜこう書いているのかわかるように説明してください。

排雪作業に当たり、これまでの議会議論においても、また、3月の第1回定例会の予算特別委員会では、「市長等も含めて作業方針を打ち合わせし、最終的に排雪作業を対策本部として判断している」との答弁がありましたが、指示はしたことはないが、かかわっているという理解でよろしいですか。

除雪業務の入札制度変更の問題に関連して伺います。

除雪業務の発注に関連して、除排雪では当然市民ニーズを反映しつつ、市の将来負担も勘案して進めなければならないものですが、これを担う除雪業者の健全な会社経営、また、技術の継承も大変重要な要素であると思っています。

参加要件について、昨年は、参加要件の関係で入札が遅れるなど、混乱を招きました。今年度の進め方として、除雪を担っている業界の意見も聞きながら進めるとのことでしたが、平成28年度の入札に向け、これまで業界とは意見交換の場を持ったのか、また、今後どのように進めていくのかお聞かせください。

入札要件について、昨年は4社以上であるとか、市外業者の参入などの議論がありましたが、この点について、現時点で市としてどのように考えていますか。

いずれにしても、業界ともしっかりと意見調整し、進めてもらいたいと思いますが、見解を伺います。

次に、その入札参加要件の変更について、市長が、原部が決めたとおっしゃっていることについて伺います。

市長は、入札要件の変更は原部が決めたとおっしゃっていますが、なぜ市のトップである私が決定し

たと言わないのですか。

平成27年9月25日に起案され、即日決裁されている「平成27年度小樽市共同企業体除雪業務入札等参加申請に係る提出要領の改訂について」の責任者となる最終決裁者は市長となっていますが、なぜですか。

それなのに、なぜ原部が決めたと、みずからの責任を部下に押しつけるような発言をしたのですか。原部の案に反対であれば、決裁せず差し戻せばよかったのではないですか。では、市長は、途中で入札要件を変更したことをどのように考えているのですか。4社以上でよかったと思っているのですか、思っていないのですか。

除雪対策本部の指揮系統について伺います。

除雪対策本部の職務と設置者についてお聞かせください。

本部長は、誰の命を受けてその所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督するのですか。

小樽市除雪対策本部規程で決められていると思いますが、本部長の上司は誰ですか。

対策本部長以下、誰の命を受けて事務を掌理していますか。

上司の命がなく勝手に動けるのですか。

2月1日の参与の業務日誌で、除雪対策本部のミーティングで、先ほど述べた訓示をしています。結局は、市長の指示もあって排雪抑制や路線ごとの排雪等の中止をしていた、そうではありませんか。

今回の排雪抑制方針は、結局は誰が決定したのですか。除排雪の時期を過ぎて、ある町会に出向き、自分は排雪を指示したが現場がしなかったとおわびをしたと聞きますが、市長は、排雪抑制をするべきではなかったと考えているのですか。

部下には責任を持つからやってくれとお願いする、それがトップのあり方ではありませんか。排雪抑制については市長がしっかり会見を開き、少雪を受けて排雪抑制すると市民に理解を求めればよかったのではないですか。

入札制度の変更しかり、排雪抑制も誰の指示だかわからない状態だったから現場は混乱したのではないですか。

雪対策に係る基本計画についてです。

除排雪に係る項目の最後に、今後の見直し、進め方について伺います。

先ほども私の考えを述べましたが、除排雪体制の見直しは、市民、除雪業者へ大きな影響を与えるものですし、決して場当たり的に進めていいものではありません。先ほど来指摘しているように、誰の指示だったのか、現場が勝手に判断してやっていたのか、責任所在を不明確にされると作業に従事する人、そしてサービスを受ける市民までも混乱させます。検討経緯については、開かれた場で見直しの内容やその理由について、市民にしっかり発信しながら進めるべきものと思います。

他都市の中には、除排雪の進め方について基本計画を立てて進めている都市も多いと聞いていますが、人口10万人以上の都市の策定状況について把握していれば、その都市についてお聞かせください。

本市においても十分な調査検討を行い、また、幅広い意見を参考にして除排雪体制の見直しに取り組んでいただきたいと思います。今後、人口減少、少子高齢化、除雪業者の担い手の育成等、多くの課題を抱えている状況にあり、個別に見直すのではなく、長期的な視点に立って総合的な計画を策定すべきと考えますが、いかがですか。

3項目目の質問を終えます。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、除排雪について御質問がありました。

初めに、平成27年度の除排雪作業の検証についてですが、まず、ガタガタ路面の解消につきましては、バス事業者からは、ガタガタ路面の発生が少なく、安全な走行が可能であったとの話を伺っており、おおむね効果があったものと考えております。

（「雪少なかったからでしょう」と呼ぶ者あり）

次に、除雪第2種路線の出動基準の見直しにつきましては、地域総合除雪業者の皆様からは、第1種路線との段差が解消されたことやロードヒーティング付近の段差が小さくなったとの回答を得ており、おおむね効果があったと考えております。

次に、新光5丁目に増設した雪堆積場については、少雪の影響や初期費用の関係から、費用面での効果は現れませんでした。初期費用が不要となる本年度以降は、費用面での効果が現れるものと考えております。

また、この雪堆積場は、朝里・新光地区の運搬距離を短くする上で重要な役割を果たしておりますので、使用を継続したいと考えております。

次に、除雪拠点の増設につきましては、区域がコンパクトになり道路パトロールが行き届いた結果、適切な路面管理ができたものと考えております。

また、業者の皆様からは、除雪作業後の降雪の影響を軽減できたなどの回答を得ており、おおむね効果があったものと考えております。

次に、少雪の状況で十分な検証ができたかにつきましては、昨年度、新たに取り組みましたガタガタ路面の解消、除雪第2種路線の出動基準の見直し、雪堆積場の増設、除雪拠点の増設に関する検証につきましては、少雪でも一定の検証ができたものと考えております。

しかし、年によって道路の状況は変わりますので、今後も引き続き検証してまいりたいと考えております。

次に、平成28年度に向けて昨年度見直して実施した4項目をどのように考えるのかにつきましては、昨年度取り組んだ4項目は、おおむね効果があるものと評価しておりますので、今年度も検証を継続しながら実施してまいりたいと考えております。

次に、貸出ダンプ制度についてですが、まず、貸出ダンプ制度の見直しの方向性につきましては、この制度は、除排雪の入らない私道や市道において沿線住民の皆様が通路を確保し、冬の安全で安心な生活を支えるため創設されましたが、長きにわたり利用される中で利用団体が増加し、希望する日程がとれないことや制度の解釈の拡大が行われたことなどの課題を抱えていることから、原点に立ち返って見直しを考えておりますが、その内容につきましては、現在検討しているところであります。

次に、貸出ダンプの利用形態につきましては、貸出ダンプ制度御利用の手引では、原則として幅員が4メートル以上の通り抜けができる道路で、除雪路線に接続する生活道路を対象としております。

しかし現状は、制度の解釈の拡大により対象としていたものとして、利用団体が貸出ダンプ実施前に除雪した雪山や集合住宅の通路なども対象とされてきたところであります。

次に、貸出ダンプ制度の見直しに当たり市民の意見を聞くことにつきましては、この制度は、先ほど申し上げた課題があることから、原点に立ち返って見直しを行っていかねばならないと考えており、市民の皆様と市の協働の取組でもあるため、除雪懇談会などで制度の現状や課題などを十分に説明し、御意見を参考に検討してまいりたいと考えております。

次に、排雪作業についてですが、まず、排雪作業に数値基準的なものを設ける考えはないかにつきましても、道路ごとに幅員や形状、家屋の張りつきぐあい、雪押し場の有無などが異なり、排雪が必要になる状況がさまざまであるため、一概に数値基準を設けることは難しいと考えております。

次に、貸出ダンプと市の排雪作業の関係につきましても、本市の排雪作業と貸出ダンプが重複する場合も見受けられたことから、効率的な除排雪を行うため、何らかのルールづくりが必要と考えております。

次に、参与の業務日誌の中の訓示や指示につきましても、一般的には訓示とは「上位の者が下位の者に執務上の注意などを教示すること。また、その言葉」、指示とは「指図すること。命令」となっております。

次に、参与の業務日誌にある「一度区切りをつけてほしい」と書かれている意図などにつきましても、排雪作業は、担当職員と地域総合除雪業者と排雪協議をした上で作業を行っておりますが、現地を見て打合せをし、場所を決め作業に入る、これを一区切りとし、この作業を繰り返すことを確認しておりますが、これが守られていないと思いましたので、私から、しっかり現場を把握した上で作業に当たってほしいとの思いを伝えたものであります。そのことを参与が「一度区切りをつけてほしい」と表現されたものであります。

(発言する者あり)

次に、「不必要な排雪作業は行わないように」との発言の意図につきましても、排雪作業は、たとえ隣接していても、道路幅員や形状、家屋の張りつきぐあい、雪押し場の有無など排雪が必要になる状況がさまざまであり、この時点で必要性があるかないかをしっかり見極めてほしいという私の思いを除雪対策本部員に理解してもらったことを、参与が「不必要な排雪作業は行わないように」と記入したものであります。

(「意味がわからない」と呼ぶ者あり)

次に、「中止も考えること」と書かれている発言の意図につきましても、今後の排雪計画について説明を受けた際、私から、現地を確認して区間ごとに必要箇所を確認し、排雪を行ってほしいと思いを伝えましたが、確認の結果、その時点では必要のない箇所については作業を行わないことから、参与が「中止も考える」と記入したものであります。

(「何じゃそりゃ」と呼ぶ者あり)

次に、「執行率は7割を目標とすること」と書かれたことにつきましても、昨年度は少雪であり、想定している降雪量に届かないことが予想されることから、除雪作業を丁寧に行った上で排雪作業の必要箇所を排雪することにより、この程度に抑えられると考えたものであります。

次に、参与がなぜ中止と書いたかにつきましても、排雪作業については現地を確認して区間ごとに必要箇所をしっかりと確認するまでは作業を待ってほしいと私が言ったことを、参与がこれを中止と記入したものであります。

(発言する者あり)

次に、排雪作業の最終的判断につきましても……

(発言する者あり)

○議長(横田久俊) お静かに。

○市長(森井秀明) 私が市長に就任し、公約であるきめ細やかな除雪の実現のため、除雪対策本部員とともに私も同席し打合せを行っておりますが、排雪作業については、その打合せに基づいて担当する除雪対策本部で決定したものであります。

次に、除雪業務の入札制度の変更についてですが、まず、入札に向け、業界との意見交換の場を持ったのかなどにつきましては、地域総合除雪の入札について、これまで、昨年度の地域総合除雪に参加した業者の皆様と意見交換を行っており、今後、道路除雪に登録のある業者の皆様にご意向等を伺う予定であります。

現在、昨年度の分析を行っているところであり、参加資格、共同企業体の構成員数等の入札要件を検討し、できるだけ早くお示ししたいと考えております。

次に、入札の参加要件につきましては、きめ細やかな除排雪に取り組むとともに、将来的な除排雪体制を見据えて、より多くの業者の皆様にご携わっていただくための環境づくりを基本として考えてまいります。

次に、業界との意見調整につきましては、これまで昨年度の地域総合除雪に参加した業者の皆様と意見交換を行っており、今後、道路除雪に登録のある業者の皆様にご意向等を伺う予定であり、業界との意見調整に取り組んでまいります。

次に、「平成27年度小樽市共同企業体除雪業務入札等参加申請に係る提出要領の改訂について」に係る決裁者につきましては、小樽市事務専決規程に定められているとおり、この中で要綱の制定又は改廃については、軽易なものは部長の専決となっておりますが、構成員を4社以上とする要綱の改正は、共同企業体除雪業務の入札参加に必要な要件を改定する大きな変更があったことから、当該規定に基づき、私の決裁となったものであります。

次に、入札参加要件を4社以上に変更したことにつきましては、大雪で作業が遅れたときなどには、共同企業体の中でお互いの業務を補完することができる等、よりきめ細やかな除排雪につなげるために、少しでも多くの業者に除排雪業務にご携わっていただくことが必要なことから、適切であったと考えております。

しかし、このことで昨年入札が2回不調になったことにつきましては、市民の皆様にご心配をおかけしたものと感じております。

次に、除雪対策本部の設置者及び職務につきましては、設置者は市長であり、また、その職務は冬期間における道路の円滑な交通を確保し、安全で快適な市民生活を実現するため、市道等の適切な除排雪の実施に必要な業務を行うこととあります。

次に、本部長は誰の命を受けてその所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督するかにつきましては、対策本部は、市長が策定している除排雪計画に基づき、本部長をはじめとするそれぞれの上司の指揮監督の下で業務を遂行することになります。このことにより、直接本部長に対して業務の指示を行う上司は置かれておりませんが、業務遂行に当たっては、設置者である市長と本部長が打合せをしていくことは当然であります。

次に、私の意見で排雪等の中止の判断をしていたのではないかとにつきましては、私なりに現場状況を把握した上で、除雪対策本部の打合せに参加し、本部員に私の思いを伝えてまいりましたが、その後、排雪作業については、担当する除雪対策本部で決定したものであります。

次に、排雪抑制方針は結局は誰が決定したのかにつきましては、そのような方針は示しておりませんので、どなたも決定しておりません。

(「自分が決定して出しているんだろう」と呼ぶ者あり)

次に、私が町会に出向いたことにつきましては、除雪対策本部より、町会の方から除雪の要望があったことを聞いておりましたので、私みずから状況を伺い、その際、除排雪について意見交換したものであります。今後とも市民の皆様のご意見を聞きながら、きめ細やかな除排雪の実現を目指してまいります。

次に、トップのあり方につきましては、私は市長としての責任がありますので、職員と情報を共有し、意見交換しながら業務を進めていくことが大事だと思っており、そのことが職員を通じ、市民の皆様理解されることが大切だと思っております。

(「何も理解されていないでしょう」と呼ぶ者あり)

次に、入札制度の変更等につきましては、入札条件の変更や作業の違いについて市民の皆様や業者の皆様思いが伝えきれなかった面はあったと思いますが、振り返りますと、きめ細やかな除排雪の第一歩を踏み出すとともに、その変化を市民の皆様少し実感していただけたと思っております。

次に、雪対策に係る基本計画についてですが、まず、人口10万人以上の都市の雪対策に係る基本計画の策定状況につきましては、本市を除く道内の人口10万人以上の8都市のうち、札幌市、旭川市、江別市の3市が策定しております。

次に、雪対策に係る基本計画の策定につきましては、本市の除排雪業務を取り巻く環境は、人口減少や高齢化の進行などにより、今後、変わっていくものと考えられる一方で、厳しい財政状況も続くことが見込まれることから、より効率的で効果的な除排雪作業を進めていかなければならないものと認識しております。

まずは、昨年度から取り組んでおります除排雪の見直しを検証し、課題を整理し解決していくことを繰り返すことで、よりきめ細やかな除排雪を実現するものと考えており、総合的な計画の策定につきましては、その定着を勘案し、検討してまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第4項目めの質問に入ります。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 5番、安斎哲也議員。

(5番 安斎哲也議員登壇)

○5番（安斎哲也議員） とんでもない無責任な答弁の後に、通告どおり周産期医療について伺います。

昨日も質問で取り上げられていましたが、私としては、市長就任後の人事異動によって、何ら設置根拠のない事務移行に、ただ素人が聞こえのいい言葉のある部署に理念もなく移したことに、本当に8年間つじ立ちしても勉強していなかったのだなど、残念な思いで質問をさせていただきます。

小樽協会病院の分娩再開に向けた支援策を検討する北後志周産期医療協議会が設置され、医師確保と施設改修、財政支援などについて、今後、議論されることになったことは評価されるべきと思いますし、これに向け、病院局長をはじめとする関係者の皆様の慎重かつ堅実な取組に敬意を表します。

まず伺いますが、周産期医療の定義をお聞かせください。

保健所設置の根拠と、これまで周産期医療を担ってきたことについて、法令を基にお聞かせください。

母子保健法に基づいて小樽市で行われている、妊娠がわかったときから育児の相談までという周産期の時期を含む連続した期間に、妊産婦に対してケアをする事業にはどのようなものがあり、どこが担当しているのかお聞かせください。また、小樽市における地域保健に関する一時的な窓口はどこですか。

なぜ協会病院の分娩再開に向けた関係機関との調整を福祉部に所管させたのか、理由を明確に説明してください。

市長公約にある「安定した周産期医療実現」の定義は何を指しているのですか。

周産期医療は、妊婦と小児の救急医療との関係が密接になりますが、小樽市全体の救急医療を担当しているのは保健所であって、関係機関との調整を福祉部に担わせることは合理的に説明がつきませんし、事務分掌にもありませんが、説明を求めます。

現状の所管状況が成立するとしても、保健所と福祉部の役割分担は明確に整理すべきであると思いま

す。どの部分が子育て支援で、どの部分が母子保健とするのか全庁的に検討と合意をすべきであると思いますが、現状ではどのようになっているのか見えません。この点について説明を求めます。

今後、小樽協会病院の分娩再開に向けた協議が進められていくと思いますが、現時点でも妊産婦がおり、小樽で言えばおたるレディースクリニックが担ってくれていますが、それでも胎児の状況によっては札幌の病院に通わなければならないかと思えます。そういったデリケートな時期に、小樽市のような医療環境の下で、実際に妊婦の方たちがどういった不安を感じているか、どのようなニーズがあるのか、現状を把握されていますか。把握されているのであれば、どのような声があるのかお聞かせください。

その現状を受け、小樽市として交通費支援や宿泊支援など、今いる妊婦に対してできる支援があると思いますが、このような支援について検討しているのか。しているのであれば、何をどのように検討しているのかお示してください。

また、さらに言うならば、厚生労働省が進めている子育て世代包括支援センターを設置し、小樽市において、周産期医療を含む子育てに対する包括的なケアシステムを構築することはできないのでしょうか。市長の見解を伺います。

再質問を留保し、終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、周産期医療について御質問がありました。

まず、周産期医療の定義につきましては、妊娠22週から生後7日未満までの期間が周産期とされ、合併症妊娠など母子の異常が生じやすく不安定な状態にあります。この期間における母子の突発的な緊急事態に備えるための総合的な医療であります。

次に、保健所設置の根拠につきましては、地域保健法第5条に基づいており、同法施行令第1条第3項に本市が保健所を設置する市と規定されております。

また、これまで周産期医療を担ってきたことにつきましては、北海道が医療法第30条の4に基づき北海道医療計画を策定しておりますが、この中で周産期医療の体制整備がうたわれており、また、同法第30条の10において、地方公共団体は、医療計画の達成を推進するよう努めることとなっておりますので、一義的に医療法を所管する保健所が担っております。

次に、本市での妊産婦のケアに関する事業とその担当、また、地域保健の窓口につきましては、まず、妊産婦のケアに関する事業は、保健師などによるハイリスク妊婦への訪問、母親教室、妊婦訪問や生後28日までの新生児訪問など産前産後を通して行っており、これらの事業は保健所が担当しております。

また、地域保健の担当窓口は保健所になります。

次に、小樽協会病院の分娩再開に向けた関係機関との調整を福祉部に所管させた理由につきましては、周産期医療にかかわる調整は子育て支援と多くかかわってきますので、福祉部内に子育て支援と周産期医療の両方の業務を担う職員を配置したものであります。

次に、「安定した周産期医療実現」の定義につきましては、産婦人科医などの働きやすい体制を整えることにより、安定的に医師を確保し、地域の皆様が安心して子供を産み育てることができる環境を実現することであると考えております。

次に、救急医療担当である保健所と周産期医療にかかわる調整を福祉部に担当させることについての

事務分掌との関連につきましては、福祉部で担当する業務は、医療法に規定される事務について行うものではなく、周産期医療体制を確保するための支援で、北海道など関係機関からの情報収集や医師確保の要請、小樽協会病院を含む医療関係者との協議が主な業務であります。

また、専門的な知識が必要な場合は、保健所と連携をとって業務を進めております。

福祉部子育て支援課の事務分掌に子育て支援対策についてのことがうたわれておりますので、周産期医療にかかわる調整は福祉部で担当しているものであります。

次に、母子保健担当の保健所と子育て支援担当の福祉部の役割分担につきましては、周産期医療体制を確保するための支援については福祉部で、妊婦訪問や新生児訪問など専門職による対応が必要な母子保健については保健所が担当しておりますが、連携をとりながら業務を進めているところであります。

(発言する者あり)

次に、妊婦の方たちの不安やニーズ、現状の把握につきましては、市民の皆様からは、お手紙やメールなどにより、小樽市内で分娩可能な医療機関が1施設のみであることへの不安などの御意見をいただいております。小樽協会病院での一日も早い分娩再開が必要だと認識しているところであります。

次に、交通費支援や宿泊支援につきましては、市内で分娩可能な医療機関が1施設のみであるため、妊婦健診のために市外の医療機関に通い、また、出産もされている方がいらっしゃることは承知しておりますが、まずは小樽協会病院での一日も早い分娩再開に向けて取り組んでいくことが重要と考えております。

次に、子育て世代包括支援センターの設置と包括的なケアシステムの構築につきましては、本センターは、妊娠期から子育て期にわたるさまざまなニーズに対して総合的な相談支援を提供するワンストップ拠点として整備するもので、おおむね平成32年度末までに地域の実情等を踏まえながら全国的にその機能の整備を目指すこととされております。本市にとりまして、どのような形態が適切であるかも含め、他自治体の状況を調査するなど研究してまいりたいと考えております。

(「こんなへ理屈答弁じゃ満足できないね」と呼ぶ者あり)

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 5番、安斎哲也議員。

○5番(安斎哲也議員) 再質問に入る前に1点議長に確認したいのですけれども、よろしいでしょうか。

○議長(横田久俊) 何ですか。

○5番(安斎哲也議員) 私の本質問の中で市長の公用車使用状況についてる質問させていただきましたけれども、その中で、私としては、公務であれば行政目的は何だったのかと質問していましたが、全てにおいて個々の内容はお答えできないというような答弁でありました。百歩譲って個々の内容はいいとしても、公務であるのであれば、行政目的については本答弁でお答えできるものと思いますので、それを控える理由が全く理解できません。議長においては、ぜひこの点を市長に御指摘いただいて、本答弁として、その行政目的の部分をお答えしていただくよう促していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長(横田久俊) 私も本答弁を聞いておまして、安斎議員は、公用車の使用について疑問があると、疑義があつて質問をされた。本当に公務なのかということでしたが、何点か具体的日にちも挙げられました。それについて、いや、公務ですということ切り捨てられては、今後も議会の議論も難しくなると思います。今、安斎議員が、個々については、これは委員会等々でお話しされるのでしようけれども、行政目的について答弁いただきたいということなのです。これは、ぜひ私も議事整理権でお願い

いたしたいと思います。何月何日の個々の内容はどうかということではなくても、指摘された日にちには、こういう行政目的があって行っておりますという答弁を、市長、できませんか。

(「単独で行っているからわかんない。市長一人で行っている」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

逆に、こういう公務だったと言われたほうが、市長にとってもいいのではないかという気はいたしませんけれども。

済みません。私あまりしゃべってはいけなんでしょうけれども、例えば、私も公務がたくさんあり、市長と同席することも多々あります。例えば何々団体の第何回定期何だかに行ったとか、そういう公務に毎日のように行かれていると思うのです。あるいは高等看護学校の入学式だとか具体的な話があれば、今後その具体的な話をさせていただければいいと思いますが、今は、指摘した何点かの公務について、こういう行政目的で行ったのだという答弁を安齋議員は望んでいるのですけれども、どうでしょうか。

(「公務って言ったら、何の質問にも公務と言われたらそれで終わりじゃないですか」と呼ぶ者あり)

(「何の裏付けもないでしょう」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 自由に発言しないように。

どうでしょうか。

(「これ事前にレクチャーしてこれ、もう原稿を渡していますから、行政目的って何だといって。」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） はい、わかりました。

答弁できませんか。

それでは、今、手元に資料もないのでしょうかから、委員会までに必ず先ほどの具体の……

(「ちょっと待って」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

いや、少しお待ちください。答弁できないと言ってますので。できないのでしょうか。

(「普通、事前に用意しておくのが筋じゃないですか、こっちが通告していること」と呼ぶ者あり)

いや、そうなのだけれども、現実には持っていないのでしょうか。

(「資料出てこない、情報公開請求までさせて」と呼ぶ者あり)

(「ましてや資料」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

どうですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 先ほど答弁はさせていただいておりますので、それで続けて……

○議長（横田久俊） いやいや、それを私の議事整理権で、もう少し、一括でくくって公務と言われても、ああ、そうですかとはならないですよということですね。

(「ならないですよ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

どうですか。

(発言する者あり)

しばらくお待ちください。今、調整しています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) 先ほども答弁いたしましたけれども、市政運営上、差しさわりがあると私は考えていたところがございますので、その示し方とも含めて、もう一度検討しなければならないと思っておりますので、現行においてはこのような状況だということで御理解いただければと思います。

(発言する者あり)

(「だめだよ、そんなもの」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) これはだめだね。

(「議長、失礼しました」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) それでは、その表現方法について少し検討する時間が必要なので、その時間をいただければと思います。

○議長(横田久俊) それは個別に行政目的を出してくれるということですか。

(「どうせなら個別にやってくださいよ」と呼ぶ者あり)

やるのなら個別にやってもらいたいですね。

(発言する者あり)

どうですか。市長、副市長サイドで、きちんと答弁できるということであれば、時間をとりますがよろしいですか。

今、市長から時間をいただきたいということでありましたので……

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) 先ほどもお話ししましたけれども、それについては少し時間を要すると思いますので、本日中には難しいと思いますから、明日も議会が行われると思いますので、明日の議会までには何とか用意して提出したいと思います。

(「議長、3番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 高橋龍議員。

○3番(高橋 龍議員) 今、市長がおっしゃいました明日までにとということですがけれども、これから我々新風小樽の再質問を迎えるに当たって、個別具体にというふうに安齋議員はおっしゃっていましたけれども、その答弁がないと再質問に入ることは難しいのではないかなと思いますが、議長、いかがでしょうか。

(「めちゃくちゃになるんだから整理しなきゃだめだって」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 今、高橋龍議員から、答弁してほしいということですが、それに基づいて再質問するということですので、市長からは時間を要するということですが、たぶんレクチャーのときに、指摘した日にちなども渡しているはずですので。

(「全部渡しています」と呼ぶ者あり)

そうですね。それから、当然公用車の資料も理事者側でお持ちでしょうから、この際、暫時休憩いた

します。そして再開時間は追ってお知らせしますが、理事者側で、ただいまの指摘に対して、どういう公務だったということを御答弁いただきたいと思います。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 6時50分

再開 午後 7時30分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど安斎議員から要求のあった答弁について、理事者側から本日中に答弁することは難しいとの申入れがありました。そのため、安斎議員の会派代表質問の途中ではありますが、本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 7時31分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 高 橋 龍

議 員 川 畑 正 美

平成28年
第2回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

平成28年6月15日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	高	橋		龍	4番	中	村	岩	雄
5番	安	斎	哲	也	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	芥	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐々	木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	林	秀	樹																
副	市	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭	義														
水	道	局	長	浅	沼	敦	総	務	部	長	（上林 猛）																
財	政	部	長	前	田	孝	一	産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章										
産	業	港	湾	部	参	事	飯	田	俊	哉	生	活	環	境	部	長	渡	辺	幸	生							
医	療	保	険	部	長	小	山	秀	昭	福	祉	部	長	日	栄	聡	消	防	長	明	井	隆	生				
建	設	部	長	相	庭	孝	昭	教	育	部	長	工	藤	裕	司	保	健	所	次	長	犬	塚	雅	彦			
病	院	局	小	樽	市	立	病	院	長	事	務	部	長	伊	藤	和	彦	財	政	部	財	政	課	長	志	賀	公
総	務	部	長	伊	藤	和	彦	財	政	部	財	政	課	長	志	賀	公										
総	務	部	総	務	課	長	中	村	哲	也																	

議事参与事務局職員

事務局長	田中泰彦
庶務係長	由井卓也
調査係長	大崎公義
書記	北岡尚
書記	眞屋文枝

事務局次長	林昭雄
議事係長	柳谷昌和
書記	石澤麻由美
書記	深田友和
書記	河崎仁美

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、酒井隆行議員、佐々木秩議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第3号及び議案第5号ないし議案第20号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

議事の都合により中断しておりました安齋議員の会派代表質問に対する理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 昨日6月14日の本会議におきまして、安齋議員の個々の御質問に対し、総体として市政運営上差しさわりのあるためお答えできないと答弁をさせていただいておりましたが、答弁内容が不十分であるとの御指摘を踏まえ、改めて精査をし、可能な範囲で答弁をさせていただきます。この間、答弁調整にお時間をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、公用車の使用につきまして、まず平成27年7月29日における塩谷につきましては、道路側溝などの現地確認に行ったものでございます。

次に、8月1日につきましては、赤井川村のカルデラの味覚まつりへの行政視察後、道中のパークゴルフ場を視察し、その後、末広へは市政にかかわる打合せで行ったものでありますが、急遽、先方の都合によりお会いできず、そのまま自宅へ帰ったものであります。

次に、8月22日につきましては、共和町のかかし祭に招待を受け、視察をさせていただき、市内に戻る道中、海水浴場の状況を視察すべく蘭島と塩谷の海水浴場に立ち寄り、その後、市民の行事であります手宮ビアガーデンと北運河サウンドエナジーを視察させていただきました。

なお、商工会議所の港湾シンポジウムの欠席についてですが、私としましては、正式な案内をいただいておりますので、特に支障ないものと判断をしたところであります。

次に、同年12月21日、阿久津内科へは、市政にかかわる打合せのために出向いたものであります。

次に、12月28日は、自宅へ帰る予定ではありましたが、途中下車したものでございます。

そして次に、28年1月5日の阿久津内科へは、当時、市役所内でインフルエンザが蔓延し、私が罹患しては公務に支障が出ると考え、急遽、公務の合間を縫ってインフルエンザの予防接種に行ったものであります。

また、その後の手宮へは、自宅へ帰る途中、積雪状況の現地確認に行ったものであります。

最後に、28年3月12日の正法寺、同年5月15日の正林寺のいずれも法要がありましたので、公務と公務の間のタイトなスケジュールの中、移動の合間を利用してお参りに立ち寄らせていただいたものであります。

以上であります。私としましては、公務を遂行するために必要なものであり、公用車の不適切な使用は一切ございません。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 5番、安齋哲也議員。

（5番 安齋哲也議員登壇）

○5番（安齋哲也議員） 再質問に入る前に1点だけ確認をさせていただきます。

る言いたいことはありますけれども、寺院での法要の件ですが、公務と公務の間に立ち寄ったということですが、ということは私用だが公務と公務の間に使ったということをお認めになっている

のかどうかだけ確認させていただいて、もしそうだとすれば、私の本質問に対する「公用車を私的に使用したことはございません」という答弁は虚偽答弁になりますので、この精査をお願いしたいと思います。

○議長（横田久俊） 再質問の前にとということで、安齋議員から、ただいまの市長答弁についての確認が出ましたが、お答えできますか。本答弁では全て公務だと言われたので……

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 私は、虚偽答弁をしてはございません。昨日答弁させていただいたのは、それらを含めまして、全て公務のために公用車を使用させていただいておりますと答えております。

（発言する者あり）

○議長（横田久俊） 再質問に入ってもらえますか。再質問の中でやっていただけますか。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 5番、安齋哲也議員。

○5番（安齋哲也議員） 1点だけですけれども、本当にこのまま許していいのか。後で、私、再質問をしたときに、法要が私用だということを市長は以前認めていたので虚偽答弁に当たるとは思いますけれども、それでもよろしいということですよね。

○議長（横田久俊） そういうことではないですか、答弁ですので。

○5番（安齋哲也議員） では、再質問に入ります。

今の法要の部分ですけれども、5月15日の正林寺ですが、そこに出席された方から聞きましたけれども、森井ひであき後援会会長の四十九日だったと。以前、手宮中央小学校の開校式をその方の告別式で欠席されていますが、そのとき市長は何とおっしゃっていたかということ、私ごとで行かせていただいたとおっしゃっています。これは明らかに私用ではないですか。虚偽答弁なので、撤回をしていただきたいと思います。

次に、インフルエンザの予防接種が公務だという証拠をお示してください。

あと、視察とか市政の打合せとかと言っていますけれども、私が聞いているのは行政目的なのです。何の行政目的のことなのか、これについて全く触れられていませんので、改めてその行政目的は何だったのか、一つずつお聞かせいただきたいと思います。

では、その他の質問をさせていただきます。

まず、総合戦略の部分ですけれども、1点目に、市長が、市民の皆様が日ごろからお感じになっている主観的幸福感について、定量的に可視化したものが市民幸福度という説明をされていますけれども、では市長として、市民の皆様が日ごろからお感じになっている主観的幸福感とは何だと考えているのか、お聞かせください。

次に、総合戦略の策定に当たり、公約や考え方を盛り込んだと、このまちで生活している人たちを大切に政策を第一としてと言い、小樽の教育改革の部分を行うなど、公約や考え方を随所に入れたということですが、私が昨年の代表質問で指摘しましたが、市長の教育改革というのは、全く数値的なバックボーンがないのに、どうしてそれで総合戦略に数値を盛り込むことができたのか、説明してください。

市民が求める豊かさという部分を質問しましたが、豊かさについて把握してまいりたいということは、そもそも把握していないということでもあります。それなのに市民幸福度の高いまちと言っているということは、何ら根拠もなく、ただの言葉尻のいいことを並べているだけだと思っていますので、

まず、なぜ把握しないでそんなことをおっしゃっているのかをお聞かせください。

次に、アンケートの部分で、市民ニーズを把握する上で参考になったということですが、それを、ある程度だけしか参考になっていないのに、小樽市の将来ビジョンを策定したというのはおかしいのではないかと思います。ある程度というのは、どの程度なのかをお聞かせください。

次に、意向調査の部分ですが、実施することは難しいと判断したということですが、ほかの都市では実際に昨年実施したりなどしているのに、なぜ難しいと判断したのかをお聞かせください。

基本目標Ⅰの子育て世代をはじめ、全ての居住者に優しい、生活利便性の向上の部分ですが、過去5年間の最大値を採用したという答弁をされました。まず、なぜ過去5年の最大値としたのかをお聞かせください。

当時の、過去5年間の最大値の中で、そういったことをしたとしても、社会情勢が違うので、2030年時点で人口10万人の維持に努めるのに、婚姻率の部分ですが、婚姻率が4.1で達成できるのか、その根拠を示してください。

除雪の部分です。市民の声「除雪依頼」件数を目標値にしていますけれども、そもそも除雪依頼とまとめてくくっていいのかどうか。そもそも、その除雪依頼というのは何なのかということをお聞かせください。

私としては、排雪依頼と言ったほうが市民ニーズは多いのではないかと思います。その点をお聞かせいただいて、さらに950件に減らすということですが、なぜ950件としたのか、その根拠を示してください。

次に、暮らしやすいと感じるところですが、暮らしやすいと感じる市民割合を50.9パーセントから52.5パーセントに設定されたこと、なぜ2パーセントなのか。なぜ2,500人で、それが5年後の目標値達成に設定されたのか、その2,500人とした根拠を説明してください。

続きまして、市民所得の部分ですが、10パーセントで20万円向上させてということですが、これに11万2,000人を掛けて224億円が分配されるという根拠が全く甘い見積りであると思っています。なぜ10パーセントにしたのか。仮に20万円向上すると224億円が分配され、本市の経済に与える影響が大きいというその根拠、なぜそうなるのか。ただ掛けているだけではないはずだと思いますので、年間20万円上げてどうしてそのようになるのかをお聞かせいただきたいと思います。貯蓄などもするでしょうし、全部がそうやって回るとは思えません。

そして、その相乗効果によってほかの指標を押し上げるとおっしゃっていましたが、相乗効果でどの指標を押し上げるのかをお聞かせください。

そもそも私としては、各事業を推進して発展させた上で市民所得が上がるという流れだと思うのですが、そもそもこの将来ビジョンは全く逆で、市民所得を上げるという目標を掲げておいて、それが上がればほかの指標が上がるという話になっているので、私としては逆だと思いますが、お示してください。

PDCAの部分ですが、来年1月中旬に市民幸福度の暫定値を取りまとめると、その中で指標を見直すとお話しされていましたが、そもそもアンケートや幸福度を調査していないもので指標をつかって、新たにアンケートをとって指標を見直すということは、やはりそもそも幸福度の考え方の根拠が甘かったのではないかと思います。私としては、一回目標を決めたら、その目標に向かって事業を見直すということだったら理解できるのですが、指標を見直すというのはどういうことなのかをお聞かせいただきたいと思います。

さらに、そのように御答弁されていたのに、産業振興のところでは、5年で目標値達成するという答

弁をされているのです。これは指標を見直すのに5年で達成するというばらばらな答弁になぜなっているのか、詳しくお聞かせいただきたいと思います。

開かれた市政のところですが、定例記者会見のインターネットでライブ配信のところですが、私が聞いたのは、インターネットでライブ配信して、より一層開かれた市政にすべきではないですかということなのですが、市長は論点をずらして、記者会見記録を出しているから、それで十分ではないかと言っているのですが、私としてはタイムラグもあるし、その状況をライブ配信することによってもっと開かれるのではないですかということを行っています。なので、やりたくないのか、やれないのか、技術的にできないのか、その理由を示していただきたいと思います。

つじ立ちのところですが、つじ立ちで、どのような課題を聞いたのか、具体を聞きました。だけれども、市長は、市政の要望や期待の言葉としか言っていないのです。その要望や期待の言葉は何だったのかをお聞かせいただきたいと思います。

市長は意見の表明とか市民の声を聞くということは公務だとおっしゃっていたので、つじ立ちが公務であるなら、あえて公表をしないというよりも、公表したっていいのではないですか。公表したとしても、対象者を決めないで考えを述べることはできるのではないのでしょうか。市政を運営する市長として、何らお知らせもしない公務に対して対象者は誰もいないのでやるということ自体が無責任だと思いますので、見解をお聞かせください。

除雪の部分です。例年になく少雪だったけれども、十分検証できたかという質問に対して、少雪でも一定の検証ができたと言いますが、一定というのはどのぐらいのことなのか、何と何を比較し、どのぐらい検証したのか答弁を求めます。

次に、見直した4項目についてどう考えていますかと。おおむね効果があるとおっしゃっていますけれども、おおむね効果のおおむねとはどれぐらいなのかお聞かせください。

次に、排雪の部分で数値的基準を設けないのでしょうかという質問をさせていただいたときに、設けることは難しいというお答えでしたけれども、除雪の出動基準は設けているのに、排雪の基準は決めないと、それがそもそも矛盾しているのではないかと思います。ほかの事例で挙げましたけれども、旭川市、江別市、札幌市ですか、そこでは基本計画をつくって、排雪の基準についてもおおむねどれぐらいになったらやるなどの基準を決めているので、小樽市だけできないという理由は当たりませんので、排雪の基準を設けない理由を明確にお答えいただきたいと思います。その家屋がどうかではなくて、ほかの都市がやっているのになぜ小樽市ができないのだということですが。

参与の部分ですが、執行率7割を目標とすることについて、どういう意図だったのかということですが、この程度に抑えられると考えたものかというような答弁をされましたけれども、この答弁には、主語がなかったのです。誰がそう考えたのかというのを具体的に言ってください。

排雪を中止するよう指示したことは一度もないと発言をされているので、参与がなぜこう書いているのか、わかるように説明してくださいというところですが、誰が確認するまで作業を待つてほしいと言ったのかわかりません。市長が待つてほしいと言ったのがそうなったのか、それを確認させてください。

入札要件の4社以上の部分ですが、変更したことは適切だったということですが、適切だと自分が認めているのだしたら、なぜ原部が決めたと言うのか。自分が決めましたと、原部に指示してやらせましたと、そういうのが責任ある首長としての発言ではないかと思しますので、なぜ原部が決めたとおっしゃったのかも一度答えていただいて、自分が最終的には決めたのだと改めて言うべきだと思いますので、その点御答弁ください。

さらに、記者会見を開いて市民に理解を求めればよかったのではないかとということですが、これについても改めて考えをお聞かせください。

今年は少雪だったので、市民の皆さん、排雪については少し我慢をしてほしいとか、そういったことを言えばよかったのではないかと私は思っているのです。誰が言ったのかわからないことが現場を混乱させていると思いますので、市長が明確に市民に発信すればよかったのではないのでしょうか。

周産期の部分ですけれども、昨日の高野議員の質問に対しても、小樽協会病院の分娩再開に向けて取り組むというお答えです。こんなの当たり前のことであって、今いる、その困っている方々にどういった支援ができるのかという部分で、私としては、交通費や宿泊支援をしたらどうかということをお話しているのに、何でも小樽協会病院の分娩再開、分娩再開と言っているのですけれども、それでは、本当に子育て支援をやる気があるのかと思ってしまうので、今できる行政的な支援を直ちに検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また、そういった不平不満を原課で確認しているのかと。聞いていないで、そうやって小樽協会病院の分娩を再開すればいいと話をしているのかどうか、確認させてください。

あと、保健所から福祉部に所管を移したと、担当職員を配置したということですが、それであれば、なぜ北後志周産期医療協議会の委員を保健所の職員にしているのかということをお答えいただきたいと思います。

再質問は、これで終わります。

○議長（横田久俊） 答弁の準備はよろしいですか。少しお待ちください。よろしいですか。

調整中です。若干お待ちください。いいですか。

理事者の答弁を求めます。

円滑な運営に御協力願います。

よろしいですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 大変お待たせいたしました、大変恐縮でございます。

安齋議員の再質問にお答えをいたします。答弁漏れがないように努力をさせていただきますけれども、何かありましたら御指摘いただければと思います。

また、私から答弁したこと以外に関しましては、担当から答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、私は、公用車の利用の中で、行政目的について聞いているのだという御指摘があったかと思っております。その中で、私、先ほど答弁させていただきましたが、改めて、市政運営上、差しさわりのない範囲の中で改めて精査し、可能な範囲で答弁をさせていただきますということでお話をさせていただき、その範囲内でお伝えをさせていただいたので、それらの行政目的も含めて、この内容でお伝えをさせていただいたということでございます。

それと……

（「そんなのおかしいよ」と呼ぶ者あり）

（「公務なんでしょう、だって」と呼ぶ者あり）

（「差しさわると言えば何でもできるでしょう」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

○議長（横田久俊） お静かに。まず、答弁をお聞きください。

○市長（森井秀明） 総合戦略の最初の主観的幸福感とは何かというのは、具体例という意味ですか。ごめんなさい。

（発言する者あり）

いわゆる、あくまで私の私見でお話をすれば、このまちに住んでいてよかったと思える、そういう満足度が高いこと、そのように結びつくことが一つの幸福感ではないかと感じているところでございます。先ほどの答弁では、それを数値的な、定量的なもの、又は市民それぞれの感覚、定性的なもの、その両方を踏まえて、私は、住みよいまち小樽等のお話をさせていただいておりますけれども、その主観的幸福感というのは、私としてはそういう視点でお話をさせていただいているところでございます。

（発言する者あり）

それと、教育改革については、御指摘のように、私自身は、公約では裏づけとか数値的な内容等は何も入れ込んでおりません。しかしながら、今まで市政運営においては、さまざまな政策に取り組んできており、その範囲の中で、私自身は公約として掲げている範囲のものを、先ほどお話ししたように、教育改革等もお話しさせていただいておりますけれども、その私のお話しさせていただいた、裏づけのないものではありませんけれども、今回の総合戦略においては、政策等を含めて裏づけがあるように取り組んでいくということで入れていただいたと私は認識をしているところでございます。

それから、幸福感を何もはかっていないということで、その裏づけがない状態で将来都市像として私が発言をしていることが問題ではないかというお話だったかと思っておりますけれども、私としては、まずこの総合戦略そのものを、多くの皆様にお力添えをいただいて、御協力いただき、作成をすることができました。私としては、まず、この小樽市総合戦略というものができ上がったということを市民の皆様にお知らせをしたい、その中で将来都市像として掲げさせていただいている「訪れる人を魅了し、暮らす人には優しい、市民幸福度の高いまち」、それを広報という視点の下でお話をさせていただいておりますので、私自身はそれについては無責任だとは思っておりませんし、現行において、先ほど答弁の中でお話しさせていただきましたけれども、幸福感について、今後、アンケート等をとって、それを改めて数値化し、これからそれを形にしていくということでございますので、御理解をいただければと思います。

それと、事前に幸福感に対してのアンケートではなくて、人口に伴う、人口動向分析を目的としたアンケート、それをある程度とはどの程度なのかということだったかと思っておりますけれども、今回、御指摘のように、幸福感という枠組みでは、このときはアンケートをとっておりますので、ある程度というのは、あくまで転入者や転出者について、転入者においては、小樽市に対してのどのような印象を持っているのか、又は転出者においては、なぜ転出されるのか、さらには商大生においては、若い視点でどのように小樽を見ていらっしゃるのか、又は小樽市に住まわれている方、札幌市に住まわれている方々の分析等を目的に使われておりますので、そのような人口動態という枠組みにおいて、ある程度の市民ニーズを把握できたと感じているところでございます。

（「ある程度を聞いているのです、どの程度か」と呼ぶ者あり）

それと、先ほども答弁させていただきましたが、なぜ事前にアンケートをとることが難しいかという御質問だったかと思っておりますけれども、現行では、幸福度の考え方は自治体ごとにより違いがあるということもあり、また、このたび、これを導入するに当たっては、内閣府の幸福度に関する研究会の学術研究の成果にあわせて取り組ませていただきましたので、先にその形を取らせていただいて、今後において、その自治体ごとにおける違いがありますから、小樽市としてその成果に合わせたアンケート

トをこれから徴取するというので、それをタイトな時間の中で事前に調査をするということができなかったという意味合いにおいて難しいと答弁をさせていただいたところでございます。

それと、婚姻率の御指摘、その前にもう一つありますか。

(「暮らしやすさ」と呼ぶ者あり)

いや、それはさらに後ですね。少しお待ちください。

基本目標Ⅰに設定された目標値の根拠に対しての御質問だったかと思います。

過去5年間の最大値を採用させていただいておりますけれども、これ先ほども答弁させていただいておりますが、増加する見込みが薄い状態の中で、微増を見込んでいける、その実現可能性の範囲の中でこのように設定をさせていただいたということで、先ほど答弁させていただいたものでございます。

それと、婚姻率につきましても同じような御指摘だったかと思いますが、婚姻率についても、同じように、現状では大変低下傾向にある状況ですので、ある程度の希望的な想定も含めて、しかしながらできる限り実現可能な数値として設定をさせていただいたというところでございますので、御理解をいただければと思います。

また、除雪依頼よりも排雪のほうがよかったのではないかというお話でありましたけれども、これも企画政策室と建設部等でお話をさせていただいた中で、今、改めて考えれば、除排雪でございますから、除雪も、そして排雪の要望も含めて入れるべきであったと、御指摘をいただいて内部でお話ししていたところでありまして、そのときの議論の中においては、除雪要望が非常に強いということで、除雪をまずこの指標の一つにしていくべきではないかということから、それだけが先行して導入をされていたところでございますので、今後、排雪におきましては、どのようにしていくのか検討していきたいと思っております。

また、それがなぜ950件に減らすという目標値であったのかということでございますけれども、下げることそのものが幸福度にはつながるだろうというのは、庁内でも認識をしております。これは答弁もさせていただきましたが、転出者アンケートの要望等が、やはり小樽の生活環境での不便・不満点において、雪が多いという視点が非常に大きかったことを考えると、それについては非常に重要かと思っておりますけれども、現行において950件というのは、いわゆるその数値よりも上がることはないように、徐々に徐々に減らしていくということを想定し、この950件ということの一つの目安として取り組ませていただいているということで設定をした数値であると考えているところでございます。

(発言する者あり)

また、暮らしやすいと感じる市民割合の目標値設定の2,500人、2パーセント、これにおいても、いわゆる2パーセント増え、2,500人の人たちが、市民の皆様が暮らしやすさに対する評価として十分な効果があったとして考えてよいという、その指標の下で2パーセントという枠組みにさせていただきましたが、本来であれば、それが当然に100パーセントになることが目標でございますので、今回の指標としては、まずその2パーセントをとということで企画政策室内で検討し、設定をさせていただいたものでございます。

それと、市民所得の224億円については、御指摘で怒られてしまっているところかもしれませんが、これはあくまで数値としてはただ掛け算をただけのものを出しているところでございます。具体的には、そのように蓄積されるものであろうとか、その他さまざまなことがあるかと思っておりますけれども、実際に10パーセント、20万円向上すれば、そういうことになるということでお示しをさせていただいた部分でございます。

また、この目標を10パーセントと置いたのは、一つの希望的観測ではございますが、やはり御指摘さ

れていたように、一つの指標だけを見てそれが実現できるわけではございませんので、さまざまな要因が絡むであろうと思っております。

また、なぜ、本来であれば政策を先に積み重ねて、その上で目標数値を決めるべきではないかということのお話もあったかと思っておりますけれども、このたび小樽市総合戦略を考えるに当たっては、まず目標をこれだけ掲げて、それに伴って現在の事業をまずそれぞれの総合戦略の中にもら下げさせていただきたいというところもありますけれども、まずは数値目標というのは非常に大切であろうということから、数値目標を先行して取り上げさせていただいたというところでございます。

もう一つ、産業振興の目標を5年で達成するというのは、逆にこれは年度とかはつきりされているのではないかということであったかと思っておりますが、これについては、原部等でこれだけの取組を推進しているので、5年以内にこの目標値達成できるであろうということを推定させていただき、このように設定させていただいたところでございます。

それと、定例記者会見のインターネットライブ配信をすることがオープンにつながるから、すぐにもやるべきではないかということではありますが、私から答弁させていただいたように、現行においては、記者会見録をホームページに掲載させていただいているので、それについては、先ほどお話ししたように、私はそれで一つのオープンにするという意味合いにおいては、効果がもう既に出ているというふうに感じております。現行においては、私自身が、今、インターネットライブ配信についてやろうという考えを持ち得ておりませんので行っておりませんが、今後において市民の皆様のニーズとか、ライブのほうがいいとか、いろいろな方々のお声を聞きながら、その可能性について検討していきたいと思いません。

それと、つじ立ちについては、昨日も答弁させていただいているところでございますけれども、やはり市民の皆様の感触を肌で感じるというのは、公表することによって、そのことをお聞きしたいとか応援しているという方々だけが集まるような場にするのではなくて、いろいろな方々がいらっしやる中で、本当にその生の声を直接聞きたいという思いから私は今、公表しておりませんので、その感触を肌で感じるということが非常に重要だと思っておりますから、私自身は現状においては事前に公表するという考え方は持っておりません。

それと、参与が御指摘の執行率7割については、私が言った言葉でございます。

それと、中止に伴って確認は誰ということかと思っておりますけれども、確認については、私もそうですし、市役所職員、さらにはそれぞれのJVのパトロールを含めて確認をとということでの発言でございます。

あと、4社における適切だというお話ですが、私自身は、昨年も含めて、その御指摘いただいている話について現実をお話ししているだけでございますので、そのようにお伝えをただけでございます。

そしてもう一つ、これも昨日答弁させていただきましたが、昨年度のさまざまな変更であったりとか取組については、やはりなかなか市民の皆様はもちろんのこと、業者の方々も含めて、伝え切れなかったというのが反省点であると思っております。それが記者会見等を含めて伝えるべきだという御指摘であったかと思っておりますけれども、それらも含めてさまざまな場面で、特に次の、来年度に向けても、現在、検証をいろいろさせていただいておりますが、安齋議員がよくおっしゃられるように、PDCAサイクルという中でやはりさまざま改善を今年も図っていくのは当然だと思っておりますので、その変更点等も含めて、私はもちろんのこと、原部・原課も含めて伝達できるよう努力をしてみたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 福祉部長。

○福祉部長（日榮 聡） 私からは、まず、今、出産で困っている方がいるのに行政で何か支援ができないのかということについてですけれども、北海道では、地元で出産ができる産科医療機関がない場合については一応補助するというのは承知しておりますが、今回、北後志周産期医療協議会を立ち上げまして、これには北後志5町村も入っていただいて設置したところでございますので、まずは小樽協会病院での分娩を再開することが一番であると考えております。

それから、不満の声を原課で把握しているか、ニーズを聞いているかということなのですけれども、手紙あるいはメール等でいただいた意見の中では、交通費にかかる必要性については特にありませんでした。とにかく小樽市内で産婦人科が1施設のみになってしまうと、こういったことへの不安がほとんどであるということ聞いております。

それから、保健所から福祉部に、周産期医療についての所管が変わったわけですが、なぜ北後志周産期医療協議会に保健所が入っているのかということにつきましては、専門的な知識が必要な場合については保健所と連携して進めていきたいと今までも述べているわけですが、庁内でも、横断的にこういった協議会をバックアップしていくために、保健所にも入っていただいて話を進めていくということでございます。

（発言する者あり）

○議長（横田久俊） お静かに。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 建設部長。

○建設部長（相庭孝昭） 安斎議員の再質問にお答えします。

1点目、少雪でも一定の検証ができたということの一定というのはどういうことかということでございます。私どもでは、例えば段差解消ですとか、出動基準の見直し等を実施して、業者の方やバス事業者の方からいろいろ、第1種路線と第2種路線の間の段差がなくなったとか、ロードヒーティング前後の段差が少なくなったというような御意見は伺っているところでございますけれども、ただ、その客観的な数値がとり切れなかったということ、それから少雪であったために第2種路線の除雪回数が増えましたが、それによってどれだけ道路脇の雪山が成長するのか、そこら辺については、これが通常の降雪になったときにどれくらい出るのかといったところの検証が、少雪だったゆえにし切れたかどうかということがあったために一定のということで、全て検証し切れたかということにつきましては、条件が異なりますので、一定のということで留保をつけたつもりでございます。

それから、次の4項目のおおむねはなぜだといったことですが、これにつきましても、いろいろ懇談会、それからバス事業者の方、先ほどの繰り返しになりますけれども、感想は伺っておりますけれども、では具体的にどういった数値で示せるのかということ、残念ながら過去のデータもございませんので、そういった部分では、今年度との比較、客観的な数字、出動回数などは記録しておりますけれども、そういった部分での客観的な比較がなかなかできないということで、おおむねということで留保をつけたつもりでございます。

それから、排雪についての数値的なものをつくれぬのかということですが、繰り返しの答弁になるかと思いますが、小樽市の場合、山坂もありまして、途中で幅員が変わっているといったこともございます。そういった張りつきぐあいも変わってございますので、一般的な基準はなかなか難しいというふうに考えているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 副市長。

○副市長（上林 猛） 安齋議員の再質問にお答えいたします。

先ほど答弁しました公務と公務の間の正法寺と正林寺についてのことでございますが、いずれも土曜日という日程の中で、午前から午後までびっしり公務が詰まっています、ちょうど公務と公務の中間に、市長の社会人としての営みといいますか、そういうわずかな時間を公務と公務の間にとるということは、社会通念上、許容の範囲、そのようなことを考えておまして、これも両方の公務を滞りなく進めるためには、社会通念上の儀礼の範囲の中で顔を出すということは当然あり得ることなので、ほんの短い時間、両方の公務を優先させる、公務に支障のない範囲で、社会通念上の範囲の中で社会を営むための儀式、そういうものに参加するのは、公務の一環、一部として認められると考えております。

（発言する者あり）

また、インフルエンザのことですけれども、これも多忙な公務の中で、言ってみれば公務の遂行上の必要のためということで、ほんの一時の間、インフルエンザの予防注射を受けに行く、それも通常の勤務時間の中でそういうこともあり得るのではないかなどと考えておりますので、そういう意味では公務と考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（横田久俊） PDCAサイクルのところ、チェックのところだと思いますが、指標を見直すということなのだけれども、それは指標ではなくて、事業の見直しではないのかという質問がありましたが、それはどうでしょうか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 失礼いたしました。答弁漏れがありました。

見直すべきは指標ではなくて、本来、事業ではないかという御指摘だったかと思いますが、私としては、今回、このように短い時間で総合戦略をつくらせていただき、当然にその指標についても、このたび掲げさせていただいているところではございますが、この指標についても、PDCAサイクルの中でやはり必要なところ、時代背景とか、その時々々の社会事情によって変化があるというのは、安齋議員が御指摘のとおりですので、こちらについても、ある程度の変化というのは起こり得ると思っております。

また、その中で、御指摘のように、それを達成するために事業に対しても改善を図るために、PDCAサイクルにのせて行っていくことは重要だと思っております。

（「つじ立ちの部分で、市政の要望や期待の言葉をいただいているというのは具体的に何なのだという」と呼ぶ者あり）

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 失礼いたしました。

市民の皆様の声、具体的にということでございますけれども、例えば除排雪においては、どちらもあります、除雪の要望、排雪の要望の話もあれば、逆に今年度の除雪はよかったとか、除排雪大変変わったと思いますとか、雪においてとかも、そのようにいい声、悪い声も含めてさまざまな声をいただいているところでございます。

（「5番、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 5番、安齋哲也議員。

○5番（安齋哲也議員） 再々質問の前に、私が指摘している行政目的の部分、何で最初の塩谷のところは道路側溝の現地という行政視察を具体的に言えたのに、ほかの視察については何ら一切答えられて

いないと。市政の打合せだと言っていますけれども、これは市政運営に支障を損なうというような話ですが、私が行政目的として聞いている意図としては、例えば建設部の関係とか、そのぐらいの打合せは言えるのではないかと思っているので、この点、議長から市長に、何の視察なのかを具体的に言っていたら、その打合せはどのような所管の部分だったのかぐらいまでは言えると思いますので、促していただきたいと思います。

○議長（横田久俊） 最初の側溝の関係は、道路行政ということでしょう。あと何点だったかな。少し待ってください。

カルデラの味覚まつり、あるいはかかし祭、蘭島、塩谷の海水浴場の話がありました。この辺で、こういう目的で行ったのだということを、何度も言いますけれども、公務ですので、カルデラの味覚まつりはお招きを受けて市長として赴いたということですよ。そういった説明をしてくださいということだと思います。そこで、そういうことで公務で行ったということですね。

（発言する者あり）

（「温泉に行ったって視察になっちゃいますよ」と呼ぶ者あり）

発言許可を求めてからしてください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 確認してください、促してくださいというお話に対しての答弁でございますけれども、全てにおいてお話しさせてもらったほうがよろしいのでしょうか。カルデラの味覚まつりとかからですか。

（「昨日の段階で、個別に行政目的についてお答えいただけるということで、休憩して今日に至っているわけですから」と呼ぶ者あり）

ですから、先ほど答弁させていただいたように……

○議長（横田久俊） 勝手にお話をしないようにお願いします。

○市長（森井秀明） 可能な範囲の中で答弁させていただきますということで、先ほどお伝えをさせていただいたところございました。

（「全然そういうのだったら」と呼ぶ者あり）

（「行政目的については聞いてないよ」と呼ぶ者あり）

（「視察というのは、何の視察なのかというのを言うのが行政的に必要なんで。私たちだって、どここのまちに港湾の視察に行きましたとか、そういうことがありますよね」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 安斎議員、一問一答ではないので、今市長が答弁していましたのであれしてください。

少し副市長と打ち合わせしてください。

公務ということですから、何らかの目的があって行かれたということになる。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 今、御指摘の部分、幾つかあったので、改めてお話ししますが、遠方部分においては、御案内もいただき、それぞれの市町村で取り組まれていることを、連携等のこともありますし、取り組んでいることに対しての応援も含めて、その御案内に対して伺わせていただいたところでございます。

また、ほかのさまざまな視察については、それぞれのところに人の集まりがありますから、私はいろいろなところに出向いて、市民の皆様の声を聞き、市政運営に反映をしていくという、私なりの公務に対しての意識として取り組ませていただいておりますので、パークゴルフ場であったりとか、さらには、手宮ピアガーデンですか、あと北運河サウンドエナジー等は、そのような目的で行っております。

また、海水浴場においては、ドリームビーチだけではなくて、ほかの海水浴場における動向も、当然にその海水浴場開設期間中にしっかり見ていかなければならないということもあり、それでその2か所については立ち寄りさせていただいたところでございます。

(「市政の打合せは」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 何ですか、市政の……

(「市政の打合せがどこの所管なのかとか。これだと何でも言えちゃうから」と呼ぶ者あり)

どこの所管の打合せに行ったということですね。

(「そのまま思っていること全部言われたら、何でも」と呼ぶ者あり)

(「何だって言えるよ」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) 市政にかかわる打合せ、末広のことにおいては福祉行政について、阿久津内科には医療行政についての打合せでございます。

○議長(横田久俊) 再々質問に入ってください。そこで、今の再質問の答弁についての御指摘があれば、さらに御質問があればしてください。

(「5番、議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 5番、安斎哲也議員。

○5番(安斎哲也議員) それでは、先ほどの副市長が御答弁された法要の部分ですけれども、公務と公務の間に社会通念上必要なことに行ったということは、それを一貫して公務だとは言っていますけれども、それが公務だとは言っていないですね。ということは、私用に使ったと、公務と公務の間に、私用だったけれども、公務の一環として行かなければいけなかったのだと。それは公務ではなく、私用を公務と公務の間に行ったということなので、私への最初の答弁で公用車を私的に使用したことはございませんというのは虚偽答弁に当たりますので、撤回をしていただきたいと思います。

このほか、個別の公用車の部分については、予算特別委員会でやらせていただきます。

あと、総合戦略の部分ですけれども、やはり客観的根拠が全く乏しいので、それについてはしっかりやった上で、市長も市民に対しての広報だとかというのを言うべきだと思いますので、こんな曖昧な基準で幸福度の高いまち、幸福度の高いまちと言うのは控えたほうがよろしいかと思います。

あと、婚姻率の部分ですけれども、希望的な数値ではなくて2030年時点で人口10万人を維持すると言っているの、どういう計算でやったのか根拠を示してほしいと言っていますので、お答えください。

あと、市民所得の部分ですけれども、はっきり掛け算しただけと認められてしまうと、ではその市民幸福度の高いまちというのは一体何なのだととなりますので、なぜ10パーセントにしたのかというのをきちんと、希望的観測ではなくて根拠があるはずですから、お示しいただきたいと思います。

950件減らすというこの目標はいいと思うのですけれども、なぜ950件にしたのか、これについてお聞かせいただきたいと思います。

あと、除雪の部分ですけれども、少雪でも一定の検証ができたと言いますけれども、全部し切れてい

ないで、しかも客観的数値がなくて何で一定の検証ができたと言えるのか全く疑問に思うところなので、何と何と何ができて、何と何ができていないのかというのが、もしあればお聞かせいただきたいと思います。

おおむね効果というところですが、客観的な比較ができないとおおむね効果というのは、全く答弁に値しないものでありますので、おおむね効果というのは、何をもっておおむね効果と言っているのかお聞かせいただきたいと思います。

あと、入札要件の部分ですけれども、現実の話がされているということですが、現実には市長が決裁しているんで、原部が決めたのではなくて、市として決めたというのが現実の話だと思いますので、答弁を改めていただきたいと思います。

小樽協会病院の分娩再開うんぬんの部分ですけれども、福祉部長の答弁では、専門的知見があるということで保健所を委員に入れているということであれば、そもそも所管は保健所でよかったのではないかと思うわけです。これについて、ではなぜわざわざ担当を福祉部に変えたのかと、医療の、小樽協会病院の分娩再開に向けた調整を福祉部の職員がやっているのに、今度その再開に向けた協議会は保健所の職員が委員になっていると、矛盾していませんか。これについてお答えください。

あと、小樽協会病院の分娩の再開に向けて努力、それはいいことだし、やるべきなのですけれども、再開するめどがつかまだわからない状況の中では、今できる子育て支援を模索してやるべきだと思うのです。小樽協会病院の分娩再開という答弁で逃げないでいただきたいと思います。本当に子育て支援をする気があるのか、市長として公約に載せていますから、やる気があるのだったら、少しでもその方向性を導き出すべきだし、これまで小樽協会病院に補助として何千万円か出している部分の予算が、今年度からついていませんよね。それはどこに行ってしまったのですか。その分を充てればいいではないですか。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 副市長。

○副市長（上林 猛） 大変申しわけありませんが、答弁に正確性を期すため、若干時間をいただきたいと思います。さほどの時間にならないと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（横田久俊） 今ですね。そこでなくて。休憩をとるといいますか、副市長。

（「ちょっと調べていただいているので」と呼ぶ者あり。

それは構いません。いいですよ、そこでも。

（「自席待機ということで」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

理事者側に答弁を調整する時間はお与えますから、そこでもいいですし、どこでもいいですから調整してください。

議員各位は、そのままお待ちください。

（「こんな状態でずっと待機というのは」と呼ぶ者あり）

お待ちください。

（発言する者あり）

（6分経過）

今、それも考えたので、少し待ってください。

理事者に申し上げます。こういう状況が常態化しますと議会運営に大きな支障を起しますので、今

回は許可しましたが、あまりこういうことがないようにしてください。

(発言する者あり)

それでは、もう数分はかかるでしょうから……、来たかな。戻ったようですね。

今、私から申し上げたのですが、今回、理事者の皆さんに時間をお与えしましたが、こういう状況が常態化しますと議会運営に大きな支障がありますので、なるべく再質問には、再々質問にはしっかりとお答えをいただけるようにと思います。それでは、よろしいですか。

理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) お時間をいただきまして大変ありがとうございます。

再々質問にお答えをいたします。私から答弁したこと以外におきましては、各担当より答弁をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず、総合戦略において、客観的根拠がない中で将来都市像等を発言されるのを控えたほうがいいのではないかと御指摘でありましたけれども、私としては、やはりこの総合戦略ができて、これは市民の皆様にとって共有をし、取り組んでいく必要があると思っておりますので、現行では私は控えるつもりはございません。その将来都市像も含めて、このような方向性で、今、小樽市として取り組んでおりますということで、これからもお伝えをさせていただきたいと思っておりますのでございます。

しかしながらそんな中で、幾つか根拠について、婚姻率、それと除雪の950件、さらには所得の10パーセント、これらについては、企画政策室と各担当の部等で話をしている中で、実現可能である範囲の中で取り組む、そのような打合せを続けてきた中でございます。

総合戦略では、人口対策や地方創生を目的として、合計特殊出生率や1人当たりの市民所得などの高位の指標をしっかりと設定し、その実現のためにあらゆる事業を結集していくというつくりになってはおりますが、しかしながら、今、安齋議員の御指摘のように、目標値の設定根拠について若干曖昧な点がありますから、今後において、それらも改めて皆様にはっきりお示しできるように、見直しを含めて適切な指標管理に努めていきたい、このように考えているところでございますので、御理解をお願いいたします。

それともう一点、私は決裁者なのだからという御指摘があったかと思えます。4社のお話だったかと思えますけれども、やはり市役所の中で私が判断したにしても、原部・原課の中で方向性が決まったにしても、最終責任者は私ではございますから、その責任という意味合いにおいてはしっかりと取り組んでいかなければならない、判断していかなければならない、このように考えておりますので、そのように私は考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 建設部長。

○建設部長(相庭孝昭) 安齋議員の再々質問にお答えします。

一定のと言っている部分で、何ができて何ができなかったということ、それからおおむねという効果について再度お答えをということでございますが、一緒に答える形になるかもしれませんが、お許しいただきたいと思えます。

私ども、改善に取り組みました事項につきましては、出勤回数等の変化等も押さえているところでございます。また、雪堆積場につきましても、どの程度の費用、これもまだ推計、概算の値ですけれども、現在、調査といえますか、推計をやっているところでございますけれども、ただ、例えばガタガタ路面

にいたしましても、なかなか何日発生して何日ということまで押さえきれていないといった部分はございますが、除雪に加わった業者の皆様からは、先ほど来申し上げておりますとおり、第1種の除雪路線と第2種の除雪路線の出動の差がなくなったものですから、そういったことで、その間の段差が少なくなったとか、それからロードヒーティングとの段差といいますか、その部分の段差が少なくなったというようなお話を伺っているということ、それからバス事業者の方から、やはりガタガタ路面の発生が抑えられたので、安定な運行ができたというようなお話を伺っているところでございます。そういったことを総合して、おおむね効果があつたのではないかと考えているところでございます。

ただ、これにつきましては、繰り返しになりますが、昨年度は少雪だったということでございますので、さらに雪が降ったときについてどうなのかというのは、まだ今後も検証しなければなりませんので、そこについては留保がついているといいますか、そういったことで答弁したところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 福祉部長。

○福祉部長(日栄 聡) 私からは、まず支援策について今できることを何か考えるべきではないかということですが、確かにいつ再開できるのかということのめどは現時点では立っておりませんので、再開するまでの間の市民ニーズ、こういったことも調査しながら、何が必要なか、また、できることがないのかということについて研究してまいりたいと思っております。

それから、保健所と福祉部の関係で、周産期医療については福祉部ですることはおかしいのではないかということについてですが、確かに専門的な知識が必要な場合については保健所と連携をするということになっております。それから、福祉部においては、出産にかかわることで、例えば子育て支援課なのですが、子育て支援課の事務分掌の中では、子育て支援策の計画、立案、調整についてのことという部分がございますが、これを広く解釈しますと、産み育てる支援策の一つではないかということでございますので、特に矛盾はないのではないかと考えております。

(発言する者あり)

○議長(横田久俊) お静かに。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 副市長。

○副市長(上林 猛) 再々質問にお答えいたします。

先ほどの公務ということについて、撤回をすべきではないかということでございますが、運転業務として午前中の用務が終わって、次の用務までに時間がない場合、本来であれば一度家に帰って、送って、さらに迎えに行き、また別の用務ということになるかと思っておりますけれども、その間の時間がない場合は、運転業務としては、連続として運転業務として、公務として運転するということになりますので、そういう意味では一連の公務というふうに考えさせていただいております。これは3月12日も、5月15日も同じような状況でございますので、連続した公務ということで私どもとしては考えております。

(発言する者あり)

○議長(横田久俊) 安齋議員の再質問、再々質問は、副市長の答弁の中には、一部私用があつたけれども、いろいろな運用上のことで公務としてやったということですね。それは方法論でいいのですけれども、安齋議員の本答弁の中では、全部公務だったと言っているわけですね。中に私用が入ってはいないという言い方だったので、そこに一部私用はあつたけれども全体としては公務だったということに撤回をしてほしいという……

(「しないとまずいんじゃないですか」と呼ぶ者あり)

ことだと思うのですね。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 副市長。

○副市長(上林 猛) 再々質問に再度答弁させていただきますが、運転業務として、業務日誌上は全て公務という扱いになると思いますけれども、市長の個人的な用務ということであれば、その部分については、時間的にわずかな時間ですけれども、途中、私用が入って、そしてすぐに公務に戻ると、そういう意味では一部公務外のことに入っていますけれども、その次の公務への支障を考えれば、一部そういう社会通念上の儀礼を欠かない、そういう支障が、ほんの一部ですけれども、時間にして数十分、その間入るといことは、とりわけ土曜日、日曜日という時間帯の中では、これはやむを得ない事情ではないか、そういう意味では市長の公務かといえ、一部私用が入っていると、正確に言うともそういうことになりましたが、全体とすれば、時間的余裕からすれば公務扱いということになると私どもは理解しておりますので、御理解をいただきたいと思います。

(「そうすると虚偽答弁ということでよろしいですか」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 私が、今、説明というか、安斎議員の質問の意図をお伝えしたのは、いいですよ、やり方がいい悪い、公務と公務の間に私用が入って、全体としての運用のときにそのようにやったというのは、それはいいか悪いかは皆さん方が御判断されることですけれども、そうではなくて、答弁で全て公務だったと言った中に私用が入っていたので、その辺は撤回しないのですかということなのだと思うのです。ですから……

(発言する者あり)

一部私用が入っていましたというふうに訂正をしていただければということなのですね。

(発言する者あり)

答弁にそごというか、実際と違っていたということでしょうかね。

(発言する者あり)

本答弁では、全て公務のためにお答えになっておられますので。

(「もう一個が、公用車を私的に使用したことはございませんと言っているのです」と呼ぶ者あり)

それもあるね。

繰り返しで申しわけないけれども、本当の公務と公務の間に少し私用があつてやること自体は、それを責めているのではないのですね、安斎議員も。そういうこともあり得るだろうということでしょうから。答弁が少し違っているということ。

(発言する者あり)

だから、本答弁のときの答弁が……

(発言する者あり)

お静かに願います。

本答弁のときに、全て公務だと言ったのですから、それは一部私用が入っていましたということを書いていただければいいということですね、本答弁は少し間違えましたということだと思いますので。

(発言する者あり)

そうやって言っていたらいい話なのですけれども。

(発言する者あり)

どうですか。

(発言する者あり)

副市長の答弁で一部私用が入っていたということをはっきり言われましたので、本答弁の答弁は間違いだったということになると思いますので、それを少し訂正するなりなんなりしていただければということですね。

(発言する者あり)

市長、お答えいただけませんか、その辺。

(発言する者あり)

市長、いかがでしょうか。明らかにというか、そういう副市長からの答弁もありましたので、若干間に私用が挟まっていたことは間違いのないのかなと思いますので。やったことを、それはとんでもない話だという話ではないのですね。答弁が違っているので、答弁を直しておいたほうがいいのではないですかと。

(「とんでもないな」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

いや、まあまあ。

(発言する者あり)

(「とんでもない話だよ」と呼ぶ者あり)

そのとおりですけれども、運用上そういうこともあったということです。それを、それ自体を安齋議員は責めているわけではなくて。

(発言する者あり)

この状態が続くのは、議長としては不本意でありますので。

どうでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) 先ほど副市長がお話しされていたように、正法寺と正林寺に関しましては私自身の私用でございます。

(発言する者あり)

○議長(横田久俊) それは答弁を訂正するということにつながるのではないかと思います、それは言えないのですか。

(発言する者あり)

少し整理します。安齋議員に対する質問の本答弁で、公用車の使用は全て公務でありましたという答弁をされました。そして、今日の冒頭の答弁ではいろいろ個別のお話をされましたが、再々質問に対して副市長は、公務と公務の間に使用をしたこともあったと、短時間ではあったけれどもというお話をされました。そうすると、本答弁が間違っていたので、それは撤回なのか訂正なのか、したほうが後々のことといいましようか、よろしいのではないのですかという安齋議員の指摘でありました。私もそのように思いますので、今、答弁を促しましたけれども、市長からも私用があったという話ですから、それであれば本答弁のときの全て公務だったというのは、一部私用が入っていたと言っていたきたいと、このように思いますが、市長、いかがでしょうか。

(発言する者あり)

私も、あまり無理なことを言っているつもりはないのですけれども。

(発言する者あり)

(「どう話すかですかね」と呼ぶ者あり)

繰り返しますが、このままの状態を延々と続けるわけにはいきませんので、市長のほうでもし答弁できない、そして時間が必要であるということであれば、そのような仕切りにいたしますが。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) 先ほど副市長からもお話がありましたけれども、社会通念上、利用範囲の中にあるという考え方の下、私自身は全て公務のためという考え方がありましたので、このように答弁させていただきましたが、その2点については私用でありましたので、御理解をいただければと思います。

(発言する者あり)

○議長(横田久俊) それは、先ほどの答弁と同じでわかりますが、普通、答弁が違っていると、それは訂正してくださいなど、そういう話になると思うのですが、答弁の撤回の話には及んでないようですので、これは議事整理権でも少々不適切かなという気がいたします。明らかに、本質問のときの答弁が違っていただけですから、それは訂正してくださいと申入れがあればそうしますし。

いかがですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) では、今お話したことに合わせて訂正をお願いいたします。

(発言する者あり)

(「それじゃだめだって」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「社会通念上無理ですよ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○議長(横田久俊) 市長の発言がありましたけれども、やはり市長の口から、本答弁のときの、全て公務は間違いで、一部私用が入っていたので訂正してくださいという、どう言うかわかりませんが、そういうお話をしていただければと思いますが。

今言ったことをちょっとそしゃくして言っていただければいいわけですので。どうですか。

(発言する者あり)

今までも、森井市長に限らず、前の市長も、歴代市長も、間違ったときにはありました、何回もいろいろなことで。

(「そんなことはないですよ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「同じことはないですよ」と呼ぶ者あり)

(「そんなことはないですよ」と呼ぶ者あり)

そんなことはないですね。間違ったときは訂正ということでしていただきましたので。どうでしょうかね。あやふやなことではなくて、はっきりしていること、御自身も認めたことですので、先ほど私が言ったような言い方がいいのかどうか、それは市長にお任せしますけれども、しっかりと行っていただければと思いますが。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長（森井秀明） では、今、議長に御指摘をしていただいたように訂正をお願いいたします。

（発言する者あり）

○議長（横田久俊） 私は、事例を言っただけであって。

（発言する者あり）

（「議長、1番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 1番、秋元智憲議員。

○1番（秋元智憲議員） 昨日から、この問題につきましては混乱しておりまして、一日たってもこういう状況ですので、一度休憩して、市長にあっては何が問題なのかということはまだ御自分で理解されていないようですので、しっかり自分の言葉で、先ほど議長が言われたように、自分の言葉でしっかり何をどうしてほしいのか、そしてここまで混乱させたことについてしっかり陳謝するなりしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（横田久俊） 私も先ほど来から言っておりますが、この状態が続くのは非常に不本意です。時間もどんどん経過しています。

今、秋元議員から議事進行があつて、市長サイドもなぜそのように言えないのかという部分を御検討いただいて、改めて答弁……

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） いいですか。

市長。

○市長（森井秀明） それでは、大変お時間をとらせていただきまして大変恐縮でございますけれども、昨日の安齋議員の御質問に対して、私は「全て公務のために公用車を使用させていただいております」と答弁をさせていただいたところでございますが、これを「公務を遂行するために公用車を使用させていただいております」に訂正をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

（「おかしいでしょそれ」と呼ぶ者あり）

（「それはおかしいわ」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

（「そんな詭弁」と呼ぶ者あり）

（「休憩してください、全然わかっていないです」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） ただいま市長からの発言がございましたが、議会の責任者としても、今の御答弁は少々違う気がいたしますので、これは議長職権で暫時休憩をとりたいと思います。再開時間は、追って連絡をいたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 7時00分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

安齋議員の会派代表質問の途中ですが、議事の都合により、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 7時01分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 酒 井 隆 行

議 員 佐 々 木 秩

平成28年
第2回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

平成28年6月22日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	高	橋		龍	4番	中	村	岩	雄
5番	安	斎	哲	也	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	齊	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐	々	木	秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	林	秀	樹												
副	市	長	上	林	猛	水	道	局	長	浅	沼	敦											
総	務	部	長	(上	林	猛)	財	政	部	長	前	田	孝	一									
産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章	産	業	港	湾	部	参	事	飯	田	俊	哉			
生	活	環	境	部	長	渡	辺	幸	生	医	療	保	険	部	長	小	山	秀	昭				
福	祉	部	長	日	栄	聡	建	設	部	長	相	庭	孝	昭									
消	防	長	明	井	隆	生	病	院	局	小	樽	市	立	病	院	事	務	部	長	笠	原	啓	仁
教	育	部	長	工	藤	裕	司	総	務	部	長	伊	藤	和	彦								
保	健	所	次	長	犬	塚	雅	彦	企	画	政	策	室	長	中	村	哲	也					
財	政	部	財	政	課	長	志	賀	公	総	務	部	総	務	課	長							

議事参与事務局職員

事務局長	田中泰彦
庶務係長	由井卓也
調査係長	大崎公義
書記	北岡尚
書記	眞屋文枝

事務局次長	林昭雄
議事係長	柳谷昌和
書記	石澤麻由美
書記	深田友和
書記	河崎仁美

開議 午後 4時35分

○議長（横田久俊） 開議時刻が、予定時刻より若干遅れたことをおわび申し上げます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、安齋哲也議員、中村誠吾議員を御指名いたします。

再開に当たり、経過説明も含め、議長から一言申し上げます。

6月15日、安齋議員の代表質問における市長答弁において、市長は、「全て公務のために公用車を使用させていただいております」と発言されましたが、一部、私的と認められる使用をお認めになったため、私は、さきの答弁を訂正されるよう求めました。

しかし、市長の再々質問における訂正答弁では、私的使用の部分に触れられていなかったことから、質疑を中断して市長部局と議会側で答弁の調整を試みしました。連日にわたる調整は、一時好転の兆しも見えましたが、結果的には頓挫し、膠着状態のまま時間が経過いたしました。市長部局からは、これ以上協議に応じられないという最終判断も示されましたことから、この状況を打破するため、再開について意見の分かれていた議会運営委員会に私の意見を伝え、議長職権による判断も視野に入れた議論を進めたところ、再開に向けて一定の合意が形成され、現在に至っているところであります。

この間の中断は、市長が明確な答弁訂正を行わなかったことに端を発したとはいえ、市議会の責任者である議長として調整に時間がかかったこと、また市長との信頼関係が十分に構築できなかったことにつきまして、議員、理事者各位、とりわけ傍聴者をはじめとする市民の皆様には深くおわびを申し上げ、謝意を表すところであります。

議会と執行機関の長は、その権限、職責を分担しながら二元代表制による対立、対等の立場を堅持しつつ、チェック・アンド・バランスの原則に従い、両者はお互いに権限を侵すことなく、又は反対になれ合いのないよう運営をしなければならないと常に思っております。

我々には、難局を乗り越える知恵と先達から授かった豊富な経験則があります。今日の再開は、そうしたことを地道に駆使して打開を図った結果と思っております。

今後も意見の対立はあるかと思いますが、議会が正常に運営できますよう努力を重ねていきたいと思っております。

日程第1「議案第1号ないし議案第3号及び議案第5号ないし議案第20号」を一括議題といたします。

これより、6月15日に引き続き、会派代表質問を行います。

議事の都合により中断しておりました安齋議員の会派代表質問を続行いたします。

この際、市長から発言の申出がありますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 6月14日の本会議におきまして、安齋議員の御質問に対し、「私が公用車を私的に使用したことはございません」「全て公務のために公用車を使用させていただいております」と答弁をいたしました。

私といたしましては、私的な目的で公用車を使用したことはありませんので、そのような思いから、このような答弁をさせていただいたところであります。

平成28年3月12日、5月15日の2件におきまして、時間の限られた中、公務と公務の間、公用車で移動中に法要のお参りに立ち寄った事例がありました。つきましては、本答弁中の「私的に使用したことはございません」を「私的な目的で使用したことはございません」に、「全て公務のために使用させていただいております」を、「公務の途中に私用で立ち寄らせていただいたことはありましたが、私

としましては、全て公務遂行のために使用をさせていただいております」に訂正をさせていただきたいと思っております。

なお、このたびの私用による立ち寄り、法要のお参りに行くことに際し、公務から公務への移動中に立ち寄りざるを得なかったものであり、社会通念上、許容される範囲であると認識をしておりますので、御理解をいただくようお願いを申し上げます。

この間、私の発言の調整にお時間をいただきまして、心より感謝を申し上げます。

○議長（横田久俊） 次に、理事者から発言の申出がありますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 福祉部長。

○福祉部長（日栄 聡） 安斎議員の周産期に係る再々質問の中で、小樽協会病院への補助金が当初予算に計上されていないので、その分を子育て支援に充てればよいのではないかという質問がありました。それに対しまして、一部答弁漏れがございましたので、お答えいたします。

小樽協会病院への補助金につきましては、平成28年度当初予算編成時に支援のあり方について検討していたところではございますが、その時点では、小樽協会病院の動向などが流動的でしたので、当初予算には計上しておりませんでした。

小樽協会病院への支援につきましては、6月に設置いたしました北後志周産期医療協議会での議論なども踏まえ、今後、必要な場合は、補正予算の計上をするなど検討していきたいと考えております。そのため妊婦の皆様などへの支援につきましては、今後どのようなニーズがあるのか調査することも視野に入れ、どういう手だてがあるか研究していきますので、小樽協会病院への支援、補助とは分けて考えてまいりたいと思っております。

○議長（横田久俊） 以上をもって、会派代表質問を終結いたします。

（「議長、1番、どんな理由であれ公用車を私事に利用したのは事実であり、市民の税金を使って森井秀明氏個人の私的な利用は決して許されることではなく、森井市長は、しっかりと市民に説明するとともに、素直に市民に対して謝罪を求める動議」を提出いたします」と呼ぶ者あり）

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

直ちに、本動議を議題とし、提出者から趣旨の説明を求めます。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 1番、秋元智憲議員。

（1番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

○1番（秋元智憲議員） どんな理由であれ公用車を私事に利用したのは事実であり、市民の税金を使って森井秀明氏個人の私的な利用は決して許されることではなく、森井市長は、しっかりと市民に説明するとともに、素直に市民に対して謝罪を求める動議について、提案趣旨説明をいたします。

市長は、本会議において、公用車の私的利用について、「このたびの私用による立ち寄り、法要へのお参りに際し、公務から公務への移動中に立ち寄りざるを得なかったものであり、社会通念上、許容される範囲であると認識をしておりますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げます」と発言いたしました。理由はどうあれ、私用での立ち寄りは私事であり、市長がどのように認識しているかは別として、しっかりと市民に説明し、素直に市民に対して謝罪をするのは当然と考えます。

以上、提案趣旨説明といたします。（拍手）

（「議長、18番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 18番、佐々木秩議員。

○18番（佐々木 秩議員） ただいま動議が提出されましたけれども、それについて検討する時間を若干いただきたいということで休憩を求めますが、議長の御判断をお願いいたします。

○議長（横田久俊） ただいま、佐々木議員から検討するための休憩をとってお話がありました。もし、今、判断できるのであればしていただきたいのですが、それができないということですね。御判断できないということですね。どのぐらいの時間がかかるでしょうか。時間が押しておりますので、議事運営上ですね、もし……

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 18番、佐々木秩議員。

○18番（佐々木 秩議員） 議事の進め方にかかわるのだと思うのですが、私の聞き及ぶところでは、この後も何本か動議が出るとお聞きしています。そのたびにその聞いた内容について一つずつ休憩をいただいて検討しなければならないということであれば、議長がおっしゃるように時間が延々とかかってしまうこととなりますので、何とかそここのところを時間短縮という方法が果たして議会であり得るのであれば、そのような方法をとっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（横田久俊） 私も聞いているところでは、まだ何本か動議が出されるようでありますので、そのたびに休憩をとるという話にはできませんし、御案内のように時間もこういう時間になっておりますので、できるだけ速やかに御検討いただきまして、再開に向けたと思いますので、検討のために暫時休憩をいたします。

休憩 午後 4時46分

再開 午後 6時30分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより、討論に入ります。

まず、反対討論はございますか。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 22番、新谷とし議員。

（22番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○22番（新谷とし議員） 日本共産党を代表して、先ほど提出されましたどんな理由であれ公用車を私事に利用したのは事実であり、市民の税金を使って森井秀明氏個人の私的な利用は決して許されることではなく、森井市長は、しっかりと市民に説明するとともに、素直に市民に対して謝罪を求める動議に対して否決の討論を行います。

公用車の私的利用については、現在のところ市長が私的な目的で使用したことを認めておりません。それに、どんな理由であれというのはどういう範囲か、公用車使用の範囲もルールも明確に決められていない中で判断できません。

これらを含め、これからの議会議論で明らかにすることであり、否決を主張し討論といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 次に、賛成討論はありますか。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 2番、千葉美幸議員。

（2番 千葉美幸議員登壇）（拍手）

○2番（千葉美幸議員） 公明党を代表し、どんな理由であれ公用車を私事に利用したのは事実であり、市民の税金を使って森井秀明氏個人の私的な利用は決して許されることではなく、森井市長は、しっかりと市民に説明するとともに、素直に市民に対して謝罪を求める動議に、賛成の立場で討論いたします。

森井市長は、安齋議員の再三の追及に「正法寺と正林寺に関しましては私自身の私用でございます」と一部公用車の私的な利用を認めました。これは、市長が考える理由はどうあれ、市民の税金を使って公用車を私的に利用したことは事実であり、市長が先ほど述べられたように、社会通念上、許容される範囲であると認識していたとしても、説明責任は逃れられるものではありません。森井市長は、しっかりと公用車の私的な利用に関して市民に丁寧な説明をするとともに、素直に市民に対し謝罪すべきと考えます。

以上、議員各位の賛同を求め、賛成の討論といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 次に、反対討論はありますか。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 6番、石田博一議員。

（6番 石田博一議員登壇）

○6番（石田博一議員） 無所属議員として、どんな理由であれ公用車を私事に利用したのは事実であり、市民の税金を使って森井秀明氏個人の私的な利用は決して許されることではなく、森井市長は、しっかりと市民に説明するとともに、素直に市民に対して謝罪を求める動議に対して反対の討論を行います。

市長のような特別職においては土曜日も日曜日も祝日もなく、そのような状況の中で、人として個人的要件もこなしていかなければなりません。公務と公務の間ということは、次の公務の遂行のために時間的制約を顧みながら、途中で立ち寄るなどということは多くの市民も認めるところであります。

現在、私の手元には、前市長の公用車の運転記録があり、森井市長以上に不可解な点が見受けられます。では、前市長のときは公用車を私用で使っていなかったのかと、一切使っていなかったのかと、逆にお聞きいたします。あまりにもしゃくし定規な動議であり、あきれております。

皆様方の賛同をお願いしまして、私の討論を終わります。

（「討論になっていないよ」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

（「全然討論になってないでしょう」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

○議長（横田久俊） 次に、賛成討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 反対討論はありますか。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 18番、佐々木秩議員。

（18番 佐々木 秩議員登壇）

○18番（佐々木 秩議員） 民主党を代表して、本動議に反対の立場で討論を行います。

安齋議員の代表質問では、いまだ明確になっていない部分があると考えます。これからの議会議論の中で事実関係をはっきりさせてから、必要に応じて改めて市長の姿勢や行動等について、我々会派も判

断、協議していきます。

よって、現段階の動議については反対をいたしますが、決して市長の今回の主張を認めているわけではないことを申し添えて討論いたします。（拍手）

（発言する者あり）

（「それはないよ佐々木さん」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） さらに討論をする議員はいませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより採決いたします。

（3番 高橋 龍議員退席）

（4番 中村岩雄議員退席）

（5番 安斎哲也議員退席）

本動議に、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、本動議は可決されました。

（3番 高橋 龍議員着席）

（4番 中村岩雄議員着席）

（5番 安斎哲也議員着席）

動議が可決されました。理事者から発言の申出があれば、これを許しますが、ございますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 先ほどからお聞きいたしますと、動議はこの1本だけではないというふうにお聞きしておりますので、全ての動議を終えた後に、発言する機会を与えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

（「議長、1番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 1番、秋元智憲議員。

○1番（秋元憲明議員） 市長は、ただいま全て動議を聞いてからというふうに言われましたけれども、動議はまだ数本ありますし、進んでいくうちに時間も費やしますので、内容を覚えているうちに、ぜひ市長には真摯に議会と向き合うと言われておりますので、それぞれの動議が終わった時点で発言していただきたいと思います。

また、議長からも促していただきたいと思います。

○議長（横田久俊） 秋元議員の議事進行にお答えします。

私が今、申し上げたのは、動議が可決した後、理事者から発言の申出があれば許すということであり、必ず発言をしてくださいとは、私の立場ではそこまでは言えません。

ただ、発言してほしい気持ちはありますが、市長の意向で全ての答弁が終わった後ということであり、これは強制できませんので、申しわけないですけれども、次の動議があれば進めさせていただきたいと思います。

（「議長、11番、「公務の途中で立ち寄るの「立ち寄る」の言葉の定義の説明を求める動議」を提出します」と呼ぶ者あり）

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） ただいまの動議は賛成者がありますので、成立いたしました。

直ちに、本動議を議題とし、提出者から趣旨の説明を求めます。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 11番、斉藤陽一良議員。

（11番 斉藤陽一良議員登壇）（拍手）

○11番（斉藤陽一良議員） 公務の途中で立ち寄るの「立ち寄る」の言葉の定義の説明を求める動議について、提案趣旨の説明を行います。

森井市長は、本日、安斎議員の代表質問での本答弁を訂正する際に、「公務から公務への移動中に立ち寄らざるを得なかった」と発言されております。しかし、通常「立ち寄る」とは、出発地から目的地までの移動途中に、予定していなかったが、思いつきで寄ることにしたなど偶然性が強いものであり、滞在時間も短時間であると思われまます。市長の発言の中にある「立ち寄る」は、通常定義とは異なっているものと思われまますので、森井市長自身の「立ち寄る」の定義の説明を強く求めるものであります。

以上、本動議に対する各議員の賛同を求め、提案趣旨説明といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、討論に入ります。

まず、反対討論はございますか。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、高野さくら議員。

（7番 高野さくら議員登壇）（拍手）

○7番（高野さくら議員） 日本共産党を代表して、ただいま提出されました公務の途中で立ち寄るの「立ち寄る」の言葉の定義の説明を求める動議に対して否決を主張し、討論を行います。

この動議は質問そのものであり、これからの予算特別委員会や総務常任委員会で議論することであることから、否決を主張し、討論といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 次に、賛成討論はありますか。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 9番、松田優子議員。

（9番 松田優子議員登壇）（拍手）

○9番（松田優子議員） 公明党を代表し、公務の途中で立ち寄るの「立ち寄る」の言葉の定義の説明を求める動議について、賛成の討論を行います。

森井市長は、本日の発言で、「公務の途中に私用で立ち寄らせていただいたことはありましたが」と発言されています。通常「立ち寄る」とは、出発地から到着地への移動途中において、その道のりの途上又はその近傍の特定地域への比較的短時間の一時的、偶発的停止又は居留をいうものと解されますが、本日の発言によれば市長のお考えは通常定義とは異なっていると思われまますので、森井市長自身の「立ち寄る」の定義について説明を求める必要があると考えまます。

以上、全議員の賛同を呼びかけて討論といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） ほかに討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） ないようであります。

討論を終結し、これより採決いたします。

本動議に、賛成の議員の起立を求めまます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、本動議は可決されました。

（「議長、9番、「森井市長に、議会答弁における発言の重みを認識するとともに、昨年からの毎定例会で答弁を訂正、削除していることに対して市民にわかりやすく説明することを求める動議」を提出いたします」と呼ぶ者あり）

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） ただいまの動議は賛成者がありますので、成立いたしました。

直ちに、本動議を議題とし、提出者から趣旨の説明を求めます。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 9番、松田優子議員。

（9番 松田優子議員登壇）（拍手）

○9番（松田優子議員） 森井市長に、議会答弁における発言の重みを認識するとともに、昨年からの毎定例会で答弁を訂正・削除していることに対して市民にわかりやすく説明することを求める動議の趣旨説明を行います。

森井市長は、就任以来、毎定例会の議会議論において、みずから発言した内容に責任を持たず、場当たりの答弁に終始してきたことで、市内外に誤解と不信を招いてきました。また、そのたびに答弁の訂正、削除が繰り返され、議会の空転と混乱に至っています。このような状況が今後繰り返されないためにも、森井市長には、みずからの発言の重みを認識していただきたく、答弁訂正、削除について市民にわかりやすく説明することを求め、提案趣旨の説明といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、討論に入ります。

まず、反対討論はございますか。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○21番（川畑正美議員） 日本共産党を代表して、ただいま提出されました、森井市長に、議会答弁における発言の重みを認識するとともに、昨年からの毎定例会で答弁を訂正、削除していることに対して市民に説明を求める動議に対して否決を主張し、討論を行います。

（「何で」と呼ぶ者あり）

今定例会は、各会派代表質問が終わったところです。公明党も代表質問を行い、これまでの議会での発言や答弁を毎定例会で訂正、削除していることについては質問する機会もありました。そのような場面を通じて市長の説明を促すべきであります。

各議員は、この後、委員会などで議論する場もあります。また、昨年の定例会で答弁を訂正、削除していることに、今の時点でなぜ市民に説明を求めなければならないのか理解できません。

（「わからないからだ」と呼ぶ者あり）

したがって、本動議に対しては否決を主張し、討論といたします。（拍手）

（発言する者あり）

○議長（横田久俊） 次に、賛成討論はございますか。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 1番、秋元智憲議員。

(1番 秋元智憲議員登壇) (拍手)

○1番(秋元智憲議員) 公明党を代表し、森井市長に、議会答弁における答弁の重みを認識するとともに、昨年からの毎定例会で答弁を訂正、削除していることに対して市民にわかりやすく説明することを求める動議に賛成の立場で討論をいたします。

森井市長は、市長就任以来、毎定例会でみずからが発言、答弁した内容について、答弁訂正、答弁の削除を頻繁に行っていますが、森井市長の発言の訂正・削除は、通常では考えられないような状況にまで至っております。

昨年、第2回定例会では、過去にも内申がない昇任人事もあったと発言し問題となり、みずから調べた結果、そのような事実はなかったとして答弁を削除。第3回定例会では、職員人事に関して助言をしたとされる方からは、相談をされたこともないと一蹴されました。また、今、紹介した過去に昇任内申がない人事もあったと再び答弁し、一度削除した発言を繰り返したことで議会が混乱しました。

第4回定例会では、参与本人が職員時代にかかわっていなかったと認めた除雪計画にあたかもかかわっていたと言い張りしましたが、後に議事録に主語をつけ加えるなどし、混乱を与えました。

今年の第1回定例会では、みずからの後援会が発行した森井ひであき後援会通信で、議会、市民、マスコミを何の根拠もなく批判しました。後援会通信については、記者会見でみずから発言した内容を議会で追及されるや、一転して記者会見での発言を訂正、削除したいと言い張り、マスコミの発言をも自分の都合のいいように操作しようとし、マスコミからは、「事実を積み重ね真実を伝えるのがジャーナリズムの本分であり、今回の森井市長の虚偽の話への訂正を承諾することは、ジャーナリズム自体の存在を否定することになり、決してあり得ないのは自明の理である。森井市長は、議会議論にもあったとおり、本会議の虚偽発言こそを訂正し陳謝すべきであり、記者会見録を変えることは断じて許されることではない。よって、森井市長の要請を受け入れることはできない」と切って捨てられました。

ここまで議会を混乱させ、後にその原因は何らかの錯誤と発言したことは、議会のみならず、市職員、市民をも驚愕させました。このような異常な状況、混乱は、全て市長の発言に端を発していることは、紛れもない事実であります。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

一日も早くこの異常な状況を改善しなければ、市政の停滞が続き、市民の不安を増長させるだけです。

よって、森井市長には、みずからの発言に責任を持ち、慎重に発言をするよう求め、これまでの毎定例会において答弁を訂正・削除が続いていることに対し、市民にわかりやすく説明を求めます。

以上、議員各位の賛同をお願いし、賛成討論といたします。(拍手)

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) ほかに討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) ないようであります。

討論を終結し、これより採決いたします。

本動議に、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、本動議は可決されました。

(「議長、2番、「市長は、答弁に整合性がなく、議会で虚偽答弁ともとられかねない発言があり、議会と真摯に向き合い、的確で誠実な答

弁を心がけていれば、このような混乱は避けられたはずで、市長には、議会制民主主義に鑑み、円滑な議会議論を求める動議」を提出いたします」と呼ぶ者あり)

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) ただいまの動議は賛成者がありますので、成立いたしました。

直ちに、本動議を議題とし、提出者から趣旨の説明を求めます。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 2番、千葉美幸議員。

(2番 千葉美幸議員登壇) (拍手)

○2番(千葉美幸議員) 市長は、答弁に整合性がなく、議会で虚偽答弁ともとられかねない発言があり、議会と真摯に向き合い、的確で誠実な答弁を心がけていれば、このような混乱は避けられたはずで、市長には、議会制民主主義に鑑み、円滑な議会議論を求める動議について、提案趣旨説明いたします。

6月14日から今日まで議会が空転したそもそもの原因の所在はどこにあるのか。森井市長にあるのは明白です。

そもそも14日の安斎議員の代表質問への答弁で、「私が公用車を私的に使用したことはございません」また、「全て公務のため公用車を使用させていただいております」とはっきり答弁なさいました。

しかし、その後、公用車を自身の私用で使ったことを認めているながら、発せられた言葉は、「公務遂行のために使用させていただいております」です。これは公用車を私的使用した事実を御自分の都合のいいように解釈した虚偽答弁ともとられかねない発言であり、そもそも初めから私的な使用の事実を認め、議長が再三促したように一言本会議の場で謝罪すれば、このような混乱は避けられたはずで、

私たち市議会議員は、市民の負託を受けて行政の監視、政策の提案を行い、議決することが大きな役割であり、議会と市長がしっかり向き合い、議論を重ねるべきです。強弁を繰り返し、真摯に議会と向き合おうとしない市長の姿は、市民感覚とかけ離れている、そのように自覚すべきであり、あまりにもかたくなな政治姿勢は、議会制民主主義を無視していると言われても仕方がありません。

したがって、このたびの混乱の責任は森井市長にあり、本動議を提出いたします。

以上、提案趣旨説明といたします。(拍手)

○議長(横田久俊) これより、討論に入ります。

まず、反対討論はございますか。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 8番、酒井隆裕議員。

(8番 酒井隆裕議員登壇) (拍手)

○8番(酒井隆裕議員) 日本共産党を代表いたしまして、ただいま提出されました動議に対し、否決を主張し、討論を行います。

確かに、市長の不的確な答弁により、今定例会もとまることになりました。ただし、議長の冒頭発言にありましたように、一時好転の兆しが見えたことは、議員各位も同じ気持ちであったと思います。

日本共産党は、とまった原因である答弁訂正が形をとれている以上、議会を再開し議会の場で議論することを求めてまいりましたが、自民党と公明党が再開に時間が欲しいということで遅れたこともあり、この問題も今後の委員会等で審議を深める問題であると考え、否決を主張し、討論といたします。

(拍手)

(発言する者あり)

○議長（横田久俊） 次に、賛成討論はありますか。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 11番、斉藤陽一良議員。

（11番 斉藤陽一良議員登壇）（拍手）

○11番（斉藤陽一良議員） 公明党を代表し、市長は、答弁に整合性がなく、議会で虚偽答弁ともとられかねない発言があり、議会と真摯に向き合い、的確で誠実な答弁を心がけていれば、このような混乱は避けられたはずで、市長には、議会制民主主義に鑑み、円滑な議会議論を求める動議について、賛成の討論を行います。

森井市長は、6月14日、新風小樽安斎議員の代表質問への答弁で、「私が公用車を私的に使用したことはございません」「全て公務のために公用車を使用させていただいております」と明確に発言されております。

しかし、翌15日の再々質問に対する答弁では、「正法寺と正林寺に関しましては、私自身の私用でございます」と公用車を自身の私用で使ったことを認めた後にも、なお、「私としましては、全て公務遂行のために使用させていただいております」などと強弁し、「公務から公務への移動中に立ち寄りざるを得なかった」など言いわけを並べ立てておられます。

どう言いわけをしようと、公用車を私的に使用した事実は明らかであります。民主主義の根本である事実をないがしろにして、自分の都合のいいように口先だけで言い逃れようとする姿勢は、議会制民主主義に対する冒涇であり、その責任は森井市長自身にあることを認めるべきであります。市長には、議会制民主主義に鑑み、円滑な議会議論を求めるものであります。

以上、全議員の賛同を呼びかけて賛成討論といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 次に、反対討論はありますか。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 6番、石田博一議員。

（6番 石田博一議員登壇）

○6番（石田博一議員） ただいまの公明党の動議について、反対の立場で討論を行います。

森井市長の議会答弁については、きちんとした予算や政策においては、実に明快にお答えになっていると思います。

（発言する者あり）

私に言わせれば、予算や政策以外のおよそ答弁に値しないような質問が出たときには、必要最小限にお答えしているとの認識でございます。決して議会と向き合っていないなどという発言は根も葉もないものと考えます。

皆様方の賛同を求めまして、私の討論といたします。

（発言する者あり）

○議長（横田久俊） 次に、賛成討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 反対討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより採決いたします。

本動議に、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、本動議は可決されました。

（「議長、14番、「先ほどの市長の発言の内容について、不正確な内容を述べていることに対する説明を求める動議」を提出します」と呼ぶ者あり）

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） ただいまの動議は賛成者がありますので、成立いたしました。

直ちに、本動議を議題とし、提出者から趣旨の説明を求めます。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 14番、中村吉宏議員。

（14番 中村吉宏議員登壇）（拍手）

○14番（中村吉宏議員） 先ほどの市長の発言の内容について、不正確な内容を述べていることに対する説明を求める動議についての趣旨を説明します。

先ほどの市長の発言の中で、市長は、本答弁中の「私的に使用したことはございません」を「私的な目的で使用したことはございません」と発言されておられますが、公務と公務の間の使用については、目的はあくまでも私的目的であり、公的目的遂行のためではありません。

したがって、この発言も正確性を欠いていると言わざるを得ないものであります。これだけ長時間にわたり議会を空転させ、その上、さらに不正確な発言を行うとは、もはや議会軽視の領域を超えているものと考えます。まずはこの点に関し、しっかりとした説明を求めるものであります。

よって、先ほどの市長の発言の内容について、不正確な内容を述べていることに対する説明を求める動議の提案、その趣旨説明といたします。議員皆様の賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、討論に入ります。

まず、反対討論はございますか。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 20番、小貫元議員。

（20番 小貫元議員登壇）（拍手）

○20番（小貫元議員） ただいま提出されました動議について、否決を主張して討論を行います。

この動議については、大変問題のある動議だと思います。何より市長の発言については、議会運営委員会の中で各会派の意思を固めた上で市長の発言というものが成り立っているものです。議会運営委員会で取り上げたこと自体をほごにするような今の動議については、今までの議会運営委員会の中での議論を無視するものであり、否決を主張します。

以上、討論といたします。（拍手）

（発言する者あり）

○議長（横田久俊） 次に、賛成討論はありますか。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 13番、酒井隆行議員。

（13番 酒井隆行議員登壇）（拍手）

○13番（酒井隆行議員） 自民党を代表し、先ほどの市長の発言の内容について、不正確な内容を述べていることに対する説明を求める動議について、賛成の立場で討論をいたします。

先ほどの市長の発言では、説明不足と言わざるを得ないものであり、正確性を欠く内容であると考え

ます。したがって、なぜ私用の部分が私的目的ではないのか、しっかりと説明を求めます。

(発言する者あり)

以上、議員各位の賛同を求め、討論を終わります。(拍手)

○議長(横田久俊) 次に、反対討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 反対討論はないようですが、賛成討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) ないようであります。

討論を終結し、これより採決いたします。

(3番 高橋 龍議員退席)

(4番 中村岩雄議員退席)

(5番 安斎哲也議員退席)

本動議に、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、本動議は可決されました。

(3番 高橋 龍議員着席)

(4番 中村岩雄議員着席)

(5番 安斎哲也議員着席)

(「議長、23番、「市長の先ほどの発言について、謝罪の発言がなかったことへの説明を求める動議」を提出いたします」と呼ぶ者あり)

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) ただいまの動議は賛成者がありますので、成立いたしました。

直ちに、本動議を議題とし、提出者から趣旨の説明を求めます。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 23番、山田雅敏議員。

(23番 山田雅敏議員登壇)(拍手)

○23番(山田雅敏議員) 市長の先ほどの発言について、謝罪の発言がなかったことへの説明を求める動議の提案趣旨説明を行います。

市長の修正発言の内容について、謝罪の意思を酌み取ることはできません。社会通念上、訂正をする場合には、直接的な相手である議会、間接的な相手である市民に対し、謝罪が伴って当然であります。

ところが、その謝罪がただいまの発言中には見当たりません。

よって、市長には、謝罪の発言がなかったことへの説明を求める動議を提出し、議員各位の賛同をお願いし、趣旨説明といたします。(拍手)

○議長(横田久俊) これより、討論に入ります。

まず、反対討論はございますか。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 20番、小貫元議員。

(20番 小貫 元議員登壇)(拍手)

○20番(小貫 元議員) ただいまの動議に対して、否決を主張して討論を行います。

謝罪については、まず議会運営委員会として、市長に求めました。しかし、それはなしということで、その前提の上の議論で議会を再開することになりました。

(発言する者あり)

この問題については、やはり委員会等で行うべきであり、否決を主張します。

以上、討論といたします。(拍手)

○議長(横田久俊) 次に、賛成討論はありますか。

(「議長、25番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 25番、前田清貴議員。

(25番 前田清貴議員登壇)(拍手)

○25番(前田清貴議員) 自民党を代表して、市長の先ほどの発言について、謝罪の発言がなかったことの説明を求める動議について、賛成の立場で討論いたします。

趣旨説明にもあったとおり訂正等の際には、その相手方に対し謝罪があつてしかるべきであります。それは、社会生活を営む人であれば当たり前のことであります。この点、市長におかれましては、なぜ謝罪をしないのか。対象である我々に御説明をいただくのが筋であると考えます。

(「そうだ」と呼ぶものあり)

以上により本動議に賛成し、各会派、各議員皆様の御賛同をお願いして討論といたします。(拍手)

○議長(横田久俊) 次に、反対討論はございますか。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 8番、酒井隆裕議員。

(8番 酒井隆裕議員登壇)(拍手)

○8番(酒井隆裕議員) ただいま提案されました動議に対し否決を主張し、討論いたします。

先ほど来述べているとおり、こうした問題については、議会の場で議論をするべき問題であります。

したがって、今後の委員会等で審議を深めていただきたい、そのことを主張し、討論といたします。(拍手)

(発言する者あり)

○議長(横田久俊) 次に、賛成討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 賛成討論はないようですが、反対討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 討論を終結し、これより採決いたします。

(3番 高橋 龍議員退席)

(5番 安斎哲也議員退席)

本動議に、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、本動議は可決されました。

(3番 高橋 龍議員着席)

(5番 安斎哲也議員着席)

(「議長、15番、「公用車の使い方に関するより明確な見解を求める動議」の提出を行いたいと思います」と呼ぶ者あり)

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) ただいまの動議は賛成者がありますので、成立いたしました。

直ちに、本動議を議題とし、提出者から趣旨の説明を求めます。

(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 15番、濱本進議員。

(15番 濱本 進議員登壇) (拍手)

○15番(濱本 進議員) 公用車の使い方に関するより明確な見解を求める動議の提案趣旨説明を行います。

先ほどの森井市長の発言内容では、公用車の使い方の認識について、「社会通念上」などという曖昧な言葉を用いるなど、まさに説明不足と言わざるを得ません。

よって、森井市長に対し、公用車の使い方に関するより明確な見解を求める動議を提出します。

なお、この動議の可決が、今後の委員会審議を阻害するどころか、より充実に寄与することを確信していることを申し添えて、趣旨説明にかえさせていただきます。

よろしく願いいたします。(拍手)

○議長(横田久俊) これより、討論に入ります。

まず、反対討論はございますか。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 20番、小貫元議員。

(20番 小貫 元議員登壇) (拍手)

○20番(小貫 元議員) ただいまの動議に否決の討論を行います。

この公用車の問題というのは、安斎議員が質問で取り上げた問題として、自民党がみずから質問をしていない問題なのですが、その問題について深く聞きたいのであれば、自分で後の段階で質問していただきたいと思います。

よって、否決を主張します。(拍手)

(「問題になってるから動議で提出しているんでしょう」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「ひどいよ、そんなこと言ったら共産党の動議だって提出できないですよ」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) お静かに。

次に、賛成討論はありますか。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 12番、鈴木喜明議員。

(12番 鈴木喜明議員登壇) (拍手)

○12番(鈴木喜明議員) 自民党を代表し、公用車の使い方に関するより明確な見解を求める動議について、賛成の立場で討論いたします。

先ほどの市長の訂正発言で、市長は、公務の途中で私用で立ち寄ったと述べられながら、公務遂行のために使用とも述べられております。明らかに矛盾をしている、そういうことであります。

また、公務と公務の移動中、立ち寄らざるを得なかったとのことについて、社会通念上、許容範囲と認識しているとのことですが、そもそも公用車を使う際の基準や目的の原則を定義することなく、御自分の認識だけで公用車を利用してよいのかという疑問が残ります。

(「そうだ」と呼ぶものあり)

本動議提案の趣旨にもあるとおり、より明確な見解を求めるのが妥当であると考えるものであり、本動議に賛成し、議員各位の御賛同をお願いし、賛成の討論といたします。(拍手)

○議長(横田久俊) 次に、反対討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 反対討論はないようですが、賛成討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) ないようであります。

討論を終結し、これより採決いたします。

本動議に、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、本動議は可決されました。

もう動議はございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 7本の動議が可決をされました。この際、理事者から発言の申出があれば、これを許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) では、少し発言をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今、7本の動議がありましたけれども、まず発端となっております公用車の件が一番主たるお話であったかと思っておりますので、この点についてお話をさせていただきたいと思っております。

私自身は、公務を優先するがために今このような現状が起きていると認識をしているところでございます。私は、当然に平日も週末も関係なく公務に取り組ませていただいているところでございますけれども、週末にも当然に多くの公務があります。しかしながら、私も人として義を重んじておりますし、死を重んじているところでございます。それについては、全くむげにし公務だけをということにはどうしてもならないということから、私自身もそれについて、先ほどからお話しさせていただいているように法要に立ち寄らせていただいたところでございます。

しかしながら、このたびのような運用でなければ、たくさん入っている他の公務に影響しかねない、間に合わない、そのようなこともありますので、私としては、先ほどもお話しさせていただいたように社会通念上として必要な措置であり、また、そのような範囲の中で取り組ませていただいていると認識をしているところでございますし、また市民の皆様も御理解をいただいていると思っております。

(発言する者あり)

私は、死を重んじ義を重んじられている公明党の会派からこのような動議が出たことは、大変意外に感じているところでございます。

(発言する者あり)

○議長(横田久俊) お静かに。

○市長(森井秀明) 答弁漏れや訂正の話も出てきているところでございます。このたびも今回の代表質問まで終えているところでございますけれども、この皆様から御質問をいただいている代表質問に対

しての答弁は、職員とともに何時間もかけて、時には夜中まで一緒に皆様の質問に対して誠意を持って、そして真剣に日々取り組み、答弁書をつくらせていただいて答弁をしているところでございます。御指摘のようなところもいまだに見られているということはやはり真摯に受け止めて、これまでもそのように一生懸命取り組んでいるところでございますが、これからもそういう思いは変わらずに誠意を持って携わっていきたいと思っておりますので、今後とも引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(「何の説明にもなってない」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 次に、石田議員から質疑及び一般質問を行いたい旨の申出がありますので、これを許します。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 6番、石田博一議員。

(6番 石田博一議員登壇)

○6番(石田博一議員) 無所属の石田でございます。

通告に従いまして、地域総合除雪業務並びに貸出ダンプ制度について質問させていただきます。

平成27年度の地域総合除雪業務は、少雪であったこともあり、ここ数年では初の予算範囲内の終結を見た注目すべき年であったと認識しております。

日ごろより市内の第1種路線から第3種路線まで、くまなく走っておられるタクシーの運転手の方々も、口をそろえて「タクシーはほとんどがFR車なので冬場は走行に大変苦勞するのですけれども、今年は全然違いますね」「走りやすいですよ」と言ってくれました。

(「単に雪が少ないということだ」と呼ぶ者あり)

出動基準を降雪量15センチメートルから10センチメートルへと変え、道路幅員の確保にも小型のロータリ車を活用するなど、新しい試みというか、実は昔に戻したというのが正しい言い方かもしれませんが、功を奏したものだとして理解しております。

いずれにしても、今、雪対策課では、その検証を行っている最中だということなので、たぶん第3回定例会には結果報告がいただけるものと思っております。

(「何で」と呼ぶ者あり)

そんな中で、私の耳に少し気になる情報が寄せられております。

(発言する者あり)

今回は、第1ステーションから第7ステーションと七つのJVで除排雪を行ってきましたが、あるJVのオペレーターが、別のJVでもオペレーターとして作業しているということで、このようなことはだめだと思うのですけれども、作業日報などで確認して、このようなことが実際にあったのかどうかお答えください。

質問を変えます。

貸出ダンプ制度の特例についてであります。これは、平成22年度に明文化されたと聞いておりますが、そこに至るまでの経緯をお知らせください。

第1回定例会でも取り上げましたが、緑の第二大通にある公務員宿舎ですが、原則は「通り抜けができる道路」となっていますが、特例は一方が除雪路線に接続していると表現が変わっています。

それから、原則本来の対象は道路であるはずが、特例では、宿舎の敷地内の通路と書き換えられています。しかも、原則では、屋根の雪や駐車場の雪は排雪禁止になっていますが、特例では、作業効率上、いったん駐車場に雪を集め、そこから積み込むのであればオーケーとなっております。事実上、禁止である駐車場の雪も排雪しているのが現状です。

(発言する者あり)

加えて、ここは国有地であり、周りをフェンスで囲ってあります。入り口には、関係者以外立入禁止の看板もあり、何でこの場所を小樽市の予算を使って排雪しているのか疑問です。国道を小樽市が除排雪しているのと同じだと考えますが、見解を求めます。

(発言する者あり)

このような例は、たぶんここだけではなく、市長がおっしゃっている拡大解釈が長年にわたり横行し、貸出ダンプ制度の執行額が年々増え続けている原因の一つだと考えます。しかも、年々申請数が増えていて、ほかにもっと出動しなければならない箇所があるはずです。これは、いち早く見直しをする必要があると考えますが、取り組んでいただけますか。お答えください。

再質問を留保し、私の質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 市長。

(森井秀明市長登壇)

○市長（森井秀明） 石田議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、地域総合除雪業務について御質問がありました。J Vの除雪重機のオペレーターにつきましては、地域総合除雪のJ Vを構成する企業が別のJ Vの下請業者となり、その中でJ Vの除雪業務に従事するオペレーターが別のJ Vの下請業務に従事するオペレーターを兼ねていた事例があったことを確認しました。

次に、貸出ダンプ制度について御質問がありました。

まず、貸出ダンプ制度の特例が明文化された経緯につきましては、貸出ダンプ制度は、生活道路の排雪を行う場合で、原則として幅員が4メートル以上の通り抜けができる除雪路線に接続した道路を対象としています。利用団体が増加する中、生活路線の形態はさまざまであり、その都度、本制度の運用として個別の申請案件ごとに判断をしておりました。

しかし、運用については明文化をされていなかったことから、制度の公平性の確保の観点から、平成22年度に特例として明文化したものであります。

次に、公務員宿舍の除排雪につきましては、これまでの貸出ダンプ制度の特例では、幅員が原則4メートル以上ある集合住宅の通路で、一方が除雪路線に接続をしている場合については利用を認めてきました。当該公宅の通路は、入居者が管理していることを確認しており、他の集合住宅の通路と区別することはできないとの判断から利用を認めた経過があります。

しかし、この制度は、長きにわたり利用されてきた中で、市民の皆様の要望に応える形で制度の解釈の拡大が行われてきたため、見直しが必要であると考えております。

次に、制度の見直しにつきましては、ただいま答弁したとおり対象となる道路の解釈の拡大が行われてきたことから、制度本来の原点に立ち返って見直してまいりたいと考えております。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 6番、石田博一議員。

○6番（石田博一議員） それでは、再質問をさせていただきます。

今、市長から、実際にルール違反というのでしょうか、平成27年度小樽市共同企業体除雪業務の入札等参加申請書提出要領というのが今、手元にありまして、大項目の2番目に、今、市長がおっしゃったように、「1つの企業は複数の共同企業体の構成員になることはできません」と、はっきりとうたって

いるわけです。

それから、大項目の7番目に、「一旦、競争入札等参加者として決定されると、原則として年度内は、構成員の変更はできません」と書いてある。

(発言する者あり)

ですから、これについては明らかにルール違反だということで、ぜひ是正していただきたいのですが、現在に至るまで、この違反したJV並びに業者というのですか、そちらに何らかのペナルティーとか注意勧告だとか、そういったことはなされてきたのかどうかお答えください。

(「これ、新たな質問じゃないですか」と呼ぶ者あり)

それと、特例の部分についてですけれども、経緯をお話してくださいと言ったのですが、私が本当は聞きたかったのは、例えばだんだん案件が膨れ上がってきていて、どういう申請案件があって、それに対して、それをどのように判断して許してきたのか。そして、その許してもいいよと判断されたのはどなたの指示でそれが行われたかということをお聞きしたかったわけで、そういう経緯を尋ねていたのですが、私の聞きたかった内容と少しずれていたものですから、お答えできるのであればお願いしたいと思います。

(「答弁漏れというんじゃないですか、それは」と呼ぶ者あり)

最後に、これはお願いの一つですけれども、要するにいずれにしましても、詳細は、建設常任委員会でやらせていただきますけれども、募集のタイミングがちょうど8月だとお聞きしております。それまでにかかなり見直さなければならない部分があると思われまので、きちんと精査していただきたいと考えますが、やっていただけますでしょうか、その3点でございます。

(「8月の予定なんて誰が言ったんですか」と呼ぶ者あり)

(「新しい質問はだめなんだよ」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 最初の質問は、本質問が運用した事実があったのかという御質問で、調べたらあったという答弁でしたので、新しい質問とまでは言いきれませんが、グレーなところだと思います。

それから、最後の8月のうんぬんというのは本質問、本答弁にはなかったもので、新しい質問の部類に入るかと思いますが、お答えができるようであればしてもらいましょう。

理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 建設部長。

○建設部長(相庭孝昭) 石田議員の再質問にお答えいたします。

1点目、先ほどの御質問の中でJVが一つ決まれば、ほかのJVを兼ねられないということで平成27年度小樽市共同企業体除雪業務の入札参加申請書提出要領にあるということでございますけれども、先ほど御質問の件は、JVを組んでいる業者が、別のJVのメンバーになったわけではなく、別のJVの下請として入ったという事例でございます。したがって、ここまでは現在の要領では禁止としておりませんので、そういう理解でいただければと考えております。

それから、貸出ダンプ制度のこれまでの経過ということでございますけれども、例えば、今、本則については、幅員が4メートル以上で通り抜けができていたというような場合、一般的には、両側が一般的な道路ということが本則になってきていると思いますけれども、それが例えば小樽市の場合ですと、当然、坂で山に住宅が張りついていきますので、そういった行きどまりの道ができていた中에서도複数の家屋が張りついているという中で、そういったものも認めなくていいのかといったような議論

があったのだらうと推測しております。そういった中で、皆さんの生活道路ですので、そこまでは利用を断ることはできないでしょうと、そういったような経過があったと思います。

それから、集合住宅につきましても、それまでの行く過程において、アプローチの中で、恐らくこれは私ども正確な記録が残っていないというのは答弁の中であつたとおりでございますので推測の域を出ませんけれども、そういった途中で家屋が張りついているという中で、その集合住宅までやらなければいけませんねと、必要がありますねと、認めなければいけませんねというその当時の担当者の、若しくは課長あたりだと思いますけれども、そういった判断の中でやられてきたのだと思っております。

ただ、それが個別になってきたので、一方を認めて一方を認めないといったことにはなかなかないだろうということで文章化をしたのだということが市長の答弁でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

最後に制度の精査につきましてですけれども、先ほど市長から答弁申し上げましたとおり事業費がかなり拡大してきていると、利用者の方も増えていると。利用されることは大変結構なことなのですが、拡大解釈も続いてきている中で事業費もかなり膨らんできているということがございますので、制度の原点に立ち返って検討したいということでは、現在、課題についてはどういった問題があるか、それからどういったことを検討しなければならないのか、そこにつきましては内部で、今、検討を進めているところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 6番、石田博一議員。

○6番(石田博一議員) 再々質問をさせていただきます。

最初の質問の中にも言っているのですが、この緑の公務員宿舎は国有地なのです。フェンスの表側に関係者以外立入禁止となっているのです。普通、道路というのは、一般市民が不特定多数往来できる、そういうものを私は道路と呼ぶと思うのです。しかし、そこは限られたフェンスで囲われた国有地です。これは、先ほども言いましたように、例えば国道、道道を小樽市が除雪するというのと似たような感覚だと私は考えますが、その点についてはどうお考えになりますか。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 建設部長。

○建設部長(相庭孝昭) 石田議員の再々質問にお答えいたします。

今の場合ですけれども、私どもは、ある程度特定多数の方しか使っていないという部分かもしれませんが、そこについても、いわゆる土地の所有者がうんぬんということではなくて、そこに住まれている方がその道路を管理といいますか、除雪している、そういったことに着目しておりまして、それにつきましては普通の民間のマンションといいますか、そういったものと公務員宿舎とは区別できないだろうということでやってきているというのが現状でございます。

ただ、その辺につきましては、先ほどから答弁申し上げましたとおり、いろいろこういう疑義といいますか、御質問が出るということでございますので、制度の原点に立ち返って、繰り返しになりますけれども、検討しなければならないと考えているところでございます。

○議長(横田久俊) 以上をもって、石田議員の質疑及び一般質問を終結いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 7時46分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 安 齋 哲 也

議 員 中 村 誠 吾

平成28年
第2回定例会会議録 第6日目
小樽市議会

平成28年6月23日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	高	橋		龍	4番	中	村	岩	雄
5番	安	斎	哲	也	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	齊	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐	々木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	森井秀明	教育長	林秀樹
選挙管理委員会委員長	大淵勝敏	副市長	上林猛
病院局長	並木昭義	水道局長	浅沼敦
総務部長	（上林猛）	財政部長	前田孝一
産業港湾部長	中野弘章	産業港湾部参事	飯田俊哉
生活環境部長	渡辺幸生	医療保険部長	小山秀昭
福祉部長	日栄聡	建設部長	相庭孝昭
消防長	明井隆生	病院局小樽市立病院事務部長	笠原啓仁
教育部長	工藤裕司	総務部政策室長	伊藤和彦
保健所次長	犬塚雅彦	企画管理委員会事務局長	三船貴史
総務部総務課長	中村哲也	財政部財政課長	志賀公

議事参与事務局職員

事務局 長 田 中 泰 彦
庶務係 長 由 井 卓 也
調査係 長 大 崎 公 義
書 記 北 岡 尚
書 記 眞 屋 文 枝

事務局 次 長 林 昭 雄
議 事 係 長 柳 谷 昌 和
書 記 石 澤 麻 由 美
書 記 深 田 友 和
書 記 河 崎 仁 美

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、酒井隆裕議員、鈴木喜明議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第3号及び議案第5号ないし議案第20号」を一括議題といたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第18号については先議することとし、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

議案第18号について可決と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 3番、高橋龍議員。

（3番 高橋 龍議員登壇）（拍手）

○3番（高橋 龍議員） 長い空転があり出番は遅れましたが、気を取り直して、平成28年第2回定例会に当たり一般質問をいたします。

まず、ICT化の推進についてお伺いします。

ICTとは情報通信技術のことであり、よく耳にしていたITとはほぼ同義であるものの、コンピュータ関連の技術をIT、コンピュータ技術の活用に着目する場合をICTというように区別されて用いるケースが多いと認識しております。

さて、今や民間だけでなく、行政においても、その推進に予算づけをするなど国を挙げ、当たり前とも言うべきICT化ですが、本市行政における導入の状況についてお伺いいたします。

小樽市では、教育の分野においてはICT化の推進がなされていると認識していますが、行政運営の効率化を図る上からも重要であると考えます。その他、本市の代表的なICT活用の事例などをお示しください。

ICTを最大限に活用することで、全体最適の視点から、庁内での業務もプロセスの改善を図り、後述のメリットが生まれます。まず、業務圧縮により、予算、人員を新たな住民福祉の創出に費やすこと、必要な情報を共有することで縦割り行政の緩和を図り、横断的な業務を行えるようになること、窓口でのストレスが軽減されるワンストップサービスや個人に合わせた通知をする、いわゆるプッシュ型サービスの推進、AI、人工知能を用いた市内の建造物における問題箇所の自動判別など、イニシャルコストはかかっても、長期的に見るとランニングコストの軽減が可能となり、厳しい財政状況の中でもできることの幅が大きく広がることは想像にかたくありません。さらには、職員の不足が問題となっている保育の分野においても大いに活用の余地はあるのではないのでしょうか。

平成27年度に、国が、保育所におけるICT化推進のため、民間保育所に対し、ソフトウェア導入に係る補助事業を実施していました。保育士不足が問題になっている中で、保育士の労務負担の軽減を図るため、市立保育所においてどのようなICT化が有効とお考えか、市長の御所見をお聞かせください。

また、ICT化を進めるに当たり、まずはインフラの整備も必要となります。観光の観点では、前定例会でもWi-Fiについて質問いたしました。今すぐは難しいながらも、環境を整えることで行く行くは、観光客の動線をGPSで拾い、マンパワーで行う観光動態のアンケート調査なども容易に、かつ正確に解析することが可能となります。このように活用方法を挙げると切りがなくなりますが、予算もあ

りますから、市長公約に係る分野など、重点的に進めたい行政サービスから優先順位をつけていくことにもなろうかと思えます。

そこで、本市の今後のICTの進め方について、考えをお聞かせください。

次に、オープンデータに関して伺います。

オープンデータとは、誰もが自由に利用でき、再利用や再配付が許可されているデータのことを指します。2012年に、国家戦略として電子行政オープンデータ戦略が発表され、国と地方が一体となり、自治体の持つ情報のオープンデータ化が進められているところです。北海道においては室蘭市で取組が特に進んでおり、総務省からの表彰を受けるなど、注目を集めています。片や本市においては、やっと第一歩を踏み出した段階と認識しております。

そこで、伺います。

小樽市においては、オープンデータを公開することの意義は、どこにあると考えていますか。

現状のオープンデータに関しての課題点は何かと感じていますか。

いろいろな情報を公開することから、担当部署の横断的な協力が必要とされる場所ですが、市役所庁内においてきちんとその協力体制は整っていますでしょうか。

さらには、この分野においては専門性も必要とされることから、各部署における担当がいてもよいかと感じます。そして、場合によっては、オープンデータとは何かというところから周知をする必要性も出てくるやもしれませんが、そのあたりはどう捉えていますでしょうか。

私といたしましても、商業利用のできるオープンデータの公開は、これらを分析、加工することにより新しいビジネス展開も期待できることから、推進をしていただきたいと感じています。ほかの自治体が公開を始めたから、小樽市もそれに追従するというのではなく、具体的な活用の展望なくしてはせっかくの情報が無駄になりかねません。そこで、今後、どういった分野で、どの程度のデータを公開していくのか、そのデータの開放性も含めてお示しください。

なお、補足といたしまして、オープンデータの開放性とは、単なる画像データであるPDF、JPEGの段階から外部との連携が可能な状態でデータ公開を行うリンクト・オープンデータ・スキーマなどの段階まで、機械判読の容易性などにより、便宜上5段階に分けられています。

次に、本市家庭教育の分野に関して伺います。

かつて日本では、3世代同居型の家庭が多く、親だけでなく、多くの大人が子供に接し、それらが全体として家庭教育を担っていました。近所の人たちなど、地域とのつながりも今より強く、人々が子供たちを地域の子供として見守り育てていました。また、子供たち自身も地域の中で幼い子供のお世話をするなど、子育ては地域全体がサポートをする環境がありました。

しかし、全国的に都市化、核家族化、地域のつながりの希薄化が進んだ結果、今日では多くの地域で、子育てを助けてくれる人や子育てについて相談できる人がそばにいないという状態が見られます。さらには、少子化が進む中で、若い世代の多くは、実生活の中で乳幼児に接したり、幼い弟、妹の子守りをする機会が少ないままに大人になっています。このため、親の中には、乳幼児とはどういうものか、親として子供にどのように接したらよいかわからないなど、育児不安を持つ方も増えています。

人々のライフスタイルや意識が多様化し、それぞれが抱える課題も様々ではありません。例えば、子供を持つ親は、子育ての時間の不足に悩み、一方、専業主婦は、日々の子育ての中で孤独感に悩む傾向が見られます。

また、周囲の人の助けを上手にかりながら子育てをしている親もいますが、一人で子育てを抱え込み、これ以上自分自身を追い詰めてはいけないというほど頑張っている親や子育てには無関心な親など、さ

まぎまです。さらに、離婚などにより、仕事と子育てを一人で担っている親など、周囲の支えをより必要としている親もいます。

児童虐待の問題も年々深刻化しており、2014年度の児童虐待の件数は、2000年度と比べると5倍以上の約8万9,000件に達しています。また、近年、子供が事件や事故に巻き込まれ、被害に遭う場合も少なくなく、子供の安全の確保も大きな課題と言えます。

本年の第1回定例会の中では、家庭学習の小樽市のルールについて質問をいたしましたが、今回は、家庭教育についてお伺いいたします。

まず、小樽市における家庭教育の方針をお示してください。

他都市の調査によると、保育士、教員の9割以上の方が家庭教育力の低下を感じているというデータもありました。その要因としては、しつけや教育の仕方がわからない、近所の人たちや地域とのかかわりが希薄になっている、家庭内でのコミュニケーションの不足などが挙げられています。また、保育士、教員側の感じる保護者に重視してほしいこととしては、基本的な生活習慣を身につけさせることが最も多い回答でありました。

本市においても、アンケートと大きな差異は見られないと思いますが、市の考える基本的な生活習慣はどのようなのが望ましいと考えますか。

また、家庭教育及び児童・生徒の基本的な生活習慣における問題点、課題は、こういったところにあると認識していますか。

さらに、そこを踏まえた上で、それらについてどのような取組を行っていますか。

私もよく参加させていただくのですが、本市教育委員会と民間の方で連携を図る小樽わくわく共育ネットワークでは、子育て世代に向けたいろいろな活動をされています。非常に意義のある取組であり、より事業拡大が望まれるところでもあります。まだ1年の取組である以上仕方がないのですが、どうしても参加される方々に偏りが見受けられます。例えば、今後さらに周知させていく目的で、学校単位で保護者への出前講座のようなものも一つの手段として考えられますが、市としての見解をお聞かせください。

家庭教育の充実を図るための一つのツールとして、SNS、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを取り入れている自治体も多くなってきました。東京都三鷹市では、三鷹市家庭教育SNS実行委員会が組織され、地域SNSを活用しながら、ウェブ上でコミュニティが形成されています。また、範囲は大きくなりますが、和歌山県も同様に、SNSを使って地域で子供を育てる取組を行っています。

本市においては、もちろん財政との兼ね合いもあるため、簡単でないことは理解していますが、例えば市のホームページからリンクできる掲示板のようなもの、若しくは匿名性を担保しつつ、相談の窓口になれる仕組みづくりなどはできないでしょうか。

次に、保護者のSNS活用とは逆に、子供のSNSの利用についてお伺いいたします。

本市では、子供たちが、テレビやゲームなどに加え、スマートフォンに接する時間も長い傾向にあります。そのような中で、無料通話アプリなども積極的に使われていて、ともすれば、いじめや犯罪の温床になっているという見解もあります。かつてインターネット黎明期には、保護者や教師には秘密で運営される、いわゆる学校裏サイトが全国的に問題視されましたが、ネットパトロールなどで対策を講じることが可能でした。しかしながら、SNSの中では、外部に対しての秘匿性があるため、大人たちが干渉することが難しくなっています。

千葉県柏市では、全国で初めて、教育委員会主導でラインに対応するアプリを導入したということで、保護者と子供に対してアプリを入れてもらい、それには数千に上る問題のあるワード検知機能がつ

いており、望ましくない語彙の使用を把握できるほか、SNSの利用時間がわかるようになっていきます。あくまで監視ではなく、見守りとして自衛のすべを持たない子供たちのサポートをするというものです。

本市では夜10時以降の携帯電話の利用制限を呼びかける携10運動などもありましたが、これほどまでにネットが進化した今、口頭や文書での啓発や警告だけでは抑止力になるのも難しいと認識しています。今後における対応策など、考えがありましたらお示ください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 高橋龍議員の御質問にお答えいたします。

初めに、ICT化の推進及びオープンデータの活用について御質問がありました。

まず、代表的なICTの活用の事例につきましては、住民票の写しの発行や税、保険料の賦課業務をはじめとした市のさまざまな業務についての支援を行う行政情報システムを平成24年度から導入し、業務の効率化を図ったものであります。このほか、平成26年度に導入したシンククライアントシステムでは、個別の端末機にアプリケーションソフトをインストールする必要がなく、基本的な環境を一括管理することが可能となることにより、維持・管理の省力化を図っております。

次に、市立保育所におけるICT化の有効性につきましては、保育士は、通常の保育業務のほかに、行事の準備や保育に関連する各種書類を作成する必要があり、業務が過密となることがあると認識しております。このため、保育日誌の記入や保育指導計画の作成などの書類作成業務にICTを活用し、効率化を図ることは、保育士の労務負担軽減に一定程度有効であると考えております。

次に、ICT化の進め方につきましては、ICTは施策や事業の目標達成のための効果的な手段となり得るものであると認識をしており、ICTの活用により業務の効率化が図られると考えております。

私といたしましては、国の動向等を確認しながらICTに関する情報を収集し、その有用性やコスト面などを見極めた上で、今後の進め方について検討してまいりたいと考えております。

次に、オープンデータを公開することの意義につきましては、市が保有する情報をコンピュータで読み取ることが可能で、2次利用が容易な形式のオープンデータとして公開することで、その利活用が進み、新しいサービスやビジネスが創出され、市民生活の利便性の向上や経済の活性化につながるものと考えております。

次に、現状の課題と庁内の協力体制、職員への周知につきましては、現在、市のホームページに公開しているオープンデータは人口統計関連の情報に限られ、データの種類がまだ多くはないことが課題であると感じております。

また、取組を進める体制ですが、市が保有する情報には個人情報を含むデータも多くありますので、個人情報の保護やセキュリティにも配慮できる体制により進めております。今後は、庶務担当課長会議等を通じて、オープンデータの意義、目的について庁内への周知を図り、公開するデータのラインナップの充実に向け、庁内で検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、どのような分野のデータを公開していくのかにつきましては、災害時に有用とされる分野の情報をオープンデータとして公開することは国からの指針としても示されており、重要であると考えておりますので、今後は、これらの情報を中心に公開を検討してまいりたいと考えております。

なお、コンピュータにとっての扱いやすさを表すデータの開放性といたしましては、特定のアプリケ

ーションに依存しないCSV形式での公開を基本として検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 高橋龍議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、家庭教育の支援とSNSの利用について御質問がございました。

初めに、小樽市における家庭教育の方針につきましては、家庭教育は全ての教育の出発点であり、子供が基本的な生活習慣、生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観などを身につける上で重要な役割を担うものと認識しておりまして、教育基本法及び社会教育法の規定に基づき、保護者に対する学習の機会及び情報の提供等の支援を行っていくこととしております。

また、学校教育におきましても、家庭学習の定着や望ましい食習慣の育成など、家庭との連携が必要な面がありますことから、社会教育、学校教育が両輪で家庭教育の充実に努めていくこととしております。

次に、基本的な生活習慣につきましては、子供たちの健やかな成長のためには、適切な運動、バランスのとれた食事、十分な休養、睡眠が大切であり、この基本的な生活習慣が乱れてしまいますと学習意欲や体力、気力が低下する要因となりますことから、児童・生徒が規則正しい生活習慣を身につけることが望ましいことと考えております。

次に、家庭教育及び児童・生徒の基本的な生活習慣における問題点、課題をどう認識しているかにつきましては、まず、家庭教育につきましては、近所づき合いの希薄化やひとり親世帯の増加など、家庭教育で問題が生じて身近に相談する相手がおらず、孤立している状況などが課題として認識しておりまして、その対応といたしまして、悩みを抱える保護者等への情報提供を行っているほか、相談対応として家庭教育ナビゲーターや家庭教育支援員が悩み事を傾聴し、必要があれば専門機関に橋渡しをするなどの取組を行っているところでございます。

次に、児童・生徒の基本的な生活習慣につきましては、テレビの視聴やインターネット等の利用が長時間に及ぶことで生活習慣が乱れがちになり、家族と触れ合う機会や家庭での学習時間が減少していることなどが課題と認識しており、その対応として生活リズムチェックシートの活用促進や子供たちの健全育成を図る早寝早起き朝ごはん運動の推奨に取り組むほか、このたび新たに定めましたインターネット利用等に関する小樽市のルールへの定着などを図ってまいりたいと考えております。

次に、小樽わくわく共育ネットワークの周知につきましては、家庭教育支援の充実に図るため、出前講座の実現に向け、現在、学校を活動の場としている女性学級や各学校のPTA関係者に対して講師派遣の呼びかけをさせていただいているところでございます。このような活動によりまして、認知度の向上に努め、多くの皆様に参加していただけるよう、さまざまな機会を通じて周知してまいりたいと考えております。

次に、SNSを取り入れた相談の仕組みづくりにつきましては、小樽わくわく共育ネットワークでは、市のホームページからリンクしたSNSの一つでございますフェイスブックを活用して事業の周知を行っているところでございます。ネットワークの設置から1年が経過しましたが、今後とも相談体制の強化を図っていく必要がございますので、SNS利用等に関する課題の整理も含めまして研究してまいりたいというふうに考えております。

次に、今後における対応策につきましては、教育委員会では、新たな取組としてインターネット利用等に関する小樽市のルール「おたるスマート7(セブン)」を6月6日に公表したところでございます。

本ルールの内容ですが、小学生は1日1時間以内とし、夜9時以降は使用しない、中学生は1日2時間以内とし、10時以降は使用しない、相手の嫌がることや悪口を書かないなど、児童・生徒が守る四つの約束と子供を有害サイトから守るためフィルタリングを設定するなど、保護者が守る三つの約束で構成されております。

また、ルールを守るための取組として、学校ではチェックシートなどにより定着状況の定期的な確認、家庭では教育委員会から配付されるチラシを掲示することなど、それぞれの取組内容を明確にしており、教育委員会においてもポスターやチラシで啓発するとともに、各学校における取組状況を定期的に把握いたしてまいります。このたびの取組は、児童・生徒が主体的に考え、自分たちでつくったルールだからみんなで守っていこうという意識を醸成する新たな取組であり、インターネット等の適切な利用につながるものと考えております。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 3番、高橋龍議員。

○3番(高橋 龍議員) 再質問させていただきます。

まず、教育の分野に関しましては、課題の認識と解決に向けての前向きな取組の数々を挙げていただきまして、非常に頼もしさを感じます。人間関係の希薄さが取り沙汰されている中で、小樽には恵まれた環境があると思いますし、個々の取組をさらに磨き上げていくことで先進事例をつくっていくこともできるのではないかなというふうに聞いていて感じました。

また他方で、ICTとオープンデータにつきましては、少し当たりさわりのない御答弁であったのかなというふうには感じます。

若干脱線はしてしまいますけれども、本筋に戻すのでお聞きいただきたいのですが、政策議論に関して、特に今定例会は、少し消極的なお答えが多かったのかなと思います。他の会派へのお答えの中でも、一日も早くとか、現状では言えないけれども鋭意努力をという、頑張っているアピールみたいなものは伝わってくるのですが、決めきれない頼りなさというのも同時に感じています。市長が確固たるビジョンを示すことで、それに従って計画を立てて、実現に向けてスケジュール組みをして、そこから今取り組むべきことを逆算していかなければならないのではないかと思います。その中で、市長のビジョンだったり根拠というものが明確でないと、理事者の皆さんにも的確な指示を与えることはできないというふうに感じますし、目先のことを追うばかりになってしまって、行政運営がともすれば惰性で転がっていくということにもなるのではないかなと危惧しております。

ということで、本筋に戻しまして、再質問には力強くお答えいただきたいのですが、まず1点目としたしまして、市立保育所におけるICT化についてですけれども、保育士の労務負担の軽減につながるという御見解であるならば、もう少し積極性をを見せていただきたいと、保育士不足が問題になっているのですから、その解消の一助にすべく、また、現在、激務をこなしている職員の方のためにも前向きに取り組んでいただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

次に、本市のICT化の進め方について、市長として積極的にこの分野を強めたいというものがありましたらお示してください。

続いて、オープンデータ公開の意義に関してですけれども、御答弁の中で、新しいサービスやビジネスが創出されるということでしたが、具体には活用の方法など、どう捉えておいででしょうか。

経済振興のために、どういうふうを活用してほしいというイメージは市長としても持つておくべきと思うのですが、いかがでしょうか。

最後に、オープンデータの課題についてですが、私としては、先ほど市長にもお伺いしたように、活

用の方法を民間に示してあげられるような知見があるのが望ましいと感じます。国から言われたから、まず防災に関して公開するという、庶務担当課長会議での周知ということですが、もっと理解を深めるためにも有識者を入れるなどしていかないといけないと考えますが、そのあたりのお考えはいかがでしょうか。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 高橋龍議員の御質問にお答えいたします。

ICT化の推進の点、オープンデータの点で4点御質問があったかと思うのですが、まず、保育士の、保育所におけるICT化、その業務負担等に有効であるならば前向きに取り組むべきではないかということだったかと思えます。御指摘のように、今、小樽に限らずですが、全国的に保育士不足であるというお話が出ているところでございます。それを改善するために、市としても取り組んでいかなければならないと、今まさに取り組んでいるところでございます。このICT化も含めて、その健全化に最も有用な取組として、優先順位としてこれが高いかどうかも含めて、今、検討しているところでございます。このたびは、そういう意味では予算を別な形で取り上げさせていただきましたが、今後、その改善策を検討していく中で、このICTにおいても当然に、その必要予算等の状況も鑑みなければならず、現行においてすぐということにはならないですが、検討の中にこれからも導入し、考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そして、ICTについて、どの分野を強めたいかということでお話があったかと思えます。

やはり私としては、公約をいろいろ掲げさせていただいておりますので、公約にかかわる分野から導入したい思いもありますけれども、これについてもICTをより有効に活用にするに当たっては、やはりそれ相応の予算、費用がかかると認識をしているところでございます。その費用と、それに伴う効果をしっかり検証しなければ形にすることはできないと思っておりますので、それに伴う調査、検討が必要だというふうに思っておりますので、その点についても御理解をいただければと思います。

（発言する者あり）

また、オープンデータのことについて、イメージを持つべきということかと思えますけれども、これも一つの課題の件とあわせてお話をさせていただきますが、オープンデータそのものの活用が今、小樽市としてはまだまだ検討としては弱い状況でございます。現在、先ほど答弁させていただいたように、人口統計に伴うものに限られておりますけれども、今、市役所の中でも情報システム課を中心に、そのオープンデータの重要性であったりとか有用性等を改めて通知させていただいて、その中で市民の皆様にとって有用なものが何なのかをしっかりと我々が勉強していかなければ、ただやみくもに出せばいいということではないと思っておりますので、この点につきましては、私も含めて勉強させていただきながら、その取組に結びつけてまいりたいと思っておりますのでございます。

その中で、最後に、有識者の会議を検討するべきではないかというお話でありましたけれども、恐縮ですが、まだそこまでの検討までは至っていないのが事実でございます。現在の市役所内における状況に鑑みながら、その有識者としての会議が必要かどうか、それについても考えていかなければならないということは、今、御指摘を受けて感じたところでございますので、よろしく願い申し上げます。

（発言する者あり）

○議長（横田久俊） 少しお待ちください。

3番目と4番目が混在してしまったのかと思えます。3番目は、ICTの新しいサービスやビジネス

を具体的にどういうイメージを持って進めるのかと。それから、4番目は、今度オープンデータに入って、民間に示せる有識者を入れてということだったと思いますので、3番目の新しいサービス、ビジネス、経済に波及するために具体的にどういうイメージでICTを利用していくのかということでしたね。

(「そのとおりです」と呼ぶ者あり)

どうですか。

(発言する者あり)

お静かに。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) 恐縮ですけれども、今、市役所内でまだそこまで具体的なところまでは至っておりませんので、先ほどお話しさせていただいたように、それぞれの民間の方々、市民の皆様方、今、現行のオープンデータをどのように活用されるのか、それについてはまだこちらから、このようにいうことで提供できる段階には至っていないというところでございます。

(発言する者あり)

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 3番、高橋龍議員。

○3番(高橋 龍議員) 少し腑に落ちない部分もあるのですが、再々質問をさせていただきます。

まず、保育所のICT化に関してなのですが、それが最も有用なものかどうかを検討している途中だということですが、私ごとなのですが、私の妻が昔、保育士をやっていたので、すごく激務だったという、夜遅くまで仕事をしてという日々が続くのはざらという状況だったのです。そういう中で、やはりなかなか書類をつくらとかというのも手でやってしまったりというのがあって、そこにICTの保育用のソフトウェアなどの導入があれば、もう少し作業効率も上がって、本当に今働いている人たちに対して労務負担の軽減をしてあげられるということと、これから保育の道を進もうという方に対しては、つらいからやりたくないみたいな御意見も聞くのです。そういったところを払拭するためにも、ぜひ進めていただきたいと思います。これは要望です。

次に、ICTの進め方について、分野の話をさせていただきました。公約にかかわる分野でというお話がありましたが、予算がかかって、それに対しての効果、費用対効果の面だと思うのですが、例えば、前に私の代表質問の中で除雪の分野でのICT化というお話をさせていただきましたけれども、そういったところで、ピンポイントで何か進めていきたいというお考えがありましたら、もう一度お答えいただけますでしょうか。

3番目なのですが、ここが御答弁の中でよくわからないというか、曖昧だったなというふうには感じています。

(発言する者あり)

新しいサービスやビジネスが創出されるというふうにご答弁を本答弁の中でいただいたのですが、再質問のお答えの中では、そこに対しての活用の具体的なものはお答えいただけませんでした。だから、その本答弁のお答えは、新しいサービスやビジネスが創出されるのではないかなと思いますみたいな感覚なのではないでしょうか。

(発言する者あり)

経済振興のためにというふうにおっしゃるのであれば、例えば観光の分野でこういうことに使えるの

ではないかとか、もう少し具体的なイメージをお持ちであればと思うのですけれども、もちろん観光に限らず、市内の経済振興のために何かアイデアがありましたらお示してください。

(「そんななくて答弁したら虚偽答弁になりますよ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

最後に、オープンデータの課題の部分に関してですけれども、市長御自身もまだ少し弱いというお話もありました。その中で、庶務担当課長会議での周知というのも含めてですが、とある職員の方からお伺いしたところ、やはり庁内での理解が深まっていないというのは、現場単位でも課題というふうに認識しているそうです。かなり専門的な部分なので、ではこれを上げたからオープンデータだとか、ここまでのものをやらなければだめだとかという以前の問題だと思うのです。そもそもオープンデータとは何かということが、まだまだ庁内での周知が進んでいないと思いますので、ぜひ有識者を入れるということも改めて検討していただきたいと思います。

○議長(横田久俊) 高橋龍議員に申し上げますが、再々質問の時間が再質問の時間を多少オーバーしておりましたので、以後、御注意を願います。

(「再答弁でちゃんと答えてくれればそんなことは」と呼ぶ者あり)

理事者の答弁を求めます。どうでしょうか。

どうですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) 高橋龍議員の再々質問にお答えいたします。

まず、前段に、保育士は大変激務だということを、身近な方のお話からありましたけれども、その改善においては行っていかなければならないと思っておりますので、御質問ではなかったかと思いますが、鋭意努力してまいりたいと思っております。

そして、質問についてですけれども、まず、ピンポイントで具体的にお話しされるべきではないかということだったかと思っております。先ほどもお話しさせていただきましたが、それぞれの公約にかかわる分野の中で、先ほど除排雪の部分でということでも御指摘もいただいて、庁内でもそれについて情報収集等を始めたところでございます。繰り返しになりますけれども、いわゆる導入するに伴う予算であったり費用等、そしてその結果に伴う効果が、残念ながら全く見えていないところでございます。除排雪についても、そのような状況の中で、それ以外のことについてはまだまだ情報が足りない、そのような中でピンポイントでこれを優先して先に行っていくという段階には至っていないので、現行ではそのようなお話になっていないということで御理解をいただきたいと思っております。

また、観光等、経済効果を具体的にもっと示すことができるのではないかというようなお話だったかと思っております。

私としても、先ほど答弁させていただいたように、このオープンデータにおいては、新しいサービス、ビジネスに結びつく、そのような可能性はあるというふうに思っておりますし、先ほどお話しさせていただいたように、市民生活の利便性の向上や経済の活性化につながるものと私自身も考えております。しかしながら、先ほど答弁したように、市の中でそれをすることによって具体的にどの分野で、何について向上するのか、また、何について活性化するのか、まだ全く見えていない状況でございます。そのような状況から、現行においてオープンデータは人口統計に伴うものしか出せておりません。

今後において、それをしっかり庁内の中で検討して、その効果、有用性を含め、また、セキュリティの問題もしっかり鑑みながら、オープンデータについてこれから考えていきたいと思っております。

ございます。

その中で、改めて有識者に会合等を、審議会等を立ち上げてということかと思えますけれども、今御指摘いただくまで、その点については私自身は考えていなかったところでございますので、今後において、庁内においてしっかり、ICTはもちろんですけれども、オープンデータについて庁内会議等で、勉強等も含めて検討させていただいていく中で、その有識者会議が必要だということが鑑みられたときには具体的な検討に入っていきたいと思っておりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（横田久俊） 高橋龍議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 22番、新谷とし議員。

（22番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○22番（新谷とし議員） 初めに、手話言語条例制定について伺います。

2011年8月に障害者基本法が改正され、言語に手話を含むことが明記されました。この法律の施行を契機に、小樽ろうあ協会は、小樽市の手話言語条例制定を切望しています。

今年3月6日、小樽ろうあ協会など、3団体主催による手話言語条例についての学習会が開かれました。第1回定例会厚生常任委員会で、高野さくら議員が学習会で学んだことを取り上げましたが、聾学校では口話教育が中心で行われるため、読み書きなどの基礎学力が3年も遅れて、高校1年生になっても中学校1年生の教科書で学んでいること、過去には手話を使うと教員からたたかれたこともあるなど、まさに障害があるためこのような状況に置かれていることに、驚きと衝撃を受けました。

高野議員の手話言語条例の制定の質問に対し、3団体の方や聴覚障害の方との意見交換をしながら、手話言語条例の制定の可能性について検討していきたいとの答弁でした。その後の進捗状況はいかがでしょうか。

道内では石狩市が、2014年3月31日、石狩市手話に関する基本条例に規定する施策を推進するための方針を決定し、4月1日に石狩市手話に関する基本条例が施行されました。石狩市にお聞きしますと、一番大きな取組は聾啞者に対する理解の促進で、小学校1年生から道徳や総合学級で授業の一環として取り組まれているということです。手話の普及啓発としては、まちづくり出前講座に市職員が出向き、昨年度は102回、3,600人の市民が受講したそうです。また、救急隊員が手話を使っての本人確認など、週1回の訓練の中でロールプレイングを行っているとのこと。また、新たなサービスとして、ICTを活用した電話リレーサービスを導入、市の手話通訳3名でリアルタイムの対応をしています。

市長も3月の学習会で御挨拶をされましたが、手話言語条例制定の必要性、緊急性をどのように認識されていますか。

条例制定を進めていた室蘭市は今年4月1日に室蘭市みんなの心をつなぐ手話言語条例を制定し、北斗市でも条例制定を進めていると聞いています。聾啞の方々の切実な要望に応じて、ぜひ小樽市でも手話言語条例の制定を進めていただきたいと要望します。市長の見解を伺います。

次に、潮見ヶ丘の雇用促進住宅についてお聞きします。

雇用促進住宅は、政府の閣議決定により、遅くとも2021年度までに廃止するとされ、これにより独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、2021年度より前に雇用促進住宅の事業を廃止するとしています。

昨年7月29日、機構は、潮見ヶ丘の雇用促進住宅入居者に民間への売却に関する文書を配付し、説明会開催の希望を聞いた上で説明会を開きました。文書に明記されている内容は、1、雇用促進住宅は閣議決定により2021年度までに事業を終了する、2、地方公共団体は雇用促進住宅を取得する意向はない、

3、賃貸住宅として運営を続けるために民間売却に取り組む、4、売却後10年間入居できることを民間売却の要件にする、5、売却後10年間は家賃などが変わらない、6、民間売却できない場合は2021年度より前に退去となるというものです。現在の潮見ヶ丘の雇用促進住宅入居の世帯数、人数、年代別世帯主数をお知らせください。

機構は、民間売却は、2016年度から2017年度にかけて取り組むとし、入居者に対して民間事業者への売却後、現在の住戸に入居を続けたいか退去するかアンケートを実施していますが、何人かの入居者から声を聞いたところ、できるならここから出たくない、今さら引っ越すのも大変と思案に暮れていました。潮見ヶ丘の雇用促進住宅は、中心市街地の中にあり、利便性からこの場所に住み続けたいという希望は当然のことです。

2007年6月22日の閣議決定により、雇用促進住宅に係る譲渡・廃止が決定されて以降、機構側から小樽市に対し、潮見ヶ丘の雇用促進住宅取得に係る意向調査があったのはいつで、取得価格などの条件についてどのような説明を受けていましたか。

また、住宅取得に至らなかった理由をお聞きます。

これまで、雇用促進住宅は、リーマン・ショックで大量の派遣切りが行われた際、失業者の受皿になり、東日本大震災のときも被災者を受け入れるという大きな役割を担ってきました。潮見ヶ丘の雇用促進住宅において、リーマン・ショック、東日本大震災で、それぞれ何人の受入れをしてきましたか。

また、雇用促進住宅が廃止された場合、入居者の市外転居も考えられ、一層の人口減を招くことになります。何より雇用促進住宅が担ってきた役割を考えると、入居者が望んでいるように住み続けられるように自治体として支援することです。そのために、1、法的拘束力がない閣議決定の見直し、撤回を政府に求めること、2、現在、小樽市は住宅マスタープランでまちなか居住を推進し、市営住宅として民間住宅借上げも検討していることから、機構から潮見ヶ丘の雇用促進住宅を取得し、市営住宅にすることを求めます。市長の見解を伺います。

次に、生活環境問題について伺います。

張碓町の一角で、個人宅に接し、500平方メートルほどの敷地に高い塀をめぐらせ、大きな土佐犬10頭、豚8頭、鶏数羽を飼っている外国人の会社の敷地があります。付近住民は、犬の鳴き声で夜眠れない、夜勤で朝寝ている人も寝ていられない、動物の臭い、動物を洗った汚染水が個人宅に流れてくるなどさまざまな問題で、これらが原因で病気が悪化したり一時避難している方など、大変迷惑を受けています。

また、建物は、通学路にも接近しているので、子供たちの身の安全も心配しています。この畜舎は、近隣の街区公園からわずか20メートルほどしか離れていません。しかも、この公園は、近くの保育園児が毎日のように利用しています。万一土佐犬が放れたら、極めて危険です。衛生上、安全上は問題はないのでしょうか。

これらの動物の飼育については、化製場等に関する法律施行条例で定められていますが、現状に合わない部分があり、改正が必要と考えます。条例第7条、飼養又は収容の許可が必要な区域の指定の基準、第8条、飼養又は収容の許可を要する動物の数、第10条、畜舎及び家きん舎の構造設備の基準に照らして問題があります。条例第7条、飼養又は収容の許可が必要な区域の指定の基準では、人口密度や区域内にある戸数を定めていますが、隣家との距離は明記していません。わずか三、四メートルの至近距離にある住民は、毎日が苦痛です。人口や人口密度だけでは解決できません。隣家との距離を定めるべきではありませんか。

第10条では、床は不浸透性材料でつくられ、適当な勾配と排水溝が設けられていること、畜舎から汚

水だめ、汚水の浄化装置、又は終末処理場にある下水道に通じる排水溝が設けられていることなどが定められていますが、この地区の下水道敷設は既に完了しています。排水溝など設けられているのですか。

住民が被害を被っている張碓地区は、化製場等に関する法律施行条例第7条で動物の飼養ができる区域指定から外れていることから、条例の基準に合わなくても責任を問われないのは問題です。指定区域外は、ほかに新光町など14地区がありますが、区域指定は1987年3月で30年近く経過しており、住宅の張りつき状況も大きく変わっています。例えば新光町は、住宅が増え、畜舎が建つ場所は極めて限られています。畜産業を排除するものではありませんが、この際、区域指定の見直しが必要ではありませんか。

また、付近住民は大変な苦痛を受けているのですから、苦痛なく暮らしていくために、これを機に条例の見直しを求めます。見解を伺います。

また、問題解決のためには、保健所だけでなく、複数の課の連携が必要です。条例改正を待たず、付近住民の声をよく聞いて、一刻も早い解決を求めます。お答えください。

再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 新谷議員の御質問にお答えいたします。

初めに、手話言語条例制定について御質問がありました。

まず、その後の進捗状況につきましては、今月8日、小樽ろうあ協会、小樽手話の会、北海道手話通訳問題研究会小樽支部が話し合いを行い、今月中には市との意見交換をしていきたいと伺っておりますので、まずは関係団体の皆様と今後の取組について意見を交わしてまいりたいと考えております。

次に、手話言語条例制定の必要性、緊急性をどのように認識しているかということにつきましては、手話言語条例は、手話を言語と位置づけて普及を図り、手話を使用する市民の皆様がいつでもどこでも手話で意思疎通を図れるような環境を整備することが目的でありますので、障害のある方もない方も、ともに安心した社会生活を送れるようなまちづくりを実現するためには必要なものであると考えております。

次に、手話言語条例制定についての見解につきましては、私自身がこのたび出席した全国手話言語市区長会に参画されている自治体の取組状況も参考にしながら、ろうあ協会やその他関係団体、また、市民の皆様からのさまざまな御意見を踏まえ、条例の制定に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、潮見ヶ丘の雇用促進住宅について御質問がありました。

まず、入居の世帯数及び人数につきましては、平成28年4月末現在、80世帯192人となっており、年代別の世帯主数につきましては、65歳以上の世帯主は30人、40歳以上65歳未満の世帯主は37人、40歳未満の世帯主は13人となっております。

次に、雇用促進住宅に係る譲渡・廃止が決定されて以降、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構から本市に対し行われた潮見ヶ丘の雇用促進住宅取得に係る意向調査は、平成24年4月と平成26年10月に行われました。取得価格などの条件につきましては、入居者つきの住宅を取得する場合には入居者を入居させたまま、公的な住宅として10年運営することを条件に時価から5割以内を減額した額とする、公的な住宅としての運営については、地方公共団体の政策に基づき、多様な形態での運営でも可能とするの2点が示されました。

また、取得に至らなかった理由は、本市の市営住宅は、小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画に基づき計画的に改善工事等を行うことで事業費を平準化しながら管理戸数を適切に維持しているところであり、新たに改善等を要する住宅を取得することは財政状況からも困難と判断したためであります。

次に、リーマン・ショック及び東日本大震災による受入れ者数につきましては、リーマン・ショックのときには1名、東日本大震災のときには22名となっております。

次に、法的拘束力がない閣議決定の見直し、撤回を政府に求めることにつきましては、小樽市として平成21年2月に、当時、雇用促進住宅を管理・運営していた独立行政法人雇用・能力開発機構に対し、存続に向けた再検討などをお願いする要望書を提出したところであります。

私としても、同じ見解を持っていることから、同様の問題を抱える他市町村と情報を共有し、入居者に対する十分な配慮などを要望してまいりたいと考えております。

次に、雇用促進住宅を取得し、市営住宅とすることにつきましては、先ほども答弁いたしましたとおり、平成26年に行われた意向調査において、今後、新たに改善に多額の費用を要することとなる住宅を取得することは財政状況からも困難とした判断は現在も変わっておりません。

次に、生活環境問題について御質問がありました。

まず、保育園児が利用している街区公園から20メートルほどのところで土佐犬を飼っていることについての衛生上、安全上の問題につきましては、土佐犬10頭は、高さが3メートル以上ある塀に囲まれた敷地において、飼い主がつきながらで飼われ、飼い主が不在のときには敷地内にある二重ドア構造の犬の畜舎に収容し、犬が放たれるのを防止しており、飼い主は小樽市畜犬取締り及び野犬掃とう条例に適合した危害防止の方法をとっております。また、万全を期すため、犬の移動時には必ず犬を制御できる飼い主がつくように指導しております。

なお、衛生上の問題については、犬の畜舎に排水溝等の衛生設備がなく、清掃時の排水先を確保する等の改善が必要と考えております。

次に、化製場等に関する法律施行条例第7条にある飼養又は収容の許可が必要な区域の指定の基準に隣家との距離を定めることにつきましては、条例を定めている北海道に対し、生活環境の保全という視点から基準の見直しを要望してまいります。

次に、化製場等に関する法律施行条例第10条にある畜舎の構造設備基準を遵守しているかにつきましては、当該畜舎は条例第7条にある指定区域から外れている区域にあることから、基準は適用されておられません。仮に基準を適用させた場合、飼養している動物の畜舎のうち、犬の畜舎が不浸透性材料でつくられていることを除き、いずれも構造設備が適合しておらず、周辺的生活環境を保全するため、基準に準じるように指導してまいります。

次に、化製場等に関する法律施行条例第7条にある区域指定の見直しにつきましては、区域指定については北海道から小樽市に権限が移譲されており、前回の指定から30年近くが経過しておりますので、見直しを検討したいと考えております。

次に、条例の見直しにつきましては、化製場等に関する法律では、化製場及び死亡獣畜取扱場の設置については、保健所を設置する市長を含む都道府県知事等が許可をしない場所を指定できる規定があります。これを受けて、本市においては、小樽市化製場等に関する法律施行細則で、公園、病院又は病院から300メートル以内の場所では設置できないこととしております。一方、畜舎の設置については、法律にその規定が設けられておらず、都道府県が条例で定める基準に適合するときは許可を与えなければならないことになっております。

条例改正については、北海道に対し、本市の実情を説明し、区域を指定する基準や構造設備基準の改

正について要望してまいります。

次に、問題解決のための複数の課での連携につきましては、ペットの管理や畜産衛生、建築物の指導、排水処理など、多岐にわたる問題に対応するため、化製場等に関する法律を所管する保健所を窓口とし、市内の関係する課のほか、北海道とも連携しながら問題解決に当たってまいります。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 22番、新谷とし議員。

○22番(新谷とし議員) 再質問いたします。

初めに、手話言語条例制定についてですが、今後、ろうあ協会の方々とも意見交換して進めていきたいということでしたけれども、もう少し前向きな御答弁をいただけるのかなと思いましたが、いつをめぐりに制定するお考えでしょうか。

今、市長も言われたとおり、全国手話言語市区長会の設立総会が開かれ、小樽市長も入会したと聞いております。法律の制定は2020年までに目指すということですから、まだ時間があります。それを待たずに室蘭市は、市の責務として手話に対する理解及び手話の普及や手話による意思疎通支援の拡充などを決めています。まず小樽市として条例を制定して聾啞の方々を支援するということはできないのでしょうか。早く制定していただきたいと思いますが、時期などはどのように考えておりますでしょうか。

潮見ヶ丘の雇用促進住宅についてです。

ここには、192の方が住んでいらっしゃるということです。雇用促進住宅に入居されている方々は、一人一人が小樽市民です。さまざまな年代の方々が生活していて、公的性格を持った住宅が廃止になれば、地域コミュニティとか、地域経済にも影響が出てくると思います。市営住宅にする点については、お金がかかるのでだめだということですが、雇用促進住宅の廃止を前提にして国土交通省と厚生労働省が2006年と2015年に2回にわたって雇用促進住宅の廃止に伴う公営住宅への優先入居についての通知を發出しておりますけれども、潮見ヶ丘の雇用促進住宅のように利便性の高い場所から利便性の低い場所へ転居するというのは、あまり入居者の方々も望んでいないと思います。まちなかの市営住宅の応募状況を5年ほど調べていただきましたけれども、特定目的住宅でも八十数倍、九十数倍と、他地域の住宅と比べて格段に倍率が高くなっておりまして、事故空き家でも三十数倍、四十数倍と倍率が高いわけですね。これでは、優先的に入居するといっても極めて難しいわけです。192の方が不安を抱えております。

市長は選挙公約で「中心市街地に市営住宅を建設し、中心部から街づくりを再構築します」と掲げておりますが、この潮見ヶ丘の雇用促進住宅はまさに中心市街地、まちなかにあるのですから、市営住宅に最適な場所です。予算がかかるので難しいと言いますが、192の方々も転居するのは非常に難しいわけです。これは小樽市だけではなく、全国的な問題であります。山形県村山市などは社会資本整備総合交付金を活用して取得しております。こういう交付金を活用しながらできないのかどうか、そういうことは検討したのでしょうか。ぜひ検討していただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

それから、生活環境問題については、化製場等に関する法律施行条例の見直しを北海道に要望して、条例第7条に基づく区域の指定は見直していきたいという前向きな答弁でしたが、この場合、今建っている動物の飼養場は見直し前に建っていますが、該当になるのかどうか伺います。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 新谷議員の再質問にお答えいたします。私から答弁したこと以外につきましては、各担当より答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

私からは、手話言語条例について答弁させていただきます。

いつをめどにということが再質問の主たる内容であったかと思っておりますけれども、現行においてははまだいつというところまで明言できる状況には至っておりません。

先ほども答弁させていただきましたように、各関係者、ろうあ協会の方々と今月中にお話をさせていただくところがございますけれども、そのような方々からお話を伺いながら、その内容等を精査し、それからその時期のめどがついてくるというふうに思っておりますので、恐縮ですが、現行においてはいつまでということは答弁できない状況だということで御理解をいただければと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 建設部長。

○建設部長（相庭孝昭） 新谷議員の再質問にお答えいたします。

雇用促進住宅につきまして、社会資本整備総合交付金等も活用しながら市営住宅として取得して運営せよと、できないのかという御質問でございましたけれども、私どもは、おっしゃったような交付金も活用しながら現在、市営住宅の整備を進めているところでございます。例えば、今回補正予算に上がっております若竹3号棟につきましても、同様の交付金を導入しながらということで検討しているところでございまして、この潮見ヶ丘の雇用促進住宅を市営住宅としてやっていくかどうかにつきましても、これらの国の助成等も検討した上での判断というふうに理解しております。現在の建物は耐震化もされていないということで、取得以降にも整備にかなりの金銭がかかるというふうに考えていたということでの判断だと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 保健所次長。

○保健所次長（犬塚雅彦） 新谷議員の再質問にお答えいたします。

再質問につきましては、化製場等に関する法律施行条例の区域指定が見直しされた際、当該畜舎が該当するかどうかというお尋ねかと思っておりますけれども、現在、この施設につきましては、動物の数と種類が道条例で定める動物、まず犬が10頭以上という規定がありますので、土佐犬10頭以上ですから該当するということ、それから豚が8頭というのが現状でありまして、道条例では豚が1頭以上となっておりますので、該当することになります。

私どもといたしましては、先ほど市長から答弁がありましたとおり、前回の区域指定からもう30年近くたっておりますので、当時と現在の住宅の張りつきが当然大きく変わっていることもございますので、当該畜舎の状況も、現状を見ますと非常に住宅が張りついてございますので、そこも含めて見直しを進めていき、そしてそういった中でこういった構造設備基準等、周囲の生活環境保全のための規制をかけていきたいと考えてございます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 22番、新谷とし議員。

○22番（新谷とし議員） 再々質問をいたします。

手話言語条例制定のめどはまだわからないと、今月中に該当の方々の話を聞いて進めたいというお答えでした。

障害者差別解消法も施行になったことですし、小樽ろうあ協会は、条例の制定を切望しているわけで

す。ですから、お話を聞いて進めるということはいいのですけれども、早く制定するように検討していただきたいと思います。この点はいかがでしょうか。

それから、潮見ヶ丘の雇用促進住宅ですけれども、地方公共団体への譲渡の条件は、先ほど聞きました。不動産鑑定評価額を最大5割減額するということです。もう一つ、取得後にかかる修繕費用ですが、これを軽減するために、譲渡の際に機構が空戸、あいている部屋を修理すると言っております。そうであれば、現在40世帯が空戸ですから、半分は機構が修理するわけです。ですから、あとの半分を修理すればいいのですけれども、ここは本当に192人もの方々が住んでいて、ここに住みたいと言っているわけですから、半分修理すればいいわけですが、もう一回検討の余地はあるのではないかなと、このように思います。

そして、市長にお聞きしたいのですが、選挙公約で「中心市街地に市営住宅を建設し、中心部から街づくりを再構築します」とあるわけですから、この点でも、多少お金はかかるかもしれませんが、192人の方々が本当に一挙に転居すると大変です。市営住宅が一番いいと思うのですが、この点も見解を伺いたいと思います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 新谷議員の再々質問にお答えいたします。私が答弁したこと以外については、担当より答弁をいたします。

改めて、手話言語条例に伴って一日も早く検討を始めてくださいという、そのような御意見だったかと思えます。

私自身は、初めに答弁させていただいたように、それを実行に移していきたいという思いで前向きに答弁をさせていただいたところでございます。

また、それぞれの協会の方々からそのような要望が出ているということも、私自身も把握しているところでございますので、恐縮ですが、まだ日時まではお話しできませんけれども、これからそれが条例化できるように鋭意取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 建設部長。

○建設部長（相庭孝昭） 新谷議員の再々質問にお答えいたします。

機構から、修繕費が結構出るので再検討せよということでございますけれども、やはり耐震がされていないというのが基本的な大きな課題であるだろうというふうに思います。詳細の部分は、申しわけありません、読んでおりませんが、これまでの過程の中ではさまざまな角度で、国の助成も入れながらできないかということは、平成26年までの間で判断したというふうに理解しております。

繰り返しになりますが、やはり耐震化、それからエレベーターも、ほかにもついでないところがありますけれども、今後においては、そういった改修も大変必要になってくると。それにおきましても、廊下が1本で通っていない構造なものですから、なかなかそれも難しいだろうという判断があって取得は難しいと判断したものであるというふうに考えております。その部分については、現在も変わっていないと判断しておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 22番、新谷とし議員。

○22番（新谷とし議員） 再検討できないのですかということについてはいかがなのでしょう。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 建設部長。

○建設部長（相庭孝昭） 現在の会計の状況ではなかなか難しいというふうに考えてございます。

（「議長、5番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 5番、安斎哲也議員。

○5番（安斎哲也議員） 本来であれば新谷議員の質問に入る前に議長に伺いすればよかったのですが、市長の本答弁と再答弁を精査していた時間がありまして、新谷議員が終わってからになってしまっているのですが、先ほど、新風小樽の高橋龍議員のオープンデータにかかわった質問に関して、市長は、本答弁のときに、新しいサービス、ビジネスの創出ができ、経済振興に効果があるというふうに答弁したのですが、その後の再質問では、全く具体的なことをおっしゃられずにいました。これは、本答弁ではそういうふうに断言しておいて、全くバックボーンがない中では、答弁の整合性がないのではないかと考えています。そういうことを断言した以上、再々質問と再質問等では、例えば昔の歴史的建造物の位置と今の地図を合併させた新しい観光ルートのサービスをつくるのか、あと防災マップを読み取り可能なものにしてアプリをつくったりとか、そういった具体的なものがあって改めて本答弁になるというふうに考えています。今から休憩に入ると思いますが、休憩の間に、その整合性については理事者に検討いただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（横田久俊） 安斎議員の議事進行について御対応いたしますが、高橋龍議員の質問は一応終了しました。終了しましたので、またそこへ戻ってもう一度というふうにはなかなかありませんので、今、安斎議員から御指摘があったようなこと、あるいは高橋龍議員からも疑問があるということは、委員会等でやっていただかなければならないことかと思っておりますので、御了承願います。

新谷議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時45分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 1番、秋元智憲議員。

（1番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

○1番（秋元智憲議員） 森井市長が誕生し、はや1年が過ぎました。この間、市長提案議案が135件、そのうち3件だけが否決、不同意との結果を見れば、いかに議会側が市長に協力してきたのかがわかるのではないのでしょうか。今までの方法、やり方を変えるのであれば、しっかりと理解できる説明が必要です。拙速、強引な変更は、混乱と対立を生むだけです。この点を理解していただき、一般質問に入りたいと思います。

職員人事について質問します。

初めに、人事評価についてです。

地方公務員法の一部改正により、第15条、任用の根本基準は、「職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならない」とのこととされ、本市においても、過去に試行してきた人事評価を基に本格実施に至ったものと認識しております。

市長が考える人事評価の目的は何か、また、今回、人事評価を実施する上で準備期間はどの程度かかったのか、過去に行われた人事評価との違いなどあればお示しください。

当然、市長も、小樽市職員人事評価実施要綱を、最終決裁する上でこの要綱をよく読み込まれたと思いますが、この人事評価のポイントは何かお答えください。

市長は、昨年、人事評価制度への思いなどを議会で話されていましたが、今年度より実施される人事評価の根本となる考え方は、全てとは言えないまでも、公平・公正な人事、人材育成という観点で言えば、昨年6月、今年4月の人事にも生かされているものと捉えていいのか伺います。

市長が、昨年話されていた人事評価は、上司のみの評価だけではなく、同僚、部下、嘱託員、市民が評価に加わることは大変に重要であるとのことでしたし、既にそのような評価はあるし、仕組みについても話を受けているということです。

私も、そのような自治体があるのか探してみましたが、同僚、部下の視点も取り入れる多面評価のようなものはありましたが、嘱託員、市民が人事評価に携わっている自治体を見つけることができませんでした。既に仕組みのお話も受けているとのことですので、自治体名、制度の内容、効果についてお知らせください。

次に、小樽市職員人事評価実施要綱から何点か質問します。

人事評価導入に当たっては、いかに職員の負担を軽減し、公平・公正な評価、その評価結果をいかに人材育成に結びつけるかが重要であると考えます。

そこで伺いますが、人事評価に要する職員の負担軽減について、市長の考えをお示しください。

また、公平・公正な評価となるために行う評価者研修の実施について、スケジュール、研修内容をお答えください。

次に、能力評価、業績評価についてです。

能力・実績評価は、ともに人事評価シートの各項目の着眼点や目標達成度などにより評価されるようになっていきます。能力評価の着眼点の例えば組織統率・人材育成の項目で、部下の役割・能力を踏まえて適切に業務を配分する、業務の進捗状況を把握し的確な指示を行う、部下の育成のために適切な指導を行い、能力開発を促すなど部下の力を引き出すとうたわれています。

さらには、業績評価シートで、難易度の高い目標を設定したとしても、1年で達成することが極めて難しく、目標である、いつまでに何をどの水準までどのように達成するか項目でも、1年でどこまで進められるか、結局、異動してしまえば、また新しい部署で一からスタートすることになります。要するに、短期間で異動するようなことが続けば、評価が低く判定されることにつながることはないのか伺います。

市長は、議員時代の平成18年第2回定例会で、人事異動にかかわり、職員が1年で異動することで市民から戸惑いの声があると耳にするとされています。にもかかわらず、適材適所であったはずの昨年6月の人事後、今年4月の人事異動では、課長職以上の管理職19名が10か月で異動し、そのうち7名は3年続けて異動しています。適材適所とは、広辞苑によれば人をその才能に適した地位、任務につけることとあります。

なぜ適材であり適所だと考え各部署に配置したにもかかわらず、10か月余りでこれだけ多くの管理職の方を異動させなければならなかったのか、適材適所ではなかったということなのか、わかるように説明してください。

市長が考える適材適所とは何かについても伺います。

また、市民の戸惑いに対してはどう考えているのか伺います。

市長は、昨年6月人事で、特に公約に関しては、教育に携わる部署に特に力を注ぎましたと話されていますが、その教育部の中心となって働く教育部長を10か月で交代、その前年度、教育部長だった方も1年で異動していますから、2年続けて教育部長が交代することになりました。「小樽の教育改革を行います」と公約に書かれていますが、よもや3年続けて教育部長を交代するようなことがあれば、改革どころか市長の責任は免れられないものとなりますが、市長の考えを伺います。

このような事態が続けば、せっかく有能な新教育長を迎えたにもかかわらず、新教育長を補佐し、教育部をまとめ、小樽の子供たちが安心して教育を受ける環境をつくっていくことすらままならないのではないのでしょうか。子供を持つ親として、一体市長は何を考えているのか、さっぱり理解することができません。話していることと行動の整合性がとれないのではないのでしょうか。説明を求めます。

また、毎年、教育部長を交代しているのはなぜか、その理由と影響についての考えを求めます。

昨年の6月人事を、市長は適材適所の人事だったと話されました。しかしながら、その後、降任者が出たり、今年4月の人事では、総務部長に内定されていた方が退職した件では、記者に対し、私も非常に驚いたと語ったと報道され、私は、小樽市トップ、市長の発言を聞き、耳を疑いました。まるで人ごとなような発言ではないですか。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

早期退職者や降任者が相次ぐなど、通常では考えられないような異常な事態です。このような事態になっていることに対し、人事権を持つ市長として、その責任をどう感じているのか、通常では考えられない状態から人事の私物化と言われても仕方がないと思いますが、どう考えているのかお答えください。

また、記者会見で、市長はこうも話しています、職員が市役所の中で能力を発揮できる環境を整えるのが私の役割と。しかし、先ほど話したように、森井市長就任以来、人事で混乱が続いていることは誰が見ても明らかであり、職員の能力を発揮できる環境づくりなどとは、まるで逆行しているではないですか。職員の能力が発揮できないことは、市政の停滞につながり、市民サービスの低下に直結する問題だと考えますが、市長はそう考えませんか。いかがですか。

また、職員の能力が発揮できる職場とはどういうものか、市長の認識を伺います。

昨年の除雪を巡る問題では、議会答弁で原部が決めたことと繰り返したことで、市幹部の一人は、その場しのぎでうそをつき、部下に責任をなすりつける、このような市長の下では仕事のモチベーションを保つのは難しいと発言されました。事実、職員間では動揺が広がり、モチベーションは落ちております。市長は、みずからの発言と行動が原因で生じているこれらの職員のモチベーション低下にどのような考えと行動をされているのか、お知らせください。

市長は、職員間で動揺があれば、市長をはじめ各部長も職員のケアについても一緒に担っていただきたいと話されていますが、昨年6月人事異動以降、降任を希望する職員も複数出たことで動揺などあったかと思えます。昨年の人事異動後、そして今年の人事異動後、市長はどのように職員のケアに取り組んできたのかお知らせください。

また、同様に、各部長はどのように取り組んだのか、それらの連携はどう行ってきたのか伺います。

次に、総務部長についてです。

4月以降、総務部長の任用に当たり、どのような動きをしてきたのか。記者会見では第2回定例会までには決めたいとのニュアンスの話もしていたかと思えますが、現在まで不在となっている理由とあわせ、お知らせください。

また、人事交流している北海道へは、正式な要請はしたのかしていないのか、要請しているのであれ

ば、どのような回答があったのか、要請していないのであれば、なぜこのような事態になっているにもかかわらずそのような動きがないのか、説明してください。

また、報道では、北海道幹部は職員人事のツケを道への派遣要請で乗り切ろうとするのは本末転倒だと憤っているとの記事がありました。このことについて、市長のお考えをお聞かせください。

次に、総務部長不在による影響についてです。

総務部長は、その職務にとどまらず、充て職などにより、責任はもとより多忙を極めるものと思います。4月以降、総務部長不在による影響があったのか、また、充て職にはどのようなものがあるのか伺います。

また、心配されるのは、7月に行われる参議院選挙の開票責任者は、本市の慣例では総務部長であると認識していますが、総務部長不在である以上、どなたが代理をされるのかお聞きします。

次に、コンプライアンス委員会への公益通報について伺います。

小樽市職員倫理条例第16条に「委員会は、公益通報を受理した後は、調査の必要性を十分に検討し」とあるように、コンプライアンス委員会は調査の必要性を十分検討した結果、調査を行うとの結果に至っていますが、平成28年4月13日に開催されたコンプライアンス委員会議事録を見ると、今回の公益通報の内容は、平成27年6月の人事異動におけるほとんどの昇任は内申書などの書面に基つかずに行われており、地方公務員法第15条、任用の根本基準に反しているというものであり、小樽市職員倫理条例第14条第2項ただし書の規定に基づき、正式に受理し、調査の必要性があることが確認されたとのことであります。今回、コンプライアンス委員会が調査の必要があると判断したことについて、市長の考えを伺いたいと思います。

次に、小樽市職員倫理条例第17条について伺います。

小樽市職員倫理条例第17条では、「委員会は、調査の結果、通報対象事実があると認めるときはその内容を、あると認められなかったときはその旨を、市長等に報告するものとする」とあり、第17条第2項では、「市長等は、通報対象事実があると認める報告を受けたときは、速やかに是正措置、再発防止策等を講ずるとともに、必要があるときは、関係者の処分を行うものとする」とあります。

そこで伺いますが、本件について、コンプライアンス委員会から通報対象事実があると報告を受けた場合、考えられる是正措置、再発防止策とはどのような内容か、お知らせください。

さらには、「必要があるときは、関係者の処分を行うものとする」とするとあります。必要がある場合とはどのような場合を指すのか、本件の場合、処分される関係者とは、地方公務員法第61条第2号では、第15条のいわゆる任用の根本基準に違反して任用した者となります。規定に違反して任用した者とは、どこまでの役職範囲を指すのか、お知らせください。

また、過去において、コンプライアンス委員会から是正措置等を求められるような事例があれば、件数と内容を伺います。

今回問題になっているのは、昨年6月人事が内申に基づかないものであり、地公法第15条に違反しているという内容であり、昨年、市長は、私とこの問題での議論で、必ずしも能力の実証は書面でなければならないとはどこにも書いていないという答弁に終始しました。その後、市長は、昨年の人事問題から1年が経過し、この問題を整理する中で、昇任内申がなく、書面など客観的に能力の実証ができない場合、書面以外のものを根拠とし、法で求められる能力の実証を示すというなら、どのように示せるとお考えか、その方法をお知らせいただきたいと思います。

次に、除雪問題について質問します。

昨年度の総合除雪については、市民の皆さんも承知のとおり、前代未聞の大混乱が起きました。小

樽市のアドバイザーとして任用された参与も同席し、7月から8月にかけて、道路除雪業者34社に対しヒアリングを行っております。その後、8月28日、除雪業務説明会を実施、その場で説明された内容は前年同様の入札条件で行うことであり、締切りの9月16日には、入札等参加申請書が8共同企業体から提出されました。しかし、翌日17日、急遽、資格審査保留の通知を申請していた8共同企業体に対して行い、9月25日、保留分の入札等参加申請書についても受付を取り消すことになり、突然の市長の意向により、総合除雪の共同企業体編成企業数、いわゆるJVを2社以上から4社以上に変更しました。その後、2回にわたる入札不調を招き、入札条件を3社以上に変更し、JVが決まっていなかった3地域がようやく11月18日に決定しました。

報道では、入札が2度成立しなかったことについて、リスクに対する認識が甘かったのかもしれないと話されましたが、あれだけ議会も、1年間の調査の結果が出てから制度変更するべきだ、業者からも突然のJVの変更はできないと言われたにもかかわらず強引に変更したのです。その結果、3地域の市民の方や業者に不安と混乱を与えました。

市長が求める職員の資質を判断する人事評価の先見性には、こう書いています。「先々で起こり得る事態や影響を予測しながらものごとを進める」と。市長みずから、この先見性の項目、どのように評価しますか。伺います。

また、適時の判断という項目があります。さきにも述べたように、昨年、入札は前年同様でいく旨説明し、応募があり、募集を締め切った後に入札条件の変更を行ったことは、「適切なタイミングで判断を行う」に照らし、昨年のみずからの判断は適切なタイミングだったと判断しますか。市長なら、この項の評価をどうされるのか、お答えください。

次に、今年度の基準見直しや変更などについて伺います。

市長は、選挙公約で、除雪出動体制を15センチメートルから10センチメートルにし、すぐ出動できるよう、よりきめ細やかな除排雪に取り組み、ガタガタの道路を解消するため路面整正を行うとし、基準の見直し、除雪ステーションの増設を行いました。それぞれの項目での分析結果についてお知らせください。

これまでの出動基準やステーションの増設を行うことになった理由を、もう一度お知らせください。

私や他の議員からも、市民が望んでいるのはガタガタ路面の整正よりも生活道路の除排雪であり、優先して考えるべきは生活道路の除排雪のレベルアップではないかと議会議論があったかと思います。平成24年、25年、26年の苦情の特徴を見ても、一番苦情が多かったのは、6ステーション体制での第3ステーションです。第3ステーションの特徴は、生活道路の路線距離が47.1キロメートルで、他のステーションの生活道路の倍以上であり、苦情の特徴も、除雪依頼、排雪依頼です。これまでの市が蓄積してきたデータを見れば一目瞭然、本市が抱える特徴や市民が求める除排雪も見えてくるものと考えますが、基準や他の変更は、これまでのデータも含めて変更したのか、また、過去に市に寄せられてきた苦情などを見て市長はどのように分析し、昨年度の変更に至ったのか、お答えください。

また、7ステーション体制になり、ステーションごとの苦情件数と主な内容をお知らせください。

第1回定例会で我が党千葉議員が指摘しましたが、市民生活・ニーズを判断し、予算を執行することは市の責務だと考えます。しかしながら、結果的に排雪の抑制を行ったとの答弁であり、きめ細やかな除排雪とは聞こえはいいですが、結果的に市民を欺くことになっていると考えませんか。

市長が言うきめ細やかな除排雪というのであれば、本当は予算内で、いかに工夫し、苦情を減らし、市民に安心を提供するかではないでしょうか。

結果的に、全く逆のことをしている。なぜなら、昨年度の少雪の状況と似通った気象状況であった平

成18年度における排雪依頼の苦情は147件、19年度は264件であったのに対し、昨年度は、3月9日現在で406件であり、倍近くにもなっています。市長も、結果的に抑制となったと答弁していますし、それでは総合戦略でうたわれている「訪れる人を魅了し、暮らす人には優しい、市民幸福度の高いまち」に反しませんか。これまでの似通った気象状況の年より苦情が多かったという結果を見れば、総合戦略の除雪KPIに照らし、以前より幸福度は下がっているのではないのでしょうか。いかが考えますか。

次に、今年度の除排雪計画についてです。

昨年は、市長の意向により、突如入札条件の変更がなされ、大変に混乱をした状況を見れば、今年度は早い段階での庁内議論、議会議論を踏まえ、除排雪計画、入札条件を変更するのが当然の流れだと考えますが、今定例会でそれらにかかわる説明がないことは大変残念です。昨年は、7月、8月で業者へのヒアリングを行い、8月末には除雪業務説明会を実施していますが、もし大きな変更点があるのであれば、例年どおりの日程ではまた混乱することが懸念されます。今年度の入札までのスケジュールと議会議論の考えをお知らせください。

次に、昨年度、地域総合除雪を請け負った業者との意見交換会をされていると伺いました。そこで、JVの構成員数について業者からはどのような意見があったのか、お知らせください。

また、その意見を踏まえ、どのように変更されるつもりか伺います。

あくまで昨年度同様、JV構成員を4社以上にこだわるのであれば、どう業者に説明するのか、お答えください。

次に、排雪協議の意見では、排雪抑制に対する厳しい意見があったと聞いていますが、どのような意見があったのか伺います。

また、厳しい意見がある中で、今後も市長指示により排雪の抑制を行うのか、お聞かせください。

市長は、第1回定例会で、排雪の議論の中で、職員が一生懸命やってくれたことによって余力を少し残せたということで、来年度以降においても、排雪要望が多くても、大雪になったとしても対応できる環境をつくるのが重要だと予算の執行率を見て感じていると話されています。しかし、必要作業の抑制により、予算に余力を残すことは大変に危険なことだと思います。各ステーションが計画的に行っている作業を市の指示でとめることで、万が一大雪が降った場合、対応ができないのは、誰が考えても明らかであります。予算に余力があるから対応できることは全く別の問題であると考えますが、市長の考えをお聞きします。

次に、参与について質問します。

参与の任用については、これまで議会で何度となく議論され、市長後援会幹部だったことも含め、任用条件などについて、今年度も継続して任用する条件が整えられないまま、結果的に3月31日をもってその任用を解かれましたが、いまだ理解できないことがありますので、質問します。

まず、4月18日に開かれた総務常任委員会で、自民党、新風小樽が要求した資料、参与の報告書についてですが、報告書はA4、12枚になっています。しかし、内容をよく見ると、体裁もばらばら、まとまりがなく、同じ内容が何度も散見されます。参与の報酬約357万円は税金から支出されていますが、通常、市が税金を使い業者などに業務を発注した場合、そのような報告書が認められますか。報告書の体をなしていると考えますか、伺います。

昨年度の除排雪では、参与がかかわっていなければできなかったこともあると市長は話されましたが、参与がいない今、どのように参与の提案されたことを分析しますか。

また、どなたが参与の考えを引き継がれたのか、お知らせください。

次に、報告書では、29年度より路線の見直しを行うこととしています。路線の見直しに伴い、除雪水

準が落ちる、レベルが落ちる場合もあると考えていいのか伺います。

市民は、市長の「きめ細やかな除排雪」との公約に期待している方も多いと思いますが、除雪水準が落ちることは市民の期待に反することになると思いますが、考えを伺います。

ステーションについては、第1、第2、第5、第6、第7ステーションで区域の再編を行うこととされていますが、そのような議論はされているのか、業者との意見交換の際、そのような説明をしているのかについてお知らせください。

また、なぜ再編の必要性があるのか、お答えください。

次に、昨年問題となった貸出ダンプ制度についてです。

参与の報告書によれば、昨年提案した案を具体化していくとのことですが、貸出ダンプ制度については、昨年、除排雪に伴う入札問題でごたごたしている中、市は、貸出ダンプ組合に対し、制度変更内容を議会へ報告することもなく、秘密裏に進められていたことで問題となりました。昨年、市が提案した案の一番の問題は、ダンプ1台1台に付番をし、市がダンプを配車するという点であります。実質この制度で利用されているダンプは三つの組合に属するダンプですが、組合ごとに構成員数、積込み機械数、ダンプ数に違いがあり、それぞれの組合の営業努力により実績額にも大きな差が生じていましたが、ある意味、当然のことです。

しかし、市は、これまでの不適切な事例や市民に対しての公平性を理由に制度変更するとし、変更により一番実績額が増えるのが森井市長の後援会幹部が代表理事を務める組合であり、市がダンプの配車を行うことにより各組合の営業努力を無視することが適切と考えているのか伺います。

また、各社、各組合が営業努力をすることが切磋琢磨であると考えますが、市長は、総合除雪業者には切磋琢磨することを要望し、なぜ貸出ダンプにかかわる業者には切磋琢磨を求めないのか説明してください。

総合除雪同様、貸出ダンプ制度を変更するのであれば、まずは議会に報告、議論をした上で変更するのが筋であります。変更するのであれば、今後のスケジュールについてお知らせください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 秋元議員の御質問にお答えいたします。

初めに、職員人事について御質問がありました。

まず、人事評価についてですが、人事評価の目的につきましては、職員の能力、実績に基づく人事管理を行うことにより、組織全体の士気高揚を促し、公務能率の向上につなげ、最終的には市民サービス向上の土台をつくることとあります。

また、人事評価を実施するための準備につきましては、平成19年度に最初の試行を行ってはおりますが、今回の本格実施に向けての準備は、平成27年1月に開始しております。

次に、過去の試行で実施した人事評価との違いにつきましては、制度の公正性や透明性を確保するために評価結果を被評価者全員に開示し、小樽市職員人事評価審査委員会を新たに設置したことが大きな違いとなっております。

次に、人事評価のポイントにつきましては、被評価者の日ごろの職務行動を把握した上で、その職務を遂行するに当たり発揮した能力や上げた業績を、複数の評価者により適正に評価することとあります。

次に、この2年間の人事異動への人事評価の根本となる考え方の活用につきましては、私としまして

は、これまでも申し上げておりますとおり、人事異動に当たりましては、職員が能力を発揮できる環境を整えることを念頭に適材適所の配置に努めてきたところでありますので、人事評価の考え方は生かされているものと考えております。

次に、市民等が携わっている人事評価につきましては、地方公務員法で規定されている人事評価ではありませんが、職員の採用時や昇任時の面接官として市民が参加している事例や市民に対して職員の評価に関するアンケートを実施している事例があることを市議会議員時代に確認をしておりますが、しかしながらそのときから時間が経過しており、正確性を欠きますので、改めて調べてみたいと思っております。

次に、小樽市職員人事評価実施要綱についてですが、まず、人事評価制度導入に当たっての職員の負担軽減につきましては、人事評価を行うことは管理職としての基本的な責務でありますので、たとえ負担感があつたとしても労力を惜しまず、適正な人事評価を実施しなければならないと考えております。

しかしながら、平成27年度の人事評価制度試行に伴いアンケート調査を行ったところ、業績評価の目標を前期、後期の年2回設定することが、管理職ばかりではなく、多くの職員にとってかなりの負担となることがわかりましたので、今年度は初年度であることから、目標設定を年1回にするなど、職員の負担軽減を図っております。

次に、評価者研修の実施につきましては、本格実施に備えて、平成26年度には全管理職を対象に、平成27年度には希望する管理職を対象に、外部講師による委託研修を実施しております。今後、人事評価制度に関する研修を行う講師を庁内で養成し、制度の意義や公正な評価方法についての研修を新任管理職や希望する管理職を対象として、年一、二回実施したいと考えております。

次に、能力評価、業績評価についてですが、短期間での人事異動が人事評価において低い評価につながるのではないかとこの点につきましては、業績評価は、個人ごとの目標に向かってどのように取り組んだのかを評価するものであり、業務遂行におけるプロセスも評価対象となっております。これは、他者との比較で評価するものではありませんので、在籍期間が評価に影響を及ぼすことはないものと考えております。

次に、人事に伴う適材適所についてですが、まず、在任期間10か月での管理職の異動につきましては、私は、職員が能力を発揮できる環境を整えることを念頭に、前年度にも増してよりよい職員配置となるよう人事異動を行ってきたところであり、その結果として御指摘のような異動人数となったものであります。

(発言する者あり)

次に、私の考える適材適所につきましては、私の人事異動に対する基本的な考え方を申し上げますと、人事異動は、職員の適性、さまざまな業務を経験することによる個々のレベルアップなどの個人的な要素のほか、職場における年齢構成や男女比、職場全体の底上げなどの組織的な要素も加え、総合的な判断の下、行われるべきものと考えております。私にとりましては、適材適所とは、このような個人的、そして組織的な要素を包括した概念であり、これに基づきまして人事異動を行ってきているところであります。

次に、職員の1年での異動に対する市民の戸惑いにつきましては、私が議員当時の質問に対しましては、人事異動の意義としまして、マンネリ化や形骸化による能率低下の防止のほか、職員の能力をより適正な部門でより積極的に活用することなどの御答弁をいただいたところであります。私としましては、この御答弁を踏まえ、職員の適材適所の配置に努めているところでありますので、仮に市民の皆様が戸惑いがあつたとしても、職員がその職務を全うし、能力を遺憾なく発揮することにより、市民の皆様

様の期待に応えていけるものと考えております。

(発言する者あり)

次に、教育部長の異動につきましては、私が公約の中でも特に教育改革を重視していることは、副市長に前教育長を抜擢したことや、その後任に北海道から優秀な人材を迎え入れたことからしましても、おわかりいただけるのではないかと思います。

(発言する者あり)

教育委員会制度改革により、教育長が教育委員会のトップとしてリーダーシップを発揮していただくこととなりますので、小樽の教育改革はより高まっていくものと確信をしております。

(発言する者あり)

次に、1年ごとの教育部長の異動による教育環境の整備に対する影響につきましては、ただいま申し上げましたとおり、教育委員会制度改革によりまして、教育長が教育委員会のトップとしてリーダーシップを発揮していただくこととなります。私と教育長が意思疎通を密にし、連携を図ることにより、小樽の教育改革は着実に推進できるものと考えております。その補佐役となる教育部長につきましても、適材適所と判断し、教育委員会の了解を得た上で配置している人材ですので、教育長の指揮監督の下、引き続き組織的な取組が行われていくものと思っており、御指摘の整合性は図られているものと考えております。

(発言する者あり)

次に、毎年の教育部長の交代の理由等につきましては、繰り返しになりますが、私としましては、人事異動に当たりましては、職員が能力を発揮できる環境を整えることを念頭に適材適所の配置に努めてきたところであり、その結果として2年連続で交代となったものであります。

また、先ほど申し上げましたとおり、小樽の教育改革は着実に推進をされ、引き続き組織的な取組も行われると考えておりますので、教育部長の交代による特段の影響はないものと思っております。

次に、人事異動に対する考え方についてですが、まず、早期退職や希望降任に対する私の認識につきましては、この4月の人事異動に当たりましては、確かに予期せぬ早期退職、希望降任はありましたが、私自身、個別にその理由、事情等をお聞きしたところであり、その個々の事情についてはやむを得ないものと判断したところであります。いずれにいたしましても、私の務めは職員が能力を発揮できる環境を整えることですので、その思いを持って引き続き適材適所の配置に努めてまいりたいと考えております。

(発言する者あり)

次に、職員の能力を発揮できる環境づくりに逆行しているとの御指摘につきましては、これまで申し上げておりますとおり、私は職員がより能力を発揮できることを意識し、適材適所の配置に努めてきているところでありますので、御指摘のような状況にはないものと考えております。職員が能力を発揮できない場合、そのことが市政の停滞につながり、市民サービスの低下に直結する問題であるということにつきましては、一般論といたしましてはおっしゃるとおりであると感じております。

次に、職員が能力を発揮できる職場につきましては、職員配置におきましては、職員の個々の適性を見極め、それに見合ったポストや職務を提供することのほか、これまで経験のない職務を提供することによって職員の新たな可能性を引き出すということも必要と考えております。

また、人材育成の観点からも、OJTはもちろんのこと、新たな研修を取り入れ、職員のスキルアップの後押しをすることも欠かせないものと考えております。これらの考えに沿って職員がやりがいを持って職務に邁進できる環境を整備することが、職員の能力がより発揮されることにつながるものと考え

ております。

次に、職員のモチベーションについてですが、まず、モチベーションの低下に関する私の認識につきましては、モチベーションというものは、その時々においてさまざまな要因で上下するものと考えております。お話のありました報道における市幹部の発言につきましては、事実関係はとれておりませんし、何を意図されているのか、また、その発言と職員のモチベーションの低下に因果関係はあるのか、はかりかねておりますので、私としましてはコメントのしようがありません。いずれにいたしましても、今後、議員がおっしゃるような状況が起こり得ないよう、職員との対話の機会を増やし、私の政策に対する考え方を浸透させ、今まで以上に職員のやる気を引き出してまいりたいと考えております。

次に、人事異動後における職員のケアにつきましては、早期退職や希望降任を申し出られた方に対しましては、私も直接、個別にその理由、事情等をお伺いしたところであり、各職場において、職場ミーティングの実施や管理職による個別面談等を行っておりますので、各部長はその報告を受け、所属職員の状況を把握するよう努めているところであり、これまでも必要に応じ連携し、対応してきているところであり、

次に、総務部長についてですが、まず、選任に向けてのこれまでの動きと不在の理由につきましては、内示後、突然、総務部長予定者から退職の意向が示されましたので、発令日までに後任を選任する時間的な余裕がなく、結果的に総務部長不在という状況に至らざるを得なかったものであります。その後、内部、外部に縛られることなく幅広く人選を行ってきたところであり、北海道に対しましても職員派遣の要請をさせていただきましたが、厳しい状況だとお伺いしたところであり、現在、内部からの選任の方向で最終調整を進めているところであり、近々のうちにはお示しできるものと考えております。

次に、北海道への派遣要請につきましては、ただいま申し上げましたとおり、要請はさせていただきましたが、厳しい状況だと伺ったところであり、

次に、報道で、道幹部から派遣に関し批判的なコメントがあったとする件につきましては、その報道の事実確認はできておりませんし、確かめようもありませんので、この件に関し、私から申し上げることはございません。

次に、総務部長不在による影響につきましては、次善の策としまして、その職務について速やかに副市長事務取扱とし、事務処理上の不都合がないよう措置をしたところであり、

しかしながら、通常業務を遂行していく中では、副市長のスケジュールもタイトでありますことから、日々の打合せ等に不便があるということも聞いており、また、副市長はもちろんのこと、総務部の職員の負担も過重になっているという状況もございますので、影響が生じているものと認識しております。

また、総務部長の充て職につきましては、総務部長は、市長及び副市長が欠けたときの市長職務代理者となるほか、一部を申し上げますと、補助機関としての表彰選考委員会、例規審査委員会、行政不服審査委員会、広報編集委員会、職員分限懲戒審査委員会等の委員になることとされております。

次に、コンプライアンス委員会についてですが、まず、公益通報について調査の必要があると判断したことにつきましては、コンプライアンス委員会によって判断されたことでありますので、私としましては真摯に対応してまいりたいと考えております。

次に、通報対象事実があると報告を受けた場合は是正措置、再発防止策につきましては、現在、コンプライアンス委員会で審議中であり、通報対象事実があると報告を受けておりませんので、それらの内容については考えようがありません。

次に、コンプライアンス委員会からの報告を受け、関係者の処分を行う場合の必要があるときにつきましては、コンプライアンス委員会に通報された事案が事実であり、職員に法令上の違法行為が認めら

れる場合には、その違法行為の内容によりましては懲戒処分を科す必要性が生じますので、そのような場合が必要があるときに該当するものと認識しております。

次に、地方公務員法第61条第2号の規定の違反を問われる役職の範囲につきましては、地方公務員法第15条の規定に違反して任用したものとされておりますので、一般的には任命権者と専決規程により、採用等の専決権を有する副市長が挙げられると考えられますが、その内容によりましては人事に関する事務を掌理する総務部長等の補助職員につきましても、その範囲に含まれるものと考えております。

次に、コンプライアンス委員会から是正措置等を求められた事例につきましては、2件ありまして、1件は、おたるドリームビーチの浜小屋が仮設建築物であるにもかかわらず除却されていなかったこと、もう一件は、平成25年度において職員の懲戒処分があったにもかかわらず、広報おたる及びホームページに懲戒処分なしと公表されていたことという内容でございます。

次に、昇任内申がない中での能力の実証方法につきましては、これまでも申し上げておりますとおり、必ずしも能力の実証は書面でなければならないというのではなく、市政にかかわる多くの方々から得た情報などに基づき人事異動を行ったということであれば、地方公務員法違反まで問われるものではないという顧問弁護士の御意見もいただいているところであります。

(発言する者あり)

次に、除雪問題について御質問がありました。

初めに、入札に関してですが、まず、入札条件の変更を行ったことに伴うみずからの人事評価としての先見性及び適時性の判断につきましては、私といたしましては、将来にわたり持続可能な除雪体制を見据えて、少しでも多くの業者に携わっていただくことがきめ細やかな除排雪につながるため、構成員数を4社以上とする条件の変更を行いました。その入札が2回不調になったことは予測できず、市民の皆様には御心配をおかけしたと感じておりますが、入札条件の緩和により、本格的な降雪期の前に除雪体制を整えることができたと考えております。

次に、昨年度に実施いたしました除雪の基準の見直しや除雪ステーションの増設に関する分析につきましては、除雪第2種路線の出動基準の見直しにつきましては、地域総合除雪業者の皆様からは、第1種路線との段差が解消されたことやロードヒーティング付近の段差が小さくなったとの回答を得ており、おおむね効果があったと考えております。

また、ガタガタ路面の解消につきましては、バス事業者からは、ガタガタ路面の発生が少なく、安全な走行が可能であったとの話を伺っており、おおむね効果があったものと考えております。

さらに、除雪拠点の増設につきましては、区域がコンパクトになり道路パトロールが行き届いた結果、適切な路面管理ができたものと考えております。

また、業者の皆様からは、除雪作業後の降雪の影響を軽減できたなどの回答を得ており、おおむね効果があったものと考えております。

次に、昨年度に出動基準の見直しや除雪ステーションを増設した理由につきましては、出動基準の見直しは、補助幹線道路である第2種路線を幹線道路である第1種路線と同等の出動基準にすることにより、円滑な交通を維持することを目的としております。

また、除雪ステーションの増設は、除排雪作業の区域がコンパクトになることにより機動力が向上し、除雪作業の遅れが解消され、また、道路パトロールも行き届くことで適切な路面管理が可能になるものと考え、実施したものであります。

次に、昨年度の除雪基準の見直しや、その他の変更に当たりどのような分析を行ったのかにつきましては、市民の皆様の声や除排雪作業量等を勘案するとともに、私が除排雪を直接目にし、また、市民の

皆様方からお話を伺った中で、よりよい除排雪を提供するため変更したものであります。

次に、各ステーションの苦情件数とそれぞれの主な内容につきましては、第1ステーションは264件で、主な内容は排雪依頼が61件、除雪依頼及び除雪後の苦情がともに49件であります。第2ステーションは337件で、除雪後の苦情が82件、除雪依頼が72件であります。第3ステーションは363件で、除雪依頼が161件、排雪依頼が61件であります。第4ステーションは171件で、除雪依頼が57件、除雪後の苦情が29件であります。第5ステーションは260件で、排雪依頼が72件、除雪後の苦情が51件であります。第6ステーションは321件で、排雪依頼が100件、除雪後の苦情が50件であります。第7ステーションは244件で、除雪依頼が78件、除雪後の苦情が46件であります。

次に、昨年度の排雪につきましては、職員や地域総合除雪業者がパトロールを行い、必要があれば、まず、かき分け除雪や拡幅除雪をすることとし、道路脇の雪山が大きくなり、これ以上の対応が困難になったときに排雪作業を実施いたしました。この一連の除排雪作業を行った結果、少雪といったこともあり、当初予定していた排雪量に比較し抑制されものと考えております。

次に、昨年度は結果的に排雪抑制となった状況で、以前より幸福度が下がっているのかにつきましては、幸福度KPIである市民の声、除雪依頼件数に排雪依頼件数は含まれていないことから、現状では幸福度に影響はございませんが、市民の声、排雪依頼件数も幸福度KPIになり得ると認識をしておりますので、そのあり方につきましても引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、今年度の除排雪計画についてですが、まず、地域総合除雪の今年度の入札までのスケジュールと議会議論につきましては、これまで昨年度の地域総合除雪に参加した業者の皆様と意見交換を行っており、今後、道路除雪に登録のある業者の皆様にご意見を伺う予定であります。

現在、昨年度の分析を行っているところであり、参加資格、共同企業体の構成員数等の入札要件を検討し、できるだけ早くお示ししたいと考えております。

次に、地域総合除雪業者の皆様との意見交換で出されましたJV構成員数に関する意見の内容と、それらを踏まえてどのように変更するのかにつきましては、地域総合除雪業者の皆様からは、新規業者が加わると事故等のリスクがある、4社だと採算割れの可能性がある、3社で除排雪が間に合わなかったことがないなどの意見がありました。私といたしましては、きめ細やかな除排雪に取り組むとともに、将来的な除排雪体制を見据えて、より多くの業者の皆様にご携わっていただくことが必要であると考えており、現在、昨年度の分析を行っておりますので、JVの構成員数等の入札要件を検討し、できるだけ早くお示しをしたいと考えております。

次に、地域総合除雪のJV構成員数をどう業者の皆様にご説明するのかにつきましては、先ほど答弁させていただいたとおり、現在、検討を進めております入札要件について、昨年度の課題を的確に分析した上でなるべく早く結論を出し、その際には本市の考え方を業者の皆様にごしっかりと説明し、御理解をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

次に、排雪協議に関する意見の内容につきましては、業者の皆様からは、排雪の許可がもらえず、市民から切実な苦情が多数あった、現状で車両通行が可能だから排雪を行わないという方針だと大雪時には回りきれない、一路線ごとに排雪の許可をもらっても採算性が合わず、作業が難しいなどの意見が出されました。

次に、今後の排雪のやり方につきましては、昨年度は、排雪を実施する従来からのプロセスとして、職員や地域総合除雪業者がパトロールを行い、まず、かき分け除雪や拡幅除雪をし、道路脇の雪山が大きくなり、これ以上の対応が困難になった時点で必要な箇所の排雪作業を実施するという手順を行ったものであります。この考え方を市民の皆様にご丁寧に説明し、御理解と御協力をいただきながら、本年度

につきましても同様の対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、各ステーションが計画的に行っている作業を市の指示でとめることで、万が一大雪が降った場合、対応ができないのではないかとしましては、第1回定例会での私の答弁は、市の業務においては基本的に既定の予算内で対応するとの考え方の中で、予算を残せたということから、大雪でも予算面では対応できるという趣旨でお話をしたものであり、排雪作業について必要な箇所を必要な時期に実施したと認識をしております。

(発言する者あり)

次に、参与についてですが、まず、報告書につきましては、今後の除排雪事業の展開に向けた提言など、参与が日常的に都度、気がついた点を私に報告するために書きとめられたものであり、いわゆる委託業務の成果品とは、その性質は異なるものと認識をしております。

次に、参与の提案の分析と、その考えの引継ぎにつきましては、報告書は、参与がこれまでの民間企業と本市職員としての経験を踏まえ、現場で把握したことを加味し作成したと認識をしております。報告書の中で、恒久的な雪堆積場の整備、更新、新設など、中・長期的に検討すべき提案については今後の検討が必要と考えており、また、道路機能に応じた除排雪路線の見直しなど、短期的に検討すべき提案については建設部とともに分析中であります。

次に、報告書にある平成29年度より行う路線の見直しやステーションの再編につきましては、路線の見直しは、これまで部分的な修正を行ってきた除雪路線等を路線調査の結果を基に、交通量及び家屋の張りつきぐあいなど、道路の実情に合った除雪水準とするものです。その検討に当たっては、市民の皆様の御意見をいただき進めてまいります。

また、ステーションの再編の検討については、路線の見直しを行った後、それを基に業務量の平準化等を勘案し、検討するものと考えております。

次に、昨年問題となった貸出ダンプ制度についてですが、まず、ダンプの配車方法につきましては、この制度は、市が組合と契約し、町会等の利用団体が自主的に生活道路の排雪を行う際にダンプトラックを派遣する制度でありますので、効率性に鑑み、発注者である市が責任を持って適切に配車すべきものと考えております。

次に、貸出ダンプにかかわる業者には切磋琢磨を求めないのかにつきましては、積込み機械については町会等の利用団体が積込み業者に個々に契約するものでありますので、営業努力は当該契約において行われるべきものと考えております。一方、貸出ダンプにおいては、先ほども述べましたが、効率性に鑑み、発注者である市が責任を持って適切に配車すべきものと考えております。

次に、貸出ダンプ制度変更のスケジュールなどにつきましては、この制度は、長きにわたり利用されてきた中で、市民の皆様の要望に応える形で制度の解釈の拡大が行われてきたことから、原点に立ち返って見直してまいりたいと考えております。その内容等につきましては、現在、検討しているところであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長(大淵勝敏) 秋元議員の御質問にお答えいたします。

職員人事についての御質問でありました。

総務部長についてでございますが、同部長が不在である中、7月に行われる参議院議員選挙の開票責任者を誰が代理するかにつきましては、公職選挙法上、開票事務の最高責任者である開票管理者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から、市町村の選挙管理委員会の選任した者をもってこれに充てると規

定されており、当委員会といたしましては、過去からの経緯にのっとり、選挙時、総務部長の職にある方を開票管理者に選任してきたものであります。

このたびの参議院選挙に際しましては、部長職にある職員の中から、長年、選挙事務に携わり、業務に精通されている小樽市立病院事務部長の笠原啓仁氏に就任を依頼し、承諾をいただきましたので、6月21日の委員会において開票管理者として選任いたしました。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 1番、秋元智憲議員。

○1番(秋元智憲議員) まず初めに、先ほど通告の時間より若干オーバーしてしまいまして、大変申しわけありませんでした。

再質問に入る前に何点か答弁漏れがありまして、よろしいでしょうか。結構な量なのですけれども、よろしいですか。

○議長(横田久俊) 一、二点ではないのですか。

○1番(秋元智憲議員) 10個以上あるのですけれども。

○議長(横田久俊) 答弁漏れですね。

○1番(秋元智憲議員) はい。

○議長(横田久俊) 前の安斎議員のときにも申し上げましたが、本質問、本答弁は、私のときですけれども、レクチャーをやりながら質問の場所はここですねと、そういうふうを確認して、最終的には総務課が突合して、この質問にはこの答弁になっているということをやっていたら、今まで答弁漏れが多発するということはなかったのですが、今回、総務課はどうだったのか、やっていただけたのでしょうかね。通常は担当部署が答弁を作成して、その後、最後に総務課がという流れだったと思いますが、今、秋元議員から答弁漏れが十数か所あると、そしてそれは間違いないということですね。

○1番(秋元智憲議員) はい。

○議長(横田久俊) 今、私はここでそれを確認できませんので、以前、安斎議員のときにも答弁漏れについてチェックをしましたので、公平性を確保するために、その答弁漏れについて総務課とすり合わせをして調整していただきたいと思っておりますので、そのために暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時43分

再開 午後 7時10分

○議長(横田久俊) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

秋元議員の一般質問の途中ですが、市長からの申出により、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 7時11分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 酒 井 隆 裕

議 員 鈴 木 喜 明

平成28年
第2回定例会会議録 第7日目
小樽市議会

平成28年6月24日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	高	橋		龍	4番	中	村	岩	雄
5番	安	斎	哲	也	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	齊	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐	々木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	森井秀明	教育長	林秀樹
選挙管理委員会 委員長	大淵勝敏	副市長	上林猛
水道局長	浅沼敦	総務部長	（上林猛）
財政部長	前田孝一	産業港湾部長	中野弘章
産業港湾部参事	飯田俊哉	生活環境部長	渡辺幸生
医療保険部長	小山秀昭	福祉部長	日栄聡
建設部長	相庭孝昭	消防長	明井隆生
病院局小樽市立病院 事務部長	笠原啓仁	教育部長	工藤裕司
総務部 企画政策室長	伊藤和彦	保健所次長	犬塚雅彦
選挙管理委員会 事務局長	三船貴史	総務部総務課長	中村哲也
財政部財政課長	志賀公		

議事参与事務局職員

事務局 長	田 中 泰 彦
庶務係 長	由 井 卓 也
調査係 長	大 崎 公 義
書 記	北 岡 尚
書 記	眞 屋 文 枝

事務局 次長	林 昭 雄
議事係 長	柳 谷 昌 和
書 記	石 澤 麻由美
書 記	深 田 友 和
書 記	河 崎 仁 美

開議 午後 3時20分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、高野さくら議員、林下弧芳議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第3号、議案第5号ないし議案第17号、議案第19号及び議案第20号」を一括議題といたします。

これより昨日市長からの申出により中断しておりました秋元議員の一般質問を続行します。

秋元議員の本質問への答弁漏れに対する理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 昨日の秋元議員の一般質問におきまして、答弁漏れの御指摘がございました。この間、答弁調整にお時間をいただき、感謝申し上げます。

職員と秋元議員とで答弁の趣旨の突き合わせを行いましたところ、最終的に6点につきまして改めて答弁をさせていただきます。

これまで私どもといたしましては、御質問に対し、誠意を持って答弁を作成しており、このたびの秋元議員への御質問に対しましても、意を込めた答弁に心がけたつもりではありますが、わかりづらいとの御指摘もありましたので、今後は御質問に端的にお答えするよう努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

初めに、職員人事に関しての御質問で3点御指摘をいただきました。

まず、3年続けて教育部長が交代するようなことになれば、私の責任は免れないのではないかという御質問に対する答弁漏れの御指摘ですが、昨日答弁申し上げましたとおり、私としては教育長のリーダーシップの発揮により、小樽の教育改革はより高まっていくものと確信しておりますので、私は責任を果たしているものと考えております。

次に、早期退職等が相次いだことに対する私の責任、また、人事の私物化ではないかという御指摘につきましては、申出をした職員に私が直接個別に事情等をお伺いし、個々の内容についてはお答えできませんが、その事情は直接人事異動とは関連性のないものであり、やむを得ないと判断されるものでしたので、昨日のとおり答弁を申し上げたものであります。ですから、私の責任を問われるような事情ではなかったと考えておりますし、もちろん人事の私物化でもありません。

次に、昇任人事に関しまして、法で求められている能力の実証を示す方法についてですが、昨日も申し上げましたとおり、必ずしも能力の実証は書面でなければならないというものではありませんので、経歴書のほか、市政にかかわる多くの方々から得た情報などに基づき人事異動を行ったものであります。

次に、除雪問題に関しての御質問で3点御指摘をいただきました。

まず、参与の考え方を誰に引き継いだのかという御指摘につきましては、報告書は参与がこれまでの民間企業と本市職員としての経験を踏まえ、現場で把握したことを加味し作成したと認識をしており、市として具体的には除雪対策本部が引き継いでいくことになります。

次に、除雪水準が落ちることは市民の期待に反することになると思いますがという御指摘につきましては、除雪水準が下がることは起り得ますが、目的としては水準を上げるために行うものであります。一般論として除雪水準が落ちることは市民の期待に反するものと考えておりますので、市民の皆様の御意見をいただき、進めてまいりたいと考えております。

次に、貸出ダンプ制度において各組合の営業努力を無視することが適切と考えているのかという御指摘につきましては、本制度は発注者である市が責任を持って適切に配車すべきものであり、各組合の営

業努力は本制度にはそぐわないものと考えております。

(発言する者あり)

(「議長、23番、「森井市長に対し、答弁漏れがなぜ多数発生するのか弁明を求めるとともに、今後起こさないことを強く求める動議」を提出いたします」と呼ぶ者あり)

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) ただいまの動議は賛成者がありますので、成立いたしました。

直ちに、本動議を議題とし、提出者から趣旨の説明を求めます。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 23番、山田雅敏議員。

(23番 山田雅敏議員登壇) (拍手)

○23番(山田雅敏議員) 自民党を代表して、森井市長に対し、答弁漏れがなぜ多数発生するのか弁明を求めるとともに、今後起こさないことを強く求める動議について、提案趣旨説明を行います。

市長就任以来の定例会において、そして今定例会においても、本会議における代表質問、一般質問に対し、答弁漏れが発生いたしました。議員の質問項目の内容には全て適切に対応した答弁をするべきであるところ、森井市長においてはなぜこれまで多くの答弁漏れが発生するのか、到底理解することができません。

また、森井市長の答弁漏れがこれまで幾度となく繰り返され、その都度議会に混乱を招いています。

我が会派は、多くの答弁漏れが発生する状況は看過することのできない重大な問題と考えます。

以上のことから、森井市長に対し、答弁漏れがなぜ多数発生するのか弁明を求めるとともに、今後起こさないことを強く求める動議を提出するものであります。

以上、趣旨説明といたします。(拍手)

○議長(横田久俊) これより、討論に入ります。

まず、反対討論はございますか。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 6番、石田博一議員。

(6番 石田博一議員登壇)

○6番(石田博一議員) ただいまの自民党の森井市長に対し、答弁漏れがなぜ多数発生するのか弁明を求めるとともに、今後起こさないことを強く求める動議に反対の立場で討論をいたします。

答弁漏れは確かにありましたが、多発とは言えないと思います。

(発言する者あり)

もちろん、その都度……

○議長(横田久俊) お静かに願います。

(「何を考えてるんだ」と呼ぶ者あり)

○6番(石田博一議員) もちろんその都度、以後気をつけるということで我々議員も容認してきました。

(「してないよ」と呼ぶ者あり)

(「してないでしょ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

このことは、それ以上でも以下でもない、起こり得ることだと考えます。

(発言する者あり)

私たち議員も事前のレクチャーをより密に行うことや質問箇所明確化など、議員側にも一定程度の配慮は必要であると考えます。

また、質問者の意図した答弁が得られない場合でも、それは答弁漏れとは言えないわけで……

(「そんなこと言ってないよ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

その場合は、再質問なり再々質問で聞き直せばいいわけです。

(「当たり前です」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

今日まで市長答弁を聞いてまいりましたが……

○議長(横田久俊) お静かに。

○6番(石田博一議員) そういった答弁漏れではない場合でも答弁漏れとしてきた経緯もありますので、我々議員側にも一歩踏み込んだ見解が必要になると考えます。

(「何なんだよ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

いずれにしても、市長には、よりわかりやすい答弁をお願いすることはもちろんですが、多発しているとは感じておりませんので、弁明の必要はなしとして、この動議には反対をさせていただきます。

(「全くわからん」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

議員各位の御賛同をお願いして討論といたします。

○議長(横田久俊) 次に、賛成討論はございますか。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 17番、中村誠吾議員。

(17番 中村誠吾議員登壇) (拍手)

○17番(中村誠吾議員) 森井市長に対し、答弁漏れがなぜ多数発生するのか弁明を求める動議に、民主党を代表し、賛成の立場で討論を行います。

市長、これまでも答弁漏れが幾度となく見られましたが、今定例会の代表質問、一般質問の本質問の答弁において、これまで以上に答弁漏れが発生していると認識せざるを得ないのです。事前に質問者から質問の趣旨の確認を行っているにもかかわらず、なぜこのように答弁漏れがあるのか、理解できないところがあります。この点について、市長、説明を求めるものであります。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

議員各位の賛同をお願いし、討論といたします。(拍手)

○議長(横田久俊) 次に、反対討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 次に、賛成討論はございますか。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 11番、斉藤陽一良議員。

(11番 斉藤陽一良議員登壇) (拍手)

○11番(斉藤陽一良議員) 公明党を代表し、森井市長に対し、答弁漏れがなぜ多数発生するのか弁

明を求めるとともに、今後起こさないことを強く求める動議について賛成の討論を行います。

森井市長就任以来、本会議の代表質問や一般質問の本答弁において答弁漏れが多数発生しています。今定例会の代表質問の本答弁においても、高野さくら議員、佐々木秩議員の本質問で答弁漏れが指摘されています。

議員は事前に通告を行い、理事者側も質問内容について質問する議員との間で細かく確認しているにもかかわらず、本来あってはならないし、あり得ないはずの本答弁における答弁漏れが多数発生しているゆゆしき現実があります。

さらに、再質問、再々質問においては毎回のようには答弁漏れがあり、答弁漏れがないほうが珍しいといった状況であります。

その上、今回の我が党の秋元議員の一般質問に対する本答弁で、これまでにない多くの答弁漏れが発生したことは決して許されることではないし、党派としても市長に対し強く抗議をするものであります。

このように答弁漏れが多数多発する原因については、我々は森井市長が政治姿勢の根本において、議会における議員の質問というものに対して敬意を持って接しておられないことの表れであると考えざるを得ません。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

議会における議員の質問の一つ一つは、そのそれぞれがみずからの行政施策に対する市民から寄せられている貴重な声、貴重な民意の一つ一つなのだという自覚が市長には足りないためであると考えざるを得ません。それは民意を、ひいては市民そのものをないがしろにすることです。

市長は選挙による得票に言及をされることがありますが、それだけが民意と考えるのであれば、それは市長のおごりと言わざるを得ません。市長はもっと謙虚になって、いろいろな立場の多くの市民の声があることを自覚し、その声に謙虚に耳を傾けるべきであると考えます。すなわち議会議論における議員の発言の一つ一つ、質問の片言隻句にも注意を集中し、敏感に対応する誠実さが必要であります。

もし、森井市長がそうではない、自分は十分謙虚だと、主張されるのであれば、答弁漏れがなぜ多数発生するのか、真摯にその原因について弁明に努めるとともに、今後は起こさないという率直な決意を表明すべきであると考えます。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

以上、全議員の賛同を呼びかけて、賛成討論いたします。(拍手)

(「賛同します」と呼ぶ者あり)

(「賛同します」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 次に、反対討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

反対討論なし。

次に、賛成討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

賛成討論ともになし。

討論を終結し、これより採決いたします。

本動議に、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、本動議は可決されました。(拍手)

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 1番、秋元智憲議員。

○1番(秋元智憲議員) 再質問に入る前に、先ほど市長から答弁漏れの件でお話がありましたけれども、1点、これは私の質問の内容を理解されていないのか、本答弁と全く同じ答弁がありますので、私は答弁漏れだと指摘した上で市長が答弁漏れだということで答弁しているのに、全く同じ答弁をされているのです。昇任内申の件なのですが、この点について私は、本答弁と答弁漏れの部分がほぼ変わらない内容であれば、受け入れられないというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長(横田久俊) 昨日の本答弁と今日の答弁、私は突合するメモを持っていません。なので、同じかどうかというのは判断できませんので、できれば再質問の中で今の部分も含めて質問で説明していただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 1番、秋元智憲議員。

○1番(秋元智憲議員) それでは、再質問させていただきます。

まず1点目に、人事評価について伺いました。

昨年の議会議論の中で、市長が人事評価の中で嘱託員、市民の声も反映しているような仕組みもあるというふうに言われていまして、その自治体名、制度の内容、効果について伺ったのですけれども、市長は改めて調べてみたいということだったので、私は質問のレクチャーを6月7日にしております。そのときに原稿も渡しているのですが、この本答弁の中で改めて調べてみたいというのは非常に納得できないというか、わかりません。これはすぐ市長が調べればわかるものだというふうに思います。

市長は常日ごろから政策議論をしようと言われていたものですから、私は人事評価が、今後よりよくなるように今までも提案してまいりました。市長の考えに沿うかどうかわかりませんが、私の考えを議論しようということで質問しているのですけれども、市長が以前、嘱託員、市民の声も反映するような人事評価があると言ったのですが、その内容が示されませんし、改めて調べたいということだったので、なぜ示せないのか。あるならある、ないならないと、済みませんと、勘違いしていましたということで済むと思うのですが、その点が1点です。

それと、昨年の人事異動にかかわって10か月余りで多くの管理職の方が退職された件です。

まず、市長はこの中で、よりよい職場環境を整えることを念頭にと言っていましたけれども、では異動できなかった方はよりよい環境にないのかというふうに思うわけです。

その点についてお答えいただきたいのと、よりよい職場環境を求めるのであれば、毎年、全員が人事異動できなければ残っている方々はよりよい環境にないということが考えられるのです。そういう考えなのか、その辺をお聞きいたします。

また、能力が発揮できる環境を整えることを念頭にと言っていますけれども、前年よりよい職員配置となるよう人事を行ったと答えられました。

このような10か月、1年で人事異動しなければならぬ、また、そのようなことで市長は、OJTの人材育成の話がされていましたが、どうやってこの1年、若しくは10か月でOJTを行う考えなのか、これを伺いたいと思います。

また、10か月、1年で異動するという事は、市長が言われているOJTの考えに照らして、市長は職員に何を求めているのか伺いたいと思います。

それと、教育部長の異動に関連してなのですが、これも、今、言ったように職員が能力を発揮できる環境を整えることを念頭にしているというふうに言っておりました。適材適所の配置に努めたと。それ

で、2年連続で交代となったと。1年で職員の方は十分持っている能力を発揮できているのでしょうか。その点についてお聞かせいただきたいと思います。

そして、市長御自身がこの1年間で自分の能力を十分に発揮してきたのかということも一つ伺ってみたいと思います。

それと、OJTの話に戻りますけれども、市長が考える人材育成のOJTの話が出ましたが、具体的な手法を示していただきたいと思います。

あと、市長がみずからの発言と行動が原因で生じている職員のモチベーションの低下について伺いました。

新聞によれば、「その場しのぎのうそをつき、部下に責任をなすりつける。このような市長の下では、仕事のモチベーションを保つのは難しい」という記事が掲載されておりました。これは市の幹部の方のお話でありましたが、これについて市長は、事実確認がとれないのでコメントしないとされていました。逆に言うと、例えば事実確認をとれないようなものについては、市長は今後もコメントするような考えはないのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

それと、最初に指摘させていただきました昇任内申の件です。

私の質問としては、昇任内申がなく、書面など客観的に能力の実証ができない場合、書面以外のものを根拠とし、法で求められる能力の実証を示すというなら、どのように示せるとお考えか、その方法を示してくださいと質問したのですが、市長は違法ではないというお答えでした。私は違法か違法ではないかということを知っているのではなくて、書面以外のものを根拠として実証を示すというのならどういう方法があるのかという質問ですので、答弁が全く質問の内容と違いますので、これも改めて伺いたいと思います。

それと、今回の答弁漏れを指摘させていただいて、理事者の方とお話をする中で、なかなか私の意図が伝わっていなかったということで、今回は質問の答弁漏れから外させていただきましたが、人事評価シートにのっかって先々で起こり得る事態や影響を予測しながら物事を進めると、こういう項目について、市長が昨年のJVの変更を行ったことは、この評価シートに照らしてどのように評価しますかという質問だったのですけれども、これがうまく伝わってなくて、全く違った回答でありました。この辺をもしお答えになれるのであれば答えていただきたい。

それで、適切なタイミングの話もさせていただきました。これもJVの入札の要件の変更にかかわって適切なタイミングだと考えたのかと、これも評価シートに照らしてどのように評価するかと、これは5段階の個別評語で表せばどの段階に当たると市長が考えられているのか。市長のこの評価に対する考えは、今後の各評価者の判断の基準というふうに思いますので、正確な答弁をお願いいたします。

それと、きめ細やかな除排雪という部分です。

その中で市民を欺くことになっているのではないかとということで私は質問させていただきました。きめ細やかと言っていましたけれども、似たような気象状況のときの苦情件数よりも昨年度の苦情件数が多くなっている。この理由はなぜだと率直に考えられますか。お答えいただきたいと思います。

また、除雪にかかわって総合戦略の除雪KPIのお話もさせていただきました。これは安齋議員も取り上げておりましたけれども、市長はこの総合戦略もしっかり目を通されていると思いますが、この除雪事業の中で、今回、市長からは除雪事業のKPIの中に排雪が入っていないのだというお話がありましたけれども、市長の目玉政策でありますよ、除排雪というのは。それがなぜこの総合戦略の中の幸福度の除雪KPIの中に盛り込まれなかったのか、これが不思議でなりません。その辺をお聞かせいただきたいのと、昨年の排雪の苦情が多かったということは、これは端的に見て、幸福度が下がっているの

ではないかと思うのですが、その辺をもう一度聞かせていただきたいと思います。

また、総合戦略に除雪KPIの中に排雪を入れなかったのはなぜなのか、どういう理由があって入れなかったのか、お知らせいただきたいと思います。

また、今回のJVの要件の変更、それについて早めに日程を知らせなければ混乱することが懸念されます。スケジュールを聞いたのですが、そのスケジュール、日程的なことについてははっきり伺えませんでした。質問の中でも言いましたけれども、昨年度は7、8月で業者の方へのヒアリングを行い、8月末には業務説明会が行われていたのです。今年も早く計画を議会に示していただいて議論しないと、また昨年と同じ結果になってしまう。これは誰も、議員の方も皆さんも思っていると思います。

それで、いつ示せるのかということはお話しただけなかったのですけれども、もう既に6月末でありまして、分析もまだ結果が出ていないというお話も今回の議会の中でありました。いつその議会議論をするのか、議会に示すのか、また、除雪の説明会の日程について、スケジュールについて伺ったのですが、この日程の部分については一切答弁いただけていませんので、日程についてお知らせいただきたいと思います。

また、JVの構成員についてどのように変更されるのかということで、今回、昨年4社にしたことでいろいろと苦情が寄せられたということで、市長からも何点か今回のJV編成の構成員数について業者から意見を伺ったということで紹介していただきました。たぶんほとんどの業者の方が4社では無理だと、3社で十分なのだと。4社になっても業者数が増えるだけで、機械力は変わらないというようなお話をされているのですが、それでも4社でいくのですかという質問をさせていただきました。参与の報告書には、もう既に4社でいくということが書かれていますので、もしかしたら市長の中ではもう既に4社でいくということを決められていて、まだ知らせていないだけなのか、その辺を知りたいと思います。たくさんJVの方から寄せられる意見の中、やはり4社以上というのは無理だということなのですが、それでも4社以上でいくのであれば、その理由をお聞かせいただきたいと思います。

また、JVの構成員数をどうしても4社以上にこだわるといふのであれば、どう業者に説明するのかという質問をさせていただきました。市長の答弁では、業者にしっかり説明し、理解をいただきながら進めると言われていまして、理解を得られなければ進めないという考えでいいのか、その辺をもう一回お聞かせください。

それと、排雪予算の質問です。

これについて、市長は予算に余力があるから対応できるというふうに言った、そういう趣旨ではないのだと言われたのですが、予算面では対応できたという趣旨だというふうには市長はおっしゃいましたけれども、排雪作業は適切だというふうには考えていたと思います。それであれば、なぜ市民や業者の方からたくさん排雪の苦情が出たのか。また、業者の聞き取りの中でも排雪が急にとめられた、また、現場で話し合っているのに、とめられて大変だった。また、次の日の職員の方が、もう既に職員配置まで決めているのに、急にとめられたらその人たちはどうするのだというようなお話があったと私も聞いております。そのような状況を聞いているのに、それでも進めていくお考えなのか、また、排雪は今回、結局、結果的には抑制につながったというふうにお話しされていましたが、私は結果的に抑制になったということではなくて、業者の現場の方のお話を聞くと、やはり市の指示で排雪をストップさせてきた。その結果、予算に余力ができた。予算が余ったということは、市長は答弁の中で、今年度もそのような同じ考えで進めるということですが、そうなった場合に、業者の方は大雪が降ったら対応できないと言っているのです。それは予算があるとかではなくて、排雪作業を抑制されている中で大雪の対応はできませんと言われているのですけれども、それを踏まえて、やはり抑制をかけるつもりなのか、

もう一度伺いたいと思います。

また、最後の質問で、貸出ダンプについて、これももし変更するのであれば今後のスケジュールについて伺ったのですが、これもやはり参与の報告書の中では昨年提案した案でいくということがもう既にしっかり書かれているのです。まさか昨年あれだけ第4回定例会で問題になって一度白紙にするとやったことがもう一度浮上してといいますか、実は議論されていて、一台一台のダンプに市が付番をしていくような方法が考えられているのかと、そういうような考えも、参与の報告書からは考えられるのですが、本当にそういうことをやっていくのか。また、今後のスケジュールについても伺いましたが、これも日程的には一切話はありませんでした。これもスケジュール、日程を聞いていますので、もし制度の変更をするのであれば、そのスケジュール、日程の部分をお知らせいただきたいというふうに思います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めますが、整理中だと思いますので、若干お待ちください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 秋元議員の再質問にお答えいたします。

私が答弁したこと以外につきましては、各担当より答弁をさせていただきますので、よろしくお願いたします。かなり多量で私なりにメモをしてきたところではありますが、もし何かありましたら御指摘いただければと思います。

まず1点目、民間の評価のことだったかと思います。

先ほども答弁いたしましたけれども、私がお話ししたのは議員のときのお話だったので不明瞭だということで先ほど答弁させていただきました。その後、私なりに調べておりますけれども、実際に現状ではホームページ等で調べていて、市長等がかわっていて、実際に今でも行われているかどうかというのは不明な部分もありますが、実際に外部面接員制度を導入されている埼玉県和光市の取組であったり、また、兵庫県加西市においても、当時外部に加西市職員採用在り方委員会ということで民間の方々に投げかけられて、平成20年に加西市における職員採用のあり方に関する提言という答申が出ております。その中でも民間の面接員を導入するということでの提言が入っていたのですけれども、このまちは今、既に市長がかわられていて、現状、実際にそれが行われているかどうかというのは、残念ながら得られていないところでございます。

また、逆にもともと民間の面接官が入っていたのだけれども、結果的にあまり適切ではないということでやめられたまち等もありますので、これらはもう少しきちんと調査をした上で、そういう導入が必要かどうか先々において考えていかなければならないのかなと思っておりますが、現時点ですぐに導入するという考えを持っているわけではございません。これが1点目でございます。

それと、異動しない人においてはよりよい環境にはならないのではないかと御指摘があったかと思いますが、当然異動しない方も周りの方々が異動されたりということもありますから、当然にその場に同じ職務で昨年から引き続き行っている方々においても、よりよい環境になっていくと私は考えているところでございます。

また、10か月でOJTができるのか、それは私自身は、たとえ期間が短かろうとできるというふうに思っております。具体的な手法について御指摘がありましたけれども、今、手元には持っておりませんので、改めてお伝えしたいというふうに思いますが、私は、OJTに限らずですけれども、職員に何を求めているのかと言われれば、やはり市民の皆様の期待に応えていくよう職務に全うすることを求めているところでございます。

また、教育委員会における職員は、能力を発揮できているのかというお話でしたけれども、私は能力を発揮できているところがございます。

(発言する者あり)

それと、私自身が能力を発揮できているのかという御指摘もあったかと思います。

私自身も今、精いっぱい努め、私なりにこの職務を果たせるように取り組んでいるところがございますけれども、私としてもまだまだ潜在能力があると思いたいところでもありますし、議会においても先ほど動議が可決されましたが、まだまだ適応できていない部分もありますので、まだ十分ではないと思いたいところがございます。これからその能力を発揮できるよう、私も精いっぱい努めてまいりたいと思っております。

(発言する者あり)

また、モチベーションのことで先ほど新聞等に掲載している内容について、事実確認できていないものについては何も伝えるつもりはないのかというお話でしたけれども、私自身、現行において事実確認できないものに対してコメントをすべきではないと思っております。

それと、先見性と適時の判断のことで人事評価シートに照らしてという御指摘だったと思います。担当職員とやりとりをして、御指摘されている内容と答弁にずれがあるというお話だったのですが、昨日もこの点について改めて確認させていただき、また、秋元議員と職員とでやりとりをされていたところでもありますけれども、これについてはまだ私自身この答弁で合っているというふうに思っていたところがございますので、把握はしきれておりません。大変恐縮ですが、それについては改めてもう一度確認したいというふうに思っているところがございます。

それと、苦情件数について排雪における苦情件数が多い理由ということだったかと思いますが、もちろん排雪における要望があったからこそ件数が多かったと思っております。今後において来年における排雪の取組においては、一つの課題だというふうに思っておりますので、その件数が減るように私も努力をしてまいりたいと思っております。

そして、それとともにKPIについてのお話もあったかと思います。

もともと幸福度KPIの中に除雪依頼件数が入っておりますけれども、そのときにおける職員のやりとりの中では、それで一つ果たされていると考えていたようです。逆に今、御指摘をいただいた中で、その排雪の件数を入れるべきではないかということで検討をしているところがございますし、私も当然に排雪依頼件数が減れば幸福度は高まっていくという意識もありますので、今まさにそれについては検討しているところがございます。そのときにはそういう判断ではなかったということで御理解を賜りますようお願いいたします。

それと、スケジュールに関してですけれども、このように答弁させていただいたのは、残念ながらスケジュール自体はまだ完全に確定しているものではございません。これは確定次第、お知らせしたいと思っているところがございます。

それと、4社において私自身の考えとしては、4社以上のほうが良いと思っているところではございますが、まだそれは確定されたことではございません。現在、4社、いわゆる3社である、そのあたりの課題について、今、整理をしているところがございますので、もう一つの質問の、業者の方々に対してどう対応されるのかということも含めてですけれども、その課題についてしっかり分析し、それができたら業者の方々にもその説明をさせていただいた上で、その理解の上で進めていきたいと思っているところがございます。

それと、なぜ排雪の苦情が出たのかということは、先ほどもお話しさせていただいたとおりでござい

ます。答弁でもお話しさせていただきましたが、業者の方々がそのような形で困っている、そのようなお話も聞いているのではないかということだったかと思います。私としては、もともとの排雪における取組のプロセス、これは先日答弁させていただきましたが、そのプロセスに伴って必要なところに対して行くことが大変重要だというふうに思っておりますので、今後においてもこの方法でもう一度改めて業者の方々にお伝えし、取り組んでいきたいと考えているところでございます。

そして、その取組は決して抑制そのものが目的ではございません。必要な箇所に必要な取組で行っていくことはこれからの排雪において非常に重要なことであると思っておりますので、この場合も含めて、改めてその考えについてお知らせさせていただきたいと思っておりますのでございます。

そして、貸出ダンプの件で参与の報告書についてはそのようなことで進めると書いているのではないかというお話でありましたけれども、これについても昨日答弁させていただいたように、その内容を踏まえて、今、分析をしているところでございます。100パーセントそのまま進むかどうかもこれからであります。しかしながら、そのアドバイスは貴重なものだというふうに思っておりますので、それらを検証し取り組んでいきたいと思っております。もう一点、この貸出ダンプにおける日程、スケジュールも示されていないということでありましたが、これも今、コンクリートされているスケジュールがまだ整っておりませんので、お示しできていないというのが実情でございます。

○議長（横田久俊） ほかの理事者の皆さんから何かありますか。

（「昇任内申の」と呼ぶ者あり）

1点、昇任内申がなくて書面以外でしたと、これは違法ではないというお話でしたけれども、どのように、書面以外で行った方法について示してくださいということでしたけれども、このお答えがなかったようですが。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 昇任内申の示し方ということでございますけれども、これについては答弁をさせていただいたように、多くの方々から私自身が得た情報などがありますので、その情報等を示すことになるのかというふうに思っているところでございます。

先ほどもお話をしましたが、地方公務員法に違反、問われるものではないということで、顧問弁護士から御意見をいただいているところでございますので、そのような意味では私自身がその証明であると思っております。

（発言する者あり）

（「その方法を聞いているので、方法を」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 秋元議員の質問の中で、書面以外で昇任人事をするのは地方公務員法違反でないというのはわかりましたと。そしたら、書面以外でどのような方法でやったのですかという、そういう御質問かと思えます。それについてはたくさんの方のお話を聞いたというのですが、具体的にということでないかなと思うのですけれども、方法としては。

（発言する者あり）

どうでしょうか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 今の御指摘の点については、改めてお話をしますけれども、それを求められれば私自身がそれについて実証を何かしらの形で表現をしていくことになると思えます。

(「何かしらじゃだめなんだって。その方法を聞いているんだ」と呼ぶ者あり)

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 1番、秋元智憲議員

○1番(秋元智憲議員) その方法を聞いているのですけれども、ないならない、あるのだったらその方法を聞いているのですよ。

○議長(横田久俊) たくさんの方からお話を聞いたという、その聞いた方法みたいなことですよ。どうやって聞いたのかとかですか。

○1番(秋元智憲議員) 示せるのであれば、どのように示すのか、その方法を聞いているのですね。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) 改めて答弁いたしますけれども、その当時の記憶等を改めて確認しながら、書面等に落とすことは可能だというふうに思っております。

(発言する者あり)

○議長(横田久俊) 記憶を書面に残す方法という御答弁です。

(「そしたら、できるんですね、そしたら。できるということなんですね」と呼ぶ者あり)

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 1番、秋元智憲議員。

○1番(秋元智憲議員) それでは、再々質問です。

まず、人事評価制度について、私は市長があるというからそれを聞いたのです。それなのに改めて調べなければならないというのは、あまりにも議論にならないですよ。市長は、議会の中でその方法もあるし、その仕組みのお話も受けていると私に言ったのです。だから、今回、私は、議論を深めるので、その自治体、その制度の内容、効果について聞いたのです。でも、今回は時間がたっているから改めて調べてみるということですから、何でレクチャーした後に調べないのですか。

(「何の質問されたかわかってないんだ」と呼ぶ者あり)

それができるのであれば、これから調べますということで、何でもそれで通ってしまいますよ。レクチャーしているのですから。私急にここで質問したことではないですからね。

(発言する者あり)

それで通るのだったら、これはもう議論が成り立たないではないですか。私は原稿も渡しているのですよ。

(発言する者あり)

いや、何の質問ではなくて……

(「言った意味がわからないんだ」と呼ぶ者あり)

そういうことが議会の中で通るのですかということですよ。

(発言する者あり)

○議長(横田久俊) 秋元議員、続けてください。

○1番(秋元智憲議員) いいですか。何か話されているのであまり聞いていないかなと思って。

(「聞いていない」と呼ぶ者あり)

いいですか。先ほど市長は御自分がこの1年間でできないこともあったということで、これはもう当然なのです。でも、市長はOJTで職員の方にそれを求めようとしているのですよね、1年間若しくは10か月で。それはあまりにもひどいのではないですか。自分はできないけれども、職員にはそのことを求めるのですか。10か月、1年で異動させるのですよね。でも、OJTをやっていくと。自分はできないけれども、職員の人にはそれをやってもらうのだという考えなのですか。いや、それなら、そういうふうに答弁してください。私はあまりにもひどいのではないかなと思いますけれどもね。

次に、移りますが、市長はその場しのぎでという、職員の方の話が新聞で報道されたということです。これは新聞記者の方が取材して掲載しているものですよ。それは確かにどこの誰かというのは確認がとれませんけれども、では市長へのメッセージ、これは匿名の方もいらっしゃるではないですか。でも、それをホームページに載せているのですよね、匿名の方も。載せている方は全員匿名ではなくて名前を掲載して書かれてきた方なのですか。匿名の方というのは、ホームページとかに載せられていないのか、もし匿名の方のこともホームページで質問に答えるようなことがあるのであれば、これは、市長、言っていることが違うのではないですか。どこの誰か確認できない市長への手紙のこともしっかりホームページで答えるというのと、新聞の記事についてはどこの誰か確認がとれないから答えない、コメントもできないというのは。だから私はあえて職員の方の言葉ですよと、どういうふうに受け止めるのですかと質問しているのですよ。あまりにもかけ離れた、都合のいいことには答えるけれども、都合の悪いことは答えないというのは、私は違うのかなというふうに思います。

それと、昇任内申の件ですが、市長は過去に話をしているいろいろな方から意見なりを聞いたと。それを示せるとおっしゃいましたよね。言いましたよね。だけれども、昨年、私との議論の中では、それは示せないと言っていましたよ。全員の部分を示せるのですかと言ったら、市長は示せないと言ったではないですか。では、今回、これ以上はあれかもしれませんが、それは資料としてコンプライアンス委員会とかに提出はできているのですよね。だって、これは客観的な書類ですから、事実ですから。それが市長の言う実証を示す方法だというふうに捉えていいのですよね。そういうことでいいのですよね。

あとは、先々で起こり得る事態、また、適切なタイミングの件でした。これについて、市長は、確認すると言っていましたけれども、何を確認するのか。市長は人事評価シートを当然見て、人事評価シートの中身もわかっている、私は個別評語で表せばそれを示してくださいと言っているのですが、何を確認されようとしているのか、その辺についてお答えいただきたいと思います。

除雪KPIです。これもやはり納得できなくて、自分自身の1丁目1番地の公約のはずの除雪KPIの中に排雪の基準が入っていなかったということ、市長は見てわかっているオーケーをしたということなのですか。それであれば、自分の政策評価がせつかくできる場面を自分があまり意識していなかったのかなというふうに思うのですけれども、その部分も答えていただきたいと思います。

○議長（横田久俊） 若干整理しておりますので、お待ちください。

理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 秋元議員の再々質問にお答えいたします。

6点であったかと思うのですが、1点目は、ただ苦言を言われたということでしょうか。

（「違う」と呼ぶ者あり）

質問として私自身は聞ききれなかったのですけれども、民間の面接員の取組について、本来だったら質問原稿も渡しているのだから調べておくべきだったのではないかというお話だったかと思うのです。

が、答弁申し上げましたように、以前にお話をさせていただいたときは、議員のときに把握していた内容でございましたので、不明瞭ですから、それをそのときの記憶をたどりながらお話しするのは議会の議論としてはふさわしくないということで、そのようにお話をさせていただいたところです。

(「それはあると言ったんだよ」と呼ぶ者あり)

ただ、その後に御指摘いただいていたので、私なりに調べている最中ですということでは先ほど御紹介をさせていただいたということですので、それで御理解いただければと思います。

(発言する者あり)

それと、10か月という勤務の中でOJTを求めるのは酷ではないかという御指摘だったかと思えます。私自身は、期間として短いか長いかではないと思っておりますので、常日ごろからやはりOJTというのは非常に重要なことでありますから、期間が短いから酷だというふうには考えてはおりません。

それと、ホームページ等を通して市長へのメッセージ等のお話があって、匿名のものが出ているのに、新聞等で取り組まれている内容について事実確認ができていないのでそれについて何も返事をされないのはおかしいのではないかという御指摘でありましたけれども、私はそれについては別件のお話だというふうに思っていて、新聞等で取り上げられた内容の中で個人を特定できる状況ではありませんし、その方がどのような意図でお話しされているのか全く把握できませんので、コメントのしようがないということでお話をさせていただいたところでございます。

それと、4点目は昇任内申のことだったかと思えます。コンプライアンス委員会にその自分の記憶があったものを示しているのかという御指摘でしたけれども、それについては既に渡してあります。

それと5点目、恐縮ですが、人事評価シートのことについては、私はその質問の意図について把握ができていないということでお話をさせていただいたところでございます。

それと、KPIについては御指摘のとおりです。そのことについてきちんと確認して、そのときから排雪について入れるべきであったと私自身も今、御指摘をされて思っておりますが、そのときにはそこまで及ぶところに至っていなかったということでもあります。私としてもそれについては情けないというふうに思っておりますので、今後においてそのKPIについては、排雪について導入することも含めて検討していきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（横田久俊） 秋元議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 17番、中村誠吾議員。

(17番 中村誠吾議員登壇) (拍手)

○17番（中村誠吾議員） これまでの代表質問や一般質問の中で既に議論された課題もあると思えますが、観点の違いもありますので通告どおり質問させていただきます。

4月14日夜に発生した熊本県、大分県を中心とする大地震により、とうとい人命が失われ、今もなお続く余震により多くの人々が困難な生活を強いられています。ここに改めて亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災地の皆さんに一刻も早く平穏な生活が戻ることを全ての小樽市民とともに願うものであります。

初めに、本市の防災対策について質問いたします。

東日本大震災を教訓として巨大地震、津波などの防災基準について大幅な見直しを進める必要性が強く指摘されています。その第一歩が地域防災計画において想定外を想定することです。一定の被害想定を上回る災害が発生した場合でも、現地、現場に応じて柔軟な発想と行動力を発揮できる体制づくりを盛り込み、実際の災害発生状況に即した訓練を行うなどの実効性のある計画にすることが必要で

あるということです。

そこで、質問いたします。

今年春の組織の見直しにおいて、これまでの総務部防災担当から災害対策室へと組織が変わりました。この目的、また、どのような効果を求めて行われたのかお答えください。

次に、市役所は災害発生時、機能に重大な支障が生じた場合においても、市民への情報提供はもちろんのこと、主要な業務を継続しつつ、早期にダメージを受けた機能の回復を図らなければなりません。もちろん国、北海道、民間事業者の方々、そして市民の皆さんとともに行う大変な作業だと考えます。そのように考えたときに、根本的な問題となってくるのが、いざというときの市庁舎の存続であり、耐震化についてなのであります。

熊本地震において、県内宇土市では16日未明の本震で庁舎の一部が壊れました。発生時間も時間が勤務時間外だったことにより、職員への被害もなかったと聞いております。

しかし、一刻も早い市民生活の復旧を図らなければならない事態となっているときに、余震なども想定したときに、被災者対応の最大の対策拠点が潰れてしまっていたら、どうにもならないですよということなのです。

宇土市では、当初、被災者への多くの対応は駐車場に設けたテントで応じるしかなく、業務は困難を極めていと報じられていました。現在は、大きな被害を免れた体育館にともかく行政機能を集中し、対応しておられます。しかし、困難な状況は今もなお続いています。少し考えただけでもわかると思うのですが、もし地震発生が職員の勤務時間であって、市民の多くが利用している東日本大震災時の午後3時前であれば、どうなると思いますか。大変恐ろしいことです。市民をどう守るかという根本的な問題なのです。そして、緊急時には自治体の本庁舎が情報収集・発信の拠点であり、心のよりどころになる本庁舎の耐震化は最優先で進めるべきと地震防災を専門としている北海道大学大学院の岡田教授の話です。

過日の新聞報道によりますと、道内主要12市で最も古い本庁舎を抱えているとされている本市庁舎の耐震化は喫緊の課題であります。道内他市では、耐震診断の実施などから建替えなどを検討あるいは着手に向け対応されているようです。

そこで、耐震補強工事の実施あるいは建替えについて見解をお聞かせください。

また、建替えが難しいのなら、必要最小限の機能を持ち、いつでも稼働できる準備を備えた防災センターを建設することを考えるべきです。市長の見解をお聞かせください。

小樽市地域防災計画では、地震による建物倒壊などにより本庁舎2階の応接室を使用できない場合、消防庁舎6階の講堂に対策本部を設置するとしています。消防庁舎は新耐震基準の施設で、非常用電源装置も準備されていると聞きますが、非常用電源装置も長期間は使用できないと考えます。電気が供給されなければエレベーターの稼働や通信機能の確保もできない状況となります。災害発生時には、被害の拡大を抑えるため、迅速な情報の収集や伝達が求められますが、関係機関や職員が階段で6階まで上がらなければならないのはあまりにも非効率であります。これで本当に消防庁舎6階講堂は災害対策本部を設置する場所として適切と言えるのでしょうか。

本市では地域防災計画に職員動員計画が整備されているとはお聞きしておりますが、これまで全市を対象とするような大きな災害もない中で、職員の災害に対する意識はどうなっていますか。

自分の命を守る避難も大切ですが、災害発生時の職員参集基準や市職員としての業務を把握させる研修等を行っているのでしょうか。

また、今回の地震に、道内にある医療機関職員で構成されたDMATの7隊39人が派遣されているよ

うです。本市においても建設部、水道局から職員の派遣があったと聞いています。災害時における職員の派遣についてどのように考えているか、お知らせください。

質問を変えます。

周産期医療について、今後のことについてお聞きします。

私は、ちょうど1年前の第2回定例会において本件にかかわり一般質問をしています。残念ながら、それから事態が好転しているようには見えません。私の勘違いでしょうか。

ともかく情報が不足しているのです。というか、何も知らされていません。このことは、誰かに正式な手続を踏んでお伺いを立てなければ知らせてもらえないことなのではないでしょうか。

それとも、大変重大な話合いです。とても市民にはお話しする状況ではないという高度な判断というものが働いているのでしょうか。

そうではなくて、やはり残念ながら、進展の兆しがないために報告がかなわないということなのではないでしょうか。

大変厳しい言い方をしていますが、未来を担う子供たち、未来の小樽市民を生み出そうとしてくれる母親たちが、今、大変な苦勞と不安を抱えながら頑張ってくれているのです。そう、大変な思いをしているのは、決して議論している私たちではないのです。このような観点から何点かお聞きします。

まず、小樽市周産期医療懇談会がこれまで設置されたのは理解していますが、その場での検討経過、北海道、医大への働きかけなどはどうされて、反応はどうなっていますか。お聞かせください。

また、小樽協会病院側から市に対して何か要望はありますか。あれば市はどう対応したのですか。

次に、市民の声はどう把握していますか。

実は、市民の皆さんの中で小樽協会病院が診療科を返上、つまりは周産期医療センターの指定をも返上するのではないかと心配する声もあるのです。それは、さらに産婦人科の医師が小樽からいなくなるとうわさされていたからです。ですから、情報が不足していると言っているのです。医師確保に向けた強い姿勢を表すためにもオール小樽、北後志の体制づくりも必要だと、この間指摘させてもらってききましたが、どうなっていますか。

今後の対応方法の一つのあり方として、妊婦健診時の交通費や出産直前の宿泊費を補助する支援事業を本気で検討すべきではないですか。

さきに報道されましたが、北海道が全道規模で支援事業としてこれらの補助を実施することを決めました。対象が出産できる医療機関が25キロメートル以内でない市町村であるなど、それぞれ条件はあるにしても、妊産婦の経済的負担を軽くし、地方の少子化に歯止めをかける一助にしたいというものであり、医師不足の現実を現実として、できることからとにかく始めるということは当然のことと考えます。小樽市もいよいよその状況になっていると私は考えますが、市長の明確な今後の対応をお聞かせください。

次に、本年4月、障害を理由にした差別の解消を目的に、障害者差別解消法が施行されました。公的機関や民間事業者に対し、障害者の入店や入学を拒むことなどの不当な差別的取扱いを禁止するものです。また、車椅子利用者を手助けしたり、聴覚障害者に筆談で対応したりするなど、可能な範囲での配慮が公的機関に義務づけられ、民間事業者においても努力義務とされました。

そこでお聞きしますが、これまでの小樽市としての取組状況をお聞かせください。

また、民間事業者の方たちに対しては、国では啓発も含めどのような取組となっているのかお聞かせください。

あわせて、この問題に関係して、どうしてもお聞きしたいことがあります。

それは、この小樽市役所の庁舎の構造上、車椅子等を利用される方々にとって、自力では絶対に行けないところがあります。それが本館2階と3階です。市長に会いたくても市長応接室には行けません。議会を傍聴したくても行けません。市長室、議事堂に直接行けないということは、全く不都合なことです。この法律の施行に当たり改善するべきだと考えますが、いかがですか。対応策を含めてお聞かせください。

次に、私たち議員にも大きく関係のある18歳選挙権導入と投票率向上について質問いたします。

まず、小樽市においては、18歳選挙権導入でどれくらい選挙人が増えるのでしょうか。

また、これらの方々に対する啓蒙、啓発事業というのはどのように行われているのでしょうか。

次に、選挙投票日に既存の投票所に加えて新たに設ける共通投票所での投票を可能とする改正公選法が4月6日に成立しました。国政選挙では、今夏の参議院選挙実施の見込みです。18歳選挙権も導入となる中、投票率の低下傾向に歯止めをかけるためにも有効と考えられますが、小樽市としては導入についてどのように考えていますか。

また、今回の法改正前の法律でも、期日前投票については人が集まる場所、例えば大型商業施設などですが、設置は可能なはずでした。実際に施設を設けてきた自治体もあると聞いております。このことについて考えをお聞かせください。

最後に、通学路の安全確保について質問します。

通学路の安全確保に当たっては、交通安全、防犯、防災の三つの観点から対策を講ずることが重要であると指摘されています。その際、保護者、地域はもとより、警察、道路管理者等、関係機関と緊密な連携を図りながら進めるとともに、学年等に応じた安全教育を計画的、継続的に実施する必要があると考えます。特に、今日、凶悪犯罪が多く発生しており、その対策は急務です。しかし、防犯について言えば、相変わらず防犯ブザーを渡し、大声で助けを呼ぶ、走って逃げると指導されているのではないのでしょうか。

しかし、今このような指摘がされています。これらの指導は全て襲われた後のことであり、犯罪は既に発生しているのだ、もはや防犯ではないというものです。

そこでお聞きしますが、本市において過去3年間で小学生、中学生が交通事故、不審者に遭遇した件数をお示しください。

また、通学路の安全対策については、学校が実施する安全教育と関係機関が実施する安全対策に分けられ、両者の協議、連携が不可欠であると考えますが、本市においては学校関係機関、それぞれでどのような対策が行われているのか、関係機関では警察、校区の町会の協力が主であると思いますが、それぞれ取り組む内容についてお示しください。

また、最近、自転車が関係する事故が多くなっていると聞きました。私も危険な思いを経験していますが、このような事故による被害者の程度も大きく、死に至ることもあると聞いています。このような事故防止の取組についてもお知らせください。

最後になりますが、危険予測学習、安全マップの作成、子ども110番の家などの取組もあると聞いておりますが、その他にありましたらお示しください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 中村誠吾議員の御質問にお答えいたします。

初めに、本市の防災体制について御質問がありました。

まず、総務部防災担当から災害対策室への組織変更につきましては、これまで本市の防災業務を担う組織は防災担当として別個の執務室が設けられていたにもかかわらず、担当主査の所属は総務課となっておりました。このことから、これまでの議会質疑においても、指揮命令系統がわかりづらいとの御指摘をいただいたところであり、このたび新たに室として立ち上げることにいたしました。

あわせて、消防本部との人事交流により、消防吏員の配置を増強したところであり、消防との連携をより密にすることにより、災害時の対応強化を図ったものであります。

次に、本庁舎の耐震補強工事や建替えに対する見解につきましては、平成26年度に実施した耐震診断では震度6強以上の地震に対し、倒壊又は崩壊の危険性が高いとの結果が出ており、このたびの熊本地震の状況に鑑みますと、本庁舎の耐震化や建替えは早急に検討すべき課題であると認識しております。

市所有の公共施設全体が老朽化している中、公共施設等総合管理計画を今年度中に策定することとしておりますので、計画との整合性を図りながら、本庁舎についても必要な検討をまいりたいと考えております。

次に、必要最低限の機能を持ち、いつでも稼働できる防災センターの建設に対する私の見解につきましては、災害対策を行う部署は本庁舎内に配置することが望ましいことから、今後行う庁舎建替え等の検討にあわせて、防災センター建設の必要性についても検討をまいりたいと考えております。

次に、消防庁舎6階講堂に災害対策本部を設置することにつきましては、講堂は6階にあるため、御指摘のような事態となれば作業効率が低下することが懸念されるところでありますが、対策本部会議のスペースを確保できるほか、消防本部に被害に関する情報が集まり、応急対策などを迅速に判断できることから、対策本部を設置する場所として適切であると考えております。

なお、将来的に本庁舎の建替えを計画する際には、災害対策本部を低層階に設置できるように配置を検討をまいりたいと考えております。

次に、災害発生時の職員参集基準や市職員としての業務を各職員に把握させる研修等の実施につきましては、職員研修の中で職員参集基準の周知や震度6強の地震が発生した際の被害状況を予測し、とるべき行動を考える図上訓練を実施しているほか、この4月に各職員が災害発生時に戸惑うことなく災害対策本部において所属することとなる班や、その業務内容を確認することができる携帯型のメモを全職員に配付し、意識の高揚を図っております。

次に、災害時における職員の派遣に対する本市の考え方につきましては、熊本地震においては少しでも早く被災地を支援するため、災害が発生した直後から派遣要請を想定し、検討を進め、要請があれば直ちに職員を派遣する体制を整えたところであり、今後においても同様の対応をしたいと考えております。

次に、周産期医療の今後について御質問がありました。

まず、小樽市周産期医療懇談会での検討経過や北海道、医育大学への働きかけやその反応につきましては、昨年8月から本年4月までの間、小樽市周産期医療懇談会を開催し、小樽協会病院での分娩再開に向けて医師確保の努力を続けるとの方向性が得られました。その間、北海道と情報交換を行うとともに、懇談会会長の病院局長が中心となり、医育大学や関係機関と産婦人科医師の確保について打合せを重ねてまいりました。これらの情報交換や打合せにおいて北海道や医育大学などからは、後志地域の地域周産期母子医療センターである小樽協会病院での分娩再開は必要との認識ではありますが、全道的な医師不足により、医師の確保が困難であると伺っております。

次に、小樽協会病院から市に対しての要望や市民の声の把握につきましては、小樽協会病院からは分娩再開をさらに推進するため、医師の確保や施設設備の充実などに対して、行政のバックアップについて依頼がありました。また、市民の皆様からは、お手紙やメールなどにより、小樽市内での分娩可能な医療機関が1施設のみであることへの不安などの御意見をいただいております、小樽協会病院での一日も早い分娩再開が必要だと認識しているところであります。

次に、医師確保に向けたオール小樽、北後志の体制づくりにつきましては、北後志地域における周産期医療体制を安定的に維持することを目的に、行政を中心とした北後志全市町村が一体となり、小樽協会病院の分娩再開に向けてバックアップ体制の充実を図るため、小樽市医師会、余市医師会、北海道社会事業協会、北海道後志総合振興局、北後志の6市町村で構成する北後志周産期医療協議会を設置し、6月6日に第1回協議会を開催したところであります。

次に、妊婦健診時の交通費や出産直前の宿泊費支援事業につきましては、市内で分娩可能な医療機関が1施設のみであるため、妊婦健診のために市外の医療機関に通い、また、出産もされている方がいらっしゃることは承知しておりますが、まずは小樽協会病院での一日も早い分娩再開に向けて取り組んでいくことが重要と考えております。

妊産婦の皆様への支援につきましては、今後どのようなニーズがあるか調査をすることも視野に入れ、どのような手だてがあるのか研究をしております。

次に、障害者差別解消法の施行について御質問がありました。

まず、法の施行に伴うこれまでの本市の取組状況につきましては、市民の皆様には広報おたるやポスター、リーフレットなどによる周知を行い、また、福祉関係事業者などには学習会を開催するとともに、職員に対しましても、対応要領を作成し、障害のある方の個別の状況に応じた配慮などについて説明を行ってきたところであります。

次に、国における民間事業者の方に対する啓発を含めた取組につきましては、各省庁では適切な対応に資するための対応指針を作成し、関係する事業者にも周知・啓発することとしており、事業者はその指針を参考に、差別の解消の推進に取り組んでいるところであります。

次に、障害者差別解消法施行に当たっての本庁舎本館における改善への対応策につきましては、車椅子等を利用されている方々に御不便をおかけしていることは認識をしておりますが、なにぶん古い建物であり、構造上の制約や財源の課題もありますので、階段昇降機も含め、どのような対応ができるか、研究してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 中村誠吾議員の御質問にお答えを申し上げます。

ただいま、通学路の安全確保について御質問がございました。

まず、本市において過去3年間に小・中学生が交通事故に遭った件数と不審者に遭遇した件数につきましては、学校からの報告では、交通事故は平成25年度、平成26年度はそれぞれ8件、平成27年度は10件となっております。また、不審者に遭遇した件数は、平成25年度は23件、平成26年度は12件、平成27年度は14件となっております。

次に、通学路の安全対策について学校、関係機関、それぞれでどのような対策が行われているのかにつきましては、学校におきましては、児童・生徒に対し、通学路における危険箇所の周知や注意喚起を繰り返し指導を徹底するとともに、保護者には、危険箇所の状況などを学校だよりや通学路の安全マップなどで周知するなど、事故防止に向けた安全指導を行っております。

また、町会やふれあいサポーターの会などの協力を得ながら、登下校の見守り活動を行うとともに、警察によるスクールゾーンの巡回、道路管理者による冬期間の通学路除排雪など、関係機関と連携しながら通学路の安全確保に取り組んでいるところでございます。

次に、自転車による事故を防止するための取組につきましては、小・中学校におきましては、保健の授業におきまして自転車における事故の状況や自転車の特性、自転車に乗るときのルールやマナーについて学習し、危険を予測し安全に行動できる能力を育成する指導が行われております。加えまして、交通指導員が自転車を実際に使ってブレーキのききぐあいやサドルの高さが自分の体に合っているかなどの点検方法、安全な乗り方などを説明する交通安全教室を実施している学校もあり、児童が安全に関する正しい知識を持ち、行動できる能力や態度の育成に努めているところでございます。

次に、通学路の安全確保における取組につきましては、本市におきましても、全ての小・中学校において通学路の安全マップが作成され、下校指導等で活用が図られており、また、子ども110番の家につきましても、小樽市PTA連合会と連携した取組が行われております。

また、各学校の生活指導担当者1名と校長会代表で構成される生活指導委員会を小学校と中学校でそれぞれ組織しまして、月に1度会議を開催しており、その際には警察などの関係機関も交え、不審者情報などについての情報交換を行い、日常の指導に生かしているところでございます。

さらに、犯罪や事故に巻き込まれないために注意すべきことなどを記載したパンフレットを作成し、全家庭へ配付することで保護者に対しての啓発も行っているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長(大淵勝敏) 中村誠吾議員の御質問にお答えいたします。

18歳選挙権と投票率向上についての御質問がありました。

まず、18歳選挙権についてでございますが、本市においてどれくらい選挙人が増えるのかにつきましては、約2,000人増えることとなります。そして、これらの方々に対する啓蒙・啓発事業につきましては、昨年来、北海道選挙管理委員会と共同又は当委員会単独で高等学校4校において選挙啓発DVDの上映、模擬投票の実施などを内容とする選挙啓発高校生出前講座を開催し、正しい選挙権の行使について啓蒙・啓発に努めてまいりました。

また、小樽商科大学の商大生が小樽の活性化について本気で考えるプロジェクト、通称マジプロが学内で行った模擬投票の際には投票箱などを貸し出したほか、当委員会が仲介役となり、マジプロと小樽市明るい選挙推進協議会、北海道選挙管理委員会及び当委員会の4者合同によって、大学構内で啓発活動を行う予定であります。さらに、若年投票率の向上を目標に活動しているNPO法人からの申入れを受け、同法人の会員である商大生を含む大学生スタッフを投票事務従事者として委嘱する予定をしているなど、さまざまな啓発活動への協力も行っております。

次に、共通投票所の導入に対する考えにつきましては、委員会において検討した結果、公共交通の便がよく、駐車場も広い共通投票所の会場に適した施設を中心市街地に確保できないこと、さらに二重投票を防止するため共通投票所と全ての投票所をオンラインでつなぎ、有権者の投票所情報を瞬時に共有し、確認できるシステムの構築に2,000万円以上の費用を要するほか、通信障害が発生した際の対策や選挙以外で使うことのない専用通信回線にかかわる経費などの課題から、当面は設置を見送り、他市の動向等も踏まえて研究を進めていくこととしたものであります。

次に、期日前投票所を商業施設等に設置することにつきましては、道内他都市の例によりますと、期日前投票数が大きく増加したにもかかわらず、全体投票率は横ばいか低下する結果となっております。

これは選挙当日に投票していた有権者の多くが商業施設での期日前投票に流れたものと推測され、今まで棄権していた方々に対し、買物ついでに投票を促すという期待どおりの効果が実証されるには至りませんでした。

また、公共施設と異なり、商業施設では運営上の都合により衆議院の解散総選挙のような突発的な事態の際には、借用できないことも想定されます。

したがって、期日前投票所の増設に当たっては、本市特有の地勢を考慮し、東西各1か所の公共施設での開設を優先して決定したものでありますが、商業施設等への設置に関する他市の事例や効果について引き続き情報を収集してまいりたいと考えております。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 17番、中村誠吾議員。

○17番(中村誠吾議員) 簡潔に再質問をしていきたいと思っております。

まず、防災の話でありまして、市長にお聞きしたいのは、実は私が消防講堂6階に固執いたしましたのは、私は前の任務で東日本大震災のとき、数か月、支援に入っておりました。もう一つ、性質は違うのですが、泊発電所における原子力防災計画について、北海道と協議の上、その防災計画の避難誘導実施を検証していくという任務を負ってきたことがあります。実はその岩宇4町村の避難計画も含めて、北海道は、防災の拠点を後志振興局の会議室にされておりました。原発の状況が険しくなったということで集まりました。しかし、事前に準備されていたにもかかわらず、パソコン、ファクスその他が稼働しないのであります。わかりますか、言っていること。現実に行ってみなければ、いざというときに稼働しない可能性があるのではなくて、現実には稼働しなかったのです。北海道に聞いていただければわかります。そして、いきなり1時間後にファクスがたくさん入ってきて、人的な要素もあります。このファクスの内容はどこの班に渡せばいいかわからないという混乱を起こしたのです。

そこで戻しますが、市長、ぜひ6階で、6階が危ないとは言いません。1回やってください、現実には。そして首長は、いざ災害が発生したときには現地に飛んでいきたいでしょうけれども、あなたは必死にここの防災対策室で指揮命令をしなければならないのです。先ほど自分でおっしゃいましたね、検証すると。ですから、そのようなことを考えるあなたが、防災対策室の6階で検証しましたか。人的な要素が動く、動かない。各班が理解して動く。ですから、やってくださいというのが趣旨であります。このことについてきちんとした今後の、9月に急にできるかどうかとやかく言いませんが、そういう状態に追い込まれたとき、このようなはずではなかったということにはならないのです。ですから、できなかったことも含めて、どうか勇気を持って検証してほしいということでもあります。

そして次に、周産期なのでありますが、私はこの間の妊婦たちの大変さのことを考えたときに、保健所へ質問をし、アンテナを高くしてくださいと、いろいろな妊婦たちの悩み事や不安を技術集団である保健師も含めて、プロですから、アンテナを高くして、今以上に張ってくださいということをお願いして保健所がやってくれています。そのことを言いましたときに、私の質問の中に市民の声を聞いていますかとありましたね。

そこで、再質問なのですが、初産婦の方はなかなか自分一人で動くしかないですけれども、2人目、3人目の場合、1歳、2歳の子供を連れてバスに乗る、列車に乗って動くのです。この大変さも考えて、市民の声を聞きましたかと言ったのです。ですから、検討ではなくて、もう対応しなければならないのです。医師の確保ができないということは、100回聞きました。それは大変な問題でしょう。しかし、できることがあると言っているのではないですか。そして、各自治体では、例えば紙おむつの補助券を出しているとか、母胎にいいから牛乳の補助券を出すとかやっているところはたくさんあるのです。です

から、前へ進んでくださいと促したのです、今。検討しますではなくて、市長、これは、人口減少対策、活気ある小樽のまちをつくるの初歩の初歩ですよ。最初の話なのです。子供を産める状況、環境にある方は、どうか子供を産んでください。そこで産むところがない。女性は多く活躍して社会に出てください。子供を預ける保育所はない。言っていることが本末転倒なのです。ですから、強く今、申し上げたのでありまして、検討しますではなくて、これから調査に入り、できることから始めるというふうを考え、指示しますぐらい言ってください。

そして次に、これは教育委員会、どうもありがとうございました。

今、大変危機感を持って臨んでいただいていると思いますが、これは要望になります、議会の主催で市民と語るということで、住民の方と語ってきました。その中で、経過もあるのですが、雨水渠、市道にかかわる雨水を流雪溝がわりにお使いになってしまっている住民の方の話がございました。大変危険であります。実は倶知安町でも、倶知安町は流雪溝として認めています、落ちて重大事故を起こしました。私は、そのことも含めて、先ほど道路管理者とよく協議をしていただき、それで町会とも申し上げました。管轄が違うということはおっしゃらなくて大変安心しましたが、どうか各部局と密接に連携をとっていただいて、この関係を、市民の気持ちはわかりますけれども、危険度からしてやはりだめなものだめです。市民から声をいただきましたので、アンテナを張っていただきたいと思っています。

そして、最後に選挙管理委員会に、これもお願いになるのですが、選挙管理委員会委員長もおっしゃっていただいて苦勞していただいているとおおり、少しでも減らさない、投票率を上げるために苦勞されて、いろいろな方策をとる。そして、今回は銭函、塩谷まで行く。そして、学生たちにもいろいろな啓発したけれども、それでも上がらないわけですよ。なかなか苦勞している。ですから、もっとできることを先にやっていかなければ、やはり歯止めはかからないと思います。先ほど大型商業施設等のことを具体的にお答えいただきました。大変苦勞されたし、非常に納得するところもあります、今後とも18歳、19歳がやるのは、例えば先ほど言った大学生ですよ。これらについても御尽力いただけますことをお願いして、再質問となりませんが、お願いしておきたいと思っています。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 中村誠吾議員の再質問にお答えいたします。

私からは2点、1点目は防災の取組に対して実際に行っていくべきではないかという御指摘だったかと思えます。

私自身もそのように思っております。残念ながら、まだそれについての具体的な取組をどうするのかまでは何も決まっていないところでございますので、今、改めてその御指摘を受け、それを具体的にやるように検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、もう一点、周産期医療についてでございますけれども、できることはないかということについては、私自身も既に指示はしております。しかしながら、それについての具体的な内容はまだ見いだせていないところでございます。そして……

（発言する者あり）

例えば今、お話のあった1歳、2歳の子供を連れて動いていて大変なのだという、その御指摘ももちろん理解をしておりますけれども、今、道がそれを財源としてフォローできないかということで予算化されたら聞いてはおりますが、その予算化されることそのもので、今、中村誠吾議員が御指摘されたこ

とが改善されているわけではございません。

また、紙おむつ等のこともありましたけれども、周産期医療を担う病院、産婦人科の再開のことはまた別に、子育ての枠組みとして、それについても検討はしております。それを今、ニーズをいろいろ調査しながら具体化できないかということでは考えておりますが、現行においてどれが一番望ましい、予算化として一番効果があるのかということが、まだ残念ながら形にはなっておりませんので、御提示ができていないというところではありますけれども、検討はしているところでございます。皆様の御指摘のように、今後においても市民の皆様の声を聞いて、その中でできることからやっていきたいと思っているところではございますので、御理解をいただければと思います。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 通学路の安全確保に向けて再度の御質問でございますけれども、私どもは毎年、通学路の安全確保に向けましては、年度当初、それから積雪期には教職員などが通学路の点検を行い、危険箇所について児童・生徒に周知、指導をしているところでございます。

議員御指摘のような状況が見受けられた場合につきましては、関係機関としっかり連携をとりながら、通学路の安全確保の対策をしまいたいというふうに考えております。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 17番、中村誠吾議員。

○17番(中村誠吾議員) 先ほどの周産期医療の回答については非常に不満ではありますが、今日はここでやめまして、ほかの委員会等で聞いていきたいと思っております。

○議長(横田久俊) 中村誠吾議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時10分

再開 午後 5時35分

○議長(横田久俊) 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 21番、川畑正美議員。

(21番 川畑正美議員登壇) (拍手)

○21番(川畑正美議員) 通告に従って一般質問します。

最初に、泊原発の再稼働についてです。

北海道電力は4月13日を皮切りに、泊原発の新規制基準に基づく安全対策等について後志管内20市町村の住民を対象とした説明会を実施する計画を発表しています。説明会は、6月13日現在、泊原発から30キロメートル圏内に存在する自治体のうち、余市町を除く12町村で実施しています。今後、30キロメートル圏外に属する小樽市をはじめとした後志管内の7市町村を予定しています。北電が30キロメートル圏外の市町村で説明会を開催することを市長はどのように受け止めていますか、お聞かせください。

実施した説明会では、北電は、新規制基準で要求されている安全対策は万全を尽くしている、また、重大事故が発生した場合、その拡大を防止する対策は十分している、さらに北電が独自に設備を設置するなどの安全対策を講じていることなどを説明しています。このように説明会で安全を強調する北電の姿勢に対して、市長の見解をお聞かせください。

また、説明会では参加者から多くの質問も出され、納得できない答弁に不満や提案もあったと伺っていますが、市長は主な意見について把握されているでしょうか。

原発問題全道連絡会がUPZ圏内の自治体を訪問し、泊原発再稼働について意見を伺っています。北海道知事と泊村長だけの了解で再稼働することにはならない。30キロメートル圏の13町村の意見を聞き了解をとるべき、小樽市も含め了解をとるべきなどの意見が寄せられています。今こそ泊原発が所在する後志の自治体と連携し、北電には速やかな廃炉を求め、道知事には再稼働を容認しないよう後志の20市町村全ての了解を得るよう申し入れすべきだと思います。市長の見解をお聞かせください。

原発は国が進めてきた政策であり、廃止するには政治決断が必要であります。市長は今年の第1回定例会で我が党の代表質問に対して、泊原発再稼働には反対の意思を貫いていきたいと答えています。政府に廃止に向けた政治決断を迫り、泊原発再稼働反対を表明することが必要だと思います。市長の見解を求めます。

次に、JR並行在来線について伺います。

2016年3月26日、JR北海道は、北海道新幹線の営業開始とともに8駅の廃止、79本の減便を実施しました。その後、留萌―増毛間の廃止、特急サロベツ、特急オホーツクの減便運行を公表しています。JR北海道が利用者の少ない不採算路線での減便や運行廃止がやむを得ないとするなら、北海道の鉄道は限られた都市圏の一部を除いて運行廃止の方向に向かうのは必然であります。ですから、国とJRの責任により全道の地方ローカル線を守る方向で、JR北海道の採算問題を解決しなければならないと考えます。

そもそもJR北海道の不採算問題は、1987年、国鉄民営化を強行したことに始まります。国鉄の分割民営化は、臨調行革が実施され、JR7社が発足しました。しかし、もうかる本州3社ともうからない三島会社の格差は当初から明らかでした。もうからない三島会社の支援策として設置された経営安定資金の運用益活用や内部補助制度は既に破綻しています。国や道が公共交通を維持し、道民の足を守る責任があります。市長はどういう見解をお持ちでしょうか、お聞かせください。

長万部―小樽間の函館本線普通列車は通学、通勤、通院、都市部への買物の足として、運転困難な高齢者や子供たちにとっては、なくてはならない交通機関であります。平成28年5月6日に小樽市をはじめ、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、共和町、仁木町、余市町、長万部町の各首長がJR北海道に今後のダイヤ改正は慎重に行ってほしいとの要請を行っています。長万部―小樽間の自治体がそろって要請したことについて評価しております。

しかし、JR沿線の住民にとって、このダイヤ改正による改悪は、函館本線の廃止に向けた鉄道の消滅を強いられるのではと心配しています。市長は、JR北海道への要請によって、沿線住民の不安が解消できるとお考えでしょうか。見解をお聞かせください。

市長は、このたびのダイヤ改正によって起きている諸問題について、JR北海道に要請しています。これは、大切なことです。あわせて、沿線住民の意見や要望を把握した上でJR北海道との話し合いが必要と考えます。幸いにして、この管内にはJR函館本線の存続を求める住民の会があり、市内の沿線住民も参加しています。また、在来線の存続を願う蘭越住民の会、JR在来線の存続を求めるニセコ住民の会があります。前市長は、住民の会とも懇談しています。これらの会とも、積極的に意見交換することが大切だと思いますので、懇談会などの実施を求めます。いかがでしょうか。

函館本線の長万部以北の鉄道には、室蘭本線が火山や高潮、津波などの被害で機能しなくなった場合の代替輸送路線として重要な役割があります。有珠山の噴火や太平洋岸の高潮、津波を想定外とすることは到底できないことです。室蘭本線に何か災害が起きたときに、札幌圏、道東、道北への物資輸送を

担い、北海道経済への致命的な打撃を緩和するのが函館本線です。重要な代替輸送路線として在来線を確保することについて市長の見解をお聞かせください。

平成28年第1回定例会における我が党の代表質問で、並行在来線は不可欠であり、JR北海道が経営すべきであるとして市長の見解をただしたのに対し、市長は、並行在来線の経営分離の法的根拠はありませんが、北海道新幹線札幌延伸の許可の条件であり、本市としては平成24年5月に同意している在来線の重要性について認識しており、経営分離後の住民の足確保に向けてどのような対応ができるかについて北海道新幹線並行在来線対策協議会で十分検討してまいりたいと答弁しています。経営分離の同意については、改めて撤回を求めます。いかがでしょうか。

次に、塩谷・ばるて築港線の新設を求める要請について伺います。

塩谷連合町会、新道町会、塩谷をよくする会の3者は、小樽市立病院、小樽協会病院、済生会小樽病院への通院を主要な目的とした市内路線の塩谷海岸・ばるて築港線の新設を求め、北海道中央バス株式会社に要請しています。現在、ばるて築港へのバス路線は、オタモイ、望洋台、新光、赤岩、最上、奥沢の6路線があります。塩谷地域と隣接するオタモイ2丁目、3丁目の人口は4月現在で4,653名を擁する居住地域であります。この地域は、前述の3病院へ通院するには、バス路線を乗りかえしなければなりません。病院に通院する患者にとって、非常に大きな負担となっています。

また、塩谷、オタモイの地域住民は、同じ市民として不平等感を強くしています。塩谷の連合町会などの3者は、住民の強い要望を受けて、北海道中央バスに塩谷・ばるて築港線の新設を要望する署名に取り組み、これまで2,000筆を超える署名をもって北海道中央バスに要請しています。北海道中央バス株式会社は、市内線の多くが赤字で経営が苦しい、市に対して協議会の設置を要請しているが、皆さんからも市に協議会の設置を働きかけてほしいとの要望を受けました。地域住民の強い要望を受けた3者は、引き続き事業者への要請を続けたいとしています。市も地域住民の要望を組み入れていただき、事業者への働きかけを求めて質問します。

一つ目は、市内には四つの大きな病院がありますが、そのうち3病院は南小樽・築港方面に集中しています。塩谷、オタモイ2丁目、3丁目地域から3病院に通院している患者数について把握されているでしょうか。最近の小樽市立病院、小樽協会病院、済生会小樽病院の通院患者の状況についてお知らせください。

二つ目に、塩谷・ばるて築港線の路線新設の要望について、市は、把握されていると思います。地域住民の要望に基づいて事業者に要請されていると思いますが、現在の状況をお知らせください。

三つ目に、事業者からどのような要望を受け、どう対処されているか、国、道などからの補助支援を受けるための方策は検討されているでしょうか。

また、事業者との交渉はどこの部署が担当されることになるのでしょうか、お知らせください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 川畑議員の御質問にお答えいたします。

初めに、泊原発の再稼働について御質問がありました。

まず、北海道電力が30キロメートル圏外の市町村で説明会を開催することをどう受け止めているのかにつきまして、北電からは、説明会開催の理由について、知事から事業者の責務として特に後志管内

の方々へ安全対策などの情報提供を丁寧に行うようにとの申入れがあり、原子力発電所の新規規制基準や泊発電所の安全対策等について説明させていただくために開催することとしたと聞いておりますので、私自身もそのように受け止めております。

次に、説明会で安全を強調する北電の姿勢に対しての見解につきましては、説明会に参加された方々の受け止め方はさまざまであると思いますが、原発が運転停止中であっても放射性物質が存在している以上、安全の確保は当然のことであり、今回の説明会での安全対策にとどまらず、不断に安全性を追求する姿勢は事業者として当然の責務であると考えております。

次に、説明会での主な意見の把握につきましては、北電のホームページにおいて公開されており、主なものとしましては、泊発電所自体の安全対策に関するものや福島第一原発での事故に関するもの、原発の必要性、放射性廃棄物に関してなどの質疑があったと承知しております。

次に、北電や北海道への申入れにつきましては、第1回定例会でも答弁をいたしました但、私の泊原発再稼働反対の立場は、既に北電に対して直接お話をさせていただいているところであります。

また、管内全市町村の了解については、私も望んでいるところではありますが、管内の首長の意向はさまざまであると感じており、国の責任において同意の範囲など再稼働への手続を早期に明確にするよう、道が申入れを行うとのことですので、今後それらの動向を注視しながら対応を考えてまいりたいと思っております。

次に、泊原発再稼働反対表明の必要性につきましては、十分に認識をしており、これまでも私の選挙公約に掲げ、また、議会や記者会見の場においても明確に表明してきたところであります。今後におきましては、国に対してもどのような発信の仕方があるのか、検討してまいりたいと考えております。

次に、J R 並行在来線について御質問がありました。

まず、国や道による公共交通の維持につきましては、鉄道は広大な面積を有する北海道において、人口減少が急速に進む中、道民が日常生活における移動手段を確保する上で、重要な役割を果たしていることから、国において策定される交通施策に基づき、本市は国や北海道との適切な役割分担を踏まえ、交通事業者や地域住民の理解と協力を得ながら、公共交通維持に取り組むべきものと考えております。

次に、J R 北海道への要請につきましては、本年5月にJ R 北海道に対し、今後のダイヤ改正に当たっては慎重な対応等を行っていただきたいとの要請活動を行ったところであり、今後とも沿線自治体と連携し、沿線住民やニセコ方面への観光客などの鉄道利用の促進を図る取組を進めながら、沿線住民の不安解消となるよう引き続きJ R 北海道などへの要請活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、沿線住民の意見や要望の把握につきましては、公共交通を維持するためには市と地域住民の連携が必要であることから、沿線住民の皆様の御意見をお聞きすることは重要であると認識をしておりますので、今後においては、さまざまな機会を通じて意見や要望の把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、室蘭本線の代替輸送路線としての重要性につきましては、室蘭本線が機能しなくなった場合の代替輸送ルートの確保は北海道の経済活動を支える上で重要であると認識をしており、並行在来線のあり方を検討する際には、こういった役割の重要性についても引き続き関係機関に伝えてまいりたいと考えております。

次に、並行在来線の経営分離に関する同意の撤回につきましては、北海道新幹線札幌延伸の認可を受けるためには、経営分離についての同意が条件であったことから、本市としましては平成24年5月に同意しているところであり、撤回することはできないものと考えております。

しかしながら、並行在来線の重要性については十分認識をしておりますので、その利用促進や利便性

の向上に向けて、JR北海道や沿線自治体とも協議してまいりたいと考えております。

次に、塩谷・ばるて築港線の新設を求める要請について御質問がありました。

まず、塩谷及びオタモイ2丁目、3丁目地域から小樽市立病院、小樽協会病院、済生会小樽病院に通院している最近の患者数につきましては、本年4月と5月の延べ人数で申し上げますと、4月が小樽市立病院で686人、小樽協会病院で174人、済生会小樽病院で281人であり、合計1,141人となっております。また、5月につきましては、小樽市立病院で693人、小樽協会病院で183人、済生会小樽病院で316人であり、合計で1,192人となっております。

次に、塩谷・ばるて築港線の路線新設の要望につきましては、地域住民からの要望を受け、市からもバス事業者を検討を依頼しておりますが、市内線の収支が赤字になっている現状においては、塩谷からばるて築港への直通路線の新設は非常に困難な状況にあると、バス事業者からは説明を受けたところであります。

しかしながら、公共交通機関としてのバス輸送は市民の足として大切な役割を担っていることから、市といたしましても、引き続きバス事業者に対し働きかけをしてまいりたいと考えております。

次に、バス事業者からの要望などにつきましては、バス事業者からは今後の公共交通のあり方を検討する協議会の設置を要望されておりますが、本市におきましては、ノンステップバス導入時に国の補助を受けるために協議会を設置し、事業計画を策定することでバス事業者への支援を行っているところであります。

また、バス事業者との窓口については、今年度から建設部まちづくり推進課が担当しております。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 21番、川畑正美議員。

○21番(川畑正美議員) それでは、再質問いたします。

市長は、説明会の受け止め方はいろいろあるということですが、私自身の捉え方として、安全対策に対してやはり最低限のレベルでもって新規基準をクリアできればいいというふうに北電が考えているのではないかと、そのような姿が見えます。例えば、パンフレットに出ているのですが、ほくでんエネリーフには「気になる放射線、実はとっても身近なもの」だと。あるいは「一度に大量の放射線を受けた場合には、人体に影響が出ることがわかっています。しかし、100ミリシーベルト未満の放射線を受けた場合の影響については、がんのリスクの明らかな増加を証明することは難しい」とパンフレットに書いています。すなわち、心配の必要がない、安全なものだと言わんばかりのことが示されていると思います。

それで、説明会の中でいろいろな質問などが出たことについては、市長は相当割愛されていますけれども、私も全部説明するわけにはいきませんが、要するに捉え方として、北電の答弁の姿勢としては、参加者から聞いた話も、報告もあわせると、北電は回答したくないことについては、あるいはその回答を十分にできない質問に対しては回答を避ける、通り一遍の説明に終始しているというふうに思うのです。そしてまた、安全対策に限りがないのではない、今後も努力するというような抽象的なことで、まともに答える姿勢が見えないと私は捉えます。

私は北電が率先して住民の理解を得ようとしていないというふうに思うので、説明会を開催しているとは思えないと、説明会を住民の理解を得ようと思っしてしているふうには思えないのです。道知事など、いろいろな外部からの要請によって開催しているのだろうというふうにも捉えています。ですから、一定の理解が得られたので再稼働するということの口実を与えるわけにはいかないと私は思うのです。そういう意味で、このような私の考え方について市長はどう思うか、もう一度見解を聞かせてほしいと思

います。

それから、私は本質問で原発問題全道連絡会の自治体訪問のことを取り上げてきましたけれども、5月3日の北海道新聞でも泊原発の再稼働について取り上げられていました。その中では後志管内20市町村の首長のアンケートでは、再稼働に必要な地元同意の範囲はどこまでかとの問いに、小樽市をはじめ7町が再稼働に必要な範囲は管内全域だというふうに答えているのです。また、泊原発の再稼働に賛成と表明したのは3町村だけでした。ほかは国の判断に委ねるだろうと賛成表明はしていないわけです。そして、最近の報道によると、再稼働に賛成している自治体に対して脱原発会派の住民が撤回を申し入れているという報道もされています。

泊原発の地域の風向きについても、年間を通してやはり西とか西北西あるいは北西の風向きが強く、それでいけば、札幌までが風下になり、例えば風速10メートルの西風が吹いたとすれば、小樽まで1時間です。そして、札幌まで2時間ぐらいで届くことになるわけです。ですから、UPZ圏外の本市は安全だと思えないと、私はそう思うわけです。

これまでも市長は北電に申し入れていると言っていますが、説明会でも地域住民の具体的ご質問や原発問題全道連絡会、UPZ圏内の自治体の意見など具体的な内容を北電にやはり突きつけて、そして、泊原発の再稼働をやめさせると、廃炉にするように市長が地域のリーダーシップをとって申し入れをしてほしいと思っているわけです。その件についても意見を聞かせてください。

(発言する者あり)

それから……

(発言する者あり)

静かに聞いてください。

JR並行線在来線についてですが、道路だとか空港については国が建設、維持を担っているのですけれども、道路を利用するバスやトラックの事業者や空港を利用する航空会社は税金や利用料を払うけれども、巨大な建設資金と維持費を必要とする鉄道だけが事業者が全額負担しているのです。同じ準公共性の性格を持ちながら、そういう点では公平性を欠いているのではないかと思います。

それで、政府や道に地方再生の基盤と言うべき函館本線に財政支出を求めるべきではないかと思うのです。そういう意味で、長万部―小樽間の在来沿線の唯一の市である小樽の市長として政府や国に財政支出を求めていただきたいと思うのですが、それについてまず聞きたいと思います。

それから二つ目には、これまで在来線の廃止に対してバスへの転換を代替案の有効な方策としていた蘭越町は、共産党の町議会議員の質問に対して、鉄道だから果たせる存在感もあると、地域にとって最もいい方法を選択していきたいと考えていると。沿線自治体の多くの皆さんが望むのであれば、その先頭に立って行動しなければならないというふうに答えているわけです。ほかの沿線自治体でも、鉄道の存在とダイヤ改正による諸問題、駅舎の改善などを求めているわけですから、小樽市長もこのような動きと連動して取り組まれることを求めたいと思うのですが、それについていかがでしょうか。

それから、三つ目には、在来線を切り離す同意書については、新幹線の整備計画を決めた当時の政府と政党との間で新幹線着工のための5条件の中の一つであったわけですが、沿線自治体は苦渋の選択をされたわけです。それで、法的な根拠はないことが前定例会の市長答弁で確認されているわけですが、その後、政権もかわっているのに、当初に合意をした首長の中でも変わっている方がいるのですから、この種の問題については住民の意思によって変わって当たり前だと思うのです。ですから、重ねてその撤回を市長に求めていただきたいと思うところです。

それから最後に、塩谷・ばるで築港線の問題です。これについては交渉しながら一生懸命やっていた

だけのではないかと期待しているのですが、要望として本市の高齢化事情や、地域住民の不平等感の解消を考慮し、公共交通機関のあり方も含めて話し合いを積極的に進めていただきたいと、そういうことで市長の力をおかりして、ぜひ中央バスにも改めて強く要請していただきたいと思います。もちろん塩谷の連合町会などは、3者で今月22日、中央バスへ要請に行ったそうですが、その辺の結果はまだ聞いておりませんが、市長からも強く要請していただきたいと思います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 川畑議員の再質問にお答えいたします。

最後のバスにおいては、強く要請してほしいという要望だったかと思いますが、それについてはそのように思っておりますので、取り組んでまいりたいと思っております。

質問については、5点あったかと思えます。

まず1点目、北電の現在の説明等の取組についての御所見のお話からだったかと思えますけれども、私自身としては、これは道からの要請もあって行っていることであろうと思っておりますが、この説明をもって再稼働の流れになるというふうには思っておりません。それだけで住民の理解が得られたというような判断には至るべきではないというふうには私は思っております。しかしながら、現行においては北電は北海道から要請があり、いわゆる説明が目的ではないかと思っております。それは初めに答弁をさせていただいたとおりでございます。

そして、2点目でございますが、北電に限らず電力会社で原発を有されているところは、安全性さえ保たれば再稼働していいのだという考え方をお持ちなのかもしれませんけれども、私自身は当時の安全神話ではありませんが、何をもって安全が確保されるのかというのは、現行では私は理解ができておりません。ですので、再稼働をすべきではないという私のスタンスは変わっていないところでございます。

その中で、おっしゃるように、リーダーシップを発揮して具体的に取り組まなければならないと私自身も思っておりますので、今までも私なりに何度も答弁させていただいておりますが、その考えについては市の代表としてお伝えさせていただいているところではあります。今後においても、よりその取組が国等に対してのアプローチも含めて具体的にできるよう努力をしてみたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

3点目が、函館本線について、国に対して財政出動を求めるべきではないかというお話だったかと思えます。

私としても、この函館本線の重要性、可能性を非常に感じているところでございますが、その重要性や可能性を国にも理解いただければ、いきなり財政出動を求めても当然にその出動は実現できないと思っております。先ほども答弁させていただきましたが、やはりその重要性、必要性をこれから改めて各関係機関も含めてお伝えしていく中で、先々にそこの取組めることが私としても希望すべきところだと思いますので、それに向けて取り組んでまいりたいと思っております。

また、これからも、これについては他の町村ともしっかり連動して、その維持に向けて取り組んでいきたいと思っておりますのでございます。

そして、同意についてでございますけれども、これは先ほどお話しさせていただいたように、当時新幹線と並行在来線との兼ね合いの下で、経営分離に同意せざるを得ないというところであったと私は認識しているところでございますし、それを現行において撤回することはできないと思っておりますので

ございます。私自身もそのことについて今回の選挙戦において公約で掲げたわけではありませんので、それについて市民の皆様の同意を得られているというところではないと思っているところでございます。ですので、同意そのものの撤回については、私は現行では難しいものと考えているところでございます。

○議長（横田久俊） 川畑議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 15番、濱本進議員。

（15番 濱本 進議員登壇）（拍手）

○15番（濱本 進議員） 一般質問を行う前に一言申し上げます。

一昨日の本会議において森井市長に対し、我が自民党からの動議3本、友党である公明党からの動議4本が提出され、全て可決しました。

本会議における動議に強制力はないとはいえ、議会に対し真摯に誠実に向き合う市長であれば、可決された動議に対して明確に具体的に発言するのが市長としての本来のあるべき姿であり、基本中の基本であると思っております。

しかしながら、一昨日の本会議において可決された7本の動議それぞれに対して、森井市長は明確に一つ一つ発言することなく、総括的に言えば聞こえはよいですが、1回の発言のみであり、その内容はまるで空虚であり、あまりにも抽象的で非具体的でもありました。とても可決された動議、つまり議会意思を正面から受け止め、誠意を持って発言していたとは全くもって思えません。また、本日可決した動議に対しては、驚くべきことに一言も発言がありませんでした。市長としての資質、見識以前に、市長個人の人間性を残念ながら疑わざるを得ません。ぜひとも、これからの私の一般質問に対する答弁を通じて、私の疑念を払拭していただくことを強く希望します。

それでは、一般質問を行います。

初めに、地方自治における議会と市長との関係について伺います。

昨年の第2回定例会以降、4回の定例会が開催されましたが、当初の日程どおりに閉会したことは一度もありませんでした。そして、今定例会も同様のありさまです。昨年の第2回定例会は1日の延長、第3回定例会は7日間の延長、第4回定例会は4日間の延長、そして本年の第1回定例会に至っては前代未聞の長期間にわたる空転が続き、その結果、通常は6日間開催して審議する予算特別委員会を議会の配慮により4日間に短縮し、最終的には4日間の延長で閉会しました。

このことは、当初予算案をはじめ各種議案の議決をする時期を逸しては市民生活、市政運営に重大な影響が生じることを議会としては回避するために、そして市民の負託を受けた議会の責任を全うするために、議会としての苦渋の決断でありました。市長は、議会が審議日程を短縮してまでも市民に対する責任を全うしたことについて、どのような見解を持っているのかお聞かせください。

また、二元代表制の地方自治における市長と議会は、小樽市自治基本条例にも規定があるように、信頼関係を前提に互いに緊張感を持って協力し、牽制し合うことで、それぞれが市民に対する責任を果たす存在であります。

しかしながら、市長は議会との信頼関係を醸成するどころか、不信感を増長するようなたび重なる議会への不誠実な対応、言動を繰り返し、前回の定例会まで議会は市長に反省と改善を求める動議を2回提出、決議を1回提出し、これら全てを議会は可決してきました。市長は今定例会に当たり、過去の定例会で可決した動議、決議をどのように受け止め、どのような考えで議会に対応するのかお聞かせください。

次に、都市経営についてお聞きします。

我が会派は、昨年の第3回定例会の代表質問において、都市経営、自治体経営について質問しました。市長に就任して1年が経過した今、改めて市長の認識を伺います。

小樽市自治基本条例にも規定があるように、都市とは、行政だけではなく、個人、そして各種経営体である法人、団体等が協働する連合体と定義づけられています。連合体の一員である行政が持つ経営資源は、人口減少や少子高齢化などの人口問題の顕在化、自治体財政状況の悪化などによって減少傾向にあると言えます。小樽市もまた例外ではありません。将来の小樽のために、限られた経営資源の投入、配分に当たっては、有効活用、最適化を実現する上で連合体の構成員から広く意見を聞く必要があると言えます。言いかえるならば、行政は政策の立案、優先順位の決定など、その時々において政策に関連する連合体の構成員から広く意見を聞く必要があると考えますが、市長の認識を伺います。

行政は、連合体の構成員と良好なパートナーシップを確立して、具体的に協働していく責任があります。連合体の重要な構成員である小樽商工会議所との良好なパートナーシップ、協働はできているのでしょうか。

私は、昨年の第2回定例会の総務常任委員会で指摘しましたが、北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画策定会議の設置要綱は、中松前市長の任期中であった平成27年2月12日に制定され、その時点では小樽商工会議所は策定会議の委員の予定でありました。しかし、森井市長が就任した直後の平成27年6月19日に市長の指示でアドバイザーを追加する要綱の一部を改定して、商工会議所にはアドバイザーでの参加を依頼しましたが、商工会議所は当初の予定どおりに委員としての参加を希望して、現在まで結論は出ていません。全く不自然とも言える経過であり、委員からアドバイザーに変更した根拠も理解不能であります。この事例から見ても、小樽市、特に森井市長と都市経営を行う上で重要な存在、カウンターパートナーである商工会議所との協働が成立しているとは理解できません。市長の見解を伺います。

自治体経営について伺います。

組織を経営するためには経営理念、経営方針、経営目標、そして中・長期の経営戦略、経営戦術、経営計画、実施計画、事業計画などが必要不可欠です。これらは抽象から具象、マクロからミクロへのプロセスだと言えます。

現在、小樽市においては、平成21年度から平成30年度までを計画期間とする基本構想、基本計画、実施計画から成る第6次小樽市総合計画、そして、この総合計画に基づく平成26年度から平成30年度までの後期実施計画が策定されています。昨年10月には平成27年度から平成31年度までを計画期間とする小樽市総合戦略が策定されました。また、平成28年度から平成32年度を計画期間とする小樽市過疎地域自立促進市町村計画も存在します。

総合戦略では、第6次小樽市総合計画の基本構想、基本計画を踏まえて、地域の特性や資源を最大限活用しながら、課題や方向性を共有して社会情勢の変化に対応した自治体経営のあり方やまちづくりの経営力を高めるための基本的な考え方を示すとあります。過疎地域自立促進市町村計画も第6次総合計画に基づいて策定されています。

しかしながら、例えば第6次小樽市総合計画では小樽市の将来都市像を「歴史と文化が息づく 健康、にぎわい、協働のまち」と規定し、過疎地域自立促進市町村計画においても同様に規定しています。

しかし、総合戦略においては、第6次小樽市総合計画を踏まえてと記載しながらも、将来都市像を「訪れる人を魅了し、暮らす人には優しい、市民幸福度の高いまち」と変更しています。

現時点では小樽市の経営理念とも言える将来都市像が二つ存在しています。市長は、この総合戦略の

将来都市像について事あるごとに言及していますが、この二つの将来都市像の整合性、関連性についてどのように認識されているのか、説明を求めます。

あわせて、第6次小樽市総合計画後期実施計画と総合戦略、過疎地域自立促進市町村計画の内容について、その整合性、関連性、独自性について平易にかつ具体的な説明を求めます。

第6次小樽市総合計画は平成30年度に終了、総合戦略は平成31年度に終了、そして過疎地域自立促進市町村計画は平成32年度に終了します。つまり、第7次小樽市総合計画は平成31年度からスタートしますが、第7次小樽市総合計画では総合戦略の将来都市像を踏襲するのでしょうか。それとも、新規に考えるのかお聞かせください。

また、過疎地域自立促進市町村計画は、第7次小樽市総合計画の内容に合わせて改定するのでしょうか。お聞かせください。

次に、人事行政について伺います。

人事行政は、地方分権一括法の成立で新たな局面を迎えたと言われていています。つまり、この法律によって、地方自治体が政策立案主体となり、自治体職員には財政を含めた政策執行能力のほかに、新たに政策形成能力が求められています。政策形成能力をより高める明確な人材育成の方針、手段が必要であると同時に、政策形成能力を発揮できる組織を実現するための人事管理、人事異動も必要であると言えます。

このような観点の下に、これまで議会は質疑を通じて、昨年6月の森井市長による人事異動における昇任人事についての地方公務員法第15条違反の疑いを指摘しました。このことについてはコンプライアンス委員会に市内部から通報があり、現在、調査が継続中であります。そして、平成26年4月に異動した部長職、次長職、課長職のうち、平成27年6月、つまり在任1年2か月で異動した職員数が27人もいたことによる異動の不自然さを指摘してきましたが、市長はその都度、適法、適材適所との答弁を繰り返してきました。

また、本来であれば、市長就任の時点で選任して議会同意を求める副市長についても、本年1月まで不在の異常事態と言える状況でした。

さらに、本年4月の人事異動では、部長職、次長職、課長職のうち、在任10か月での異動者が市長の公約の一つである除雪業務を担っていた3人を含め、19人もいた事実には違和感を覚えるのは当然ではないでしょうか。私の認識にどのような所感をお持ちか、お聞かせください。

そして、早期退職者、降任希望者の発生、総務部長が不在であった事実に鑑みると、適切な人事によって円滑な行政運営、自治体経営を行う責任を有する行政の長としての大失態であると言わざるを得ません。市長の見解を伺います。

あわせて、総務部長が不在となった原因、経過、責任の所在について、任命権者である森井市長の見解を求めます。

次に、人事行政の重要な要素の一つである人材育成について伺います。

私は、この項の冒頭で、政策形成能力をより高める明確な人材育成の方針、手段が必要であると述べました。小樽市における人材育成の方針は、平成9年11月の旧自治省「地方自治・新時代における人材育成基本方針策定指針」の通知から遅れること10年、平成19年8月に小樽市人材育成基本方針が策定されました。策定当時は人事評価実施の根拠として策定された側面もあったと考えられます。現在までこの基本方針は3回の一部改定をしていますが、全面的な改定には至っていません。

平成18年に策定した三重県鈴鹿市は平成27年3月に、また、兵庫県たつの市は平成28年2月に、地方自治体を取り巻く環境の変化、そして求められる多様なニーズに的確に対応するため、つまり陳腐化

を避けるために全面的な改定を行っています。

小樽市においても状況は同様と認識しています。昨年の第3回定例会の我が会派の代表質問によって、人によって成り立っている組織の機能を活性化し、強化するには、組織の根本である人を育成することは自明の理であり、組織にとって人材の育成は永遠の課題であると述べました。これに対して市長は、組織の活性化や強化のために人材育成は極めて重要であると答弁しています。市長は陳腐化しつつあると言っても過言でない小樽市人材育成基本方針を全面的に改定する必要についてどう認識していますか。明確な根拠を示してお聞かせください。

また、当然必要があると認識されていると思いますが、今後どのような工程で見直しを進められるのかお聞かせください。

次に、人材育成の重要性を認識されている市長は、人材育成プログラムの見直しについて答弁されています。平成28年度は市長提案の研修プログラムはありましたか。あわせて、研修内容の変更はありましたか。お聞かせください。

人材育成のための研修事業もPDCAサイクルの対象であると認識しています。密度の高い、より深化した研修事業の実現を求めます。

次に、平成27年度の除排雪について伺います。

森井市長の重点的な公約であるきめ細やかな除排雪の実現のため、平成27年度の除排雪は除雪ステーションの増設、共同企業体編成要綱の唐突な変更による受注事業者決定の時期の遅れ、貸出ダンプ制度の配車変更提案、排雪抑制の指示の有無など、さまざまな事態が発生しましたが、端的に言えば、天候に恵まれ事なきを得た、何とか終わったというのが実感です。

初めに、平成27年第3回定例会で増額補正した後の除排雪予算総額12億8,510万円に対しての執行額及び執行率についてお知らせください。

次に、平成27年度に入札が行われた除排雪業務、雪処理場管理業務の落札合計金額と実際の支払金額、支払率についてお知らせください。

次に、貸出ダンプ制度の支払総額及び支払先別金額、また、排雪実施件数及び配車先別件数についてお知らせください。

森井市長は、昨年度の混乱の原因であった除排雪業務、雪処理場管理業務の共同企業体編成要綱を変更したことを現時点でどのように認識されているのかお聞かせください。

昨年12月1日に小樽市地域総合除雪共同企業体の代表8社の連名で森井市長に要望書が提出されています。要望書の内容を踏まえた上で、市長は今年度も昨年度同様の共同企業体編成要綱で入札を行うつもりなのか、お考えをお聞かせください。

次に、昨年度は従前どおりの配車となった貸出ダンプ制度の配車方法について今年度はどのようにされるのか、お考えをお聞かせください。

この項の最後に、昨年度の除排雪に関する苦情について伺います。

昨年度の主な苦情内容、苦情件数、ステーション別の苦情件数、各ステーションの除排雪路線1キロメートル当たりの苦情数についてお知らせください。

あわせて、平成26年度との比較で特徴的なことがあればお知らせください。

クレームは品質管理、品質向上の大事な種、糧とされています。平成26年度、27年度の除排雪についての苦情、クレームについて、TQCなどの手法を活用しながらしっかりと分析してPDCAサイクルに基づいて今年度の除排雪に生かすこと、そして除排雪の品質向上を要望いたします。見解を伺います。

以上、再質問、再々質問が不要となるような、正確かつ必要十分でより具体的で、そして誠実な答弁を求め、再質問を留保して終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 濱本議員の御質問にお答えいたします。

初めに、地方自治における議会と市長の関係について御質問がありました。

まず、議会が責任を全うしようと審議日程を短縮したことに対する見解につきましては、空転が続く中、審議日程の短縮により議案を可決いただきましたことに深く感謝をしているところであります。今後の議会運営に当たっては、それぞれの立場でお互いに切磋琢磨をしながら政策議論を交わし、市民生活の向上や市政の発展に寄与してまいりたいと考えております。

次に、動議や決議の受止めと今定例会における対応につきましては、これまでも日々変わらず誠意を持って対応させていただいておりますが、今後とも市政の発展に向け、私の考えを丁寧に説明し、活発な審議をしていただけるように努めてまいりたいと考えております。

次に、都市経営について御質問がありました。

まず、都市経営、自治体経営に対する認識につきましては、効果的で効率的な都市経営、自治体経営を行うためには、自主財源の確保や事業の取捨選択による財政運営の健全化を図るとともに、より円滑な経営を行うために市民の皆様をはじめ、各種団体などの民間部門における各界各層との連携、協働が必要であると認識しております。

また、まちづくりの主役である市民の皆様にご直接市政運営に参加していただき、携わっていただくことが私の都市経営、自治体経営の基本的な考えであり、このことは以前にお答えさせていただいた認識と変わっておりません。

次に、政策の立案や優先順位の決定等に際し、関連する連合体の構成員から広く意見等を聞くことの必要性につきましては、小樽市自治基本条例で規定する協働によるまちづくりの実効性をより高めていくためには、市内にお住まいの方はもちろん、市内において働く方や学ぶ方、事業活動を行う方、各種団体の皆様、それぞれが有する知識や経験が生かされ、それらを共有していくことが大切であると考えます。

そのためには、計画等の策定や施策の実施、検証する場面において市民の皆様をはじめ、各種団体などの皆様に参画をいただき、さまざまな御意見を市政へ反映していく必要があると認識しております。

次に、都市経営を行う上で重要な存在である商工会議所との協働が成立していないのではないかとのことにつきましては、北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画策定会議への商工会議所の参画に関しては、現在、協議を重ねているところでありますが、この件については任意の実務者レベルでの情報交換を実施しております。

また、先ほども申し上げましたが、都市経営を行う上で、各界各層の皆様との連携、協働が必要であると考えておりますことから、商工会議所の有する本市の経済、産業に関する見識がさまざまな場面で生かされるよう、お互いの役割を認識し、これからも協力し合える関係を継続してまいりたいと考えております。

次に、自治体経営について御質問がありました。

まず、第6次小樽市総合計画の将来都市像と小樽市総合戦略の将来都市像の整合性、関連性につつま

しては、小樽市総合戦略の将来都市像を定めるに当たり、第6次小樽市総合計画の将来都市像との整合を図ったものであります。

総合戦略につきましては、人口減少対策、地方創生に重きが置かれていることから、人の動きなどに着目した表現をしておりますが、訪れる人を魅了するためには、暮らす人の誇りや愛着を育みながら、歴史的文化遺産と自然景観など小樽特有の財産を活用したまちづくりが必要という観点で、総合計画と整合していると考えております。

また、総合戦略における市民幸福度を構成するカテゴリーとして「健康」「雇用・ライフスタイル」「自然や地域とのつながり」を設定するに当たり、総合計画の将来都市像に記載のある「健康、にぎわい、協働のまち」に対応するよう整合性を図っているものであります。

次に、第6次小樽市総合計画後期実施計画と総合戦略、過疎地域自立促進市町村計画の内容と、これらの整合性、関連性、独自性につきましては、まず、過疎地域自立促進市町村計画は過疎債などの財政措置の活用を目的に総合計画に基づいて策定したものであり、その事業についても総合計画の後期実施計画への登載を前提としているものであります。

次に、総合戦略については、その策定に当たり第6次小樽市総合計画後期実施計画との整合を図っており、総合戦略に登載されている事業の多くが後期実施計画にも登載をされていることから、関連性は深いものと考えております。

しかしながら、総合戦略は人口減少対策、地方創生に重きが置かれ、ソフト事業を中心とした計画であることから、本市で生活をしている人の視点で構成されている点において独自性があると考えております。

また、総合計画後期実施計画は自治体の総合的な振興、発展に重きが置かれ、ハード事業を備えた計画である点においては、総合戦略とは視点が異なるものと認識をしております。

次に、次期総合計画の将来都市像につきましては、現在、庁内の策定会議を立ち上げ、次期総合計画策定のための基本方針づくりに着手した段階であり、将来都市像をどのようにしていくのかは、市民の皆様のご意向なども踏まえて、今後、検討を進める予定であります。

次に、過疎地域自立促進市町村計画を次期総合計画の内容に合わせて改定するのにかんしましては、過疎計画は総合計画に基づいて策定をしていることから、次期総合計画の内容とそごが生じた場合などは、見直しが必要であると考えております。

次に、人事行政について御質問がありました。

まず、在任10か月の人事異動に対する違和感に対する私の認識につきましては、私は職員が能力を発揮できる環境を整えることを念頭に、前年度にも増してよりよい職員配置となるよう人事異動を行ってきたところであり、その結果として、御指摘のような異動人数となったものでありますので、私は違和感を持ち得ておりません。

次に、人事異動の責任に関する私の見解につきましては、このたびの人事異動に当たりましては、私は職員が能力を発揮できる環境を整えることを念頭に、昨年同様、適材適所の配置に努めたところであります。確かに予期せぬ出来事はありましたが、異動となった職員は新しい職務にそれぞれ邁進しており、その働きは私としても評価をしているところでありますので、組織としての機能は十分に果たされているものと考えております。

次に、総務部長不在の原因等につきましては、内示後、突然、総務部長予定者から退職の意向が示され、私も御本人に直接その理由、事情等をお伺いし、慰留に努めたところではあります。結果的にその事情についてはやむを得ないと判断したところであります。発令日までに後任を選任する時間的な余

裕はありませんでしたので、結果的に総務部長不在という状況に至らざるを得なかったものであります。

総務部長が不在となった責任の所在につきましては、もちろん任命権者である私に責任がありますので、この間、その責任を果たすべく、内部、外部に縛られることなく一日も早い選任に向け、努力してきた結果、このたび総務部長を内定するに至ったものであります。

次に、小樽市人材育成基本方針の改定の必要性につきましては、市民の皆様の期待に応じていく中で、市職員の人材育成は重要であり、また、多様化するニーズ、時代の変化に対応していくために、そのバイブルとなるのがこの基本方針であると考えております。その中で、御指摘のように、平成19年8月に策定をしてからかなりの期間が経過しておりますので、他市の事例を参考としながら、改定の必要性について検討してまいりたいと考えております。

次に、小樽市人材育成基本方針の見直しの工程につきましては、現在、何も予定しておりませんので、まずは現行の基本方針を職員に周知徹底するよう努めているところであります。

なお、基本方針の内容については、ただいま申し上げましたとおり、今後、研究してまいりたいと考えております。

次に、本年度の研修プログラムにつきましては、私から新たにAED取扱研修を実施するよう指示をしており、基本的に市職員全員がAEDの取扱いができるようにすることを目指しております。

(発言する者あり)

また……

(発言する者あり)

また、派遣研修では、本年度から新たに札幌市が実施する職員研修に小樽市職員の受講枠を設けていただきましたので、希望する職員を受講させたいと考えております。

このほか直接的な研修ではありませんが、職員に広い視野を持ってもらうことを目的に、今年度国土交通省北海道運輸局、北海道経済部観光局、さらには北海道経済連合会にそれぞれ1名、職員を派遣いたしました。

次に、研修内容の変更につきましては、管理者のための部下育成研修、プレゼンテーション研修を新設したほか、階層別に実施する基本計画において、副市長講話の項目を新設し、若手の職員に対して小樽市職員としての心構えを講話することにより、職員の資質向上や意識改革につなげてまいりたいと考えております。

次に、平成27年度の除排雪について御質問がありました。

まず、除雪費の執行額及び執行率につきましては、執行額は決算見込みで約12億4,117万円、執行率は96.6パーセントとなっております。

次に、平成27年度の除排雪業務に係る落札金額などにつきましては、7地域の総合除雪業務、中央ふ頭基部雪処理場ほか6件の管理業務の落札合計金額は7億4,351万5,200円ですが、設計変更を行った結果、最終的な支払額は7億619万400円、落札合計金額に対する支払額の割合は、95パーセントとなっております。

次に、貸出ダンプ制度の支払総額などにつきましては、支払総額は1億497万2,456円で、その支払先別の内訳は小樽運送事業協同組合3,581万8,058円、道央環境土木運送事業協同組合5,578万9,506円、道都総合事業協同組合1,336万4,892円です。また、排雪実施件数は延べ件数で470件、その配車先別件数は小樽運送事業協同組合202件、道央環境土木運送事業協同組合213件、道都総合事業協同組合55件です。

次に、共同企業体編成要綱を変更したことを現時点でどのように認識しているかにつきましては、昨

年入札が2回不調になったことで市民の皆様には御心配をおかけしたと感じておりますが、将来的な除排雪体制を見据えて、少しでも多くの業者に除排雪業務に携わっていただくことは、よりよい除排雪を目指す上で必要であるとの考えに変わりはありません。

次に、今年度も昨年同様の共同企業体編成要綱で入札を行うつもりかにつきましては、これまで昨年度の地域総合除雪に参加した業者の皆様と意見交換を行っており、今後、道路除雪に登録のある業者の皆様にご意向等を伺う予定であります。現在、昨年度の分析を行っているところであり、参加資格、共同企業体の構成員数等の入札要件を検討し、できるだけ早くお示ししたいと考えております。

次に、今年度のダンプの配車方法につきましては、この制度は市が組合と契約し、町会等の利用団体が自主的に生活道路の排雪を行う際に、ダンプトラックを派遣する制度でありますので、効率性を鑑み、発注者である市が責任を持って適切に配車すべきものと考えていることから、制度の趣旨を踏まえ、検討していきたいと考えております。

次に、昨年度の苦情件数につきましては、各ステーションに寄せられた市民の声の件数は、合計で1,960件、主な内容としましては、除雪依頼が488件、排雪依頼が430件、除雪後の苦情が339件であります。

また、ステーション別では第1ステーション264件、第2ステーション337件、第3ステーション363件、第4ステーション171件、第5ステーション260件、第6ステーション321件、第7ステーション244件であります。

さらに、ステーション別の件数を各ステーションが担当した車道除雪、歩道除雪、排雪の各路線延長の合計で割り返した1キロメートル当たりの件数は、第1ステーションが1.98件、第2ステーションが2.47件、第3ステーションが3.54件、第4ステーションが1.63件、第5ステーションが2.25件、第6ステーションが1.97件、第7ステーションが3.32件であります。

次に、平成27年度と平成26年度の苦情の比較につきましては、平成27年度の市民の声の件数は1,960件で、平成26年度の3,306件に比べ、1,346件減っております。いずれの年度においても除雪依頼の件数が最も多く、平成26年度1,199件、平成27年度488件で、1年間に711件減少しております。

また、排雪依頼につきましては、平成26年度498件、平成27年度430件で、68件減少しております。

次に、苦情の分析を行い、今年度の除排雪に生かすことにつきましては、市民の皆様から寄せられた市民の声は除排雪を改善する上での貴重な情報であると認識しておりますので、必要な分析を行い、PDCAサイクルに基づいて今後の除排雪業務に生かしてまいりたいと考えております。

(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 15番、濱本進議員。

○15番(濱本 進議員) 何点か再質問をしたいのですが、私たちは事前に質問のレクチャーをしております。

しかしながら、私は今、再質問をするに当たって、市長の答弁を耳で聞いてしなければならない状況にあります。抜けているところは予算特別委員会、常任委員会等で質問しますが、これまで出てきた動議2回、決議1回を可決してきた議会に対して、どのような考えで対応するのかということで答弁いただいたのですが、聞いていても、その答弁に具体性がないというふうに私には聞こえました。具体性のある答弁をいま一度お願いいたします。

それと、市長から都市経営と自治体経営のことで答弁をいただいているのですが、どうもその答弁がよくわからないのが、市長は都市経営の主体が誰で、自治体経営の主体が誰なのか、明確に分けているのでしょうか。

私は質問の中で、都市経営は経営体の経営の複合体だと言っているわけです。行政もさまざまな団体、法人の集まった複合体だと言っているのです。だけれども、市長の答弁は都市経営を行う私と、私の言っていることと違うのではないですか。都市経営の主体、自治体経営の主体について市長はどういう見識を持っているのか、もう一回改めて聞かせてください。

それから、私は質問として言ったわけではないのですが、答弁があったので聞かせてもらいます。要は北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画策定会議について協議中だという答弁をされました。設置要綱を変更したのは6月19日、昨年のです。その時点で、もう商工会議所は委員にしてくださいと申し入れしているはずなのです。今日まで協議している、いや、しゃれではないですけども、この時点まで協議が続いて1年間たなざらしにしているわけです。そのようなことはあり得ないのではないですか、普通であれば。なぜたなざらしになっているのか、協議が継続中なのか、せっかく御答弁いただいたので、その点についてお聞かせください。

また、任意な情報交換をしていますと。これは任意な情報交換ではなくて、委員会の委員にしていれば、このような任意の情報交換をする必要はないのです。必要に迫られて緊急避難的にやっているとしたか思えないのですが、この任意の情報交換というのは何のためにやっているのですか。その見解もお聞かせください。

それから、商工会議所との協働が成立しているとは私は理解できませんと。市長は良好な関係が継続中だというような答弁をしたと思うのですが、具体的に何をもって、何を根拠にして良好な関係が継続中なのか、もっとわかるように説明してください。

次に、総合計画と総合戦略の将来都市像の整合性、関連性について質問しましたが、答弁を聞いていても、その整合性、関連性について私は理解できません。整合性、関連性についてもっとわかりやすく根拠を示してもう一回答弁をお願いいたします。

それから、第6次小樽市総合計画後期実施計画と総合戦略、過疎地域自立促進市町村計画の内容について整合性と関連性と独自性について私は平易にかつ具体的な説明を求めました。しかし、具体的ななどいったときは、普通は例を出して、これはここに載っているという答弁が具体的な答弁だと私は思います。例示を含めてもう一回答弁してください。

それから、第7次総合計画は総合戦略の将来都市像を踏襲するのでしょうかという質問に対して、市長は市民の意向を踏まえてというような答弁をしたのですが、市長の考え方はどうなのですかということを知っている。市民の意向ではないのです。それはここから先の話です。市長が大好きな、訪れる人を魅了するというそのキャッチコピーを使うのか、市長の意向としては使いたいのか、使いたくないのか、それを今の時点で聞いているのです。最終的にそれは市民公募委員で総合計画をつくっていく段階になったら、どうなるかわかりませんが、今の市長の判断としてどうなのですかということを知っているのです。

それから、人事異動の話で市長は今日もまた、よりよい職員配置という、ある意味抽象的なお言葉で答えましたが、では、よりよい職員配置というのは具体的にどういうことなのか。そして、もっと言うと、10か月で在任した異動者の皆さんが新しい職場で生き生きと働いていますみたいなことを言っていましたけれども、その根拠は何なのですか。それも教えてください。

それから、不在となっている総務部長が7月1日付けで選任されるようですが、私は市長としての責任のとり方があるのだろうと思うのです。私は、責任の所在について任命権者の森井市長の見解を求めますと。確かに私に責任があると答弁いただいたと思うのですが、責任はあるのだけれども、責任はどうとったのか。この不在だったという大失態に対しての責任をどうとったのか、そのことについてはお

答えになっていないので、責任の所在については私にありますというのであれば、どうだったのかもあわせて答えてください。

それから、人材育成基本方針を全面的に改定する必要があるのか、どう認識されていますかと私は質問しているのに、答弁は必要性について検討しますというのだ。これは、まともな答弁ではないですよ。必要性についてどう認識しているかということを知っているのに、必要性について検討しますというのは、答弁になっていないので、再度答弁を求めます。

それから、人材育成プログラムの見直しのことで研修プログラム、市長提案のプログラムですけれども、申しわけないですが、市長、私がそれ以前にずっと質問してきた内容、前説を振り返ったときに、私はAEDの話を書き添えとして求めていたわけではありません。それはここで言うておきます。札幌市に研修に行くという枠を用意したということですが、その具体的な内容についてお知らせいただきたいと思えます。

それから、外部派遣ですが、幾つか事例を基に言っていましたけれども、それぞれのところに対して、どういう目的でそこへ行かせたのか、簡単に言えば、何を学んできてほしいのか、そして期間はどのぐらいなのか、それも具体的にお答えください。

それと、除雪についてJVの編成要綱の話で、多くの業者にと、いつも言っているのです。では、本当に多くの業者というニーズがあるのか、市長は何を根拠にそういうニーズがあると言っているのでしょうか。普通は根拠がなかったら、多くの業者にやってもらいたいから間口を広げますと言っても、昨年は広げた間口に応募するところはなかったわけですよ。そうすると、考え方としてはニーズがなかったわけですよ。にもかかわらず、また多くの業者にとというのは理解不能なのですが、そのところももう一度改めてお聞かせいただきたいと思えます。

それから、共同企業体の編成要綱ですが、やはりできるだけ早くとか、こういう抽象的な答弁はだめですよ。まして、雪が降るのは何か月か先ですけれども、間違いなく決まっているわけですから。そうしたら、ここまでには要綱案を作成して議会に提示して事業者に提示してというタイムスケジュールを、やはりエンドが決まっている話ですから。だから、そういう期限がきちんと明確にできないということは、何にも進行していないということの証拠になるわけです。期限を含めてもう一回答弁をいただきたいと思えます。

貸出ダンプ制度の配車方法について市に配車権があるという答弁でしたけれども、実はその答弁も不十分な答弁だと私は思えます。小樽市は貸出ダンプ制度を実施するに当たって、積込み業者一覧というものを出して、この業者から選んでくださいということをやっているわけです。その積込み業者は、ほとんど三つの事業協同組合に所属しているわけですよ。だからこそ、実施件数にばらつきが出てくるわけです。確かに、積込み業者を選ぶのはそれぞれの団体の自由です。けれども、依頼がどこかに偏ったら、自動的にそこに多く行ってしまうのはしょうがない話なのではないですか。そして、もともとの貸出ダンプ制度の趣旨、主たる目的、従たる目的、また、その当時の状況と今とまた違うわけです。だから、この配車制度についても、ある意味、早急に決めないと困るわけですよ。これも具体的なスケジュールを明示してもらいたいと思えます。当然、昨年の議会でも問題になったというか、話題になった、質疑が交わされた案件です。第4回定例会では遅いのです。第3回定例会でないと、議会議論できないのですよ。そのことを踏まえて答弁をいただきたいと思えます。

クレームの解析、分析の話ですけれども、クレームの解析、分析も、これをこういう手法でこういうふうに分りましたと。それを、PDCAのサイクルに乗せるとこういうことになりますという話を、やはりきちんと議会にも報告してもらわないと困るわけです。市長の言うきめ細やかな除排雪を実現す

るということは、除排雪の品質を向上させることです。品質向上の手法、品質管理の手法というのはあるわけですから。そういうものを利用してきちんとこういうふうに分けて、その結果、それをPDCAに乗せたときにこういうふうに変更しますという、そういうものをきちんと出してもらわないと、我々は行政がやっていることを議会として評価できないのですよ。評価するための材料を出すためにも、これはぜひ結果を議会に報告いただきたいと思います。これで再質問は終わります。答弁をお願いします。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めますが、今、整理中ですので若干お待ちください。

よろしいですか。整理つきましたか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 濱本議員の再質問にお答えいたします。

私から答弁したこと以外に関しましては、各担当から答弁をいたしますので、よろしくお願いします。

また、大変たくさんの御質問をいただいておりますので、何か抜けた部分とかありましたら、御指摘いただけたら幸いでございます。

まず、1点目でございますが、濱本議員からはどのような考えでということ御質問だったので、その考えをお伝えしたところでございますけれども、それに具体的な表現を入れてほしいという御指摘だったかと思えます。

最初の……

（発言する者あり）

動議についてですね。失礼いたしました。動議についてのお考えをということでお聞きしたところございましたので、考えをお伝えさせていただいたところでございますが、その具体的な取組についても説明をしてほしいということでした。先ほど秋元議員にもお話をしましたけれども、私としては意を込めて答弁してきたところでございますが、わかりづらいということもありましたので、やはりそれをしっかりと明確に答弁していかなければならないというふうに思っておりますので、職員一同それについては意識し、取り組んでいきたいと思っておりますのでございます。

（発言する者あり）

それと、都市経営の見識についてということで、濱本議員は複合体という視点でのお話であったかと思えますけれども、私自身は先ほどもお話をさせていただきましたが、都市経営、自治体経営においては、当然に中心は市長部局を中心とした市役所職員、そしてそれに対する執行機関との……

（発言する者あり）

やめたほうがいいですか、答弁を。

（発言する者あり）

では、見識を私言えないのですけれども、よろしければ次の答弁に移ります。

それでは、商工会議所のお話で、いまだに協議を続けているという御指摘でありましたが、濱本議員からもお話がありましたように、やはり多くの広い意見をいただくべきというお話であったかと思えます。

私は、このお役目について改めて審議委員であったりとか、市にかかわる各委員を調べ直しましたところ、同じ方がいろいろな審議委員に、お一人の方が何個も何個も重なっている状況が見受けられます。私としては、より多くの方々から広く意見を聞きたいというふうに思っておりますので、お一人の方が何個も重なるような形ではなくて、ぜひ多くの方々に御参画いただきたいということで、各団体に対しても呼びかけさせていただいております。それがどうしても同じ方の名前が出てくるよ

うであれば、それについてはほかの方がいらっしゃらないだろうかということのを常々お話をさせていただいているところであり、その意見がいまだに調整できていないというのが1点でございます。

(発言する者あり)

それと、総合計画との整合性についてですが、先ほどもそれについては答弁をさせていただいたと思うのですが、過疎計画は総合計画に照らし合わせ、基づいていなければなりませんので、それはそのような整合性、関連で取り組んでいるところでございます。

そして、総合戦略は先ほども答弁させていただきましたが、人口対策、そして地方創生に特化した内容でございます。ですので、それに伴う取組が中心でありますので、総合計画と総合戦略においては連携、連動はされているのですが、あくまで総合戦略においてはそれを目的としたソフトの部分が中心となり、総合計画においてはハード等も含めた全体的な計画であるので、それについての違いはあるということをお話をさせていただいたところでございます。

(発言する者あり)

○議長（横田久俊） お静かに。

○市長（森井秀明） ビジョンの話はまた別に質問されていると思うのですが。

それと、将来都市像について、今後においても使いたいのかということだったかと思うのですが、このたび総合戦略において将来都市像は市民の皆様であったり、多くの方々に御協力をいただいて、総合戦略としてつくらせていただいた都市像でございます。先ほどもお話ししましたが、人の動き等を表現した「訪れる人を魅了し、暮らす人には優しい、市民幸福度の高いまち」と題し取り組んでおりますので、この総合戦略の将来都市像としてこれからも私は使っていくということになると思っております。

(発言する者あり)

そして……

○議長（横田久俊） お静かに。

(発言する者あり)

発言中ですから、お静かにしてください。

○市長（森井秀明） そして、総合計画における将来都市像もちろん項目としてありますし、当然掲げていくことになると思いますが、これについては、まさにこれからその総合計画をつくり始める、この段取りが始まったところでありまして、今後においてその総合計画の将来都市像は皆様の意向などを踏まえながら検討していくところなので、それがどのような内容、どのような流れになるのかというのはまだ何も決まっていないところでございます。

それと、よりよい職員配置における根拠についてですが、私自身、常日ごろから職員とさまざまな場面で取り組んでおりますが、その取組姿勢であったり、その取り組んだことに伴う結果、成果であったりとか、そのようなものを見てとお話をさせていただいているところでございます。その視点が根拠でございます。

それと、総務部長における責任のとり方でありまして、その責任を全うしたからこそ、このたび総務部長の選任に向けて、配置に向けて努力を続けたことが私は責任のとり方だと思っております。

それと、人材育成基本方針のことでありますが、濱本議員は認められていないかもしれませんが、平成19年度につくられましたこの人材育成基本方針は決して悪いものではないと思っております。ですから、まず今、この人材育成基本方針にのっとって取り組むべきだと思っております。しかしながら、先ほども答弁させていただいたように、平成19年につくられて、それから10年近くた

っているところもありますので、これについては、今後、全面改定をするかも含めて、研究、検討させていただいた上で判断したいというふうに思っているところでございます。

そして、札幌市における研修プログラム、恐縮ですが、細かいものは今、手元にはないのですけれども、小樽市で行っている研修と同じように、札幌市でも市の内部における研修を行っております。その研修の中に参画させていただくということでございますので、御理解をいただければと思います。

また、派遣させていただいている職員の目的等のお話と期間であったかと思いますが、まずは国土交通省北海道運輸局が1年、北海道経済部観光局が1年、北海道経済連合会が2年という派遣期間となっております。ただ、国土交通省北海道運輸局と北海道経済部観光局はまずは1年なのですけれども、来年に向けて更新等も含めて検討させていただきたいというふうに思っているところではあります。ですが、まだそれについては何も決まっておりません。

そして、その派遣させていただいている目的等においては、やはり小樽市以外の他の自治体を見ていただき、小樽市とそれらの自治体又は国や道との違い等を見て、目の当たりにしていただきたいということとともに、特に小樽は今、観光において取り組まなければなりませんので、その観光に伴う観光行政のノウハウを身につけていただいたり、又は情報を得ていただいたり、さらにはそれにかかわる人脈を構築していただきたい、職員自身の能力の向上であったりとか、そのようなことに結びつけていきたいという思いとともに、その職員が戻ってきたときに、そのときの刺激がほかの職員にも伝わるようにということが私自身の職員派遣をさせていただいている目的でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 産業港湾部長。

○産業港湾部長(中野弘章) 濱本議員の再質問にお答えいたします。

私からは、商工会議所との良好な関係の具体例ということで、産業港湾部で実施しております事業についてお話ししたいと思います。

まず、前市長のときからの継続事業といたしましては、スーパーマーケット・トレードショー、毎年2月ごろですが、ここへ市内の業者などが出品するのですけれども、それにつきましては、商工会議所と連携してやっております。

それから、昨年度につきましては、プレミアム商品券の販売についての委託を商工会議所をお願いいたしました。

それから、昨年の補正予算で始めました創業支援事業につきましては、ワンストップサービスやその他の面で商工会議所と連携してやっております、そのあたりにつきましては産業港湾部の関係では良好な関係を保っている事業ということで紹介できるというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 副市長。

○副市長(上林 猛) 濱本議員の再質問にお答えいたします。

私からは商工会議所の関連で、任意の会議を情報提供しているということに関して言えば、先ほど市長からも答弁がありました商工会議所との関係という意味では、各種の委員会、審議会、協議会などで商工会議所から同じ人がいろいろな箇所にも名前を連ねているということがありまして、この間、新幹線のまちづくり計画策定会議も回を重ねていくわけですので、商工会議所としても、新幹線に関して言えば提言を私どももいただいておりますし、その間に私どもの策定会議が回を重ねていく、そういう背景の中で、それらの情報交換を事務レベルで絶え間なくやっていこうということで、その情報提供を行っている。そのことが任意の情報提供を行っているということでございますので、御理解をいただきたい

と思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 建設部長。

○建設部長(相庭孝昭) 濱本議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、JVの構成員について、ニーズという、恐らく業者の参入意欲ということによろしかったかと思うのですけれども、これにつきましては、市長の答弁にありましたとおり、今後、まだ総合除雪に参入していらっしゃる企業の皆さんに意向確認をする予定でございますので、そこを踏まえて市長が4社が基本と考えているということで答弁にあったと思いますが、具体的にできるのかどうか、そこら辺は確認してみたいというふうに思っているところでございます。

そういうこともございまして、スケジュール的な部分を明確に示せということでございますけれども、現段階では早急に検討を進めているということでございますので、御理解いただきたいというふうに考えてございます。

(発言する者あり)

それから、貸出ダンプの配車についてでございますが、確かに現状はおっしゃるとおり、積込み業者の一覧を配っております、その積込み業者の加盟するダンプ組合から配車されているというのが現状でございます。

ただ、そもそもは積込み業者は、排雪をする団体がその業者と契約をします。それから、ダンプについては市がダンプ組合と契約して配車をするという独立の制度でございます。現在の運用は連携している形になっておりますけれども、もともと別個の制度でございますので、それについては検討を要すると考えているところでございます。

それから、クレームの解析の部分でございますが、これについても手法ということでございますけれども、きちんとした手法でやらなければならないということは議員のおっしゃるとおりだと思います。それで、今どういった手法がこういう除雪についてとれるのか、あるのか、そういったことを専門家と見識のある方に伺っているところでございますので、いましばらく時間をいただきたいと思っております。

(発言する者あり)

○議長(横田久俊) 都市経営、自治体経営の主体のお話はどこでしますか。

(発言する者あり)

いや、答弁は途中でやめられましたので。

(「止められました」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

発言は許可を求めてお願いします。不規則発言はだめです。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) あまり話しすぎると怒られるみたいなので、一つだけ、私が都市経営、自治体経営の中で一番重要で大切なことは、市民の皆様が中心であるということでございます。

(「違うでしょう、答弁が」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 都市経営の主体はどこで、自治体経営の主体はどこなのかということだったのではないかと思いますが、御答弁ありませんか。

(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 15番、濱本進議員。

○15番（濱本 進議員） 非常に情けないです。情けないというのは、私の質問では、いわゆる都市経営というのは都市の中に存在するさまざまな組織体が連合体として経営している。自治体経営というのは、地方自治体、いわゆる小樽市役所の経営者なのです。だからこそ、都市経営の中におけるカウンターパートナーである商工会議所の話もしたし、その自治体経営をしなければならない小樽市の組織体の人事行政という話もしたのです。そういう意味では、残念ながら何もわかっていないのですよ。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

お答えを聞いていると、非常にその辺のいわゆる本来の経営者としての概念をきちんと持っているとは残念ながら思えないので、これを確認したいと思います。

商工会議所をこのまちづくり計画策定会議から外しましたというお話を昨年の定例会でもしました。そのときの論拠は、先ほど言った商工会議所の委員の人が小樽市の各種の審議会の中で兼任している状況があるということは論拠としては全然聞いた記憶がありません。これは確認をして、予算特別委員会でもう一回聞きますけれども、今まで1年もたなごらしにしてきた話にこのような新しい論拠を出したらだめだと思いますが、確認します。昨年の第2回定例会の総務常任委員会で私も質問しています。そのときに商工会議所の委員が兼任している状況がたくさんあるので、ここから外しましたがというその発言をしていたかどうか確認してください。

（「してないよ」と呼ぶ者あり）

していないのであれば、ここで新たに論拠に出すことは不適切だと思いますので、そのことに関して見解を聞きたいと思います。

それから、市長の大好きな「訪れる人を魅了し、暮らす人には優しい、市民幸福度の高いまち」というキャプションと第6次小樽市総合計画のキャプションのこの二つの整合性、関連性という部分については、字面でいったら何にも重なる部分がないのですよ。それがどうもよくわからないので、もう一回この整合性、関連性について、どうしてこういうキャッチコピーになったのか、その背景がこういう背景があるからこのキャッチコピーになって、その背景にこういうクロスしているものがあるのだと、だからキャッチコピーも結果としてはクロスしているところがあるのですという、そういう明快な答弁をお願いしたいと思います。

それから、私は、先ほどの再質問の中で、第6次小樽市総合計画後期実施計画と総合戦略、過疎地域自立促進市町村計画の内容について具体的な説明を求めますとやって例示を示してくださいと言ったのです。例示を示してください。再質問の答弁の中にはたしか例はなかったと思いますので、改めて例示を求めたいと思います。

それから、人材育成基本方針です。再質問でも聞いたのですが、私は、人材育成基本方針を全面的に改定する必要についてどう認識されていますかと言っているのです。改定する必要があると認識しているのか、ないと認識しているのか。答弁は必要性について検討しますと、そのような答弁を求めているのではないのですよ。必要があるかないかの答弁なのです。そういう意味では、このような再々質問はしたくないのですけれども、答弁がおかしいのでもう一回確認します。

それから、やはり共同企業体の編成要綱、先ほども申し上げましたが、雪は11月には降り始め、契約はもっと早くしなければならないわけです。タイムスケジュール的にいくと、12月1日ぐらいからもうポール立てとか何かしなければならないはずだと思うのです。若しくは11月の中旬か何かから。そのぐらい早くやらなければならないのです。ということは、そこから逆算していったら、どこまでにこの要綱をどういう方針で、どういう形にして、どう議会で報告して業者と話をしているのは、スケジュール

ルがおのずと出てくるのではないですか。それを出せないというのは、本当に何か情けない。もう一回確認します。できるだけ早くとか具体的にではなくて、自分の思いでも結構です。私の思いとしては、例えば何月末までにはきちんとでき上がらせて、何月にはどうしてとか、市長の思いでいいのです。できるできないは別ですよ。市長の思いでいいのですよ。私の頭の中の工程表はこうやって考えていますと。それを答えないとだめではないですか。

それと、やはり積込み業者とそれからダンプの配車組合とのもともと別個で、そのようなことはわかっているのです。でも、そもそも論で言ったら、最初は小樽運送事業協同組合しかこの貸出ダンプ制度の配車をしているところがなかった時代がありませんでしたか。そこからのずっと延長線なのです。答弁としては何か最初から三つが、用意ドンのスタートから三つあったみたいに聞こえるのですよ。やはりそういう歴史的な背景もきちんと踏まえた上で、最初の一つだったけれども、それが二つに分かれました。二つ目の組合がさらに分かれました。最終的には現在、三つですと。そういう中で積込み業者があって、配車をする場所があるのだと。一つの事業者しかなかったら、小樽運送事業協同組合しかなかったら、それはそこに発注するだけですから、実質的に小樽市に発注権があっても、向こうに配車権があっても、同じですよ。だけれども、それが2社になった。2社になって、そういう歴史的な背景があって今のシステムができていられるのでしょうか。本当に別個のものではなくて、関連性があるのですよ、歴史的に考えれば。そういうようなことも踏まえて、この配車制度に、配車の方法についてもやはり早急に、これだって来年の1月の中旬、下旬ぐらいから貸出ダンプ制度は実際の運用が始まるわけです。そうすると、やはりその前にきちんと制度ができ上がっていないとだめなのです。それは当然議会の理解も必要だし、三つの業者にも理解してもらえるような制度にしなければならないわけです。そうすると、おのずから逆算していくと、議会対応を考えればこのぐらいにというのは出てくるのではないですか。もう一回その答弁をお願いしたいと思います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 濱本議員の再々質問にお答えいたします。

私から答弁したこと以外においては担当より答弁をいたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、1点目の商工会議所の調整のことで、今、初めて言ったではないかというお話でしたけれども、現在、その調整されている内容についてのことでしたので、昨年の答弁とは一緒ではなく、今、行っている内容についてはこの件だということでは先ほどお示しさせていただいたところでございます。

（「よくわからない」と呼ぶ者あり）

それと……

（発言する者あり）

○議長（横田久俊） お静かに。私のほうにスピーカーがないので、騒がしくなると聞こえないのですよ。発言中はできるだけお静かに願います。

○市長（森井秀明） 将来都市像について、やはりこのたび市民の皆様のお力沿えをいただいてつくっていただいたものですから、当然に市長としてPRを続けるのは重要だというふうに認識しております。

そして、この将来都市像についてですけれども、総合戦略は主に先ほども言いましたように、人口減対策、地方創生に主眼が置かれておまして、総合計画との切り口が違っておりますが、総合戦略の将来都市像にあります「訪れる人を魅了」するためには、総合計画の将来都市像で言う歴史的文化遺産な

ど、小樽特有の資源を活用し、にぎわいや活力に満ちたまちづくりが必要という観点から整合性や関連性があると私は考えております。

また、総合戦略の「暮らす人には優しい」という部分は、先ほどこちらも答弁させていただきましたが、市民幸福度のカテゴリー設定の考え方のほか、総合計画では市民とともに考え、行動する協働のまちづくりを推進し、誰もが健康で快適に暮らせる地域社会の実現を目指すという考え方の下、設定した将来都市像とも整合し、関連性があると私は考えております。

そして、例示についてですけれども、第6次小樽市総合計画後期実施計画の登載事業の中で総合戦略にのっている部分では幾つか例示しますと、例えば小樽イングリッシュキャンプの関連事業であったり、スクール・ライブラリー便事業、保育環境整備事業などありますが、総合計画にはのらず総合戦略にのっている部分においては、皆様も御存じの中ではICT教育促進事業だったり、樽っ子学校サポート事業でございますので、例示としてお伝えさせていただきます。

そして、人材育成基本方針に対してですけれども、私自身も濱本議員が言うように必要性は感じているところでございます。しかしながら、先ほどお話しさせていただいたように、まだ現行の人材育成基本方針が職員にもしっかり浸透しきれていない部分があると思っておりますし、これも先ほどお話ししましたが、私は、現在の人材育成基本方針は決して悪いものではないと思っておりますので、まずはその浸透が大事だということで先ほど答弁をさせていただいたところでございます。将来的な必要性については私も感じているところでございますので、研究させていただきたいと答弁をさせていただきました。

後期実施計画と過疎計画についてもお聞きになっていて、過疎計画は先ほど言いましたように、後期実施計画の中のものに全て基づいておりますので、事業は全て同じでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 建設部長。

○建設部長(相庭孝昭) 濱本議員の再々質問にお答えいたします。

JVの編成要綱について、どのぐらいのめどになるのだというお話でございますけれども、現在、作業を急いでいるというところではございます。ただ、去年の例でいきますと、8月の下旬には業者への説明を行っております。それから、9月の中旬には編成の締切り、そういった形をしております。ですから、濱本議員がおっしゃるとおり、冬のことを考えると、それに間に合わせるためにはそういったスケジュールになってくるというふうに考えておりますので、そういったものを目安にしながら、現在、作業を進めているところでございますので、御理解いただきたいというふうに思います。

それから、貸出ダンプでございますけれども、経過については、分裂といいますか、ダンプ組合が分かれてきたといった経過については濱本議員がおっしゃるとおりだと思います。

ただ、積込み機械を、備車するに当たって、結局派遣するに当たって、営業するに当たって、結局それに属するダンプ組合、そちらからの配車がされるという前提でそこら辺の収入を見込んで過去にありましたゼロ円排雪等が行われたという経過もございまして、そういったこともございまして、また、制度も先ほど申し上げましたとおり、経過は経過として別の制度でございまして、そういった点で本来の指示に立ち返って検討したいというふうに考えているところでございます。

○議長(横田久俊) 貸出ダンプの大まかなスケジュールも聞かれましたよね、大体でいいですからということで。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 建設部長。

○建設部長（相庭孝昭） 申しわけありません。

スケジュールにつきましても、議員がおっしゃるとおり、1月から、今年も、1月13日だったと思いますが、始まっていると思いますので、当然それに間に合うような形で町会への説明、それからダンプトラック組合、こちらにも当然説明していかなければなりませんし、そこら辺ともどういった形で、検討するに当たっての課題等は意見交換していかなければならないと思いますので、具体的な日程はお示しできませんけれども、そういったものには間に合うような形で鋭意進めているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（横田久俊） 濱本議員の一般質問を終結いたします。

以上をもって、本日予定されておりました一般質問は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし議案第3号、議案第5号、議案第6号、議案第11号及び議案第19号につきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。秋元智憲議員、千葉美幸議員、安齋哲也議員、高野さくら議員、鈴木喜明議員、酒井隆行議員、濱本進議員、佐々木秩議員、小貫元議員、以上であります。

なお、委員中事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第7号、議案第10号、議案第13号ないし議案第17号及び議案第20号につきましては総務常任委員会に、議案第9号につきましては厚生常任委員会に、議案第8号及び議案第12号につきましては建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明日から6月27日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 7時39分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 高 野 さ くら

議 員 林 下 弧 芳

平成28年
第2回定例会会議録 第8日目
小樽市議会

平成28年6月28日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	高	橋		龍	4番	中	村	岩	雄
5番	安	斎	哲	也	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	齊	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐々	木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	林	秀	樹																
副	市	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭	義														
水	道	局	長	浅	沼	敦	総	務	部	長	（上林 猛）																
財	政	部	長	前	田	孝	一	産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章										
産	業	港	湾	部	参	事	飯	田	俊	哉	生	活	環	境	部	長	渡	辺	幸	生							
医	療	保	険	部	長	小	山	秀	昭	福	祉	部	長	日	栄	聡	消	防	長	明	井	隆	生				
建	設	部	長	相	庭	孝	昭	病	院	局	小	樽	市	立	病	院	事	務	部	長	笠	原	啓	仁			
病	院	局	小	樽	市	立	病	院	事	務	部	長	伊	藤	和	彦	教	育	部	長	工	藤	裕	司			
総	務	部	長	伊	藤	和	彦	保	健	所	次	長	犬	塚	雅	彦	財	政	部	財	政	課	長	志	賀	公	
企	画	政	策	室	長	中	村	哲	也	財	政	部	財	政	課	長	志	賀	公								
総	務	部	総	務	課	長	中	村	哲	也	財	政	部	財	政	課	長	志	賀	公							

議事参与事務局職員

事務局 長 田 中 泰 彦
庶務係 長 由 井 卓 也
調査係 長 大 崎 公 義
書 記 北 岡 尚
書 記 眞 屋 文 枝

事務局 次長 林 昭 雄
議事係 長 柳 谷 昌 和
書 記 石 澤 麻由美
書 記 深 田 友 和
書 記 河 崎 仁 美

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、秋元智憲議員、川畑正美議員を御指名いたします。

この際、市長から発言の申出がありますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 昨日、6月27日開催の予算特別委員会における斉藤議員の御質問で、6月22日の本会議において、私が公明党をやゆするような発言をしたとの御指摘がありました。私としましては、公明党会派の皆様をやゆするような主旨で発言をしたものではございません。

しかしながら、予算特別委員会において、斉藤議員から御指摘を受け、改めて当該委員会での質疑の経過などを踏まえまして、先の私の本会議における発言中「私は、死を重んじ義を重んじられている公明党の会派からこのような動議が出たことは、大変意外に感じているところでございます」の部分を撤回させていただきますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（横田久俊） 日程第1「会期の延長」を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日6月28日までと議決されておりますが、議事の都合により、明日から7月8日まで、10日間延長いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明日から7月7日まで休会いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 1時02分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 横 田 久 俊

議 員 秋 元 智 憲

議 員 川 畑 正 美

平成28年
第2回定例会会議録 第9日目
小樽市議会

平成28年7月8日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	高	橋		龍	4番	中	村	岩	雄
5番	安	斎	哲	也	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	齊	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐々	木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	林	秀	樹										
副	市	長	上	林	猛	水	道	局	長	浅	沼	敦									
総	務	部	長	前	田	一	信	財	政	部	長	前	田	孝	一						
産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章	産	業	港	湾	部	参	事	飯	田	俊	哉	
生	活	環	境	部	長	渡	辺	幸	生	医	療	保	険	部	長	小	山	秀	昭		
福	祉	部	長	日	栄	聡	建	設	部	長	相	庭	孝	昭							
消	防	長	明	井	隆	生	教	育	部	長	工	藤	裕	司							
総	務	部	企	画	政	策	室	長	伊	藤	和	彦	保	健	所	次	長	犬	塚	雅	彦
総	務	部	総	務	課	長	中	村	哲	也	財	政	部	財	政	課	長	志	賀	公	

議事参与事務局職員

事務局長 田中泰彦
庶務係長 由井卓也
調査係長 大崎公義
書記 北岡尚
書記 眞屋文枝

事務局次長 林昭雄
議事係長 柳谷昌和
書記 石澤麻由美
書記 深田友和
書記 河崎仁美

開議 午後 2時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、面野大輔議員、小貫元議員を御指名いたします。

日程第1「議案第9号の訂正」を議題といたします。

市長から議案の訂正理由について説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 今定例会の会期延長に伴い、さきに提案いたしました議案第9号小樽市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案のうち、附則中「平成28年7月1日」を「平成28年8月1日」に訂正をさせていただきたく、なにとぞ御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（横田久俊） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案の訂正については、これを承認することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし議案第3号、議案第5号ないし議案第17号、議案第19号及び議案第20号並びに請願及び陳情並びに調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 20番、小貫元議員。

（20番 小貫元議員登壇）（拍手）

○20番（小貫元議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

個人番号カード交付事業費については、マイナンバーカードの受付、作成等の事務を委任している地方公共団体情報システム機構（J-LIS）への交付金である。

この交付金の財源は全額国庫補助金であり、また、マイナンバー制度は国の事業として、関連費用は国が全額負担するのだから、わざわざ市を通すことなく、国が直接J-LISに支払えばいいと思うが、市は、どのように考えているのか。

また、J-LISは運用前からトラブルが続いており、システムの安全性には疑問があるなど、マイナンバー制度にはさまざまな問題が多くあると思われることから、市は、直ちにマイナンバー制度の利用を中止するとともに、国に対し制度の廃止を求めると思うがどうか。

不登校児童・生徒の支援のために支援員1名を新たに配置する不登校児童生徒支援事業費については、文部科学省が実施するモデル事業であり、家庭訪問等を通じて学習支援や教育相談を行う訪問型の支援を実施する予定とのことだが、従来から設置されている適応指導教室における指導や支援と比較し、どのような効果が期待されているのか。また、支援方法の違いによる注意点や配慮すべき点にはどのようなものがあるのか。

一方、本事業はモデル事業であることから、一定期間で終了してしまうが、児童・生徒が支援途中で放り出されることのないよう、今後の継続性に配慮しながら事業を進めてほしいと思うがどうか。

市は、歴史的建造物や産業遺産などを観光資源としてより深く活用するための方策について調査・検討するため、歴史的資源の観光資源化事業費を今定例会の補正予算に計上している。

確かに、本市には、国内でナンバーワン・オンリーワンになり得る隠れた歴史的建造物や文化があると思うが、それに加え、本市にゆかりのある「人」の魅力をクローズアップしたイベントなどを開催し、観光資源化することも、観光客誘致につながる一つの方策になるものと考えます。

中でも、本市出身者であるナンシー梅木氏は、日本人唯一のアカデミー助演女優賞受賞者であり、ジャズ歌手としても活躍したにもかかわらず、これまで、市として何ら焦点を当ててこなかったが、改めて日本人としても唯一無二の活躍ぶりに光を当て、ナンシー氏の名前を冠した映画祭やジャズコンテストを開催するなどして、本市観光の大きな要素とするべく検討してほしいと思うがどうか。

今定例会に上程されている議案第6号ふるさと応援基金条例案については、ふるさと応援寄附金を管理、運用することを目的として基金を設置するものであり、この基金は「市長が別に定める事業」のために処分できるとある。

「市長が別に定める事業」については、4月に既に制定されているふるさと納税事務取扱要綱に定めがあるものの、要綱は市長決裁だけで変更でき、議決を要さないことに鑑みると、この基金の設置は、市長にとって使途の定めのない都合のいい財源を手に入れることに等しいと思うがどうか。

国立社会保障・人口問題研究所によれば、本市人口は2040年に約7万4,000人まで落ち込むと推計されているが、森井市長は、小樽はすばらしいまちであり、悲観することはないとして、人口減少を想定したビジョンは持ち得ていないという。

確かに市長として市民に明るい未来を提示することは大切なことだが、近年、本市における年間出生数が650人程度という事実を鑑みれば、将来人口の減少は避けられない状況にある。

市の未来像は、市長の思い描くビジョンに沿ってつくられていく以上、森井市長が現状から想定される未来に向き合わないままでは、小樽の将来像が見通せないことにもなりかねないことから、市長には、リスクヘッジを含めたまちの将来像をしっかりと描いておいてほしいと思うがどうか。

森井市長就任後から前定例会に至るまで、当初予定された会期どおりに定例会が閉会したことは一度もなく、市長は、その責任の一端が自身にもあるという認識は持っているものの、今定例会でも空転が続いた中であっては、市長が真摯に議会に向き合い、誠実な答弁をしているとは感じられない。

今後、議会を円滑に運営していくには、市長と議会の双方が信頼関係を醸成することが不可欠であり、そのためには市長が真摯に議会と向き合う必要があるが、森井市長にはその覚悟はあるのか。

また、市長は、みずからの発言に誤りがあった場合、発言を訂正するだけで、謝罪することをしない。この間も、謝罪さえあれば空転しなかったケースもあったことに鑑みれば、森井市長には、いま一度、真摯という言葉の意味、誠実に向き合うという言葉の意味を自問して、今後の議会に臨んでほしいと思うがどうか。

森井市長が私的な法要に出席するため公用車を使用したことについて、市は「市民の理解を得ている」というが、何をもち市民の理解を得たといっているのか。

また、市は、公務と公務の間に私用が入っていたため、公務遂行上、私用にも公用車で行く必要があったとし、この程度の利用であれば、社会通念上、許容の範囲であると説明している。

しかし、市の説明の根拠は、首長が政治的な集会に参加した際の判例であり、今回の私的な法要への出席とは全く異なる事例である。市は、そのような全く関係のない判例を根拠に、市長公用車の私的利用を正当化できると考えているのか。

市長公用車の私的利用について森井市長は、平成28年5月15日の法要については私用と認めたが、

あくまで公務遂行のために公務と公務の間に公用車で立ち寄らざるを得なかったものであり、社会通念上認められるものだと認識しているという。

しかし、「立ち寄る」とは、道すがらにある場所に寄ることであり、小樽公園内で行われた二つの公務の間に、公園からはるかに離れた高島の寺院にわざわざ公用車で行ったことは、立ち寄りの概念をゆがめた言い逃れであり、到底、市民から理解されるものではないと思うがどうか。

公用車は、税金で運行されている以上、利用に関する規定の有無にかかわらず、市長であっても個人的な理由で使用することは認められない。市長には、そのような倫理観を持ち合わせた上で、公用車の利用を考えてほしいと思うがどうか。

森井市長の公用車利用については、自身が私用と認めた法要による2件以外は公務であるというが、森井ひであき後援会幹部が運営するパークゴルフ場への公務のついででの行政視察など、私的利用と疑われかねない利用実績が幾つもあるほか、計画性がなく、思いつきで行動しているのではないかとと思われる利用も散見される。

公用車の人件費や燃料費などは、市民の税金から捻出されているのだから、市長は、公務であるとする以上、公用車の効率的な運用を心がけ、計画性を持った行動に努めなければならないと思うがどうか。

また、公人として、市民に公用車を私的利用していると疑われることはあってはならない。そのためにも、公用車使用についての基準を設けるべきであると思うがどうか。

6月22日の本会議で森井市長に対する7本の動議が可決された際、森井市長は、それらの動議一本一本に真摯に答えなければいか、7本全てが可決された後、客観的根拠のないいいかげんな思い込みで、公党をやゆするがごとき発言まで行った。

当委員会において、市長は、それらの発言はみずからの主観的な思いであり、勉強不足であったと認めたものの、公の場で自分勝手な観念論を振りかざして発言し、公党を侮辱するなどということは到底許されるものではないと思うがどうか。

森井市長は、人事異動について、よりよい職員配置となるような人事異動を行っており、短期間の在任で異動した職員も新しい職場で生き生きと働いているという。

しかしながら、森井市長の言うよりよい職員配置についての具体的な説明はなされておらず、また、職員が生き生きと働いていることについても、客観的な根拠が示されないばかりか、答弁のたびにその内容が変質していく始末である。

このことは、森井市長の答弁が具体の例示もなく、客観的な根拠に欠けていることを示しており、説明責任を果たしているとは言えないと考えるがどうか。

小・中学校の開錠時間については、各学校によって異なっており、10分間しか開錠していない学校もあれば、部活動の朝練習などのために特に時間を定めていない学校もあると聞く。児童・生徒それぞれの事情により登校時刻に差があることは当然であるが、部活動などがなくても早い時刻に登校する児童・生徒はいるため、彼らへの配慮として全校で30分程度の開錠時間を確保するべきと思うがどうか。

また、雨や吹雪など、特に天候の悪い日に、早くに登校した児童・生徒が開錠までの間、外で長時間待たされたという話を聞く。

しかし、それでは風邪を引くなど、健康被害につながりかねないことから、市教委においては、天候などに応じて定刻より早く開錠するなど、臨機応変な対応を行うよう、児童・生徒が安心して登校できるよう、各学校に対し指導してほしいと思うがどうか。

新聞報道によると、森井市長は、小樽港にクルーズ客船の寄港を増加させる取組を行ってから、港湾整備に投資する価値があるかどうかを判断し、また、小樽港の使いやすさを船会社に認識してもらおうこ

とが投資する前に必要であるとコメントしているが、今定例会の代表質問において、市長は、報道とは異なり、国にはハード整備だけをお願いするのではなく、市としては利用が図られるように努力することが重要であるということが真意であると答弁している。

報道による市長発言について、北海道開発局に説明を行ったとのことだが、開発局には、答弁のとおり、市長の真意は伝わったのかどうか。

また、小樽港は、第3号ふ頭にクルーズ客船岸壁や旅客船ターミナルを整備することとし、国から、外航クルーズの日本海側拠点港に選定されており、さらに海上輸送網の拠点として重要港湾に指定されている。

市長の港湾整備に対する真意が国へ伝わらなければ、選定の取消しや指定の格下げが行われないか心配であるが、市長にとってこの心配は杞憂と言えるのか。

おたるドリームビーチ海水浴場の開設について、おたるドリームビーチ海水浴場対策協議会では、誰もが快適に安全・安心して利用できる海水浴場とすることを目的としたルールを定め、7月9日のオープンに向け、その準備を進めているという。

しかし、このルールでは、海の家営業終了時刻は19時であり、海水浴場と駐車場の終了時刻である17時からの2時間は、駐車場の管理方法について定めがないことから、その時間帯は駐車場へ自由に入ることができる状況となり、適正な管理がなされない懸念がある。

ドリームビーチが昨年の閉鎖から再出発するに当たり、このような懸念を抱かれることなく開設できるよう、市には、ドリームビーチ協同組合と早急に調整を行い、万全の準備を整えてほしいと思うがどうか。

手宮保育所は、市立保育所では唯一耐震化されておらず、市は、子供の安心・安全を図る上で耐震化の必要性は認識しているものの、施設整備の方向性について計画が定まっていないことを理由に、平成28年度予算に耐震診断に必要な費用を計上しなかったという。

しかし、手宮保育所は今後も入所需要があり、地域からも必要とされている保育所であること、また、市長公約に安心・安全なまちづくりを掲げていることに鑑みれば、今後の施設整備の計画についての考え方を早急にまとめ、手宮保育所の耐震化に向けた予算づけを優先的に進めるべきと思うがどうか。

本市においては、介護保険施設等への入所を希望する高齢者が増加しており、特に特別養護老人ホームへの入所を希望しながらもあきがなく、待機者となっている方が多いと聞く。

これは、核家族化の進行により、家族介護が困難な世帯が増加したことで、施設への入所を希望しているものと思われるが、市としては、高齢者とその家族の生活を守るために、どのような支援を検討しているのか。

今後、高齢化がますます進展する中で、高齢者やその家族を支援していくには財政的な負担が大きくなっていくことは明らかであり、本市のみでの対応には限界があることから、市は、国に財政的な支援を強く求めていくべきと思うがどうか。

排雪作業について、市は、業者と協議した上で、除雪対策本部が排雪を行う路線を決定してきたというが、昨年度は、排雪路線でありながら一度も排雪が行われなかった路線が357か所もあり、結果として、市民からの苦情件数は近年の少雪だった年の2倍近くになったという。また、業者からも、現行の排雪を実施するまでのプロセスに対する不満もあったと聞くが、市は、これらを踏まえた上でも、今年度以降も昨年度同様のプロセスでよいと考えているのか。

また、業者と協議の上で判断しているというが、その業者からは不満の意見が上がっていることから、市の判断と業者の判断には、ずれが生じていると思われる。

地域に密着した除排雪を実際に行っているのは業者であることに鑑みれば、判断に際し、現場の声である業者の意見を最重要視すべきと思うがどうか。

内閣府の公共サービス改革推進室が発行する「地方公共団体の適正な請負（委託）事業推進のための手引き」では、請負契約が労働者派遣法に抵触する場合があるとし、例えば、請負業務における作業の内容や順序、方法を口頭、文書を問わず指示した場合には偽装請負と判断されるとして地方公共団体への注意を促している。

本市における排雪作業のプロセスをこの手引に照らしてみると、除雪対策本部が現場で作成された協議書を基に排雪の指示や中止を行っていたということは、内閣府が指摘する偽装請負に当たる疑義があることから、市は、除排雪業務の契約について、一度立ちどまって精査を行った上で、改めて法に適合するよう見直すべきと思うがどうか。

昨年度の除雪作業の業務委託においては、入札要件の一つであるJVの構成員数を突如2社以上から4社以上に変更したことで、2度の入札不調となり、業者を大きく混乱させ、市民にも大きな不安を与える結果となった。

もし、今年度も制度の変更を検討しているというのであれば、昨年度のような混乱を招かないために、市には、余裕のあるスケジュールを組み、丁寧な説明と周知に努めてほしいと思うがどうか。

また、入札までの期間がないことを理由とし、議会において議論する時間を十分に確保できないことのないよう、早くに制度設計を示してほしいと思うがどうか。

昨年から問題となっている貸出ダンプ制度の変更については、配車方法を見直すのであれば、市の独断で決めることがあってはならず、登録された四つのダンプ組合との合意がしっかりとされた上で変更すべきであると考えます。

したがって、業者との協議をしっかりと行い、ダンプ組合の合意がされた上で変更の進め方を進めてほしいと思うがどうか。

また、制度変更の際には、議会への説明を怠ることがないように、変更の方針が固まり次第、報告をしてほしいと思うがどうか。

市内の公共交通であるバス路線については、民間事業者である北海道中央バスにその大半を担っているが、近年、市内路線バスに係る営業収支は、人口減少に伴う利用客の減少により赤字になっていると聞く。

そのような中、中央バスには、長年、本市の公共交通を担ってきたという責任感の下、路線を縮小することなく維持していただいているが、民間事業者である以上、公共性の高い事業とはいえ、いつまでも赤字のまま続けるわけにもいかないことから、現在、中央バスからは、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく国の支援策を活用すべく、その支援の前提条件である協議会の設置について、市に要望が出されているという。

市としても、市民のために公共交通網を維持していく責任があり、中央バスに任せきりにすることなく、国の事業を積極的に活用して支援すべきなのだから、協議会設置については前向きに検討していくべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号、議案第5号、議案第6号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と決定いたしました。

次に、その他の各議案につきましては、いずれも可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○21番（川畑正美議員） 日本共産党を代表して、委員長報告に反対し、議案第1号平成28年度小樽市一般会計補正予算、議案第5号小樽市山林基金条例の一部を改正する条例案及び議案第6号小樽市ふるさと応援基金条例案の否決を主張して討論を行います。

議案第1号平成28年度小樽市一般会計補正予算では、北海道横断自動車道建設用地の売却、同自動車道建設用地の立木の売却による売払い収入、ふるさと応援基金積立金、個人番号カード交付事業費に反対であり、一般会計補正予算を否決します。

また、平成28年度補正予算に関連する議案第5号小樽市山林基金条例の一部を改正する条例案、議案第6号小樽市ふるさと応援基金条例案を否決します。

もともと我が党は、高速道路である北海道横断自動車道建設について反対してきました。

国道5号は通勤、通学、通院をはじめとする交通機関が利用する重要な生活道路であり、北海道横断自動車道で代替することなく、国道を整備拡張すべきであると主張しています。

小樽駅周辺の中心市街地から塩谷トンネルの手前まで、片側2車線に拡幅されていますが、その先については拡幅する計画はなく、新トンネルについても片側1車線の計画です。

我が党は、小樽・余市間国道新設改修期成会の都度、高速道路の新設ではなく、生活道路である国道5号の拡張整備を求めています。北海道横断自動車道について説明に来られた小樽開発建設部の担当者は、国道の拡張については、高規格道路の完成後の国道の交通量を見て改めて検討したいという姿勢に終始しています。

したがって、補正予算案の北海道横断自動車道建設に伴う土地及び立木売払い収入と、それに関連する議案第5号小樽市山林基金条例の一部改正案に反対します。

補正予算のふるさと応援基金積立金と、それに関連する議案第6号小樽市ふるさと応援基金条例案についてです。

そもそも、4月に要綱が施行されてから後追いでお金をどうするかというのは、順序が逆であります。

また、ほかの基金については、条例は使用目的が定められておりますが、本条例案は、市長が別に定める事業というだけで、目的に縛られることなく、市長が別に定める事業というだけで基金を処分できるものであり、議決の必要がないものとなっていることから反対です。

個人番号カード交付事業補助金についてです。

地方公共団体情報システム機構は、マイナンバー制度運営の核心部分を担っている機構ですが、運用前からトラブルがあるなど、安全性について疑問があります。今年1月から運用が開始されていますけれども、地方公共団体情報システム機構の欠陥サーバのためにシステムダウンが起り、本市においても2月に7回、3月に2回、合計70件のカードの発行が滞りました。

数々のトラブルを起こし、問題の多いナンバー制度の利用は、直ちに中止すべきです。国庫補助金で全額賄うものとはいえ、個人情報漏えいの危険性を持つものであり、我が党は否決するものです。

以上、各党派議員の皆さんの賛同を求め、討論といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号、議案第5号及び議案第6号について、一括採決いたします。

委員会報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 23番、山田雅敏議員。

(23番 山田雅敏議員登壇) (拍手)

○23番(山田雅敏議員) 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第7号「小樽市税条例等の一部を改正する条例案」については、「地方税法等の一部を改正する法律」「学校教育法等の一部を改正する法律」及び「電気事業法等の一部を改正する法律」に伴い、市税条例等の関係規定を改正するものである。

今回の改正により、例えば、軽自動車税では2,560万円の増収になるというが、それは市民の目から見れば負担増である。

軽自動車は、環境への負荷が少なく税金も安いことから、生活や仕事に欠かせない庶民の足になっていることから、今回の改正は庶民増税そのものであり、市は、増税回避の手段を考え市民に示すべきと思うがどうか。

ふるさと納税の目的について、市は、返礼品による地場産品のPRを一番に考えており、現在は全て「お墨付き」の小樽ブランドから選定されているという。

そのため、酒類や加工品が主なものとなっているが、地場産品のPRというのであれば、本市には、酒類や加工品にとどまらず、シャコやウニなどの水産物、イチゴやプラムといった農産物など誇れる地場産品があることから、こういった産品についても、時期限定の旬の返礼品として選定してほしいと思うがどうか。

また、集まった寄附金については、総合戦略に沿った事業に使うとのことだが、ホームページを見ても使途が多すぎて寄附者にわかりにくいと感じる。

そのため、市には、寄附者にもわかりやすくなるよう、例えば使途を子供の医療費無料化に絞り込むなど、事業を特化することも検討してみるべきと思うがどうか。

北海道新幹線新小樽(仮称)駅周辺まちづくり計画策定会議について、小樽商工会議所からアドバイザーではなく委員としての参加の申出があったことに関し、これまで本会議などで質問を行ってきたが、市は、質問の趣旨とかみ合わない答弁を続け、1年を経過しているにもかかわらず、その結論を出さず、棚ざらしとしている。

そもそも、この問題は、森井市長就任後、それまで委員として参加を予定していた商工会議所を市長の鶴の一声で委員から外し、新たに設けたアドバイザーにしようとしたことに起因しており、市と商工会議所との関係を悪化させる一因にもなっているのではないかと危惧している。

調整役である副市長も、市長と同様、各種審議会のあり方とも考え合わせた中で結論を出すというが、それでは単に問題が複雑になるだけであるから、それとは別に早急に解決に向け結論を出すべきと思う

がどうか。

平成28年度小樽市教育行政執行方針によると、「小樽市学校教育推進計画」の五つの重点目標の第4点目に掲げられている、ふるさと教育の推進についての取組の一つとして、児童・生徒の潮ねりこみへの参加が挙げられている。

この取組自体は、児童・生徒の地域社会に貢献する力を育成するという観点からも、大変有意義であるものの、学校や教職員ごとにPTAや町会への協力依頼等の取組方に温度差があるとも聞くが、教育委員会は、この点についてどのように考えているのか。

また、今後、PTAや町会の負担を軽減するためにも、各学校がスムーズに潮ねりこみに参加することができるよう、学校や教職員の役割及びかわり方について整理したマニュアルを作成するべきと思うがどうか。

市では、平成26年度に消防庁が消防団装備の基準を一新したことに伴い、必要な装備の整備に努めており、27年度には救助用半長靴を支給したというが、本市消防団の被服等給与規則の中には、支給した長靴は明示されていない。

市は、団員の安全確保のため支給したとのことであり、その趣旨は理解できるものの、そうであれば、国の新基準に合うよう、本市の規則を改正してから支給すべきだったと思うがどうか。

また、消防団は災害対応の中核を担う非常に大切な活動であることから、市には、引き続き消防団の充実・強化や団員の加入促進に努めてほしいと思うがどうか。などであります。

なお、閉会中の4月18日及び4月22日に開催されました当委員会におきまして、4月1日付けの人事異動に伴い、総務部長が不在になったことについての報告がなされ、人事、後援会通信、参与など、市長の政治姿勢について質問が交わされております。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第20号につきましては、採決の結果、賛成少数により否決と決定いたしました。

次に、議案第7号につきましては、採決の結果、賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 8番、酒井隆裕議員。

(8番 酒井隆裕議員登壇) (拍手)

○8番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表いたしまして、ただいまの委員長報告に反対し、議案第20号小樽市非核港湾条例案について賛成の立場で、議案第7号小樽市税条例等の一部を改正する条例案について反対の立場で討論を行います。

議案第20号です。

小樽港は、外国艦船の入港が多い港です。商業港としての小樽港は、観光振興の一環としてクルーズ客船の寄港促進に力を入れています。

本市の観光振興にとっても、小樽港へ入港を希望する艦船に非核証明書の発行を求めることは必要と考えます。核兵器廃絶平和都市宣言を行っている本市として、非核三原則に基づく非核港湾条例を制定することを求めるものです。

議案第7号です。

軽自動車は、庶民の足です。環境にも比較的負荷が少なく、生活や営業に欠かせない存在となっています。

この軽自動車税を、スクーターは2倍、軽自動車は1.2倍から1.8倍に引き上げるものです。二輪を含む軽自動車全ての税率変更により、市民には2,560万円もの負担増となり、庶民増税そのものと考えます。2015年税制改正における国の制度に伴う変更とはいえ、賛成できません。

議員各位の御賛同をお願いし、討論といたします。(拍手)

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 19番、林下孤芳議員。

(19番 林下孤芳議員登壇)(拍手)

○19番(林下孤芳議員) 民主党を代表して、議案第20号小樽市非核港湾条例案に賛成の討論をいたします。

我が国は、世界で唯一、悲惨な被爆を体験した被爆国として、核兵器の廃絶に向けて世界に訴えていかなければならない義務と責任があります。

アメリカのオバマ大統領は、今年開催された伊勢志摩サミットの終了後、原爆を投下したアメリカの大統領として初めて被爆地広島を訪れました。

注目された原爆投下に対する謝罪は、アメリカの国内の事情や、被爆国である我が国政府が早々と謝罪は求めないとのコメントを発したことにより、注目されていた謝罪の言葉はありませんでした。これは、我が国の国民感情と大きくかけ離れたものと言わざるを得ません。

オバマ大統領の核兵器を放棄する勇気を持たなければならないとする広島でのメッセージは、核廃絶という崇高な理念とは裏腹に、広島訪問の際にも核の発射ボタンと言われるかばんを常に傍らに備えていたとする報道がなされ、核兵器を所有している国がゆえの呪縛と危機感を示すものであると理解されております。

北朝鮮は、核開発に熱狂し、核兵器の使用に対する世界の疑念と不信は高まっています。

一方で、核保有国は、オバマ大統領の核兵器廃絶の理念に逆行する、より使い勝手のよい限定核と言われる核兵器や、核兵器の小型化の開発がひそかに進められ、既に一部では実戦配備されているとも言われています。

ロシアのプーチン大統領がウクライナ紛争で核兵器の使用を示唆したと報じられたときには、こうした核兵器が実際に使用されるのではないかと世界に衝撃が走りました。

そうした意味で、核兵器の新たな脅威は、私たちが想像する以上に高まっている可能性があり、議案第20号小樽市非核港湾条例案は、今こそ最も重要な意味を持つ提案であると思います。

議員各位の御賛同と御理解をお願いし、賛成の討論といたします。(拍手)

○議長(横田久俊) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第20号について採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、議案第7号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 4番、中村岩雄議員。

(4番 中村岩雄議員登壇) (拍手)

○4番(中村岩雄議員) 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

観光船事業については、観光客や市民に日常生活ではなかなか見ることのできない小樽の海の一面を提供できる一方、青の洞窟や窓岩をめぐる観光船が多くなることで、観光船による漁業者の漁具への損傷なども発生しているとのことであり、運航上の安全性が非常に懸念される。

市としては、港湾区域内の安全性の確保については、関係団体同士で協議するよう指導しているというが、港湾区域外の運航にあつては、観光船事業者への法律の教示や魚網等が設置されている図面を提示するなどの安全指導にとどまらざるを得ないという。

しかし、観光船が航行する港湾区域外においても、観光事業者と漁業者との間でトラブルが発生する場合も十分に予測できることから、今後、市としても、注意喚起や関係者相互の協議で協定を結ぶよう呼びかけるなど、安全かつよりよい観光船事業に結びつく取組に努めてほしいと思うがどうか。

おたるドリームビーチの開設に向けて、おたるドリームビーチ海水浴場対策協議会により一定のルールが定められたことについては評価するが、ルールの実効性を高めるためには、改善すべき条文も見受けられる。

その一つとして、第22条には、飲酒運転根絶を目指し、市内統一的なキャンペーンやイベントがある場合は、協議会が参加し、周知を図るとなっているが、実際に酒を提供するのは海の家なのだから、組合や海の家が率先して参加すべきであり、条文の表現もそのように変えるべきと思うがどうか。

また、海の家営業時間やシーズン終了後の建物の撤去などについて、ルール違反をした場合の罰則は示されていない。ルールの遵守を図るためには、違反があった場合の取決めをしておくべきと思うがどうか。

ドリームビーチは昨年の閉鎖を経て、今年、新たにオープンするということが鑑みれば、ビーチのオープンまでにこのルールをしっかりと精査し、不十分な点を取り除くとともに、海の家や利用者に向けてルールの周知を徹底してほしいと思うがどうか。

今年50回目を迎えるおたる潮まつりについては、節目のまつりを盛り上げるため、参加者1万人による潮ねりこみを目指して準備が進められていると聞が、ここ数年の参加者数を見ると、1万人の実現には、実行委員会や市の相当の努力が必要と思う。

一方で、今年だけ1万人の参加を得ればよいというものではなく、大切なのは、来年以降も継続して多くの方に参加していただくことであると考え。

そのためにも、ねりこみの各種表彰を拡充し、より多くの参加者が表彰されるようにするなど、今年

の参加者に来年以降の参加意欲を高めていただけるような工夫をすべきと思うがどうか。

経済状況を把握するに当たっては、金融経済概況など多くの指標があるものの、その多くは、北海道全体としての指標であり、本市単独の状況を把握できるものはないという。

小樽市としての指標がない中、市では、市内の経済状況をどのように分析しているのか。

また、最近では、さまざまな場面で国や道の経済状況について目にする機会が増えている中で、ひるがえって本市の状況を知りたくても、把握できるものはないことから、本市としても、小樽市の経済状況が把握できる指標を作成するべきと思うがどうか。

水産物ブランド化推進事業の中で実施される小樽水産加工グランプリについては、隔年で開催されており、今年8月に第2回のグランプリが開催されるとのことである。

本事業は、本市の水産加工品の知名度アップや消費拡大を目標としており、平成26年に開催された第1回小樽水産加工グランプリにおいては、終了後の出品企業や受賞商品の売上げには好影響があったという。

グランプリによる効果について、受賞商品の売上げが増加することで雇用にはどのように影響しているのかなど、現在想定される以外の効果についても調査研究してほしいと思うがどうか。などでありませぬ。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第11号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、所管事務の調査につきましては、継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○20番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第11号「店舗リフォーム助成」条例制定方について採択を求めて討論します。

高崎市が行っているまちなか商店リニューアル事業については、その効果は実証済みです。今年度から開始する自治体もあります。高崎市では高い補助率で助成を行っていますが、新たに始めた新潟市では、そのことを踏まえ、予算額に達し次第終了や、店舗の規模を比較的小さい事業所に限定するなど、事業費に歯止めをかけながら実施しているところもあります。実施に向け、ニーズ調査や他都市の調査も進め、前向きに検討することが必要です。

以上、採択を求め議員各位の賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第11号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 22番、新谷とし議員。

（22番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○22番（新谷とし議員） 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

近年、60歳以上の年配の方が消費者トラブルに巻き込まれることが多くなっており、特に家族と離れて生活している高齢者の方が被害に遭うことが多く、また、特殊詐欺や悪徳商法も発生しており、消防署や水道局など公務を名乗ったケースも続いているという。

市には、多重債務やインターネットを利用したワンクリック詐欺などのほか、多くの悪質商法について数多くの消費者相談が寄せられているとのことだが、こういった被害から市民の生活や財産を守るため、市には、クーリングオフ制度の周知を含め、啓発活動を行い、消費者教育に取り組んでほしいと思うがどうか。

平成29年度から、要支援2以下の要介護認定者に対する介護サービスの一部が、市町村の実施する地域支援事業に移管されることから、本市ではその準備を進めているという。

市は、移管に当たり、サービス提供をボランティア団体やNPO法人に行っていたとされていたが、現時点で協力体制は構築されておらず、移管される段階では、既存の介護事業者に頼らざるを得ない状況となっているという。

しかし、今回の事業移管は、地域によって報酬などに差が発生することが懸念されており、市内にある介護事業者の中には、現状でも経営が苦しく、参入することに不安を感じている事業者もいると聞く。

しかし、事業者から協力が得られなければ、市民に迷惑をかけることにつながることから、市には、事業者の理解を得られるように移管の準備を進めてほしいと思うがどうか。

ダブルケア問題については、昨今、認知度が高まってきており、横浜市では、地域包括支援センターと子育て支援担当課が部署の垣根を越えて連携するなどした取組があると聞く。

一方、本市では、そのように連携した取組は行っていないというが、本市においても、この問題に悩む方が少なからずいることから、市は、それぞれの相談窓口を適切に案内できるよう、関係部署間で相互に相談窓口を周知するチラシを配布するなど、横の連携を意識した取組を進めてほしいと思うがどうか。

本市における猫の殺処分率については、全国的な傾向と同様、高くなっているが、その一因としては、野良猫に餌やりをする人が多く、結果、子猫が増加することが挙げられるという。

飼い主としての責任もなく、ただ餌を与える行為は、社会通念上、無責任と言えるものであるが、市では、餌やりを行わせないために、どのような啓発を行っているのか。

また、市が、餌やりをする人に注意することは当然のことであるが、今後、誰もが餌やりを行わないようにするには、教育委員会と連携するなどし、子供のうちから、猫の生態や飼育に係る啓発を行うことも必要と思うがどうか。

ビッグデータとは、日々記録されていくデータの膨大な蓄積のことを指し、データ管理の技術革新により、効率的な分散処理や管理が行えるようになったことで、データの多種多様な活用が可能となっている。

医療分野におけるビッグデータでは、電子カルテ等の膨大なデータの分析による統計的な判断と、医

師の経験との相乗効果により、高水準の治療が可能となることや、入院患者の稼働率の予測などにも役立つと考えられるが、小樽市立病院においては、ビッグデータを活用する考えはないのか。

また、医療ビッグデータの活用には、将来的には、本市のデータも全国のデータの一つとして分析、利用され、ひいては医療水準の向上にも寄与できると考えられるため、イニシャルコストがかかるとしても活用を推進していくべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、請願第2号、陳情第6号、陳情第8号及び陳情第9号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、高野さくら議員。

（7番 高野さくら議員登壇）（拍手）

○7番（高野さくら議員） 日本共産党を代表し、委員長報告に反対し、請願第2号、陳情第6号、陳情第8号及び陳情第9号全ての採択を主張し討論いたします。

まず、請願第2号「ふれあいバス」利用制限撤回、現金乗車の要請方についてですが、ふれあいバスとは、高齢者が積極的に社会に参加し、心身の健康維持と生きがいの創出に資することを目的として実施されております。

今後は、アンケート調査や町会、老人クラブなど、より多くの方々に利用目的等を聞き取りし、よりよい事業にしていくとの話がありますが、検討した結果が利用制限になったら、高齢者の方々が病院に通えなくなるなど、生活に支障が出る大きな問題につながります。

利用制限を含む検討は、今後も外すべきです。今もなお、この利用制限なく安心して利用できる事業を求める住民の声が多いことから、請願の願意は妥当だと考えます。

次に、陳情第6号朝里におけるまちづくりセンターの建設方についてです。

現在は核家族が増えて、共働きも当たり前の時代になり、昔では地域全体で子供を育てていた光景もありましたが、現在は地域の交流も薄れ、隣の家に住んでいる人さえ、どんな人が住んでいるのかわからないなど、近所づき合いなどの地域コミュニケーションが難しくなっています。

その一方で、孤独死、虐待など、生活に困っていてもわからない、把握できないなど問題があり、地域で担当している民生・児童委員の方も、いつ訪問しても留守の家が多く、訪問しても不審がられ、住民把握が難しいと頭を悩ませているとも聞いております。このように、近所に誰が住んでいるかもわからない、交流したくてもできない解決の一つとして、地域住民が集い、活動できるような、地域の核となるコミュニティ施設は必要だと考えます。

次に、陳情第8号子どもの医療費の小学校卒業までの無料化方についてです。

今年の8月から、うれしいことに、全額ではないけれども、本市でも子供の医療費助成が拡大となります。この拡大に当たっては、市内に住んでいる方から、子供の兄弟が多ければ、しょっちゅうけや病院に通うことも多く、本当に助かると喜びの声を聞いております。

子供は自分で症状を伝えることが困難であることから、発見が遅れば後遺症や重症になる危険があり、子供たちがお金の心配なく病院に通えるようにするためにも、今後も助成の拡大は必要不可欠だと

考えます。

次に、陳情第9号母子生活支援施設「相愛の里」改築方についてですが、本施設は、施設の老朽化が大変な問題になっております。

近年では地震が活発になっており、建設から70年以上経過している本施設は、耐震面でもとても心配です。

近日では、毎月のように四、五件ほど、市内、市外から、施設にすぐ入りたいという問合せが後を絶たず、見学に来る方も多と聞いておりますが、実際に施設を見学した方は、建物の傷みや部屋が狭い、暖房設備や風呂が部屋にないなどの理由から、残念ながら断念する状況だと聞いております。

一刻も早く安心して子育てや自立支援ができるようにするためにも、改築に向けて協議し、具体化を図るべきです。

いずれも採択を求め、各党派、各議員の皆さんの賛同をお願い申し上げまして討論を終わります。(拍手)

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第6号及び陳情第9号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第8号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、請願第2号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 2番、千葉美幸議員。

(2番 千葉美幸議員登壇) (拍手)

○2番（千葉美幸議員） 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

陳情第10号赤岩2丁目道路の除・排雪対策方について、昨年、第4回定例会の建設常任委員会で、この路線は第2種路線であり、除排雪回数は増えるとのことであったが、実際は例年同様であり、歩道に

は除雪した雪が積み上げられ、歩行者は狭い車道を歩行せざるを得ない、危険な状況が続いているという。

市には、地域住民の安全確保のため、空き地を活用した雪押し場の確保に加え、歩道の除雪を徹底してほしいと思うがどうか。

また、除雪の妨げとなる路上駐車や歩道への雪出しなどが行われているとも聞き、警察等の協力を得ながらパトロールの強化を図り、迷惑行為への対策を講じてほしいと思うがどうか。

貸出ダンプ制度は、年々利用団体が増えており、住民の要望も増えている。制度利用の制限など何らかの対策で予算が削られていくのではないかと心配する市民は多いが、市は、どのような説明をするつもりなのか。

市は、同制度の事業費の抑制を課題として挙げているが、ただ抑制をするだけではなく、さまざまな創意工夫や対策をとり、市民の冬の生活に対する切実な要望に応えていくことこそが、市長公約でもあるきめ細やかな除排雪にも通じると考えるが、その点において、建設部と市長の考え方にそこがあるように思うがどうか。

昨年度、市の排雪路線に指定されているにもかかわらず、357か所、83.3キロメートルについて、一度も排雪が行われなかったとのことだが、市議会が開催している市民と語る会において、「これまで年に1回は排雪が入っていたのに、この冬は入らなかった」と憤りを隠せない市民から意見があった。

市は、これまで毎年排雪が入っていた路線の市民に対し、今年は入りませんと周知すべきだったと思うが、行っていないとのことであり、このことは、市長が、きめ細やかな除雪を行うと市民にPRしていることに逆行するのではないのか。

また、今後、開催が予定されている除雪懇談会でどのような説明を行うつもりなのか。

地域総合除雪において、ある共同企業体の除雪業務に従事するオペレーターが、別の共同企業体に従事するオペレーターを兼ねていた事実が判明した。

市は、共同企業体については、「小樽市共同企業体除雪業務入札等参加申請書提出要領」により、共同企業体の編成ごとに機械の台数やオペレーターの人数の提出を求め、事前に把握し、確認した上で入札への参加を認めているとのことであるが、それであれば、今回のケースのように、オペレーターの貸し借りが発生するのは不自然であると思うがどうか。

本来、一つの共同企業体で一つの除雪ステーション業務を完結できるはずであり、最初から人員が不足していたということではないのか。

住宅エコリフォーム助成事業が今年4月からスタートしたが、現在の申請件数は4件、補助申請金額は45万6,000円とのことである。

市では、今年度の助成金額の予算は500万円で、想定した申請件数は30件と見込んでいたというが、現在の申請金額・件数はともに10パーセント程度しかない状況にある。

平成26年度まで実施していた住宅リフォーム助成事業における資格登録業者数は137社であったが、今回の登録者数はわずか34社にすぎなく、制度の利用しづらさに原因があるとすればどこにあるのか、市は来年度に向け意見を聞いてみたいとのことだが、現状の申請件数に鑑みると、市民がより使いやすい制度へ変更することを考えるべきだと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第4号につきましては、継続審査を主張する会派がありましたが、賛成少数により、継続審査は否決されました。

続いて、棄権した会派を除き採決を行った結果、全会一致により採択となりました。

次に、陳情第10号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(横田久俊) これより、一括討論に入ります。

(「議長、25番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 25番、前田清貴議員。

(25番 前田清貴議員登壇) (拍手)

○25番(前田清貴議員) 自由民主党を代表して、陳情第4号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方について及び陳情第10号赤岩2丁目道路の除・排雪対策方については、継続審査を主張して討論を行います。

陳情第4号につきましては、平成28年第1回定例会の本会議でも申し述べましたとおり、現地視察を行い、陳情箇所の実情は、地域住民のお話をお聞きして十分に認識しております。

現在、同陳情箇所は、舗装の打ち替え工事を施工し、既存の側溝側へ雨水が流入するように改修されています。

しかし、抜本的な雨水処理については、私有地と市道との境界測量に費用を要すること、市道と側溝の段差解消や新たな側溝の整備などに多額な費用を要すること、加えてさらなる検討を要する部分も多々あり、あわせて同じような陳情は、市内全域から多数要望が寄せられており、財政、緊急度、優先順位などを見極める必要も大切かと思えます。

次に、陳情第10号につきましては、平成28年第1回定例会本会議でも申し述べましたとおり、現地視察を行い、陳情箇所の実態、実情について直接地域住民からお話をお伺いして、十分に認識しております。

当該地域には、特別養護老人ホームはるを中核とした福祉施設が複数建設されています。あわせて赤岩保育所、郵便局などの公共施設が集積されており、これら施設の利用者や車両の通行量も多いことと存じます。

しかし、本市には、既に3,300件を超える除排雪にかかわる陳情・要望が市内全域から寄せられており、財政、緊急度、優先順位などを見極める必要も大切かと思えます。

よって、軽々に判断するべきではないと考え、継続審査といたします。

各党派、各議員の賛同をお願いして、討論を終わります。(拍手)

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 21番、川畑正美議員。

(21番 川畑正美議員登壇) (拍手)

○21番(川畑正美議員) 日本共産党を代表して、継続審査中の陳情第4号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方について、陳情第10号赤岩2丁目道路の除・排雪対策方についての採択を求める討論を行います。

市道御膳水仲通線の側溝一部改修については、5月末の舗装工事によって、陳情者及び地域住民から、まずは一安心したとの喜びの連絡を受けています。舗装の打ち替え工事によって、現状は民地側への流水を防ぎ、側溝へ流れるようになっていきます。陳情の趣旨は、側溝を改修して雪解け水や雨水が側溝に流れ込む状態にしてほしいとの申出であります。

実施された舗装工事により、現時点の雨水には対応しております。しかし、今後の雪解け水の状態に

対応できるかどうかについては、現段階で判断できるものではありません。雪解け時期の状況とその後の経過を見て判断しなければならないと思います。

したがって、陳情第4号市道御膳水仲通線の側溝一部改修については、採択といたします。

陳情第10号赤岩2丁目道路の除・排雪対策方については、昨年12月の建設常任委員会の時点で現地視察を行い、陳情者をはじめ地域の皆さんから実情を伺いました。

この地域は、福祉施設が密集し、郵便局もあります。福祉施設の職員の通勤車両、保育所への児童や保護者の送迎に加えて、北山中学校や高島小学校の通学路にもなっています。

このように、地域における人や車両の交通量は集中的であり、狭隘な道路の中で車両のトラブルもあり、一般的な住宅街とは大きな違いがあります。

この地域は、雪押し場も設置できず、排雪可能な場所も見当たりません。積雪時には市道北山中学校下通線、赤岩通線が1車線となって、車の交差にも苦労しているのが実情です。この冬は、少雪によって何とか過ごしてきました。しかし、地元住民からは今後の不安の声が届いています。第2種路線の出動基準の見直しで、例年より除雪回数が増えるとの期待に反して、除排雪は例年どおりであったこと、本来の砂置場の設置は確かなのか、歩道の除雪は実施されるのか、雪押し場の確保の見直しはどのようなかなどです。

地域住民の安全、車両事故の防止の観点からも、特段の配慮が必要であり、直ちに対処しなければなりません。陳情の願意は妥当です。

以上、議員各位には陳情の趣旨を御理解いただき、賛同を訴えて討論といたします。（拍手）

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 10番、高橋克幸議員。

（10番 高橋克幸議員登壇）（拍手）

○10番（高橋克幸議員） 公明党を代表し、陳情第4号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方について及び陳情第10号赤岩2丁目道路の除・排雪対策方については、いずれも継続審査を求める討論を行います。

まず、陳情第4号であります。

これまでも現地では、当面の措置として、一部の舗装面の補修や水たまり処理の溝切りなども行われてまいりました。その後、建設部において検討され、5月28日、舗装の打ち替え工事を施工し、当面の措置として一定の効果があつた旨の報告を伺いました。

しかし、側溝改修に関してであります。現状の道路は狭隘であり、側溝が設置されていないところでは、道路用地の境界が画定されておらず、測定の費用をはじめ事業の予算内容と市全体の事業内容も含めて、総合的に検討及び審議が必要と考えているところであり、継続審査を主張するものであります。

次に、陳情第10号であります。

昨年の12月16日、建設常任委員会で現地を視察し、地元住民の皆様からさまざまな意見を伺ったところでもあります。

この道路は、特別養護老人ホームや赤岩保育所など公的施設が多くあり、交通量の多いところと認識をしております。

委員会質疑で確認されましたが、この市道は2種路線ということで、今期は前年の除排雪と比較すると、道路幅など一定の管理ができたかと答弁されておりましたが、これは少雪の影響が多であったと推察されます。

基本的に、この道路は狭隘であり、道路構造の問題もあります。

また、特別養護老人ホームなど公的施設の建設時には、市と地域との間で除雪についての協議もあったように聞いておりますが、今回もそれについては確認ができておりません。

これらも含めてさらに審議が必要であると考えますので、継続審査を主張するものであります。

以上、議員各位の御賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第4号について採決いたします。

委員長報告は採択であります。継続審査と意見が分かれておりますので、まず、継続審査について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、継続審査と決しました。

次に、陳情第10号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、学校適正配置等調査特別委員長の報告を求めます。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 12番、鈴木喜明議員。

（12番 鈴木喜明議員登壇）（拍手）

○12番（鈴木喜明議員） 学校適正配置等調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質問の概要は、次のとおりであります。

西陵・松ヶ枝両中学校の統合校として閉校後の小樽商業高校を活用する案については、グラウンドが校舎から320メートル離れており、教師の目が届かないことで安全性が確保されないことが問題とされている。

市教委は、グラウンドの安全確保について、防犯カメラなどの機械を駆使し、教師がいなくても生徒の様子を見ることができるよう手立てを考えているのか。

商業高校を活用する案は、施設や通学距離、小樽商科大学に隣接しているなど、メリットが多いことは事実であり、グラウンドが校舎から離れている点をもって決定的に否定される案ではないと考える。

よって、市教委には、商業高校を統合校として活用できるよう、問題の解決に前向きに取り組んでほしいと思うがどうか。

市教委は、既存のグラウンドを活用するほか、校舎敷地内に新たにグラウンドを設置することについて、整備費用面も含めて検討しているという。

市教委の概算の費用積算では、校舎敷地内に新たにグラウンドを設置するほうが経費節減となることや、生徒の安全性の確保に対する問題も解消されることから、校舎敷地内にグラウンドを整備してほし

いと思うがどうか。

商業高校の学校施設を西陵・松ヶ枝両中学校の統合校とした際のグラウンドについて、市教委では、課題があることから、道内で年間数基しか新設されない信号機や監視する教員を必要とする監視カメラの設置を検討するというが、本当に子供の安全確保を考えているとは思えない無責任な対策である。

文部科学省の中学校設置基準では、グラウンドを敷地外に設ける場合には、教育上及び安全上支障がないときに限られるとしているが、支障しかないのではないのか。

また、グラウンドへ緊急車両が進入するための道路改良には多額の費用が必要であるほか、現在の商業高校の維持管理費は、統合する二つの中学校に比べ節減のメリットが感じられない。

市財政が厳しい中、市教委には、多額の経費がかかる商業高校ありきの考え方を改め、当初の再編計画どおり最上小学校に松ヶ枝中学校を移転した上で、今後のあり方を検討し直すべきと考えるがどうか。

中央・山手地区の中学校再編について、市教委では道教委から商業高校閉校後の施設利用の意向確認もない中、昨年度、道教委とこの利用について打合せをしたというが、その当時、一度も教育委員会にこの件を諮っておらず、今年4月の教育委員会で初めて報告したものの、その会議は小樽市教育委員会会議規則第18条第1項第5号により非公開とされた。

これは、中央・山手地区の中学校再編が教育行政上著しく支障があることから、非公開としたことと思うが、市教委も非常に問題であると認識しているのだから、一度立ちどまって再編を見直すべきと思うがどうか。

また、商業高校の使用については、道教委から意向確認も来ていない中、住民からも問題点が指摘され、経費は莫大、設置基準にも違反していることに鑑みれば、今年度、道教委に要望するのはやめるべきと考えるがどうか。

中央・山手地区の中学校再編について、市教委は、西陵・松ヶ枝両中学校を統合し、商業高校跡に中学校を設置することを軸にしたプランを示して進めている。学校再編を進めるに当たり、生徒や保護者には、通学の利便性、学習環境の整備、保護者の不安など、さまざまな不安があることから、市教委には、そういった課題を解消していく必要があると思うがどうか。

また、西陵中学校の存続を希望する市民の声もあることから、市教委は、地域住民に対して、西陵中学校の廃校を前提として説明するのではなく、西陵中学校を存続させることについても一度検討し、その場合にはどのような点が問題になるのかを示すなど、地域住民に納得をしてもらえるような方法をとって学校再編を進めていくべきと思うがどうか。

本年4月の手宮中央小学校の開校式に、学校設置者である森井市長は出席しなかったが、その後、学校設置者として学校訪問を行うなど、学校や児童の様子を見てきた経過はあるのか。

また、統合協議会において、手宮中央小学校の通学路の一部に危険があると懸念する意見があったが、現在、その指摘された箇所はどのように把握され、対策は図られているのか。

小樽市小中学校再編計画においては、平成29年度で前期計画が終了となる。これまでの進捗状況を見る限りでは、一定程度、計画どおりに推移しているものと考えているが、平成30年度から始まる後期計画に向けては、市教委としてどのように学校再編を進めていくのか、方針を示してほしいと思うがどうか。

市教委は、小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画に基づき学校再編を進めているが、計画に沿って統合した学校の規模が、市教委が望ましいとする学校規模に達しないケースが多く見られる。

このような状況で再編を進めていては、市民が学校再編に対する疑念を持つことにつながることから、市教委には、市民に疑念を持たれないよう、学校再編の必要性についてしっかりと説明を行っていくべ

きと思うがどうか。

また、基本計画の中には、「児童生徒数の大きな変動や国の制度改正などがあった場合は、必要に応じた計画の見直しを行います」とあることから、現行の計画を進めるだけでなく、P D C Aサイクルによるチェックを行い、状況の変化に合った見直しを行いながら、再編計画を進めてほしいと思うがどうか。

適正配置計画による統合校が、新たに校章デザインや校歌の歌詞を募集するに当たっては、これまで公募により行われてきた。

しかし、公募に限らずとも、在校生に限定して募集するとか、特定の作者に依頼するといった方法も考えられる中、各校の統合協議会が、あえて公募としてきたのはどのような理由によるものか。

公募には、よりレベルの高い作品を選択できるという利点があり、結果として、よい作品が選ばれていると思うが、一方で、東京オリンピックのデザイン盗用疑惑のような事案も懸念される。

市教委では、公募に伴うこのような問題について、しっかりと危機管理は行っているのか。などあります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第7号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表いたしまして、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第7号小樽市立塩谷小学校の存続方について、採択の立場で討論を行います。

塩谷中学校は本年閉校し、地域から学校が一つなくなりました。

さらに、教育委員会は、忍路中央小学校と塩谷小学校についても長橋小学校と統合しようとしています。

陳情者は、旧塩谷村から学校をなくしてしまう計画を見直すよう求め、地域のまちづくりの観点からも塩谷小学校を存続すべきと訴えています。

願意は妥当であり、採択を求めまして討論といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、陳情第7号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第3「議案第21号」を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第21号職員懲戒審査委員会委員の任命につきましては、坂田榮子氏、多木誠一郎氏、安斎哲也氏、

前田孝一氏の任期が平成28年8月31日をもって満了、三浦波人氏が平成28年3月31日をもって退職したことに伴い、引き続き多木誠一郎氏、安斎哲也氏、前田孝一氏を、新たに菰田尚正氏、相庭孝昭氏を任命するものであります。

なにとぞ原案どおり御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（横田久俊） これより、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第21号については同意と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第4「意見書案第1号ないし意見書案第7号」を一括議題といたします。

意見書案について提案理由の説明を省略し、これより直ちに一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

（3番 高橋 龍議員退席）

（4番 中村岩雄議員退席）

（5番 安斎哲也議員退席）

（6番 石田博一議員退席）

（7番 高野さくら議員退席）

（8番 酒井隆裕議員退席）

（16番 面野大輔議員退席）

（17番 中村誠吾議員退席）

（18番 佐々木 秩議員退席）

（19番 林下孤芳議員退席）

（20番 小貫 元議員退席）

（21番 川畑正美議員退席）

（22番 新谷とし議員退席）

（発言する者あり）

（「議会議員の職責を果たしてください、ちゃんと」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） ただいま出席議員が定足数を欠くに至りましたので、会議規則第11条第3項の規定により、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時38分

（午後12時に至るも再開されず、自然閉会）

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 面 野 大 輔

議 員 小 貫 元

○諸般の報告

○今定例会に提出された意見書案・決議案

○平成28年小樽市議会第2回定例会議決結果表

○請願・陳情議決結果表

○諸般の報告（招集日以降印刷配布分）

- （１）菊池洋一、前田清貴両監査委員から、平成２８年２月～４月分の各会計例月出納検査について報告があった。（招集日印刷配布分）
- （２）菊池洋一、前田清貴両監査委員から、平成２８年５月分の各会計例月出納検査について報告があった。（最終日印刷配布分）

以 上

義務教育費国庫負担制度堅持等を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	安 齋 哲 也
	同	酒 井 隆 裕
	同	斉 藤 陽一良
	同	濱 本 進
	同	佐々木 秩

日本の教育にかかわる公財政教育支出は、対GDP比においてOECD加盟34カ国の平均が4.7パーセントに対し3.5パーセントと大きく下回り、加盟国中、最下位となっています。また、厚生労働省から発表された2012年度の国民生活基礎調査によると、子供の貧困率は16.3パーセントと約6人に1人、ひとり親家庭にいたっては54.6パーセントと2人に1人以上となっています。このような状況の中、子供たちの「貧困と格差」は一層拡大し、経済的な理由によって進学・就学を断念するなど、「教育の機会均等」は崩され、学習権を含む子供の人権も保障されない状況となっています。

また、子供たちに行き届いた教育を保障するためには、教職員定数の拡充は喫緊の課題であり、義務標準法の改正を伴う「教職員定数の改善」と「学級基準編製の制度改正」及び「30人以下学級」の早期実現が不可欠です。

子供たちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有しています。その保障のためには、国による教育予算の確保と拡充が必要です。

よって、国においては、義務教育費国庫負担制度の堅持など、以下の項目について、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るよう求めます。

記

- 1 義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 2 「30人以下学級」の早期実現に向けて、小学校1年生から中学校3年生の学級編制標準を順次改定すること。また、住む地域に関係なく子供たちの教育を保障するため、義務標準法改正を伴う教職員定数改善の早期実現、及び、必要な予算の確保・拡充を図ること。
- 3 子供たちや学校、地域の特性にあった教育環境を整備し、充実した教育活動を推進するために、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置を実現すること。
- 4 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。
- 5 就学援助制度の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保及び拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成28年 7 月 8 日
小樽市議会

議決年月日	平成28年 7 月 8 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	---------------	------	-----	-----	-----

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	安 斎 哲 也
	同	酒 井 隆 裕
	同	斉 藤 陽一良
	同	林 下 孤 芳
	同	山 田 雅 敏

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定・実行など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員を始め、人材が減少する中で、新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

よって、政府においては、2017年度の政府予算、地方財政の検討に当たり、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すよう、下記の事項の実現を求めます。

記

- 1 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興にかかる財源措置については、復興集中期間終了後の2016年度以降も継続すること。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定の在り方を引き続き検討すること。
- 4 地域間の税の偏在性の是正のため、国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。
同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保を始め、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。
- 5 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「重点課題対応分」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保し、必要に応じた算定にすること。
- 6 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成28年 7 月 8 日
小樽市議会

議決年月日	平成28年 7 月 8 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	---------------	------	-----	-----	-----

平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋元智憲
	同	中村岩雄
	同	中村誠吾
	同	小貫元
	同	前田清貴

地域最低賃金は、北海道の低賃金構造を改善し、「働く貧困層＝ワーキングプア」の解消のためのセーフティネットの一つとして最も重要なものです。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、最低賃金の影響を受ける多くの非正規労働者やパートタイム労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

こうした中で平成22年、政府、労働界、経済界の代表等で作る政府の「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成32年までに全国平均1,000円を目指す」との合意をしており、北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、上記引き上げに向けた目標設定の合意を2年連続で表記しました。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながり兼ねません。

よって、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、平成28年度の北海道最低賃金の改正に当たり、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 「雇用戦略対話合意」に基づき、早期に800円を確保し、平成32年までに全国平均1,000円に到達することができるよう、平成27年度北海道地方最低賃金審議会答申を十分尊重し、デフレ脱却と経済の好循環の実現に向けて、最低賃金を引き上げること。
- 2 最低賃金引き上げと同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を行うよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成28年7月8日
小樽市議会

議決年月日	平成28年7月8日	議決結果	可決	全会一致
-------	-----------	------	----	------

骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中村岩雄
	同	高野さくら
	同	松田優子
	同	鈴木喜明
	同	面野大輔

骨髄移植及び末梢血幹細胞移植は、白血病等の難治性血液疾患に対する有効な治療法です。広く一般の方々に善意による骨髄等の提供を呼び掛ける骨髄バンク事業は、公益財団法人日本骨髄バンクが主体となり、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律に基づいて実施されています。

骨髄バンク事業において、平成28年2月現在のドナー登録者数は45万人を超え、患者とのHLA適合率は9割を超えている一方で、そのうち移植に至るのは6割未満に留まっています。これは、ドナーの健康上の問題のほか、提供に伴う通院や入院等のための休暇を認めるか否かは、ドナーを雇用している事業主ごとに対応が異なることなど、様々な要因によるものです。

骨髄バンク事業では、骨髄等の提供に際しての検査や入院等に必要な交通費、医療費等、ドナー側の費用負担はなく、また、万一、骨髄等の提供に伴う健康障害が生じた場合でも、日本骨髄バンクによる損害補償保険が適用されるなど、ドナーの負担軽減に関して様々な取組が行われています。

しかし、ドナーが検査や入院等で病院に出向くなどして仕事を休業した場合の補償は、現在行われておらず、ドナーが安心して骨髄等を多くの患者に提供できるような仕組みづくりが早急に求められます。

よって、政府においては、骨髄移植等の一層の推進を図るため、ドナーに対する支援の充実に関し、下記の事項を早期に実現するよう強く要請します。

記

- 1 事業主向けに策定した労働時間等見直しガイドラインの中でドナー休暇制度を明示するなど、企業等の取組を促進するための方策を講ずるとともに、ドナー休暇の制度化についても検討すること。
- 2 ドナーが、骨髄等の提供に伴う入院、通院、打合せ等のために休業する場合の補償制度の創設について検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成28年7月8日
小樽市議会

議決年月日	平成28年7月8日	議決結果	可決	全会一致
-------	-----------	------	----	------

次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	高橋	龍
	同	松田	優子
	同	中村	吉宏
	同	中村	誠吾
	同	新谷	とし

平成27年6月30日に閣議決定された「骨太の方針」の中で、次期介護保険制度改正に向けて、軽度者に対する福祉用具貸与等の給付の見直しを検討することが盛り込まれました。現行の介護保険制度による福祉用具、住宅改修のサービスは、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしています。

例えば、手すりや歩行器などの軽度者向け福祉用具は、転倒、骨折の予防や自立した生活の継続を実現し、重度化を防ぎ、遅らせることに役立っています。また、安全な外出機会を保障することによって、特に一人暮らしの高齢者のとじこもりを防ぎ、社会生活の維持につながっています。

仮に軽度者に対する福祉用具、住宅改修の利用が原則自己負担になれば、特に低所得世帯等弱者の切り捨てになりかねず、また、福祉用具、住宅改修の利用が抑制され重度化が進展し、結果として介護保険給付の適正化という目的に反して高齢者の自律的な生活を阻害し給付費が増大する恐れがあります。

よって、国においては、次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しについて、現行制度を維持し、原則自己負担（一部補助）化や保険給付率の削減を行わず、高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って、介護が必要な方の生活を支える観点から検討を行うことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成28年7月8日
小樽市議会

議決年月日	平成28年7月8日	議決結果	可決	全会一致
-------	-----------	------	----	------

食品ロス削減に向けての取組を進めることを求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	安 齋 哲 也
	同	松 田 優 子
	同	酒 井 隆 行
	同	佐々木 秩
	同	川 畑 正 美

食は世界中の人々にとって大事な限りある資源です。世界では全人類が生きるのに十分な量の食べ物が生産されているにもかかわらず、その 3 分の 1 は無駄に捨てられています。中でも、もったいないのは、まだ食べられる状態なのに捨てられてしまう食品ロスです。農林水産省によると、日本では年間 2,797 万トンの食品廃棄物が発生しており、このうちの 632 万トンが食品ロスと推計されています。

食品ロスの半分は事業者の流通・販売の過程の中で起き、もう半分は家庭での食べ残しや賞味期限前の廃棄などで発生しています。食品ロス削減には、事業者による取組とともに、国民の食品ロスに対する意識啓発も問われてきます。

よって、政府においては、国、地方公共団体、国民、事業者が一体となって食品ロス削減に向けての取組を進めるため、下記の事項について早急に取り組むことを強く求めます。

記

- 1 食品ロス削減に向けて、削減目標や基本計画を策定するとともに、食品ロス削減推進本部の設置や担当大臣を明確化すること。
- 2 加工食品等の食品ロスを削減するため、需要予測の精度向上により過剰生産の改善を図るとともに、商慣習の見直しに取り組む事業者の拡大を推進すること。
- 3 飲食店での食品ロス削減に向けて、食べきれ分量のメニューや量より質を重視したメニューの充実を推進するとともに、「飲食店で残さず食べる運動」など好事例を全国に展開すること。
- 4 家庭における食品在庫の適切な管理や食材の有効活用など普及啓発を強化すること。また、学校等における食育・環境教育など、食品ロス削減に効果が見られた好事例を全国的に展開すること。
- 5 フードバンクや子ども食堂などの取組を全国的に拡大し、未利用食品を必要とする人に届ける仕組みを確立すること。さらに、災害時にフードバンク等の活用を進めるため、被災地とのマッチングなど必要な支援を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 28 年 7 月 8 日
小樽市議会

議決年月日	平成 28 年 7 月 8 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-----------------	------	-----	---------

待機児童解消に向けて緊急的な対応を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	高橋龍
	同	高野さくら
	同	濱本進
	同	林下孤芳

政府は「待機児童解消加速化プラン」に基づき、保育所等の受入れ児童数の拡大や保育士の処遇改善などに取り組んできたところだが、依然として2万人を超える待機児童が存在します。

また、待機児童は主に大都市を有する都道府県に多く存在することから、問題解決のためには、地域の実情や利用者の視点に立ったきめ細かな支援策が重要です。

こうした観点から、保育人材を確保するための処遇改善など総合的な取組を推進するとともに、待機児童の多い地域においては即効性ある受皿の確保などを集中的に講ずることも必要です。

よって、政府においては、必要な予算の確保も含め、早急に待機児童の解消を図るため、下記の事項について取り組むことを強く求めます。

記

- 1 待機児童解消のため、子ども・子育て支援新制度を利用者目線で総点検し、実態に応じた公定価格の実現を図ること。
- 2 多様な保育ニーズと保育施設とのマッチングを行う「保育コンシェルジュ」について、利用者の視点に立った機能強化を推進すること。
- 3 都市部における施設整備の用地確保を図るため、定期借地制度や公務員住宅、国立大学法人等の空きスペースの活用など、公有地等を活用した保育所等の整備に取り組むこと。
- 4 保育士の賃金引き上げやキャリアアップ支援など、保育士のさらなる処遇改善を検討すること。また、短時間正社員制度の推進や育児休業取得の推進など、保育士が働きやすい環境整備にも取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成28年7月8日
小樽市議会

議決年月日	平成28年7月8日	議決結果	可決	全会一致
-------	-----------	------	----	------

森井秀明市長に対する問責決議（案）

提出者	小樽市議会議員	酒井隆行
	同	中村吉宏
	同	濱本進

今定例会も議会が空転し、10日間も会期を延長する異常な事態となった。
これで、森井市長就任以降に行われた定例会 5 回全てで、空転に伴い招集日に決定した会期を延長せざるを得なかったことになる。

これまでの定例会における空転の原因を総括すると、全ては森井市長の言動にあったと言える。事実誤認や自分勝手な思い込みによる不確実で信憑性のない不誠実な答弁や答弁漏れを繰り返し、さらには議会の権限を理解、尊重しないばかりか、それを封じようと試み、あげくには公然と議員や公党を批判するなど、およそ議会に真摯に向き合う姿勢からはかけ離れた言動に終始し、そして議会軽視の姿勢を貫き、議会を混乱に陥れたのである。

また、そのような森井市長の発言の背景には、市長の指示による除排雪業務契約の突然の変更など市民生活を顧みない場当たりの政策判断や市政運営、そしてまた、市職員との信頼関係を築こうとしない独善的な内申に基づかない職員人事などが存在している。

一方、市議会は、市民にとって重要な議案を審議するため、議事を円滑に進めることが第一であるという考えの下、空転の際には、市長部局に積極的に働きかけ、議会再開を目指した交渉を重ねるとともに、議会は審議日数の短縮、審議終了時刻の延長など、出来得る限りの努力を続けてきたが、森井市長は自身の姿勢を改めようとはせず、結果、空転が長引いた。

市議会は円滑な議会運営、充実した議会議論を担保するために森井市長に対しこれまでに可決した 1 回の決議と 3 回の定例会にわたる 10 回の動議により、政治姿勢を改めるよう求めてきたが、残念ながら、今日まで、森井市長からはその意思が見受けられない。

現在に至るまでの森井市長の姿勢、言動は、市長就任によって手に入れた権力を振りかざし、強権的な市政運営を行っている証しである。これまでの森井市長の対応は、二元代表制の一翼であり、市民の代表の市議会を重ね重ね軽視するとともに、議会制民主主義を冒瀆する不誠実及び無責任な態度であり、更には市議会の機能を阻害していることから、本決議を厳粛に受けとめ、政治姿勢及び議会に対する態度を改めることを求めるとともに、市長としての政治的、道義的責任を強く問う決議を提出するものである。

平成 28 年 7 月 8 日
小樽市議会

議決年月日	—	議決結果	審議未了	—
-------	---	------	------	---

平成28年小樽市議会第2回定例会議決結果表

○会期 平成28年6月7日～平成28年7月8日(32日間)

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
1	平成28年度小樽市一般会計補正予算	H28.6.7	市長	H28.6.24	予算	H28.6.30	可決	H28.7.8	可決
2	平成28年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算	H28.6.7	市長	H28.6.24	予算	H28.6.30	可決	H28.7.8	可決
3	平成28年度小樽市住宅事業特別会計補正予算	H28.6.7	市長	H28.6.24	予算	H28.6.30	可決	H28.7.8	可決
4	小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案	H28.6.7	市長	—	—	—	—	H28.6.7	可決
5	小樽市山林基金条例の一部を改正する条例案	H28.6.7	市長	H28.6.24	予算	H28.6.30	可決	H28.7.8	可決
6	小樽市ふるさと応援基金条例案	H28.6.7	市長	H28.6.24	予算	H28.6.30	可決	H28.7.8	可決
7	小樽市税条例等の一部を改正する条例案	H28.6.7	市長	H28.6.24	総務	H28.7.1	可決	H28.7.8	可決
8	小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案	H28.6.7	市長	H28.6.24	建設	H28.7.4	可決	H28.7.8	可決
9	小樽市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案	H28.6.7	市長	H28.6.24	厚生	H28.7.4	可決	H28.7.8	可決
10	市立小樽図書館条例等の一部を改正する条例案	H28.6.7	市長	H28.6.24	総務	H28.7.1	可決	H28.7.8	可決
11	不動産の処分について〔港町ふ頭〕	H28.6.7	市長	H28.6.24	予算	H28.6.30	可決	H28.7.8	可決
12	動産の取得について〔ロータリ除雪車〕	H28.6.7	市長	H28.6.24	建設	H28.7.4	可決	H28.7.8	可決
13	動産の取得について〔災害対応特殊消防ポンプ自動車〕	H28.6.7	市長	H28.6.24	総務	H28.7.1	可決	H28.7.8	可決
14	動産の取得について〔防火衣〕	H28.6.7	市長	H28.6.24	総務	H28.7.1	可決	H28.7.8	可決
15	工事請負契約について〔山手地区統合小学校新築工事〕	H28.6.7	市長	H28.6.24	総務	H28.7.1	可決	H28.7.8	可決
16	工事請負契約について〔山手地区統合小学校新築電気設備工事〕	H28.6.7	市長	H28.6.24	総務	H28.7.1	可決	H28.7.8	可決
17	工事請負契約について〔山手地区統合小学校新築機械設備工事〕	H28.6.7	市長	H28.6.24	総務	H28.7.1	可決	H28.7.8	可決
18	工事請負契約について〔手宮中央小学校外構・グラウンド整備工事〕	H28.6.7	市長	—	—	—	—	H28.6.23	可決
19	工事請負契約について〔北陵中学校大規模改造工事〕	H28.6.7	市長	H28.6.24	予算	H28.6.30	可決	H28.7.8	可決
20	小樽市非核港湾条例案	H28.6.7	議員	H28.6.24	総務	H28.7.1	否決	H28.7.8	否決
21	小樽市職員懲戒審査委員会委員の任命について	H28.7.8	市長	—	—	—	—	H28.7.8	同意
意見書案第1号	義務教育費国庫負担制度堅持等を求める意見書(案)	H28.7.8	議員	—	—	—	—	H28.7.8	可決
意見書案第2号	地方財政の充実・強化を求める意見書(案)	H28.7.8	議員	—	—	—	—	H28.7.8	可決
意見書案第3号	平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書(案)	H28.7.8	議員	—	—	—	—	H28.7.8	可決
意見書案第4号	骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書(案)	H28.7.8	議員	—	—	—	—	H28.7.8	可決
意見書案第5号	次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書(案)	H28.7.8	議員	—	—	—	—	H28.7.8	可決
意見書案第6号	食品ロス削減に向けての取組を進めることを求める意見書(案)	H28.7.8	議員	—	—	—	—	H28.7.8	可決
意見書案第7号	待機児童解消に向けて緊急的な対応を求める意見書(案)	H28.7.8	議員	—	—	—	—	H28.7.8	可決
決議案第1号	森井秀明市長に対する問責決議(案)	H28.7.8	議員	—	—	—	—	—	審議未了
その他会議に付した事件	行財政運営及び教育に関する調査について(総務常任委員会所管事務)	—	—	—	総務	H28.7.1	継続審査	H28.7.8	継続審査
	市内経済の活性化に関する調査について(経済常任委員会所管事務)	—	—	—	経済	H28.7.1	継続審査	H28.7.8	継続審査
	市民福祉に関する調査について(厚生常任委員会所管事務)	—	—	—	厚生	H28.7.4	継続審査	H28.7.8	継続審査
	まちづくり基盤整備に関する調査について(建設常任委員会所管事務)	—	—	—	建設	H28.7.4	継続審査	H28.7.8	継続審査

請願・陳情議決結果表

経済常任委員会

○陳情

番号	件名	提出日 年 月 日	委員会		本会議	
			議決日 年 月 日	結果	議決日 年 月 日	結果
11	「店舗リフォーム助成」条例制定方について	H27.12.10	H28.7.1	継続審査	H28.7.8	継続審査

厚生常任委員会

○請願

番号	件名	提出日 年 月 日	委員会		本会議	
			議決日 年 月 日	結果	議決日 年 月 日	結果
2	「ふれあいパス」利用制限撤回、現金乗車の要請方について	H27.12.7	H28.7.4	継続審査	H28.7.8	継続審査

○陳情

番号	件名	提出日 年 月 日	委員会		本会議	
			議決日 年 月 日	結果	議決日 年 月 日	結果
6	朝里におけるまちづくりセンターの建設方について	H27.6.23	H28.7.4	継続審査	H28.7.8	継続審査
8	子どもの医療費の小学校卒業までの無料化方について	H27.9.2	H28.7.4	継続審査	H28.7.8	継続審査
9	母子生活支援施設「相愛の里」改築方について	H27.12.1	H28.7.4	継続審査	H28.7.8	継続審査

建設常任委員会

○陳情

番号	件名	提出日 年 月 日	委員会		本会議	
			議決日 年 月 日	結果	議決日 年 月 日	結果
4	市道御膳水仲通線の側溝一部改修方について	H27.6.19	H28.7.4	採択	H28.7.8	継続審査
10	赤岩2丁目道路の除・排雪対策方について	H27.12.3	H28.7.4	継続審査	H28.7.8	継続審査

学校適正配置等調査特別委員会

○陳情

番号	件名	提出日 年 月 日	委員会		本会議	
			議決日 年 月 日	結果	議決日 年 月 日	結果
7	小樽市立塩谷小学校の存続方について	H27.8.7	H28.7.5	継続審査	H28.7.8	継続審査

小樽市議会会議録

平成28年 第2回定例会

平成28年9月発行

編集・発行 小樽市議会事務局

〒047-8660 小樽市花園2丁目12-1
電話 (代) (0134)32-4111